

平成 17 年

塩竈市議会会議録

(第112巻)

第2回臨時会	5月23日	開 会
	5月23日	閉 会
第2回定例会	6月13日	開 会
	6月24日	閉 会

塩竈市議会事務局

平成 1 7 年 5 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (5 月 2 3 日)

月 日	曜日	区 分	会期内容	会期
5 . 23	月	本会議	会期の決定、諸般の報告 議案第 4 3 号及び第 4 4 号	1

平成 1 7 年 6 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 2 日 間 (6 月 1 3 日 ~ 6 月 2 4 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会 期
6 . 13	月	本会議	会期の決定、諸般の報告、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、塩竈市農業委員会委員の推薦について、請願第15号ないし第17号、議員提出議案第2号及び第3号、議案第45号～第56号	1
14	火	休会		2
15	水	"	産業建設常任委員会（北側委員会室） 10：00～	3
16	木	"	民生常任委員会（北側委員会室） 10：00～	4
17	金	"	総務教育常任委員会（北側委員会室） 10：00～	5
18	土	"		6
19	日	"		7
20	月	"		8
21	火	本会議	諸般の報告、議案第45号ないし第56号（各常任委員会委員長議案審査報告）、請願第13号及び第16号（民生常任委員会委員長請願審査報告）、請願第15号及び第17号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	9
22	水	"	一般質問 田中 徳寿 議員 伊勢 由典 議員 東海林京子 議員 志子田吉晃 議員	10
23	木	"	一般質問 浅野 敏江 議員 木村 吉雄 議員 武田 悦一 議員	11
24	金	"	一般質問 今野 恭一 議員 小野 絹子 議員 佐藤 貞夫 議員	12

塩竈市議会平成17年5月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成17年6月定例会会議録

(5 月 臨 時 会)

平成17年5月23日 (月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
質 疑	4
伊 藤 博 章 君	4
曾 我 三 三 君	6
議案第43号及び第44号	9
提案理由説明	9
質 疑	15
伊 勢 由 典 君	15
採 決	21
閉 会	21

(6 月 定 例 会)

第1日目 平成17年6月13日 (月曜日)

開 会	23
議事日程第1号	23
開 議	26
表彰伝達式	26
会議録署名議員の指名	28
会期の決定	28

諸般の報告	28
議長辞職の件	30
議長の選挙	31
副議長の選挙	33
総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任	35
議会運営委員会委員の選任	36
塩竈市農業委員会委員の推薦について	37
請願第15号ないし第17号	37
議員提出議案第2号及び第3号	37
提案理由説明	37
採 決	40
議案第45号ないし第56号	40
提案理由説明	40
総括質疑	51
吉 川 弘 君	51
散 会	56

第2日目 平成17年6月21日（火曜日）

議事日程第2号	59
開 議	61
会議録署名議員の指名	61
諸般の報告	61
議案第45号ないし第56号（各常任委員会委員長議案審査報告）	61
討 論	66
吉 川 弘 君	66
志子田 吉 晃 君	68
採 決	70
請願第13号及び第16号（民生常任委員会委員長請願審査報告）	70
請願第15号及び第17号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）	70

討 論	72
曾 我 三 三 君	72
今 野 恭 一 君	75
採 決	76
議員提出議案第 4 号及び第 5 号	76
提案理由説明	77
採 決	78
散 会	78

第 3 日 目 平 成 1 7 年 6 月 2 2 日 (水 曜 日)

議事日程第 3 号	81
開 議	83
会議録署名議員の指名	83
一般質問	83
田 中 徳 寿 君	83
財政問題	83
行財政改革推進計画 について	
市有地売却について	
人口増対策について	
企業誘致について	
水道事業	85
管理経費の削減について	
水道料金体系について	
しおナビ 1 0 0 円バス事業について	86
コースの拡大、変更について	
バスの小型化、低床化について	
広告協賛について	
市立病院事業	86
病院の再生について	

廃棄物行政について	87
伊勢由典君	99
海辺の賑わい地区とまちづくり参画事業予定者の決定について	99
事業者を決定した市長の判断理由と「海辺の賑わい地区グランドデザイン」が示した食・住・商基本コンセプトとの整合性について	
土地区画整理事業の企画提案やコーディネートと市に対するインセンティブ提案と事業者のかかわりについて	
公募から事業者決定を進めた市長の手法と行政責任について	
北浜造船移転問題と県と市の対応について	102
宮城県が北浜造船会社に行った5月30日説明会の内容と、用地買収に応じた会社数について	
県が買い取った東北造船跡地の買取り総額と同跡地の現状について	
早期移転と市の役割について	
塩釜港での企業の撤退と進出について	103
飼料会社2社の塩釜工場の操業中止問題と市の対応について	
自動車リサイクル企業の今後の県と市の対応について	
西塩釜駅無人化問題について	104
無人化問題と市の対応について	
仙石線整備促進期成同盟会での要望内容として西塩釜の有人化とATS-Pの早期整備について	
東海林京子君	115
しおナビ100円バスの運行の継続を	115
6カ月試行から本格実施に移行する時期とその内容は	
現行路線に魚市場、マリングート、郵便局(本局)等をプラスする	
路線の拡大を	
路線拡大後も1週の所要時間を1時間に持続されたい	
1時間一本を二本に増便することを望む	
北まわりの空白時間を解消すること	
人と車にやさしい道路へ	117

舗装のデコボコ、段差、各種マンホールふたの突出等の点検、改良を	
違法駐車取締り強化を警察と連携で	
市立病院の経営健全化計画について	118
医師の確保の見通しについては	
消化器センター構想は実現できるか	
療養型、在宅医療の強化について	
特勤手当の削減は人材確保と就労意欲の欠如を招く	
場外馬券売り場の進出について	119
「事業化に向けて大きく動き出した」という新聞記事に市長はどんな感想をもったか	
馬券売り場ができると塩竈市にはどのようなメリットがあるか。またデメリットはないか。	
海辺の賑わいゾーンへ大型店の進出について	120
大型店進出によって、本町、海岸前に、にぎわいを取り戻すための仕掛けをどうつくるのか	
海辺の賑わいゾーン内に、しおナビバス、一般乗合路線バスの停留所の設置を	
志子田 吉 晃 君	132
市立病院事業の改善策について	132
再生緊急プランの進捗	
院内開業や統合医療の取り入れの考え	
100円バス本格導入の基本的考えについて	133
乗降客調査、アンケート調査の結果分析	
将来的な路線の拡大の考え	
中学校教科書の採択の基本方針について	134
教科書の採択手順と歴史観のとらえ方	
本市の教育方針と統一テストの結果	
教育施設の利用範囲の考え方	

自主財源確保対策について	136
市税増収策の基本的考え	
法人税増収策の姿勢	
市有地売却と遊休地の活用	
人口増加対策について	137
中心市街地の活性化と定住化	
「日本一住みたいまち」としての人口増加策	
産業誘致と定住施設誘致の考え	
散 会	148

第 4 日 目 平 成 1 7 年 6 月 2 3 日 (木 曜 日)

議事日程第 4 号	151
開 議	153
会議録署名議員の指名	153
一般質問	153
浅野敏江君	153
子育て支援について	153
子供優先の街づくり	
「子育て週間」の制定	
福祉について	155
発達障害児(者)のトータル支援のあり方	
子供の居場所	
高齢者、障害者の成年後見人制度	
市民の安全安心について	158
西塩釜駅周辺と構内の安全対策は万全か	
市道整備について	158
新浜町二丁目、新浜保育所周辺の市道、側溝整備について	
木村吉雄君	168
市長の政治姿勢について	169

新行財政改革推進計画	
市内の人口減少	
港湾と都市環境整備について	170
みなとまちづくり課の現状と課題	
災害時に対応した道路環境整備	
広域行政について	170
二市三町の現状	
複合事務組合への考え	
芸術文化の振興について	170
市所蔵の芸術作品の展示	
指定管理者制度の導入	
武田悦一君	184
新庁舎建設による財源確保について	185
海岸通1番地区と2番・3番地区による再開発と塩竈神社を軸とした	
本町、釜の前の活性化	185
伊保石公園と体育館隣の市の土地に市民投資の観光ホテル建設によ	
る財源確保と商工業界の活性化	186
散会	192

第5日目 平成17年6月24日（金曜日）

議事日程第5号	193
開議	195
会議録署名議員の指名	195
一般質問	195
今野恭一君	195
財政再建の取り組みについて	197
人件費、給与費の削減状況について	
職員定数の削減について	
歳入の見通しについて	

交通渋滞緩和策について	197
国道45号線の渋滞について	
八幡築港線(産業道路)の渋滞について	
越の浦春日線について	
塩釜陸橋の老朽化について	197
今後の改善策について	
雨水対策事業について	197
野田の玉川流域の雨水対策について	
小野絹子君	206
まちづくり参画事業者決定に伴う諸問題について	207
地元商店会及び地元経済や市財政への打撃と行政責任について	
土地開発公社所有地の貸付問題について	
日本中央競馬会(JRA)塩釜進出問題について	208
県警本部長の「施行者と警察の協議は市長の同意が前提」との答弁 に関し、市長の同意について	
交通渋滞、不法駐車問題について	
競馬法施行規則に基づき農林水産省告示で定める学校その他の文教 施設等の要件と教育・防犯などへの影響について	
相談室の改善と確保について	210
介護保険事業の見直しについて	210
在宅、施設における見直しの内容とその影響について	
第3期介護保険事業計画の策定に関して	
越の浦地域の抜本的な雨水事業計画について	211
佐藤貞夫君	222
行財政改革と財政再建及び広域行政又は合併の考え方について	222
行財政改革と再建には二つの考え方がある。塩竈市が生き残る道か それとも合併の布石のためなのか	
行財政改革なくして市政の発展はないと考えるが、一般会計の現状 からして各特別会計、企業会計の将来見通し	

市町村合併の基本的考えについて	
二市三町首長間での協議、話し合いの考え方について	
水産振興について	224
今後の漁船誘致の考え方について	
魚市場背後地の再開発の進捗について	
水産製品の消費地へのアピールについて	
浦戸の振興、観光の振興について	225
水産地場産品の宣伝、観光物産協会の果たす役割について	
浦戸の振興計画をより具体的に	
教育の振興について	226
学力低下しているという今日、教育委員会はこれに対しどのような 対策をもっているか	
教育現場の危機管理についてどのような指導をしているか	
中心市街地再開発について	226
本町旧今野屋跡地の具体的活用の方針は	
海辺の街づくりと区画整理の進捗状況は	
閉 会	235

平成17年5月臨時会	5月23日	開会
	5月23日	閉会
平成17年6月定例会	6月13日	開会
	6月24日	閉会

議案審議一覽表

請願審議一覽表

請願文書表

議員提出議案

塩竈市議会 5 月臨時会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
	議案第43号	平成17年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算	原案可決	17.5.23
	議案第44号	平成17年度塩竈市公共駐車場事業特別会計補正予算	原案可決	17.5.23

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第47号	塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	原案可決	17.6.21
	議案第48号	塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	17.6.21
	議案第49号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.6.21
	議案第54号	宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少について	原案可決	17.6.21
	議案第55号	宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について	原案可決	17.6.21
	議案第56号	浦戸地区辺地総合整備計画の変更について	原案可決	17.6.21
民 生	議案第45号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	17.6.21
	議案第49号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.6.21
	議案第50号	平成17年度塩竈市交通事業特別会計補正予算	原案可決	17.6.21
	議案第52号	平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算	原案可決	17.6.21
産業建設	議案第46号	塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例	原案可決	17.6.21
	議案第49号	平成17年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	17.6.21

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第51号	平成17年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	17.6.21
	議案第53号	平成17年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	17.6.21
	議員提出 議案第2号	地方六団体改革案の早期実現に関する意見書	原案可決	17.6.13
	議員提出 議案第3号	地方議会制度の充実強化に関する意見書	原案可決	17.6.13
	議員提出 議案第4号	障害者自立支援法に関して、改善を求める意見書	原案可決	17.6.21
	議員提出 議案第5号	燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書	原案可決	17.6.21

塩竈市議会 6 月定例会請願審議一覧表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第13号	利用料負担の大幅増など「介護保険」の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願	16.12.3	民生	不採択	17.6.21
第15号	燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書の提出に関する請願	17.6.2	産業建設	採 択	17.6.21
第16号	障害者自立支援法に関して、改善を求める意見書提出に関する請願	17.6.7	民 生	採 択	17.6.21
第17号	「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める」意見書提出に関する請願	17.6.7	産業建設	継続審査	17.6.21

平成 17 年 6 月 13 日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番号	第 15 号
受理年月日	平成 17 年 6 月 2 日
件名	燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書の提出に関する請願
要旨	<p>【請願の要旨】</p> <p>原油価格の高騰に伴う燃料油及び石油関連製品の価格上昇が、漁業生産者をはじめ流通加工業者や水産関連業者の経営を圧迫しておりますので、国家石油備蓄の取り崩し等の措置により、価格安定策を講ずるよう関係行政庁に意見書を提出していただきたい。</p> <p>【請願の理由】</p> <p>いまだに先行きの不透明な経済停滞の中で、消費の低迷とそれによって生じている水産物価格の低迷は、漁船漁業のみならず本市の基幹産業である水産物流加工業の経営に深刻な影響を及ぼしております。</p> <p>更に昨年来の急激な原油価格の高騰は、漁業生産用の燃料油の急騰をもたらし、出漁の困難な状況も現れるにいたり、産地魚市場を抱える水産都市に多大な影響を与えております。</p> <p>陸上部門におきましても、運送料や石油関連製品の上昇によるコストの増大が大きく影響し、水産業全般にわたりその経営を圧迫する重大な要因となっております。</p> <p>また、このような燃料油及び石油関連製品の価格上昇は、国民生活に直接的に結びつく水産物の安定供給に多大な影響を及ぼし、我が国の食料自給率の低下をもたらすものと思料されます。</p> <p>このため、備蓄石油の取崩し等の施策を講じ、燃料油及び石油関連製品の価格安定を図るよう、関係行政庁に意見書を提出していただきたくお願いいたします。</p>
提出者 住所・氏名	<p>塩竈市新浜町一丁目 13 番 1 号 塩釜市水産振興協議会 会 長 佐 藤 吉 男</p> <p>塩竈市新浜町一丁目 13 番 1 号 株式会社塩釜魚市場 代表取締役社長 津 田 武</p> <p>塩竈市新浜町一丁目 13 番 1 号 塩釜地区機船漁業協同組合 代表理事組合長 佐 藤 吉 男</p>

	<p>塩竈市新浜町一丁目13番1号 塩釜市魚市場買受人協同組合 理事長 岩崎進作</p> <p>塩竈市新浜町一丁目13番1号 塩釜市魚市場問屋協同組合 理事長 渡部 健</p> <p>塩竈市新浜町一丁目20番74号 協同組合連合会塩釜水産物仲卸市場 理事長 鈴木 雍壽郎</p> <p>塩竈市新浜町一丁目12番31号 宮城県南部鯉鮪漁業協同組合 代表理事組合長 渡邊丹治</p> <p>塩竈市尾島町17番6号 塩釜商工会議所 会頭 稲井善孝</p>
紹介議員 氏名	<p>田中徳寿 浅野敏江 吉川 弘</p> <p>福島紀勝 伊藤博章</p>
付託委員会	産業建設常任委員会

平成 17 年 6 月 13 日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番号	第 16 号
受理年月日	平成 17 年 6 月 7 日
件名	障害者自立支援法に関して、改善を求める意見書提出に関する請願
要旨	<p>【請願要旨】</p> <p>政府は「障害者自立支援法」を今国会に提出しております。今回の法案では「身体、知的、精神に分かれている障害施策を一つにまとめる」としております。</p> <p>現行の障害者福祉サービスでは、所得に応じた応能負担としております。市民税非課税世帯で収入 80 万円未満で（障害者年金 2 級相当）ならホームヘルプサービスは無料です。また施設の入所・通所は実収入に応じた負担としております。</p> <p>しかし、今回の障害者自立支援法では、応益負担として 1 割負担を導入しており、市民税非課税世帯の 1 割負担では上限額 15,000 円となります。</p> <p>また、公費負担医療費では、精神障害者の通院医療費は 5%としております。障害者自立支援法では 1 割負担としており、今年 10 月から実施を進めようとしています。</p> <p>障害者自立支援法は障害者の不安をよんでおり、障害者が安心して障害者サービスが受けられる改善が求められます。</p> <p>以上の趣旨にご理解をいただき下記の事項について地方自治法第 99 条の規定による意見書を国の関係機関に提出されるよう請願いたします。</p> <p>【請願事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 障害福祉サービスの 1 割負担を行わないこと。 2. 精神障害者通院の医療費自己負担 5%を堅持すること。
提出者 住所・氏名	塩竈市みのが丘 5 の 23 精神障害者家族会 しののめ会 会長 阿部 啓子
紹介議員 氏名	浅野 敏江 佐藤 貞夫 伊勢 由典 東海林 京子
付託委員会	民生常任委員会

平成 17 年 6 月 13 日 塩竈市議会定例会
請 願 文 書 表

番号	第 17 号
受理年月日	平成 17 年 6 月 7 日
件名	「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSE の万全な対策を求める」 意見書提出に関する請願
要旨	<p>【請願要旨】</p> <p>貴議会におかれまして、地方自治法第 99 条の規定に基づき、下記事項を内容とする意見書を政府関係機関に提出いただきますよう請願致します。</p> <p>米国産牛肉の輸入再開問題について</p> <p>米国産の牛肉頭に対する BSE 対策については、下記のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないよう求めます。</p> <p>米国ではと畜される牛で、BSE 検査を行っているのは全体の 1% 以下にしかすぎないこと。</p> <p>生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確に出来ず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じさせること。</p> <p>特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は 30 ヶ月齢以上の牛に限られていること。</p> <p>米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。</p> <p>国内の BSE 対策について</p> <p>国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討されるべきです。さらに、検査緩和をおこなうと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想されます。そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続するよう求めます。</p> <p>【請願理由】</p> <p>国内で BSE (牛海綿状脳症) 感染牛が確認されて以来、政府は、と畜される全ての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉に対する信頼回復に務めてきました。また、2003 年に米国で BSE の発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきました。</p>

	<p>ところが、政府は、20ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、さらにいま、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めています。</p> <p>しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安が続いています。BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものです。</p> <p>しかも、米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的です。</p> <p>私たちは、米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対するとともに、引き続き、BSE問題への万全な対策を求めます。</p>
<p>提出者 住所・氏名</p>	<p>仙台市青葉区本町2-12-7 食・緑・水を創る宮城県民議会 会長 工藤昭彦</p>
<p>紹介議員 氏名</p>	<p>吉川 弘 福島 紀勝</p>
<p>付託委員会</p>	<p>産業建設常任委員会</p>

議員提出議案第2号

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成17年6月13日

提出者 塩竈市議会議員

田 中	徳 寿	武 田	悦 一
伊 藤	栄 一	志子田	吉 晃
鈴木	昭 一	今 野	恭 一
嶺 岸	淳 一	浅 野	敏 江
吉 田	住 男	佐 藤	貞 夫
木 村	吉 雄	鹿 野	司 雄
志 賀	直 哉	香 取	嗣 雄
東海林	京 子	福 島	紀 勝
伊 藤	博 章		

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に、地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、概ね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議をはじめ、地方分権の一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

1. 地方六団体の改革案を踏まえた概ね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
2. 生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
3. 政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
4. 地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について政府の方針を早期に明示すること。
5. 地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

関係機関あて

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、郵政民営化・経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣)

議員提出議案第3号

地方議会制度の充実強化に関する意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成17年6月13日

提出者 塩竈市議会議員

田中	徳寿	武田	悦一
伊藤	栄一	志子田	吉晃
鈴木	昭一	今野	恭一
嶺岸	淳一	浅野	敏江
吉田	住男	佐藤	貞夫
木村	吉雄	鹿野	司雄
志賀	直哉	香取	嗣彦
曾我	三三	中川	邦弘
小野	絹子	吉川	弘子
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 菊地 進 殿

「別 紙」

地方議会制度の充実強化に関する意見書

平成5年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は、近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。一方、各議会においては、自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべき様々な制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」等にかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自律性を発揮してはじめて「地方自治の本旨」は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって国におかれては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化及びその活性化のため、抜本的な制度改正が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

衆議院議長あて
参議院議長あて
内閣総理大臣あて
総務大臣あて

議員提出議案第4号

障害者自立支援法に関して、改善を求める意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成17年6月21日

提出者 塩竈市議会議員

田中	徳寿	武田	悦一
伊藤	栄一	志子田	吉晃
鈴木	昭一	今野	恭一
嶺岸	淳一	浅野	敏江
吉田	住男	佐藤	貞夫
木村	吉雄	鹿野	司雄
志賀	直哉	香取	嗣彦
曾我	三三	中川	邦弘
小野	絹子	吉川	弘子
伊勢	由典	東海林	京子
福島	紀勝	伊藤	博章

塩竈市議会議長 菊地 進 殿

「別 紙」

障害者自立支援法に関して、改善を求める意見書

「障害者自立支援法案」では「身体、知的、精神に分かれている障害施策を一つにまとめる」としております。

現行の障害者福祉サービスでは、所得に応じた応能負担としております。

しかし、今回の障害者自立支援法では、応益負担の導入が盛り込まれ、自己負担の増加が障害者の不安をよんでおり、障害者が安心して障害者サービスを受けられるように改善が求められます。

よって、下記事項について強く要望します。

記

要望事項

- 1．障害福祉サービスの負担増を行わないこと。
- 2．精神障害者通院については、現状の医療費自己負担を堅持すること。
- 3．就労支援など障害者が自立できる法整備を急ぐこと。

以上、地方自治法第99条の規定による意見書を提出します。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

関係機関あて

(内閣総理大臣、厚生労働大臣)

議員提出議案第 5 号

燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書

上の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 17 年 6 月 21 日

提出者 塩竈市議会議員

田 中	徳 寿	武 田	悦 一
伊 藤	栄 一	志子田	吉 晃
鈴 木	昭 一	今 野	恭 一
嶺 岸	淳 一	浅 野	敏 江
吉 田	住 男	佐 藤	貞 夫
木 村	吉 雄	鹿 野	司 雄
志 賀	直 哉	香 取	嗣 彦
曾 我	ミ ヨ	中 川	邦 弘
小 野	絹 子	吉 川	弘 子
伊 勢	由 典	東海林	京 子
福 島	紀 勝	伊 藤	博 章

塩竈市議会議長 菊 地 進 殿

「別 紙」

燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書

長引く経済停滞の中で、消費の低迷とそれによって生じている水産物価格の低迷は、漁船漁業のみならず本市の基幹産業である水産物流通加工業の経営に深刻な影響を及ぼしております。

更に昨年来の急激な原油価格の高騰は、漁業生産用の燃料油の急騰をもたらし、出漁の困難な状況も現れるにいたり、産地魚市場を抱える水産都市に多大な影響を与えております。

陸上部門におきましても、運送料や石油関連製品の価格上昇によるコストの増大が大きく影響し、水産業全般にわたりその経営を圧迫する重大な要因となっております。

また、このような燃料油及び石油関連製品の価格上昇は、国民生活に直接的に結びつく水産物の安定供給に多大な影響を及ぼし、我が国の食料自給率の定価をもたらすものと思料されます。

このため、備蓄石油の取崩し等の施策を講じ、燃料油及び石油関連製品の価格安定を図るようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により 意見書を提出いたします。

平成 年 月 日

塩竈市議会議長 菊 地 進

農林水大臣
水産庁長官
経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
宮城県知事 殿

平成17年5月臨時会
5月23日 開会
5月23日 閉会

塩竈市議会会議録

平成17年 5 月23日（月曜日）

塩竈市議会 5 月臨時会会議録

（第 1 日目）第 7 号

議事日程 第1号

平成17年5月23日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第43号及び第44号

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君

市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君
総務部次長兼 総務課長	阿部守雄君	総務部行財政改革 推進専門監	田中たえ子君
総務部危機管理監	芳賀輝秀君	産業部次長	伊賀光男君
総務部政策課長	渡辺常幸君	総務部財政課長	菅原靖彦君
総務部税務課長	福田文弘君	産業部 みなとまちづくり課長	神谷統君
産業部水産課長	佐藤俊行君	産業部 商工観光課長	荒川和浩君
総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤信彦君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会 教育部長	小山田幸雄君	教育委員会教育部 総務課長	橘内行雄君
教育委員会教育部 生涯スポーツ課長	菊地辰夫君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（香取嗣雄君） 去る 5 月 16 日告示招集になりました平成 17 年第 2 回塩竈市議会臨時会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

21 番東海林京子君より遅参する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7 番今野恭一君、8 番嶺岸淳一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（香取嗣雄君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

議長（香取嗣雄君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

報告は、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、
市長に指定しておりました専決処分の報告であります。専決第 2 号「平成 16 年度塩竈市一般会
計補正予算」、専決第 3 号「平成 16 年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」、専決第 4 号「平
成 16 年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、専決第 5 号「平成 16 年度塩竈市魚市場
事業特別会計補正予算」、専決第 6 号「平成 16 年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」、専
決第 7 号「平成 16 年度塩竈市老人保健医療事業特別会計補正予算」、専決第 8 号「平成 16 年度
塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」、専決第 9 号「平成 16 年度塩竈市公共用地先行取
得事業特別会計補正予算」、専決第 10 号「平成 16 年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、
専決第 11 号「平成 16 年度塩竈市土地区画整理事業特別改正補正予算」、専決第 12 号「塩竈市市
税条例の一部を改正する条例」、専決第 13 号「塩竈市都市計画税条例の一部を改正する条例」、

以上12件について3月31日に専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により、5月16日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、監査委員より、議長あてに提出されました行政監査の結果報告1件並びに定期監査の結果報告5件であります。

これより質疑に入ります。23番伊藤博章君。

23番（伊藤博章君） それでは、私の方からは、行政監査並びに定期監査に関連をいたしまして、この監査のありよう、または基本的な私の考え方でございます、本市が今おかれています大変厳しい状況の中で行財政改革というものを進めていく上で、この監査という制度が大変重要な役割を持っているという私の考え方に基づきまして、若干質疑をさせていただければと思っております。

過日、たまたま私、アメリカにおけます監査業務についての調査結果というものについて勉強させていただく機会がございました。現在アメリカにおきまして、特にアメリカの地方自治体におきましては、監査が一通り終わりますと監査事務局、あるいは監査人と市当局がお互いに連携を取り合いながら、どうすれば行政コストを下げ住民サービスを提供できるかということについて市全体で考えているようでございます。これは、1980年代にアメリカが抱えまして「双子の赤字」の影響で連邦政府が補助金を削減したと。その結果、地方自治体は当時、住民サービスを低下させるか、それとも税率を引き上げるかという判断を迫られたという事情がございました。そのときに当時の地方政府、地方自治体は、住民に対してどうこの難局を乗り切るかということを問いました。その結果監査が、監査事務は行政コストを下げる任に当たるべきだという意見というのが出されて、今現在にその基本というのが置かれているようでございます。

私は、基本的に行財政改革に向けて包括外部監査などの取り組みが必要だとこの場をお借りしまして申し上げた経過もございしますが、定期監査あるいは決算監査、今回出されております新しい取り組みでございます行政監査、または工事監査など、監査全般が行財政改革を確かに進めるためには大きな推進力になると考えておりますが、このところまず、ご当局及び監査人さんのご認識をお伺いをしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） それでは、私の方からまず回答させていただきます。

行財政の改革に監査が一定の役割を果たしていくことができると。また、今の時代、そうい

ったものを積極的に果たしていかなければならない時期であるというふうに私自身思っているところ。その一環という形で、今回行政監査に取り組ませていただきました。実施に当たっては、議会選出の監査委員さんの了解並びに事務局の了解が得られましたので、今回取り組むことができたという形になっております。

それで、特に事務局の方には、体制上の問題もあって定期監査と並行して行わなければならないというようなことがありまして、大分ご苦勞をおかけしたところですが、監査の行財政改革に果たす役割を積極的に進めていくという意味でも、今後もこういった形で取り組んでいきたいというふうに基本的には考えております。

ただ、体制上の問題もありまして、広範な形で行政監査に取り組むということがなかなか難しいという状況にありますので、できるだけ問題を絞り込むというような形で実施していきたいというふうに今のところ考えておるところです。

以上です。

議長（香取嗣雄君） 23番伊藤議員。

23番（伊藤博章君） 今、ご回答ありましたとおり、行政監査につきましては基本的に問題点を絞り込んでその事業を具体的に挙げながら、今回のような形でそのことが、厳しい社会情勢の中で行財政改革が、という観点から、経済性、効率性をより重要視することを当局に求めるという視点を持って取り組まれている自治体も多いようでございますが、その部分もう一度確認を、今回のこの行政報告に関してそういう点どのような努力があったのか、お伺いをしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 高橋監査委員。

監査委員（高橋洋一君） まず、一般的な定期監査の中では、例えば今回委託契約関係ですが、そういった事務処理が適正になされているか。あと、公平な形で、より有利な形で事務処理がなされているかという観点を見ておるところですが、なかなかその委託の目的とした部分がどのように果たされているかという部分については、なかなか定期監査では見られないということがありますので、財務監査というんですか、定期監査、そういう中ではなかなか見にくいということがありますので、今回定期監査とは別に行政監査という形で、本来契約するに当たっての目的というものが達成されているのかどうかという視点を重点に見せていただいたと。あと、結果については報告書のとおりでございますので。

以上です。

議長（香取嗣雄君） 23番伊藤議員。

23番（伊藤博章君） ご当局におかれましてはぜひ、今回行政報告が出されたわけですので、その内容について真摯に受けとめられて、その指摘というものを事業に具体的に反映されますことをお願いをしながら、監査委員には一步、もう一步進んでいただいて、今回監査という指摘によって具体的に今後コストがどのように縮減が図られていくのか、そういうものを具体的に数値化して、それを公表しながら一般の市民含めて、私どもが一目瞭然わかるような取り組みをお願いをいたしまして質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我議員。

16番（曾我ミヨ君） 私の方から、専決第12号塩竈市市税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

資料……、資料というか、ページは書いてございませんが、「条例第16号」ということで資料が添付されています。

この市税条例の改正は、定率減税の見直しや高齢者及び障害者、寡婦などが該当する非課税の見直しによるもので、幾つかの改正になっております。

一つは、特に個人市民税、所得割に適用されている定率減税の廃止、縮減されることによって定率減税が縮減されるということは市民の間で知られていると思いますけれども、今回の改正によって一体どれぐらいの所得階層でどれだけの増税になるかということは、ほとんど市民の方はわからないのではないかと思います。そこで、定率減税という点で、今回の改正されることによって来年、平成18年度から増税になるというふうに考えていますけれども、特に中堅階層、サラリーマンの、例えば年収 400万円から 1,000万円以下を対象にした減税ですから、この減税を反映するという事は、これらの中堅層が増税の対象になるというふうに思われます。

それで、一般的にいろいろな家族構成がございますけれども、夫婦・子供 2 人の世帯を基準にして、奥さんが働いていないということで 400万円、あるいは 500万円、600万円で一体どれぐらいの増税になるかについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（香取嗣雄君） 福田税務課長。

総務部税務課長（福田文弘君） 具体的な税の内容でございますので、私から回答させていただきます。

なおかつ、今回の市の専決処分した内容には、定率減税の縮小については入ってございませ

ん。これは、地方税法の改正で完結した内容になってございます。

そうはいきまして、では具体的にどのような内容になるかでございますが、まず増税ではなくて、あくまで今まで減税されていた分がもとに戻ると、2分の1戻るということでございますので、そのこのところを了解してお聞きいただければと思います。

まず、年収 400万円で夫婦、奥さんは専業主婦で子供 2 人、この方の場合の税額の試算でございますが、まず市県民税については、これはほぼ 2,000円ぐらいの金額になります。ただし、そのほかには所得税も今回にあわせまして改正されてございますので、この部分が 6,000円ほどになりますので、合計で 8,000円ぐらいの額になるというふうに試算できます。

続きまして、500万円の世帯につきましても同様に考えますと、住民税そのものは 4,000円ほど、ただそれに所得税が 1万 4,000円ほどプラスされる。そのような形の税額になると試算してございます。

以上です。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我議員。

16番（曾我ミヨ君） 400万円のところで所得税も含めて約 8,000円、500万円のところで1万 7,500円という答えがございました。新聞紙上では、一番この 500万円から 600万円のところが増税率で最も高く、11%負担がふえるということでは言われているようであります。

もう一つは、配偶者控除も廃止されております。この廃止による影響も出るとは思いますけれどもこの点について、特に配偶者控除というのは33万円、これが廃止されるわけですが、市民税、県民税、合計でどれだけになるのかお伺いします。

議長（香取嗣雄君） 福田税務課長。

総務部税務課長（福田文弘君） まず、「配偶者控除」でなく、変わりましたのは「配偶者特別控除」でございます。（「特別」ですね」の声あり）

それで、これは昨年改正をさせていただきました。具体的には、配偶者控除33万円でございますが、その方に対して上乗せで特別控除があったわけですがこれもこれが廃止になりまして、今年度の税から既にそのような取り扱いになってございます。具体的に計算しますと、先ほどの所得 400万円、500万円、それぞれ税率同じでございますので同じ金額になります。計算しますと市民税で 9,900円、それから県民税で 6,600円、合計 1万 6,500円ほどかかる形になるかと思えます。

以上です。

議長（香取嗣雄君） 16番曾我議員。

16番（曾我ミヨ君） 市民税で 9,900円、県民税で 6,600円で合わせて 1万 6,500円、これが配偶者控除の廃止で負担になると。

ですから、具体的には来年度からですけれども、今度のこの税制改正で 400万円のところで、試算しますと合計で 6万円の増税、500万円のところで定率減税と配偶者特別控除合わせますと 7万 9,500円の増税、600万円のところで 10万 9,300円の増税になると。こういうふうに見ただけでも、景気が上向いているのであれば、それはそういう減税も廃止するということがあるのかもしれませんが、今本当に冷え込んでいる中でこれだけの住民負担をさせるというのは、ますます景気や経済を悪化させるものだと言わなければならないというふうに考えております。

今回の改正は、この資料の条例第16号のちょうど真ん中、3ページになると思いますが、実は高齢者や障害者、寡婦などの低所得者に対する非課税、これを段階的に縮減、廃止するという改正もこの中に盛り込まれております。これまで実際は、65歳の高齢者の方は住民税が非課税になっていましたけれども、平成17年中の総所得金額が 125万円以下の方に対して、これからはこれを段階的に課税対象にしていくという改正であります。心配なのは、そのことによって塩竈市民の影響を受ける人はどれだけいると見ているのか、どれだけ増税になると見ているのか、この辺について伺います。

議長（香取嗣雄君） 福田税務課長。

総務部税務課長（福田文弘君） まず、きちんと頭に入れていただきたいんですが、今回の非課税措置の改正は、65歳以上の方の部分のみでございます。その他の方の部分については現在も制度が生きていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

65歳以上の方の非課税措置の廃止でございますが、具体的には 125万円未満ですと年金だけの収入の方の場合は 245万円の年金をもらっている方、それ以下の方が該当するような形になります。

なぜこのような廃止をしたかということでございますが、年金ではなくて、それでは給与収入だけもらっている方の場合だと、もう 150万円の給料でも均等割がかかるような状況になるわけでございます。年金ですと 245万円ですから 100万円ぐらいの収入の差が出てくると、そういうような状況を考えますと、あくまで 245万円以下の方についても自動的に課税しますよということではございませんで、その方の実際の扶養の状況とか、社会保険料をどれぐらい納

めているのか、そのような実際の実態に合わせた状況によって課税になるべきか非課税になるか判断させてくださいと、そういうような内容になってございます。年金の控除等を含めまして昨年からちょっと変わっておりまして、具体的な対象者というのはなかなかつかみにくいんですけども、事務的には約 300人ほどになるのかなと考えてございます。

あと、影響額につきましては本当にこれは、本当に単純にマックスといたしますか、最大で恐らく単年度で 100万円ぐらいになるのかなということで算定はしていますが、実態からいいますと実際的に来年の課税事務を行って見ないと、かなり制度変わっていますので今のところちょっとわからないといたしますか、少しアバウトな状況になってございます。

以上です。（「はい」「終わり」の声あり）

議長（香取嗣雄君） 曾我議員、終わり。3回ね。（「ああ、3回だから」の声あり）なし、なしね。

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第43号及び第44号

議長（香取嗣雄君） 日程第4、議案第43号及び第44号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 臨時議会提出議案の理由説明の前に、冒頭お許しをいただきまして、昨日多賀城市内で発生いたしました大変痛ましい交通事故について、その概要をご報告させていただきたいと思っております。

昨日は、午前4時18分ごろ、多賀城市八幡1丁目3番の48号、国道45号交差点で、学校行事の一環としてウォークラリー中の仙台育英学園の生徒の列に乗用車が突っ込み、いずれもこの春入学したばかりの1年生3名がお亡くなりになり、21名の生徒さんが負傷するという大変悲惨な事故が発生いたしました。

ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げさせていただきます。

また、おけがをされました生徒の中に市内にお住まいの方2名が含まれておりましたが、負

傷されました生徒さんたちの一日も早いご回復をお祈り申し上げるところであります。

なお、当日の塩竈地区消防事務組合消防本部の対応について、ご報告をさせていただきます。

消防車両5台、救急車両5台、バス1台ほか、管内の応援といたしまして仙台市消防局の救急車両2台がそれぞれ出動し、負傷者の救護、二次災害の防止あるいは応急救護所の設置等を行い、万全の対策で対応させていただきました。負傷された生徒の搬送病院は、塩竈地区が5病院でございます。仙台市内が4病院ございました。5時35分には警防本部を設置し、搬送先との連絡調整でありますとか各出動体への指揮命令の徹底、報道期間への対応等を図ったところでございます。

以上が、昨日早朝発生いたしました事故の概要であります。改めまして亡くなりました生徒さんのご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様には心からお悔やみを申し上げますさせていただきます。

また、けがをされた生徒皆様方も一日も早く元気になられまして、高校生活に戻られますことを心よりお祈りを申し上げておるところでございます。

今回の事故を大きな警鐘と受けとめまして、この地域社会からこのように悲惨な交通事故が撲滅できるまで、交通安全の徹底に努力をしまいたいと考えております。

以上で、昨日発生いたしました事故についてのご報告とさせていただきます。

引き続きまして、ただいま上程いただきました議案第43号及び第44号につきまして、提案理路の説明を申し上げます。

いずれも、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行おうとするものでございます。

まず、平成16年度の魚市場事業特別会計でございますが、職員の体制や委託業務の見直しを行い、また入場車両の許可手数料の改正や輸入冷凍魚の上場などについて業界の協力を得て、収支改善に努めてまいりました。一方、公共駐車場特別会計に関しましても、定期料金の改正や休日のサービス向上策を行うなど、増収と経費節減を図っております。

このような改善を行いました結果、魚市場事業特別会計は1,975万9,000円、公共駐車場特別会計は100万円、一般会計からの繰入金の前年度と比べまして減少いたしておりますが、なお多額の累積収支の不足額を生じており、それぞれの歳入不足を補てんするため、平成17年度の歳入を繰り上げて充当する繰上充用の措置を行おうとするものでございます。

今後も両会計ともに、なお一層の歳入の増収と歳出経費の削減に努め、繰上充用金の縮減を

図ってまいります。よろしくご理解をお願い申し上げます。

なお、関連いたします平成16年度の一般会計等の決算見通し並びに魚市場事業及び公共駐車場事業特別会計の決算見通しにつきまして、それぞれ担当部長からご説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 平成16年度の一般会計及び各特別会計の決算見通しについてご説明申し上げます。

恐れ入ります、お配りしております資料 8をご用意いたします。

1ページをお開き願います。

ここでは、平成16年度の各会計の決算見通しと専決処分による各会計の補正の内容について要約してございます。

1の平成16年度各会計の決算見通しであります。一般会計では歳入が201億5,867万3,000円、歳出が198億8,995万6,000円となり、歳入歳出差引額は2億6,871万7,000円となる見込みでございます。

特別会計では、魚市場事業及び公共駐車場事業の両特別会計につきまして、歳入不足を生じる見込みとなっております。

次に、2の専決処分による補正内容についてご説明申し上げます。

一般会計では、歳入歳出ともに1億1,847万3,000円の減額補正を行っております。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金、地方消費税交付金等を増額するとともに、ミナト塩竈まちづくり基金、財産収入等を減額しております。

歳出におきましては、各特別会計への繰出金の補正を行っております。

また、各特別会計では特定財源が確定したことに伴う補正を行っております。

なお、歳入不足になる魚市場事業及び公共駐車場事業特別会計につきましては、地方自治法施行例第166条の2の規定によりまして、繰上充用で措置させていただきたいというふうに考えております。

次に、2ページをお開き願います。

1の一般会計についてであります。1ページでもご説明いたしました。平成16年度の決

算見通しは、右から三つ目の欄「決算見込額B」の段でお示しのとおり、歳入 201億 5,867万 3,000円に対しまして、歳出 198億 8,995万 6,000円、歳入歳出・差引で2億 6,871万 7,000円となる見込みであります。

次に、2の特別会計についてであります。右の端「D-F」の欄、「歳入歳出差引残額」をご参照願います。交通事業、国民健康保険事業、老人保健医療事業、漁業集落排水事業、公共用地先行取得事業、介護保険事業会計につきましては、収支均衡が図られる見通しとなっております。また、下水道事業及び土地区画整理事業会計につきましては黒字が生じておりますが、これは翌年度への事業費の繰り越しに伴うものでありますので、これを除きますと歳入歳出それぞれ同額となるものでございます。一方、魚市場会計事業につきましては3億 6,810万円 4,000円、駐車場事業会計につきましては6,314万 8,000円の歳入不足が生じる見込みであります。この歳入不足分につきましては、平成17年度の歳入を充ててまいりたいというふうに考えております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

議長（香取嗣雄君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 議案第43号と議案第44号の補正予算に関しまして、両特別会計の平成16年度決算見通しをご説明させていただきます。

資料 7の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、魚市場会計の決算見込みをご説明申し上げます。数字は切り捨てまして、一部のみ読み上げさせていただきます。

初めに、ページの中ごろの備考欄の魚市場使用料をごらんいただきたいと思います。

内訳の欄にございますように、漁船による水揚げ高が69億 8,476万円、陸送による搬入魚の扱い高が44億 6,187万円、合計 114億 4,663万円、これにより卸売機関からは魚市場使用料として5,605万円を納めていただいております。

次に、上の表の真ん中の決算見込み額の欄で費用の主なものをご説明申し上げます。

まず、収入でございますが、ただいまご説明いたしました使用料や手数料などが7,879万円、4行目の繰入金が4,687万円、その他諸収入などを合わせ、収入合計1億 4,155万円となる見込みでございます。

次に、支出ですが、総務管理費の1億 3,241万円や公債費、さらには繰上充用金、これは平成15年度の赤字分を補てんしたものでございますが、これらを加え、支出計の欄に示しており

ますように、合計で5億966万円となっています。このため累積収支では、一番下の欄にございますように、3億6,810万円の赤字になる見込みでございます。この額につきまして、今年度、平成17年度の予算に前年度の繰上充用金としまして同額を補正させていただこうとするものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

過去3カ年の漁業種別の水揚げデータをお示ししております。平成16年度の欄で主なもののみご説明させていただきます。

まず、上から4漁業種目のマグロはえ縄船でございますが4,600トン、38億3,208万円で、数量・金額とも前年の約15%減となっています。その2行下のカツオ・マグロまき網船でございますが3,232トン、29億9,732万円で、数量では前年の61%となりましたが、金額では227%となりました。これは、平成15年度の本マグロの記録的な不漁が大きな要因となっております。次に、下から8行目のその他の刺網でございますが数量118トン、金額268万円で、ともに金額を15%上回っております。最後に、下から5行目の貨物自動車でございますが、これは陸送による搬入魚をあらわしております。7,515トン、40億7,029万円で、前年に比べ数量・金額とも20%以上の増加となっています。その下の輸入冷凍魚でございますが、平成11年度から上場が途絶えておりましたが、平成17年2月から水揚げ手数料を0.2%とし、上場の促進を図っておりましたが、おかげさまで業界のご協力があり982トン、3億9,157万円の取り扱い高となっています。ただいま申し上げました二つを合わせました搬入物の合計では8,497トン、44億6,187万円で、ともに30%以上の増となっております。全体では、合計の行にございますように1万6,680トン、114億4,663万円で、数量は前年より8%減少しましたが、金額では21%の増となりました。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

平成2年度から15カ年間の状況をグラフで示しておりますが、平成6年度までは5万トン、200億円を維持しておりましたが、その後3万トン台となり200億円を切り、ここ4年間は1万七、八千トン、平均で112億円程度と極めて厳しい状況となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

この資料で魚市場の会計の推移と今後の見通しをご説明申し上げます。

このシミュレーションは、歳入に見合った執行体制を確立し、会計の健全化を推進するため、平成15年度から策定しておるものでございます。この間、管理事務所の職員を1名減員し、統

計事務の電算化、電話交換業務の委託廃止などを行い、経費の節減に努めてまいりました。平成16年度におきましても、正職員1名を臨時職員にかえ、警備の簡素化による費用の削減や修繕業務を職員ができるだけ直接行うなどの取り組みをし、経費節減に努めました。また、入場車両許可手数料の改正、さらには水揚げ増進を図るため輸入冷凍魚やカツオ一本釣り船の手数料を1,000分の5から1,000分の2に減額し、上場を促進するなど、増収策についてもできる限りの努力をしてきてございます。しかし、16年度の欄にございますように水揚げ額は114億円で、歳入の欄の5番、6番にございます総務省繰出基準に基づく繰入金を入れましても、どうしても赤字が発生しましたので、これを7番の単年度赤字補てん分633万円を繰り入れることで解消し、実質単年度収支をゼロとしております。

今年度以降に関してですが、水揚げ額を平成17年度当初予算で魚市場使用料の基礎といたしました130億円に設定し、委託業務の経費節減や受益者負担の適正化についてさらに関係者と協議を進め、赤字を若干でも解消できるような対応をしたいと考えています。施設の老朽化もあり、極めて厳しい運営が必要と考えておりますが、今後とも努力をしてまいりますので、何かとご指導くださいますようお願い申し上げます。議案第43号の資料の説明を終わります。

引き続きまして、5ページからの資料で、公共駐車場に係る平成16年度決算の見通しをご説明申し上げます。

まず、右から2列目の決算見込み額の欄でご説明申し上げます。

収入ですが、使用料などが1,378万円、2行下の一般会計からの繰入金が400万円で、合計1,787万円となりました。支出につきましては、管理費が1,132万円で、諸経費の節減に努めた結果、予算を52万円下回っています。次に、繰上充用金が6,970万円で、支出合計は8,102万円となりました。この結果、単年度収支では繰入金を合わせて655万円の黒字となりました。累積収支では6,314万円の赤字の見込みとなり、この分を平成17年度予算で補正し、繰上充用させていただこうとするものでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

平成5年度から16年度までの収支状況を示しております。

収入の1行目の料金収入ですが、2,000万円、2,100万円台から1,200万円台へと大きく減少してきてございましたが、平成16年度は1,300万円台に回復することができました。また、諸収入につきましては、9万7,000円ではございますが、自動販売機を設置したことによる収入でございます。次に、支出の管理費用でございますが、1,400万円、1,500万円台から経費

節減などの効果もあり、平成16年度は1,100万円台となっています。この結果、収益的収支の収支差につきましては、中ごろの段にありますように255万円の黒字となりました。また、資本的収支でございますが、繰入金に関しましては地方債の返還が残っていました平成9年度までは1,500万円、その後は500万円となっておりますが、平成16年度につきましては100万円減額し400万円としています。これらの結果、下から2行目の単年度収支に関しましては655万円の黒字となり、累積赤字を同額減額することができております。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

月別の利用台数と使用料などを示しております。

右端の増減率の欄をごらんいただきたいと思います。

まず、台数では、前年度に比べ8月、11月は若干の伸びを示しておりますが、他の月は減少し、年間では4.4%の減少となりました。また、使用料は定期料金の改定もあり、全体では一番下にありますように8.6%の増加となりました。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

上の表の時間駐車と定期駐車の状態では、両者とも台数は減少しましたが、使用料は定期駐車については12.6%の伸びとなっております。下の商店別利用状況ですが、本町振興組合や商店各社の利用が大きく減少してきてございます。

最後に、9ページをごらんいただきたいと思います。

平成15年度からの決算見込み、今後の収支見通しをお示ししています。

平成17年度からは、収入を1,230万円、諸収入を20万円、管理費用を1,050万円、一般会計からの繰入金を400万円と設定しています。なお、平成17年度の管理費用が1,650万円になっていますのは、紙幣変更にあわせてまして精算機を更新するとともに、出入口の改善を予定しているためでございます。下から3行目の単年度収支につきましては、平成17年度を除き600万円の黒字を想定してございます。

今後とも利用者の視点に立った施設の改善やサービスの向上、そして維持管理経費の節減に努め、1年でも早い赤字解消を目指してまいりますので、どうぞよろしくご意見申し上げます。

以上、議案第44号のご説明とさせていただきます。

議長（香取嗣雄君） これより議案第43号及び第44号の質疑に入ります。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 今、報告がございました最初の提案理由の要旨のところ、魚市場会計の部分で改善を行って1,975万円、一般会計からの繰り入れを減らしたということが、冒頭、

市長の方から報告がございました。

そこで、改めて平成15年度と平成16年度の比較で考えていきますと、平成16年度の使用料の、当時の平成15年度の決算見込み、当時ですね、同じ臨時会の中で金額が6,819万円ということでした。今年度が7,879万円ということで、約1,059万円の使用料の増額を図ることができました。

それで、改めて、平成15年度は非常に水揚げの関係も厳しかった時期を迎えたというふうに思います。水揚げの推移を見ますと、当時の「魚市場の水揚げの推移」という資料を見ていただくと、平成15年度は金額上94億8,200万円という金額で100万円台を切ると、こういう状況が平成15年度の決算の金額でございました。

そこで、改めて振り返ってみますと、一昨年ですか、起きたマグロの不正取引問題、こうした一連の事件を経過を経ながらさまざまな努力はされてきたと思います。それで、改めてきょうの臨時会を迎えていくわけなんです、やはりこうした一昨年起きた不正取引の問題で、当時その業界の方々から出てきた、いわば根本原因は何なのかということで、改めて振り返ってみる必要があるんだろうと思います。当時の資料をちょっとかいま見ますと、卸売機関の方から出された当時の文書ですね、魚市場開設者佐藤市長殿へ出されたの関係で見ますと、その当時の業務の改善策の関係で、事件の発生の原因は管理体制の不備が最大の要因だったということ、当時改善策のまず第1番目の最大の要因にしております。

そこで、こうした管理体制の不備も含めてこの間2年間、ほぼ2年間かけてさまざまな不正取引に係る問題、改善の努力、取り組み、それから一昨年の条例、9月の条例改正に伴う取り組みなどやってきた経過がございますが、改めて当時の両卸売機関の関係、卸売機関の関係で業務改善の方向がどういうふうに進み、また市のその条例の改正を踏まえる解決策がどう図られたのか、まず第1点、お聞きをしたいと思うところであります。そして、平成16年4月23日の県の改善の勧告が出されておりますし、その関係も改めてもう一回お聞きをして、この間の改善策について市当局の対応方、振り返ってみたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（香取嗣雄君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 県の方からの勧告、そして私どもの取り組みを踏まえまして、業界としてもろもろの改善に取り組まれております。その内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、この取引問題につきましては、やはり卸売業務そのものの流れに大きな問題があった

というふうに認識をしたわけでございまして、この業務の過程におきまして第三者の介入がでないような事務の流れをつくり上げることが一番だというふうにとらえて、もろもろの改善策を実施してございます。

一つ目は、関係書類を複写式にして、生産者、それから卸業務に携わるもの、こういったものが互いにチェックできるような仕組みをつくり上げてございます。

それから、2点目といたしましては、生産者の方も水揚げした時点での数量等につきましてみずから記録するというふうなことを決めまして、これを着実に実行をし、常にチェックをしていただくという体制をつくってございます。

それから、取引問題の中で大きな問題になりました事故品、傷物の扱いでございますが、これにつきましても業界内部での取り扱いのルールを定められまして、私たちもその認定をするというふうな形で適正な処理をすることとし、ルール化を図って着実に実行をしてございます。

それから、計量につきましても、デジタルばかりを既に導入をしてございます。計量の適正化を確保してございます。

それから、計量の作業、歩引き、水の重さの問題でございますが、これにつきましても本市としてのルールというものを業界内部で十分に議論をされまして、きちっとした法則を立てまして統一見解として示されているわけでございます。

その他でございますけれども、やはり外国人の船員の休憩室というふうなことも、その過程におきましてはいろいろ出されました。こういったことにつきましても、昨年度の事業として取り組み、既に利用に供しているわけでございます。

それから、本市といたしましては、関係条例の整備というふうなことで昨年9月の議会におきましてお諮りをして、これに基づいた運営を図っておるという状況にございます。

さらには、漁船誘致問題というふうなことで、ことしの2月から4月にかけてまして生産者の組合の方に、市議会のご協力も賜りまして市を挙げて訪問をさせていただきまして、新しい塩竈市の生まれ変わった魚市場のPRをするとともに、情報交換などに努めさせてきていただいております。

今後とも、こういったことが着実に実行されてまいりますように、私ども指導、監督してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 今、改めてこの2年間の一定の報告がございました。それを踏まえなが

ら、もう一度漁船誘致のいろいろな条例の改正、並びに業界自身の卸売機関のさまざまな改善策を図りながら対応されてきたと思います。

そこで、漁船誘致の関係で産業建設協議会の方に報告がされておるわけですが、2月8日から4月22日まで、ほぼ2、3、4と大体3カ月間かけて、業界、三重県、それから大分県、宮崎県、高知県とこういうことで、精力的な漁船誘致活動を行っておるわけですが、そこで改めて漁船誘致のいわば対象になっているそうした関係の方々の塩竈市の魚市場の改善策と、そしてこの改善策に対するそれぞれの関係する相手先の評価と申しますか、そしてさらに、同時に今後解決すべき課題としてどういうふうなことが今後求められていくのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 漁船誘致、私、議会の方からも議長にご同行いただきまして、今申し上げました三重県、大分県、宮崎県、徳島県、高知県というふうに同行していただいて回ってまいりましたので、私の方からご報告をさせていただければと思います。

一つは、今回これらの地域に参りましたのは、先ほどご質問いただきました平成15年当時の不適切な取引の総括ということもございました。今、部長よりご報告申し上げました、その後の改善策をご報告させていただきながら、塩竈魚市場にもう一度目を向けていただきたいというお願いをしてまいりました。いろいろな要望をいただいてまいりました。最大のものは、やはり塩竈市場で、できるだけ適正な値段で取引をしてもらいたいということが大きな希望であったかと思えます。それぞれの漁船の船主の方々、大変な費用を投入されてそれぞれの漁業を経営されていると。でありますから、1円でも高い値段で取引できるような魚市場環境をつくっていただきたいというのが、まずは最大の希望であったかと思っております。

その他、いろいろいただきました。環境問題でありますとか、あるいは魚市場内の衛生問題でありますとか、先ほど若干触れました外国船員の方々が多くなっております日本の漁業経営の実態を反映して、外国漁船員の方々がゆっくり休めるような施設の整備でありますとか、あるいは船員の方々が塩竈魚市場に降り立ったときにちょっとした休憩でありますとか、あるいは市民の方々との交流と、あるいは憩いといったようなものが十分に満たされるような内容であってほしいとかいろいろご希望がございましたが、集約いたしますとやはり適正な取引が行われる透明性、公平性の高い魚市場を構築していただきたいということに尽きるのかなというように感じてそれぞれの産地を回ってまいりました。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） 20番伊勢議員。

20番（伊勢由典君） 昨年9月、議案第49号卸売条例の一部を改正する条例の提案について、改めて振り返って読んでみますと、先ほど市長が答弁しました、それから産業部長も答弁したように、当時のこうした課題を解決する上で、条例の改正そのものが裏づけになっているんだろうと思います。その当時の具体的な提案理由を見ますと、市長に登録する問屋について定めがないと、登録取り消しに関する定めがないということなどの問題や、あるいは市場取引の公平の確保の中心になることに対して市長の処分する定めがないと。こういういわば一連の経過を踏まえて、こうしたことができないような問題点についてメスを入れて、必要な条例の改正を行ったんだろうと思います。そして、市長の権限もより強力にこの条例改正の中では行っております。施設の使用許可の取り消しという、こうした問題も含めてかなり厳しい条例改正を行っているんだろうと思います。

そこで、恐らく最後になるんだろうと思うんですが、こうした業界の方々も含めながら漁船誘致を図っていく中で、もう一つの課題としてこうした条例上の改正や、あるいはいろいろな業界の透明性を確保する課題と同時に、これはもう少し時間がかかるかと思いますが、やはり卸売機関の一元化という問題が、その当時の当社業務の改善策ということで市長に出された経過の中では最後に触れられております。「卸売一元化に向けて、おおむね2年以内を目途に協議を重ねてまいりたい」と、こういう旨の改善策の最後のくだりになっております。これはなかなかいろいろクリアすべき課題が余りに大きいというか、その辺はあるんだろうと思いますが、改めてこの点についてはまだ議会の方 議会というか、関係機関の一元化という問題については必ずしも我々わかっておりませんし、どの程度の話し合いが進み、また今後解決すべき課題として求められているのか、この辺は私たちもよく十分承知をしておりませんので、改めてその辺の現時点での、こうした課題での方向としてどういうことを考え、今後の課題にしていけばいいのかお聞きをしたい。

それから、水揚げが確かに114億円というふうに金額上上がりましたけれども、魚市場の水揚げ高推移というのを見ますと、漁船の部分でいいますと平成15年度で数量で1万1,945トンかな、こういう数量ですが、残念ながら数量上は今年度、平成16年度は8,182トンというふうに数量はがくっと落ちております。同時に、主体となるべきマグロのまき網の方、これは前年との関係で数量上84%落ち込んでいるという点で、こうした数字を見ながら改めて漁船誘致の

策そのものも図りながら、こうした平成17年度に向けてシミュレーション上、もう既に 130億円というふうに一定の公表をしている、こうした方向を打ち出しているわけですから、やはりこうした平成17年度、130億円、これはキープしたいということなんでしょうから、改めてそういう点も含めながら、平成17年度の課題は一体何なのか、確認をしておきたいと思います。

議長（香取嗣雄君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 繰上充用というご提案をさせていただく中でお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように漁船誘致活動、私、先ほど言い忘れたんですが、当然のことではありますが両卸売機関、買受人組合、問屋組合、すべての方々にご同行いただきまして、産地の方々をお願いをして参ったわけでありまして。

そういった中でこの繰上充用、たしか平成4年度からございましたか、嘗々と続けてきておるということが本来あるべき姿ではないということで、我々もまずは行政みずから何ができるかということいろいろ問いかけながら、先ほど申し上げました基準外繰り出しの圧縮に努めさせていただいてまいりました。平成16年度でたしか六百数十億円まで圧縮はできましたが、残念ながら依然として長期債務が3億円を超えるような金額であると。これの解消をまず我々はやらなければならないだろうということで取り組まさせていただきたいと思っておりますが、その中で利用者の方々にも一定のご負担をさせていただくということで、入場手数料の値上げでありますとか、あるいは市場内の清掃活動をそれぞれの機関の方々のみずからやっていただくというような形が出てまいりました。その中で、卸売機関の一元化につきましても、継続的に話し合いをさせていただいてきております。今までの歴史的な経過もございますが、今後市場の公平性、透明性、さらには事務改善といったようなことを図る上では、ぜひこういったことが必要であるという認識に立っておりますので、今後ともいろいろな機会をとらえましてこういった促進方に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

水揚げ高につきましては、残念ながら平成15年度が冷夏の影響もございまして、約95億円ということで100億円を割るという大変非常事態に立ち至りました。その後、いろいろな改善策、漁船誘致活動等を行って、平成16年度は若干であります但し持ち直しまして115億円というようなことを先ほどご報告申し上げておりますが、平成17年度につきましては130億円というような目標を立てさせていただいております。先ほど若干触れましたように、陸送分等につきましても市場を経由するというような形で今後関係者のご協力をお願いさせていただきたいと考えておりますが、関係者の方々、非常に前向きにご検討いただいております。何とか平成

17年度はこれを最低目標ということで、我々一丸となって努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（香取嗣雄君） これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号及び44号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、議案第43号及び第44号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第43号及び第44号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（香取嗣雄君） 起立全員であります。よって、議案第43号及び第44号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年5月23日

塩竈市議会議長 香 取 嗣 雄

塩竈市議会議員 今 野 恭 一

塩竈市議会議員 嶺 岸 淳 一

平成17年6月定例会
6月13日 開会
6月24日 閉会

塩竈市議会会議録

平成17年 6月13日（月曜日）

塩竈市議会 6月定例会会議録

（第1日目）第8号

議事日程 第1号

平成17年6月13日(月曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任
 - 第5 議会運営委員会委員の選任
 - 第6 塩竈市農業委員会委員の推薦について
 - 第7 請願第15号ないし第17号
 - 第8 議員提出議案第2号及び第3号
 - 第9 議案第45号ないし第56号
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1ないし日程第9
- 追加日程 議長辞職の件
- 追加日程 議長の選挙
- 追加日程 副議長の選挙
-

出席議員(23名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 菊地進君 | 2番 | 田中徳寿君 |
| 3番 | 武田悦一君 | 4番 | 伊藤栄一君 |
| 5番 | 志子田吉晃君 | 6番 | 鈴木昭一君 |
| 7番 | 今野恭一君 | 8番 | 嶺岸淳一君 |
| 9番 | 浅野敏江君 | 10番 | 吉田住男君 |
| 11番 | 佐藤貞夫君 | 12番 | 木村吉雄君 |
| 13番 | 鹿野司君 | 14番 | 志賀直哉君 |
| 15番 | 香取嗣雄君 | 16番 | 曾我ミヨ君 |
| 17番 | 中川邦彦君 | 18番 | 小野絹子君 |
| 19番 | 吉川弘君 | 20番 | 伊勢由典君 |

21番 東海林 京子 君

22番 福島 紀勝 君

23番 伊藤 博章 君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 昭 君	助 役	加藤 慶教 君
収入 役	田中 一夫 君	総務部長	山本 進 君
市民生活部長	棟形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和夫 君
産業部長	三浦 一泰 君	建設部長	内形 繁夫 君
総務部次長		市民生活部次長	
兼総務課長	阿部 守雄 君	兼環境課長	綿 晋 君
健康福祉部次長兼			
社会福祉事務所長	大浦 満 君	産業部次長	伊賀 光男 君
建設部次長兼		総務部行財政	
都市計画課長	茂庭 秀久 君	改革推進専門監	田中 たえ子 君
総務部危機管理監	芳賀 輝秀 君	総務部政策課長	渡辺 常幸 君
		市民生活部	
総務部財政課長	菅原 靖彦 君	市民課長	澤田 克巳 君
市民生活部		健康福祉部	
浦戸交通課長	郷古 正夫 君	保険年金課長	木下 彰 君
産業部		総務部	
みなとまちづくり課長	神谷 統 君	総務課長補佐	
		兼総務係長	佐藤 信彦 君
市立病院長	長嶋 英幸 君	市立病院事務部長	佐藤 雄一 君
市立病院事務部			
次長兼業務課長	伊藤 喜昭 君	水道部長	佐々木 栄一 君
		水道部総務課長	
水道部次長	大和田 功次 君	兼経営企画室長	尾形 則雄 君
教育委員会委員長	東海林 良雲 君	教育委員会教育長	小倉 和憲 君
		教育委員会	
教育委員会		教育部次長兼	
教育部長	小山田 幸雄 君	生涯学習センター館長	渡辺 誠一郎 君
教育委員会教育部		教育委員会教育部	
総務課長	橋内 行雄 君	学校教育課長	佐藤 福実 君

選挙管理委員会

委員長 高木英助君
公平委員会委員 郷家照夫君
監査事務局長 丹野文雄君

選挙管理委員会

事務局長 佐藤直孝君
監査委員 高橋洋一君

事務局出席職員氏名

事務局長 佐久間 明君 事務局次長 遠藤和男君
事務局次長兼
議事調査係長 安藤英治君 議事調査係主査 戸枝幹雄君

午後1時 開議

議長（香取嗣雄君） 去る6月6日告示招集になりました平成17年塩竈市議会6月定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

これより、去る5月25日東京日比谷公会堂で開催されました第81回全国市議会議長会定期総会において同会の表彰規程により表彰の栄に浴されました方々に対し表彰伝達式を行います。事務局長（佐久間 明） それでは初めに、全国市議会議長会の議員30年以上在職者の表彰でございます。

小野絹子議員、演壇にお進みください。

議長（香取嗣雄君）

表彰状 塩竈市 小野 絹子 殿

あなたは、市議会議員として30年の長きにわたって市勢の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第81回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰をいたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明） 次に、全国市議会議長会の議員在職10年以上の方々の表彰でございます。

今野恭一議員、演壇にお進みください。

議長（香取嗣雄君）

表彰状 塩竈市 今野 恭一 殿

あなたは、市議会議員として10年市勢の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第81回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明） 続きまして、嶺岸淳一議員、演壇にお進みください。

議長（香取嗣雄君）

表彰状 塩竈市 嶺 岸 淳 一 殿

以下同文でございます。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明） 続きまして、伊勢由典議員、演壇にお進みください。

議長（香取嗣雄君）

表彰状 塩竈市 伊 勢 由 典 殿

以下同文でございます。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明） 続きまして、東海林京子議員、演壇にお進みください。

議長（香取嗣雄君）

表彰状 塩竈市 東 海 林 京 子 殿

以下同文でございます。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明） 続きまして、伊藤博章議員、演壇にお進みください。

議長（香取嗣雄君）

表彰状 塩竈市 伊 藤 博 章 殿

以下同文でございます。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明） 次に、全国市議会議長会の評議員に対する感謝状の伝達ございま

す。

香取議長が該当しておりますので、よろしくお願いいいたします。

副議長（菊地 進）

感謝状 塩竈市 香取 嗣雄 殿

あなたは、全国市議会議長会評議員として会の運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第81回定期総会に当たり、深甚なる感謝の意を表します。

平成17年5月25日

全国市議会議長会会長 国松 誠（代読）

おめでとうございます。（拍手）

事務局長（佐久間 明） 以上で表彰伝達式を終了いたします。

議長（香取嗣雄君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（香取嗣雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、7番今野恭一君、8番嶺岸淳一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（香取嗣雄君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は12日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は12日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（香取嗣雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により市長に指定しておきました専決処分の報告であります。

専決第14号和解による土地売買契約解除の合意について、専決第15号車両接触事故による損害賠償の額の決定について並びに専決第16号車両接触事故による損害賠償の額の決定について

は、平成17年5月25日にそれぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により平成17年6月6日付で議長あてに報告がなされたものであります。

さらに、報告第1号一般会計・下水道事業特別会計・土地区画整理事業特別会計繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号平成16年度塩竈市土地開発公社事業決算について並びに報告第3号平成17年度塩竈市土地開発公社事業計画及び予算については、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ6月6日付にて議長に報告がなされたものであります。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって、質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（香取嗣雄君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

議長（香取嗣雄君） この際、本席より申し上げます。

私、香取嗣雄は本日をもって議長を辞任いたします。何とぞご許可くださいますようお願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後1時14分 休憩

〔議長 香取嗣雄君 退席〕

午後1時14分 再開

副議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長香取嗣雄君から議長を辞任する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議長辞任の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程 議長辞職の件

副議長（菊地 進君） 議長辞職の件を議題といたします。

なお、議長は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。香取嗣雄君の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、香取嗣雄君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

これより、香取嗣雄君より退任のごあいさつをいただきます。

〔15番 香取嗣雄君 入場〕

15番（香取嗣雄君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

平成15年の5月の臨時議会におきまして議長を仰せつかりましてからきょうまでの2年間、本当に皆様のご協力、ご指導のおかげをもちまして無事務め上げさせていただきましたこと、心から深く感謝を申し上げます。

この2年間、いや、今からも大変な状況にあるこの市、北浜沢乙線の早期完成やら、海辺の賑わい地区の区画整理、こういったものを急いで完成しなければならない等々、市におきましては山積されております問題がございます。しかもまた、今、我が塩竈市に本社を置く企業が仙台の方へ移転をする、こういったことが取りざたされておるわけでございます。

やはり議会そして当局との間に緊張を保ちながらも、両輪のごとく、議会そしてまた市政の運営をともし携えながら、企業の誘致活動やら、ただいま申し上げました事業の早期完成やらを私は新議長、副議長、そしてまた皆様様にお願いをしたい気持ちであります。

本当にこの2年間、陰に陽にご助言そしてまたご助力をいただきました菊地副議長さんを初め皆様方に感謝と、そしてまた今後のご活躍、最後になりますけれども、佐藤市長のさらなるご活躍、ご健勝をご祈念申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。本当に皆さん、ありがとうございました。（拍手）

副議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

午後1時18分 休憩

午後1時30分 再開

副議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長（菊地 進君） お諮りいたします。議長が欠員となっておりますので、この際、議長選挙を日程に追加し、議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議長の選挙を日程に追加し、議長選挙を行うことに決しました。

追加日程 議長の選挙

副議長（菊地 進君） 議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（菊地 進君） ただいまの出席議員の数は23名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

副議長（菊地 進君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

副議長（菊地 進君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、投票願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前もお書きくださいますようお願い申し上げます。

それでは、2番より順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

副議長（菊地 進君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

副議長（菊地 進君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（菊地 進君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。2番田中徳寿君、23番伊藤博章君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

それでは、計算並びに投票の点検を命じます。

〔開 票〕

副議長（菊地 進君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

事務局長（佐久間 明君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は23票です。これは出席議員数と一致しております。

うち、有効投票は同数です。

有効投票のうち	菊地 進議員	13票
	鹿野 司議員	5票
	小野絹子議員	5票

なお、この選挙の法定得票数は6票です。以上です。

副議長（菊地 進君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました私が議長に当選いたしました。（拍手）

議長（菊地 進君） 本席より一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様のご推挙により、伝統ある塩竈市議会議長25代目として皆様から選ばれました。私、市民の負託にこたえられるよう一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。塩竈市長が掲げております「海・食・人が活きるまち」、そして「日本で一番住みたいまち」を目指して、ここにおられます議員の皆様方と協力しながら、この実現に向けて誠心誠意努力をしてみたいと思っております。

行財政改革、これは急務な仕事だと思っております。また、それに付随しまして、我々の議会の改革、そして当局と議会がお互いに意見交換して、本当に市民のためになるよう一生懸命努めてまいりたいと思っております。

山積する問題がいっぱいあります。海辺の賑わい地区、この不況のため税収の落ち込み、それを皆さんとともに一生懸命頑張り、塩竈市民が「塩竈に住んでよかったな」と言えるように、皆様のお力添えを得ながら一生懸命努力する所存でございますので、どうか皆様の温かい、

そして塩竈市民のために議員一人一人のご協力をお願いしたいなと思っております。

また、当局に対しましても、我々の意を酌んでいただきまして、塩竈市民が「本当に塩竈市でよかった」と言えるような施策の実施を心強く希望するものでございます。

そして、私たちのこの塩竈が本当にいい町になりますように当局と議会が一生懸命頑張ることをお誓い申し上げまして、粗辞ではございますが、議長就任についての御礼の言葉とかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。（拍手）

暫時休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後2時00分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、副議長の選挙を日程に追加し、副議長選挙を行うことに決しました。

追加日程 副議長の選挙

議長（菊地 進君） 副議長の選挙を行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（菊地 進君） ただいまの出席議員の数は23名でございます。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（菊地 進君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

議長（菊地 進君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名をお書きの上、投票願います。

なお、同姓の議員がおりますので、必ず名前もお書きくださいますようお願い申し上げます。

それでは、2番より順に投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長（菊地 進君） 投票漏れはございませんか。（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票箱の閉鎖を願います。

〔投票箱閉鎖〕

議長（菊地 進君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（菊地 進君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人を定めます。3番武田悦一君、22番福島紀勝君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

それでは、計算並びに投票の点検を命じます。

〔開票〕

議長（菊地 進君） 開票の結果を事務局長より報告させます。

事務局長（佐久間 明君） 命により開票の結果をご報告いたします。

投票総数は23票です。これは出席議員数と一致しております。

うち、有効投票は同数です。

有効投票のうち	志賀直哉議員	12票
	福島紀勝議員	10票
	鹿野 司議員	1票

なお、この選挙の法定得票数は6票です。以上です。

議長（菊地 進君） 投票の結果は、ただいまの報告のとおりであります。よって、法定得票数に達し、最多得票を得ました志賀直哉君に本席から、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

志賀直哉君からごあいさつをお願いいたします。（拍手）

14番（志賀直哉君） ただいま皆様方のご推薦により副議長に就任しました志賀でございます。これまで私も14年間議員活動をしてきましたけれども、行政改革、また議員改革と、いろいろ私も参加してやってまいりました。残された2年間、市勢発展のために、皆様方のご協力を得、全身で精いっぱい頑張ってみますので、皆様方のご協力、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。（拍手）

日程第4 総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任

議長（菊地 進君） 日程第4、総務教育・民生・産業建設常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長から指名いたします。

総務教育常任委員には、4番伊藤栄一君、5番志子田吉晃君、9番浅野敏江君、11番佐藤貞夫君、12番木村吉雄君、14番志賀直哉君、16番曾我ミヨ君、20番伊勢由典君の8名であります。

次に、民生常任委員には、2番田中徳寿君、7番今野恭一君、10番吉田住男君、13番鹿野司君、19番吉川 弘君、22番福島紀勝君、23番伊藤博章君の7名であります。

次に、産業建設常任委員には、1番菊地 進君、3番武田悦一君、6番鈴木昭一君、8番嶺岸淳一君、15番香取嗣雄君、17番中川邦彦君、18番小野絹子君、21番東海林京子君の8名であります。

以上の方々を各常任委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を各常任委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員の方々は、次の休憩中にそれぞれの委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願ひます。なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

開催場所を申し上げます。総務教育常任委員会は議員控室、民生常任委員会は議長応接室、産業建設常任委員会は委員会室といたします。

暫時休憩いたします。

午後2時15分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

総務教育常任委員長には12番木村吉雄君、同じく副委員長には16番曾我ミヨ君。

民生常任委員長には2番田中徳寿君、同じく副委員長には23番伊藤博章君。

産業建設常任委員長には6番鈴木昭一君、同じく副委員長には17番中川邦彦君。

以上が選出されましたので、ご報告いたします。

日程第 5 議会運営委員会委員の選任

議長（菊地 進君） 日程第 5、議会運営委員会の委員の選任を行います。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員には、2番田中徳寿君、6番鈴木昭一君、8番嶺岸淳一君、12番木村吉雄君、20番伊勢由典君の 5 名であります。

以上 5 名を選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決しました。

ただいま選任された議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。なお、招集通知は、口頭をもってかえさせていただきます。

それでは、委員会室において開会をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 3 8 分 休憩

午後 3 時 2 9 分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会における正副委員長の互選の結果についてご報告いたします。

委員長には 8 番嶺岸淳一君、副委員長には 20 番伊勢由典君が選任されましたので、ご報告いたします。

日程第6 塩竈市農業委員会委員の推薦について

議長（菊地 進君） 日程第6、塩竈市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、さよう取り計らうことに決定しました。

農業委員会等に関する法律第12条に規定する農業委員の方を指名いたします。

本市議会からは、推薦する農業委員には、4番伊藤栄一君、7番今野恭一君を推薦いたします。

なお、ただいま指名いたしました方々は除斥の対象となっておりますので、退席を願っております。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました2名の方々を本市の農業委員として推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました2名の方々を本市の農業委員として推薦することに決しました。

日程第7 請願第15号ないし第17号

議長（菊地 進君） 日程第7、請願第15号ないし第17号を議題といたします。

本定例会において所定の期日までに受理した請願につきましては、お手元にご配付の請願文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第8 議員提出議案第2号及び第3号

議長（菊地 進君） 日程第8、議員提出議案第2号及び第3号を議題とします。

議員提出議案第2号及び第3号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第2号について趣旨の説明を求めます。8番嶺岸淳一君。

8番（嶺岸淳一君） ただいま議題に供されました議員提出議案第2号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

きます。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）

地方六団体は、「基本方針2004」に基づく政府からの要請により、昨年8月に地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の「三位一体の改革について」の政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含めおおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については平成17年度中に検討を行い結論を得るとし、多くの課題が先送りをされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては、平成5年の衆参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会決議を初め地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の「三位一体の改革」の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分踏まえ、改革案の実現を強く求めるものである。

記

- 1．地方六団体の改革案を踏まえた、おおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
- 2．生活保護費負担金及び義務教育費国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱いは、「国と地方の協議の場」において協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対に認められないこと。
- 3．政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
- 4．地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について、政府の方針を早期に明示すること。
- 5．地方交付税制度については、「基本方針2004」及び「政府・与党合意」に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、法定率分の引き上げを含み地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 次に、議員提出議案第3号について趣旨の説明を求めます。20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） ただいま議題に供されました議員提出議案第3号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）

平成5年の衆参両院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治に係る地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は近時大きく変化してきている。

また、今日、三位一体の改革などが進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い議会の執行機関に対する監視機能を強化し、みずから住民のための政策を発信していかねばならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は一層その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能のさらなる充実とその強化を図ることが強く求められている。

一方、各議会においては、みずからの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには、解決すべきさまざまな制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後60年経過し、「議会と首長との関係」などにかかわる状況が変化しているにもかかわらず、ほとんど見直しされておらず、議会に係る制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である「議会」が自主性・自立性を発揮して初めて地方自治の本旨は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれましては、現在、第28次地方制度調査会において「議会のあり方」を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより、議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提案権を認めること、議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権限強化及びその活性化のため、抜本的な制度改革が図られるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。

議長（菊地 進君） ただいま上程中の議員提出議案第2号及び第3号については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議員提出議案第2号及び第3号については、さよう取り計らうことに決しました。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず、議員提出議案第2号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第3号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第45号ないし第56号

議長（菊地 進君） 日程第9、議案第45号ないし第56号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま上程されました議案第45号から第56号までにつきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第45号は「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。平成17年度において社会保険診療報酬支払基金に支払う概算介護給付費納付金の額が確定いたしましたので、納付金の支払いに必要な歳入を確保するため、介護保険第2号被保険者がいる世帯にのみ介護保険料相当分として上乗せ課税される国民健康保険税介護納付金分課税額の税率について見直しを行うものでございます。

次に、議案第46号「塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例」でございますが、9月に海岸通に開設を予定しております海岸通顧客利便施設内の駐車場と既存の塩竈中央公共駐車場の運営を連携させることにより、周辺商店街や壱番館等を利用する方々の駐車場利用の利便性向上

を図るものでございますが、周辺の民間駐車場との均衡を図られるよう、料金の見直しも含む条例の一部改正を行おうとするものでございます。

次は、議案第47号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」でございます。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月18日に交付、施行されましたので、政令に準拠し用語の整理等の改正を行おうとするものでございます。

次に、議案第48号「塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が本年4月1日施行されたことに伴い、これに準拠し本条例の一部を改正し、本年4月1日にさかのぼって退職報償金の引き上げを行おうとするものでございます。

次に、議案第49号「塩竈市一般会計補正予算」でございますが、歳入歳出それぞれ1,997万9,000円を追加いたしまして、総額を181億917万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものといたしましては、

財団法人自治総合センターから補助を受けて行う、野々島共和会の花火大会関連設備整備費に係る助成金といたしまして 250万円

同じく、同センターから補助を受けて行う、母子沢町内会の集会所建設に係る助成金といたしまして 1,500万円

本年9月に供用開始の見込みとなりました海岸通顧客利便施設、駐車場、トイレ等でございますが、に係る維持管理経費といたしまして 195万1,000円

海辺の賑わい地区におけるまちづくりを推進するための中心市街地活性化推進事業費といたしまして 400万円

などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、

使用料として 246万8,000円

国庫支出金として 160万円

諸収入として 1,750万円

等を計上いたしております。

次に、議案第50号「塩竈市交通事業特別会計補正予算」でございますが、浦戸地区住民の方々の生活維持・向上と市営汽船の安定的な運航を図るため、老朽化の進んだ「うらと丸」を

廃船とし、利用者需要を勘案し、運航・経営に利点がある小型船舶を代替船舶として建造するため、歳入歳出それぞれ 9,000万円を増額し、総額を 3 億 2,250万円とするものでございます。

次に、議案第51号「塩竈市下水道事業特別会計補正予算」でございますが、平成17年度の臨時特例措置として認められました利子負担の軽減を図る公営企業借換債の活用に伴い、歳入歳出それぞれ 1 億 8,476万 4,000円を増額し、総額を49億 6,776万 4,000円とするものでございます。

次に、議案第52号「塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」でございますが、第3期介護保険事業計画等の作成費並びに本年10月に施行される介護保険法改正に伴うシステム改修費の計上に伴い、歳入歳出それぞれ 426万円を増額し、総額を33億 5,916万円とするものでございます。

また、平成18年度に施行される介護保険法改正に伴うシステム借上料として、債務負担行為 2,783万 3,000円を計上いたしております。

次に、議案第53号「塩竈市水道事業会計補正予算」でございますが、平成17年度の臨時特例措置として認められました利子負担の軽減を図る公営企業借換債の活用に伴い、収益的支出から 139万円を減額するとともに、資本的収入に 4,160万円を、また資本的支出に 4,243万円を追加するものでございます。

次は、議案第54号「宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少について」でございます。平成17年3月31日に宮城県内の28市町村が廃止され、平成17年4月1日から石巻市、登米市、栗原市及び東松島市の4市が設置されました。このため、同センターを組織する地方公共団体数が減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、同センターを組織する市町村の協議が必要となります。この協議を行うことについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第55号「宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」でございますが、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の合併に伴い、「河南町矢本町国民健康保険病院組合」の名称が「公立深谷病院組合」に変更になり、宮城県市町村職員退職手当組合は規約を変更することになります。この規約変更には、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となります。この協議を行うことについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第56号「浦戸地区辺地総合整備計画の変更について」でございますが、議案第50

号の小型船舶の建造事業を行うため、平成15年3月7日議案第20号として議決をいただきました「浦戸地区辺地総合整備計画」の内容の一部を変更しようとするものでございます。

以上、各号議案についてご説明申し上げましたが、なお補足を必要とする部分につきましては担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から議案第45号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容につきまして説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の第2回市議会定例会議案資料、資料 10をご用意いただきたいと存じます。

3ページをお開き願います。

3ページにおきましては、介護保険制度実施の仕組みと保険税徴収の流れをお示ししてございます。真ん中に円がありますが、これは介護保険の給付費の財源構成を示したものでございます。円の下半分、給付費の50%につきましては、国、県及び市の公費で賄われている内容でございます。円の上半分、残りの50%のうち18%につきましては、第1号被保険者、65歳以上の被保険者で年金等から天引きされる保険料により、32%につきましては第2号被保険者、40歳以上64歳までの被保険者の保険料により、それぞれ賄われている内容でございます。

この第2号被保険者の保険料の徴収方法と納付の流れを右上から太い矢印で記載してございます。この方々は、組合保険、政府管掌保険あるいは国民健康保険などのいずれかの医療保険に加入なさっておられますので、それぞれの保険者が医療保険料に上乗せなどの方法により徴収し、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付されているものでございます。

4ページをごらんください。

上から2行目、 でございますが、本市の国民健康保険においては、医療分に介護分を上乗せして課税徴収してございます。

でございますが、介護納付金の算出方法を記載してございます。そこに太い四角で囲んでありますけれども、全国の介護給付費総額の32%を被保険者総数で割りまして全国一律の1人当たり負担額を求め、それに本市国保に属する2号被保険者数を乗じて算出し、支払基金から保険者に請求されているものでございます。本年度は概算介護給付費総額、これは全国でござ

いますけれども、5兆9,900億円、2号被保険者総数約4,200万人、1人当たりの負担額が4万5,054円と算定されておるところでございます。

下の方、でございますが、介護保険税の課税の仕組みでございますが、国民健康保険におきましては、支払基金から納付を求められました介護納付金のうち約50%につきましては国庫負担金などで賄われます。これの残りの額、約半分ですが、これを賦課総額として2号被保険者の属する世帯主に課税するものでございます。課税の方法は、そこでございますとおり、所得税など四つの割合により現在課税しておるところでございます。

5ページをお開きください。

におきまして、本市における納付金の推移を記載してございます。上の方、右側でございますが、平成17年度は概算納付金額3億213万3,000円と算定され、これに左端の平成15年度の概算納付金と確定納付金とを清算した清算納付金額2,919万7,000円を加えて、3億3,133万円の請求があったものでございます。平成15年度の差額と平成17年度の加算額が必ずしも同額でないのは、利子等の調整を行うためでございます。

ページの下の方、税額の決定方法でございますが、下から2行目でございますように、介護納付金につきましては、全国の費用見込み額や被保険者の数によりまして納付金額が変わってまいりますので、原則的に毎年度税率見直しが必要となるものでございます。

次のページ、6ページをごらんいただきたいと存じます。

一番下の表、の税率改定後の収支見込みでございますが、これは今年度の介護納付金を納付するためには現行の税率でどのようになるかをお示したものでございます。ここでは、歳出といたしましての納付金、それに充てるものといたしましての歳入であります国保税、それから国庫負担金等のみを特別会計から抜き出してお示したものでございます。

表の上の方、右端、17年度のところをごらんいただきたいんですが、そこに改定前決算見込額とございますが、納付金、先ほど申し上げました3億3,133万円に対しまして、下から2行目、歳入合計が3億1,082万5,000円であり、その下の行、一番下ですが、差し引き2,050万5,000円が現行の税率では不足となる見込みのものでございます。

このページの上から2行目、現行税率と改訂案でございますが、ただいま説明させていただきました歳入不足を確保するため、税率改定の案をそこにお示したものでございます。所得割につきましては現行1.38%を1.80%に、資産割につきましては現行5.00%に据え置き、均等割、現行7,300円を8,400円に、平等割、現行4,900円を5,900円にそれぞれ改定しようと

するものでございます。

今回の見直しに当たりまして、応能・応益割合をできるだけ50%に保ち、不足分を確保するための必要最小限の改定を行う内容となっております。

その下、税率改定時の影響額でございますが、ここでは、先ほどの税率の改定によりまして増減額として、表の右から4列目に記載してございますが、世帯当たり平均年額4,470円、増減率17.76%の引き上げ、これを月額にしますと373円の引き上げとなるものでございます。

再び一番下の表をごらんいただきたいと存じますが、これらの改定を実施することによりまして、右から2列目、改定後決算見込み額にありますように、必要税額が確保できる見込みとなるものでございます。

7ページをお開きいただきたいと存じます。

ここからは、今回の改訂案を実施したといたしまして、どのような影響が出るかということシミュレーションによって検討したものでございます。ポイントのAからFまで六つのポイントをお示ししておりますが、これは全体の8割弱を占めます控除後の総所得金額200万円未満の世帯から所得段階層に応じまして、AからCのスリーポイントを、それに中間所得層のポイントD、Eのツーポイント、課税限度額を超過する世帯を含むポイントFをそれぞれ抽出して、試算モデルとしたものでございます。

その試算結果が、次のページ8ページの影響額比較表でございます。モデルケースといたしまして、夫婦2人世帯で、どちらも第2号被保険者の場合として算出しております。昨年12月議会におきまして、本年度の医療分の税率改定条例をお認めいただきました。このことに伴いまして介護納付金におきましても7割・5割・2割軽減が適用になることから、それらを反映した内容となっております。

ポイント全部の説明は割愛させていただきますが、例えば真ん中辺、ポイントCの場合でございますけれども、ここをごらんいただきますと、基礎控除後の課税総所得金額が69万円となり、資産額ゼロといたしまして2割軽減が適用され、一番右端でございますが、上から2段目、改定前課税額が2万9,000円、その下の段ですが、改定後3万500円となり、差し引き年額1,500円の増額となるものでございます。

最後に、次のページ9ページには、県内市部及び近隣自治体の改定状況。

戻りまして、済みませんが、1ないし2ページには、税条例の一部改正の新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照いただきたいと存じます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 議案第46号駐車場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

同じく資料 10の10ページをお開きいただきたいと思います。

この表は、右側が現行で、左側に改正案をお示ししております。

まず、第2条では、名称と位置を定めていますが、左側の改正案にございますように、「海岸通駐車場」を追加してございます。

次に、別表では料金を定めていますが、左側、改正案にありますように、30分 100円、その後も30分増すごとに 100円、夜間は1時間につき 100円と改正したいと考えております。

次に、回数料金でございますが、右側現行欄では約1割増しの料金体系だけでございましたが、左側改正案では、これを一括購入の枚数により1割増しから3割増しの改定にしたいと考えています。

11ページをお開きいただきたいと思います。

このページでは、ただいまの改正案の基本的な考え方につきましてご説明を申し上げます。

まず、上の2行にありますように、二つの駐車場を連携させて運営し、利便性の向上を図り、それぞれの課題解決につなげたいと考えています。左側の海岸通の駐車場ですが、点線で囲んだ枠の中にありますように、駐車台数は19台、24時間営業、無人の機械管理にしたいと考えています。このことにより、その下の課題にありますように、回数券や金銭の管理、駐車台数の減少などについて考慮すべきと考えています。

次に、右側の既存の公共駐車場ですが、課題としましては、料金設定が1時間からとなっており、短時間利用者のニーズにはこたえられていない状況となっております。また、時間駐車客の減少、累積赤字の解消も大きな課題となっております。これらの課題を解決するために、二つの駐車場を連携し、共通管理をすべきと考えました。また、そのための条件整備として、料金体系を共通化、共通回数券の発行を図りたいと考えております。

このことによりますそれぞれの駐車場におけるメリット・デメリットは記載のとおりでございますが、基本的には、利用される方にとっては両方の駐車場を共通で利用できるようになること、さらにはワンコイン化もあり、利便性が向上するものと考えております。

なお、デメリットとしまして、改正案では平日の時間利用者の料金がふえることとなりますが、その影響を受ける方の割合を棒グラフで示しております。左側のグラフ、収入額全体に占

める割合ですが、今回の改正で影響を受けるのは一番上の平日利用の11.5%となります。

また、右側のグラフは利用台数での影響を見たものでございますので、ご参照願います。

最後に、グラフの下の文章ですが、先ほどご説明しました回数券の割り増し率については、商店街振興の視点から取り組みたいと考えている内容でございます。

以上、46号のご説明とさせていただきます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進） それでは、私の方からは主に議案第49号塩竈市一般会計補正予算の概要につきまして、同じく議案書の 10に基づいてご説明申し上げます。

お手数ですが、16ページをお開き願います。

この表は一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回、歳入歳出を補正いたします額は、一般会計で 1,997万 9,000円、交通事業特別会計で 9,000万円、下水道事業特別会計で 1億 8,476万 4,000円、介護保険事業特別会計で 426万円、合わせまして 2億 9,900万 3,000円となるものでございます。

このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にお示ししておりますとおり、 389億 5,403万 6,000円となりまして、補正前と比較いたしますと 0.8%の増となるものでございます。

次に、一般会計の補正予算の概要につきましてご説明申し上げます。

説明の都合上、先に歳出の補正内容につきましてご説明申し上げます。

21、22ページをお開き願います。

これは、歳出予算を性質別に分類、比較しております。

まず、費目2の物件費 187万 2,000円でございますが、これは海岸通顧客利便施設につきまして9月に供用を開始する見通しとなりましたので、その施設の供用に伴います管理費を計上するものでございます。

費目5の補助費等 2,157万 9,000円でございますが、これは財団法人自治振興総合センターからの補助金の交付を受けて行います、野の島共和会の花火大会関連施設整備費に対する助成費、それから母子沢町内会の集会所建てかえに対する助成費並びに海辺の賑わい地区のまちづくりを支援するための中心市街地活性化推進事業費等を計上しているものでございます。

費目12の繰出金 347万 2,000円の減額でございますが、これは公営企業借換債の活用に伴い下水道事業特別会計への繰出金を減額するとともに、介護保険計画作成費等の計上に伴い介護

保険事業特別会計への繰出金を増額しようとするものでございます。

次に、一般会計の歳入の補正内容につきましてご説明申し上げますので、恐れ入ります、17、18ページをお開き願います。

費目13の使用料及び手数料 246万 8,000円、これは海岸通顧客利便施設の9月からの供用開始に伴います同施設の駐車場使用料を計上するものでございます。

費目20の諸収入 1,750万円、これは野々島共和会の花火大会関連施設整備費助成並びに母子沢町内会の集会所建てかえ助成に伴います財団法人自治振興総合センターからの助成金でございます。

費目18の繰入金につきましては、以上の歳入歳出予算の補正に伴います財源調整を基金繰入金で行っているものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形 均君） それでは、私の方から議案第50号塩竈市交通事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

資料 7、8の補正予算書それから同説明書に船舶建造費として今回 9,000万円計上してございますけれども、このたび懸案でございました交通事業会計の経営健全化計画をお示しておりますので、その概要を説明する中で船舶建造の内容について触れてまいりたいというふうに考えております。

大変恐縮ですが、議案資料 10の24ページをお開きいただきたいと思います。

資料説明の前に、若干の経過について簡単に触れさせていただきたいと思います。

健全化計画の策定につきましては、これまで浦戸地区の住民懇談会、それから利用者のアンケート調査、再生委員会での提言や県内の離島の状況等を踏まえまして進めてまいりました。

一方、所管の民生常任委員協議会の方にもご報告申し上げ、ご助言をいただきながら、監督官庁であります東北運輸局の指導なども得ながら計画の取りまとめを行ってまいりました。

この中で大きな検討課題でありました民間への委託につきましてもあわせて検討いたしました。採算性重視という民間の視点と公共性の強い交通事業の安定的確保という視点からの検討、それから現行補助制度の実態と活用、県内の民間事業者の離島事業の実態、さらに島民の多くの方々が直営堅持を望んでいる、こういうことを総合的に検討いたしました結果、直営ということを選択することとなりました。

このような経過の中で、今回お示ししております計画の概要につきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、24ページの1番でございます。基本的な考え方でございますが、4点にまとめてございます。

にありますように、浦戸住民唯一の定期航路として生活重点に、観光や産業を含めました浦戸振興のかなめとなる運営を目指すこととしております。

2点目といたしましては、現実的な利用者の需要に見合った船舶及び運航体制に再編したいと考えておまして、船舶につきましては、現在ございます中型船の3隻体制を今回の計画期間中に中型船1隻を廃船とし、小型化し、将来的には中型船1隻、小型船2隻とし、ここに記載のとおり、実質2隻体制としようとするものでございます。

また、正規職員の体制につきましても、15名体制を計画期間内平成20年までに5名削減し、10名体制にしようとするものでございます。

3点目といたしましては、離島航路事業における現在の国それから県の補助制度を最大限に活用しようとするものでございます。

4点目といたしましては、国庫補助金の算定に用いられす全国離島航路事業の標準的な運賃それから経費の水準を経営健全化の目標にするというものでございます。

次に、計画の期間でございますが、平成16年度から20年度までの5カ年間としておりますが、既に平成16年度には正規職員の船舶職員を3名削減している状況でございます。

次に、具体的な数値目標を表の中に記載してございます。平成20年度までの目標と平成25年度までの目標の2段階に分けてございます。まず、第1段階、本計画期間の目標といたしましては、平成15年度と比較をいたしまして、歳出につきましては25%以上の削減、歳入に占める事業収入の割合を45%以上とし、一般会計の繰出金につきましては4,500万円以内、特別交付税が8割算定されますので、市の実質的な負担額を900万円以内をしたいというふうに考えております。

第2段階につきましては、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

具体的な施策について、収入の確保という面と、それから経費の削減という二つの面で記載してございます。

まず、収入の確保につきましては、浦戸の豊かな自然や食、歴史などを生かした体験、ある

いは観光事業との連携などによる交流人口の増加策をこれまで以上に図ろうとする内容などでございます。

2点目といたしましては、国の標準的な基準額、いわゆる標準的な賃率と大きな開きがございます運賃、これにつきましては平成9年度以降未改定となっておりますので、一定の改定を検討したいというふうに考えております。

ただ、改定に当たりましては、日常的に利用する島民の方々に対しましては島民割引を申請するなど、大きな負担にならないよう緩和措置を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、経費の縮減とサービスの維持・向上についてでございますが、6点ほど上げてございます。

まず第1点目といたしましては、平成17年度で船齢24年となります現在の「うらと丸」を廃船し、定員90名程度の小型船にするなど、船舶体制を小型船中心に転換しようとするものでございます。

2点目の運航体制につきましては、先ほど申し上げました、船舶の正規職員を平成15年度の15名から期間中に10名にしようとするものでございます。

同じような形で、運航形態、運航ダイヤ、事務所経費の削減、漁業生産物の輸送についても一定の考え方をまとめてございますが、特に運航ダイヤにつきましては、基本的に島民の皆さんの意向を踏まえ、生活に必要な運航ダイヤの確保を念頭に置きながら、今後、最後の詰めを行いたいというふうに考えております。

次に、26ページをごらんいただきたいと思います。

今回補正予算で計上している小型船の船舶の概要を載せてございます。

右側の上の方の欄に記載しておりますが、船質につきましては強化プラスチック、総トン数につきましては19トン、最大搭載人員につきましては87名程度、工期につきましては今年の7月から12月を予定してございます。

また、ここに記載しております船につきましては、下段にありますように、イメージ図として載せている内容でございますので、なお詳細につきましては改めて所管の委員会等でご報告申し上げたいと考えております。

最後になりますが、本計画の詳細につきましては、別冊 11の経営健全化計画書を提出しております。ここに記載のとおり、構成といたしましては、計画策定の背景でありますとか、現

状と課題、基本方針、具体的な施策、収支計画、参考資料をそれぞれまとめてございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で私の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） これより総括質疑を行います。19番吉川議員。

19番（吉川 弘君） 議案第45号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表しまして総括質疑を行います。

平成12年度からの介護保険法の施行に伴い、介護保険第2号被保険者40歳から64歳までの介護保険税については医療保険料と一体的に徴収し、これを介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付することになりました。

今回の介護納付金分の税率の引き上げの理由は、支払基金に払うべき概算介護給付費納付金の額が確定したので、歳入の不足分を税率の引き上げで穴埋めしようというものであります。

歳出の介護納付金は、平成16年度は2億7,619万円だったのが平成17年度は3億3,133万円となり、その伸び率は約20%と大幅な伸びでございます。これまでの伸び率を見ましても、昨年度の平成16年度は20.4%の伸び率、一昨年の平成15年度は15%の伸び率であります。

市当局は、毎年の介護給付費の大幅な伸びに対して、その財源となる介護保険の税率を毎年引き上げようとするものでありますが、今回の平成17年度の改定では1世帯当たり平均2万5,169円が2万9,639円となり、4,470円の値上げで、値上げ率は17.76%となるものであります。40歳から64歳までの2号被保険者は、特定疾患を除いて、基本的には介護の利用サービスが受けられず保険税だけを徴収される方たちであり、年間平均17.76%の値上げは市民にとっては大変な負担になると思います。

税率引き上げの根拠となる介護給付費がなぜ毎年大幅に伸びているのか、その理由は何なのか、お尋ねいたします。

質問の2点目は、「国民健康保険税介護納付金課税額分 県内市部・近隣市町改定状況」が資料10の9ページに載っております。平成17年度の値上げでは、本市と白石市が税率改定を行おうとしております。各自治体間の課税額の比較をわかりやすくするために例を挙げたいと思います。例えば、収入が200万円、資産がゼロ、2人世帯のケースの場合、県内10市、近隣2市3町との比較では、本市の今回の値上げによって税額はどのように変わり、どのような税額の順位になるのか、お伺いいたします。

3点目でございますが、介護納付金の1人当たりの負担額の算出方法は、全国の介護給付費

の32%を2号被保険者40歳から64歳までの頭数で割った額となり、1人当たりの保険税は全国の自治体すべてが同額の保険税となるものであります。しかし、それにもかかわらず、各自治体間では保険税が大きく差が出ているのはなぜなのか、お伺いいたします。以上です。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ただいま19番吉川議員からいただきました、国民健康保険税のうち介護の税率改定についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、第1点目であります、介護納付金と介護給付費の伸びということについてのご質問でございました。先ほど担当部長から仕組みについてはるご説明させていただきましたが、介護納付金は、全国の介護給付費の32%を全国の2号被保険者数で割り算をいたしまして、各保険に属する2号被保険者数に応じて給付額が決定されるわけであります。したがって、ほぼ介護保険の給付費の伸びが介護給付金の伸びと一致するような形になっておりまして、本市におきましても、こういった税率改定を行わざるを得ないということになるかと思っております。

ちなみに、全国の介護給付費であります、介護保険制度、12年度に発足をいたしておりますが、以来、年々増加の一途をたどっております。これまでの実績でまいりますと、13年度は対前年比26.8%ということでありまして。これは、12年度分が下期に発足したということ、対前年度比が大分大きなものになっております。14年度以降は13.2%、15年度が9.5%の伸びとなっており、16年度概算で13.7%程度になるのかなど。17年度以降につきましても引き続き9.8%の伸びが見込まれる等、平均10%前後で推移をいたしている状況になっております。

また、介護納付金につきましては、2年後に給付実績に基づき清算される仕組みとなっており、清算額も加わって大きな伸びとなってきているところであります。介護給付費の伸びは、介護保険の側でも国保の側でも、今後大きな課題となっていくものと考え方あります。

次に、本市の介護分税率が県内でもトップクラスではないかということと、介護分の税率が均一であるべきものが自治体間で差があるのはどういう理由なのかというご質問でございました。介護分の保険税は、支払基金に納めるべき介護納付金の額から国庫負担金等を控除した額を賦課総額として2号被保険者の属する世帯主に課税をさせていただくことになっておりまして、収支均衡が制度上の基本であります。

税額等につきましては、後ほど担当部長よりご説明をさせていただきたいと思っております。

介護納付金の1人当たりの負担額は本来全国一律であるべきなのに対しまして税率・額に差

があるのはということでありましたが、まず第1点といたしまして、各市町村それぞれが被保険者の所得の構成が異なっていることがまず一つの原因として挙げられます。

そして、二つ目といたしまして、介護分の収支について毎年税率改定を行い対応しております市町村と複数年で対応しているところがございます、その中間年次に当たる場合などにつきましては各市町村の事情によって税率が違ふというようなことになるかと思っております。

本市におきましては、その年の介護納付金の支払いに必要な税を2号被保険者の世帯に限定して負担をしていただき介護納付金を支払うというような形にしておりますが、これを基本方針といたしまして、平成14年度から毎年、介護納付金の額に応じて必要最小限の税率改定を行わせていただいているところであります。

このように、各市それぞれの事情により税率が設定されており、本市は、繰り返すようですが、毎年税率改定を行っているため、結果的に、ご説明いたしました事由の総括といたしまして、介護保険税率・額が定まっている状況でございます。

私の方からは以上でございます。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私の方から、税額というお尋ねでございますので、ご答弁申し上げたいと思います。

資料をごらんいただきたいと存じますけれども、9ページでございますように、本市の今回の提案の内容が一番下ということで、所得割が1.8、それから均等割が8,400円、平等割が5,900円という内容でございますが、これをこの表でございます県内の市部あるいは近隣市町改定状況と比べてみますと、真ん中辺に白石市の税率及び税額がございますけれども、これと近い内容になってくるのかなというふうに理解してございます。

ただ、白石市は資産割が7.5%ということで、うちの方は5%、それから均等割が同じ金額、平等割がうちの方が1,700円ほど高い状況ということで、これは内容を例えば白石市の第2号被保険者の数でありますとか、あるいはそれらの方々の所得の分布状況、あるいは家族の構成状況、これらによって変わってくるというふうに私どもは理解してございます。

これらについて白石市と私どもと税額がどうかということでございますが、これについては、私どものは、一定程度、この提案申し上げております税率、税額によって算定すればすぐ出るかと思っておりますけれども、白石市のは所得の分布状況とか家族の構成状況を詳細に調べませんと単純な比較はできないのかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） どうもありがとうございます。

市長さん言われたとおり、給付費と納付金、これは関連していると、そういう状況だと思います。

ただ、私が先ほど述べましたけれども、市長が、17年度以降 9.8%、約10%の伸び率だと、そういうふうに言っていますけれども、私先ほど言いましたとおり、17年度は約20%、16年度も20.4%と、10%ほどの差が出ているんじゃないかと思います。

国の方では、給付費を少なくするために、40歳未満の若い人たちにも保険税をかけるとか、あと要支援、介護度1、こここのところの利用者をもっと減らす、そういう形になっていると思います。

その中で、確かに平均1世帯当たり 4,470円ですけれども、軽減策がとられていない層ではどういう伸び率になるかということ、例えば収入が 350万円、資産額が5万円、2人世帯の場合は、4万 8,700円が6万 100円と何と1万 1,400円、もう1万 1,000円以上上がる、そういう大変な今回の値上げになっているということなんです。

ですから、そういう点でも、平成12年から始まった介護保険の制度、その前までは公費負担が 100%だったのが50%に削減されたということで、国保の場合は医療分、介護保険ということで、本当に医療分も値上げされて、これにあと介護分も値上げされるとなれば、収納率もますます大変厳しくなるのではないかと。もう納められなくなってしまう、そういう内容じゃないかというふうに思います。

ですから、そういう点で、自治体、国の負担割合をもっと引き上げていくということとか、あとはやはり軽減策をもっととっていき、そういうことも今の制度崩壊をなくす上でも大事じゃないかと思いますので、その辺について国にもしっかり言っていき、そういう点での考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

あと、部長が言われた県内10市、近隣3町との比較で見れば、200万円の収入ということでモデルケースを出しましたけれども、私が試算したところでは、これまで本市の場合が2万 4,400円が3万 300円ということで 5,900円、24.1%の引き上げですよ。そして、この階層というのが生保よりも若干上回って軽減策がない世帯ですけれども、24%も引き上がるんです。その結果どういう税額と順位になるかということ、県内ではトップなんです。その次が白石市。仙台の場合は保険料ですから税率ということにはいかないんですけれども、県内9市、それが

ら近隣3町を見れば、トップになるという状況です。

先ほどの説明では、1人当たりの納付金、これは全国一律ということで、説明では4万5,050円と。このうち半分が国から来るわけですね、そうすると2万2,527円なんです。今回本市の値上げというのが1世帯平均2万5,169円ですから、これを2万9,639円に引き上げる、こういう内容なんです。ですから、この点で、国に納付金の2万2,527円、それを現在でも上回っている、そういう点ですね。なぜ、それでも大幅に引き上げなければならないのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

あと、近隣3町を見ましても、あと県内9市の中でも、七ヶ浜町は1万3,700円なんです。それから、松島町は1万4,600円。あと、市の段階では一番低いところは角田市で1万5,700円。このところでも十分納付金をきちんと維持しているということだと思いますけれども、市長言われるとおり、単年度、それから複数年度でやっている、そういう経過がありますけれども、いずれにしても本市はトップクラスの税額になるという問題と、あと七ヶ浜町とか松島町での低い額でやっているところはどういうふうにして維持されているのか、その辺についてご説明をお願いしたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） まず、1点目の介護保険の今後の行く末と申しますが、そういう問題でありますが、最近5カ年間で要介護認定者数が210万人から400万人、これは全国であります。ほぼ倍増というような状況にあります。恐らく、このまま推移いたしますと、介護保険制度の存続そのものが大変厳しいという状況にあることにつきましては議員各位にもご理解をいただいていると思いますが、そういったことを踏まえ、国の方におきましては予防重視型の介護ということに第3期から重点を移していこうというようなことが進められているということについては私どもも注目をいたしております。当地域でもそういった予防重視型の介護制度を導入することによって、健全で元気でお暮らしいただく方々がふえてくればということが我々の願いであります。そういった中で、やはり今、現行の制度の中では、こういった値上げをお願いせざるを得ない状況にある。

理由は、繰り返すようではありますが、所得階層別ということに割り振りますと、本市の場合はどうしてもこういう値上げ案に帰着するという現実を我々も直視していかなければならないという立場ではありますが、なお詳細につきましては、所管の委員会等で詳しく事由をご説明させていただければと思っております。

私の方からは以上でございます。

議長（菊地 進君） これをもって総括質疑を集結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明14日から20日を常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、21日定刻再会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明14日から20日を常任委員会並びに議会運営委員会を開催するため休会とし、21日定刻再会することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時43分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年6月13日

塩竈市議会議長 香取嗣雄

塩竈市議会副議長 菊地進

塩竈市議会議長 菊地進

塩竈市議会議員 今野恭一

塩竈市議会議員 嶺岸淳一

平成17年 6月21日（火曜日）

塩竈市議会 6月定例会会議録

（第2日目）第9号

議事日程 第2号

平成17年6月21日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 議案第45号ないし第56号(各常任委員会委員長議案審査報告)

第4 請願第13号及び第16号(民生常任委員会委員長請願審査報告)

請願第15号及び第17号(産業建設常任委員会委員長請願審査報告)

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第4

追加日程 議員提出議案第4号及び第5号

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我ミヨ君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭君 助 役 加藤 慶教君

収 入 役	田 中 一 夫 君	総 務 部 長	山 本 進 君
市民生活部長	棟 形 均 君	健康福祉部長	佐々木 和 夫 君
産 業 部 長	三 浦 一 泰 君	建 設 部 長	内 形 繁 夫 君
総 務 部 次 長		市民生活部次長	
兼 総 務 課 長	阿 部 守 雄 君	兼 環 境 課 長	綿 晋 君
健康福祉部次長兼			
社会福祉事務所長	大 浦 満 君	産 業 部 次 長	伊 賀 光 男 君
建 設 部 次 長 兼		総務部行財政改革	
都市計画課長	茂 庭 秀 久 君	推 進 専 門 監	田 中 たえ子 君
総務部危機管理監	芳 賀 輝 秀 君	総務部政策課長	渡 辺 常 幸 君
		市民生活部	
総務部財政課長	菅 原 靖 彦 君	市 民 課 長	澤 田 克 巳 君
市民生活部		産 業 部	
浦 戸 交 通 課 長	郷 古 正 夫 君	みなとまちづくり課長	神 谷 統 君
総務部			
兼 総 務 係 長	佐 藤 信 彦 君	市立病院事務部長	佐 藤 雄 一 君
市立病院事務部			
次長兼業務課長	伊 藤 喜 昭 君	水 道 部 長	佐々木 栄 一 君
		水道部総務課長	
水 道 部 次 長	大和田 功 次 君	兼 経 営 企 画 室 長	尾 形 則 雄 君
		教育委員会	
教育委員会教育長	小 倉 和 憲 君	教 育 部 長	小山田 幸 雄 君
教育委員会		教育委員会教育部	
教育部次長兼		総 務 課 長	橘 内 行 雄 君
生涯学習センター館長	渡 辺 誠 一 郎 君	選 挙 管 理 委 員 会	
教育委員会教育部		事 務 局 長	佐 藤 直 孝 君
学 校 教 育 課 長	佐 藤 福 実 君	監 査 事 務 局 長	丹 野 文 雄 君
監 査 委 員	高 橋 洋 一 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	佐久間 明 君	事 務 局 次 長	遠 藤 和 男 君
事 務 局 次 長 兼			
議 事 調 査 係 長	安 藤 英 治 君	議 事 調 査 係 主 査	戸 枝 幹 雄 君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、9 番浅野敏江君、10 番吉田住男君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

議長（菊地 進君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、さきに皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長に指定しておきました専決処分の報告であります。

専決第 17 号渡船接触による負傷事故の損害賠償額の決定については、平成 17 年 6 月 14 日に専決処分がなされ、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、平成 17 年 6 月 17 日付で議長あてに報告がなされたものであります。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第 3 議案第 4 5 号ないし第 5 6 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第 3、議案第 4 5 号ないし第 5 6 号を議題といたします。

去る 6 月 13 日の本会議において、各常任委員会に負託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。12 番木村吉雄君。

総務教育常任委員長（木村吉雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6 月 17 日に

委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第47号「塩竈市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月18日交付、施行されたことに伴い、政令に準拠し、用語の整理等の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「塩竈市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」については、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が本年4月1日施行されたことに伴い、これに準拠し、本条例の一部を改正し、本年4月1日にさかのぼって退職報償金の引き上げを行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりましては、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 非常勤消防団員は、高齢化と定数に対する充足率が大きな課題となっているが、その使命は災害時等における市民の生命、財産の安全確保に努めることであり、地域防災のかなめとなっていることから、処遇の改善、充実について検討されるとともに、引き続き団員の確保に向け積極的に取り組まれない。

次に、議案第49号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において財団法人自治総合センターから助成を受けて行う野々島共和会の花火大会関連設備整備費に係る助成金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 浦戸地区において開催されている花火大会には、近年多数の市民が訪れており、過疎の進行が憂慮される当地区の交流人口が拡大され、地域の活性化につながるものであることから、イベントの充実を図られるとともに、PRにも努められ、定着化に取り組まれない。

また、浦戸振興の視点から、当該助成制度も含め、有利な助成制度の調査、検討を進められ、その活用に取り組まれない。

次に、議案第54号「宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体数の減少について」は、平成17年3月31日付で宮城県内の28市町村が廃止され、平成17年4月1日から石巻市、

登米市、栗原市及び東松島市の4市が設置されたことに伴い、同センターを組織する地方公共団体数が減少することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、同センターを組織する市町村の協議が必要となることから、この協議を行うことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について」は、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の合併に伴い、河南町矢本町国民健康保険病院組合の名称が公立深谷病院組合に変更になり、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更が必要となるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づく関係地方公共団体の協議を行うことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「浦戸地区辺地総合整備計画の変更について」は、議案第50号の小型船舶の建造事業を行うため、浦戸地区辺地総合整備計画の内容の一部を変更しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告いたします。

総務教育常任委員長 木村吉雄

議長（菊地進君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月16日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

議案第45号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、平成17年度において社会保険診療報酬支払基金に支払う概算介護給付費納付金の額が確定したため、当該支払いに必要な歳入を確保するため、介護保険第2号被保険者の属する世帯に介護保険料相当分として課税されている国民健康保険税介護納付金分課税額の税率について、所要の改正を行うとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 国民健康保険税の介護納付金分は、介護サービスの伸びに伴い年々負担が増加する一方、税の滞納繰越分に係る累積額も増大しており、厳しい状況にある本市において、今回税率見直しを行うことにより、2号被保険者の負担が増加し、県内でもトップクラスとなるものであることから、2号被保険者負担の軽減や税負担の公平性を図る上で、滞納繰越分の削減に向けた早急な取り組みを含め、総合的な収納率向上対策が強く求められているところである。また、介護納付金は、介護保険の給付金の伸びに伴い年々増加しており、介護保険を支える世代の負担軽減のため、介護保険の給付や負担のあり方、そして財政基盤の強化についても関係機関に対する働きかけを行われたい。

次に、議案第49号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、財団法人自治総合センターから助成を受けて行う母子沢町内会の集会所建設に係る助成金が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「平成17年度塩竈市交通事業特別会計補正予算」については、浦戸地区住民の生活維持向上と市営汽船の安定的な運航を図るため、老朽化の進んだ「うらと丸」を廃船し、利用者需要を勘案の上、運航経営に利点がある小型船舶を代替船舶として建造するため、船舶建造費が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号「平成17年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」については、第3期介護保険事業計画等の作成費並びに本年10月に施行される介護保険法改正に伴うシステム改修費の計上に伴い、歳入歳出それぞれ426万円を増額し、総額を33億5,916万円とし、また、債務負担行為として、平成18年度に施行される介護保険法改正に伴うシステム借上げ料として2,783万3,000円が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

産業建設常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月15日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

議案第46号「塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例」については、海岸通顧客利便施設内

の駐車場と既存の塩竈中央公共駐車場の運営を連携させることにより、周辺商店街や吉番館等を利用する方々の駐車場利用に係る利便性の向上を図るとともに、周辺民間駐車場との均衡が図られるよう、料金見直しをも含む条例の一部改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1．塩竈市駐車場条例の一部を改正する条例については、新たに塩竈海岸通駐車場を開設し条例に追加するに当たり、塩竈中央公共駐車場との連携した運営をしようとするものであるが、駐車場の運営については、今後も利用者ニーズの把握とサービスの向上に努められるとともに、市中心部の活性化に資するものとなるよう、一層の利用拡大に向けた施策の展開に取り組みたい。

次に、議案第49号「平成17年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、海岸通顧客利便施設管理費、中心市街地活性化推進事業費等が計上され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「平成17年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、平成17年度の臨時特例措置として認められた利子負担の軽減を図る公営企業借換債の活用に伴い、歳入歳出それぞれ1億8,476万4,000円を増額し、総額を49億6,776万4,000円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1．臨時特例措置借換債については、一定利率以上の未償還企業債の借り換えを行い、公債費負担の軽減を図るものであり、下水道事業を取り巻く状況が厳しさを増す中、低利の資金調達を図る借換債の活用は、経営安定化を図る上で必要不可欠なものとなっている。借換債においては、今後さらに多くの企業債への適用が可能となるよう利率要件の緩和が求められており、その拡充について関係機関に働きかけを強められ、事業の一層の健全化と受益者負担の軽減に向けて鋭意取り組まれない。

次に、議案第53号「平成17年度塩竈市水道事業会計補正予算」については、平成17年度の臨時特例措置として認められた自主負担の軽減を図る公営企業借換債の活用に伴い、収益的支出から139万円を減額するとともに、資本的収入に4,160万円を、また資本的支出にそれぞれ

4,243万円を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 鈴木 昭一

議長（菊地 進君） 以上で、委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第45号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。19番吉川 弘君。

19番（吉川 弘君） 日本共産党市議団を代表しまして、40歳から64歳までの方の介護保険税が値上げされる議案第45号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に対して反対討論を行います。

平成12年度からの介護保険法の施行に伴い、介護保険第2号被保険者40歳から64歳までの介護保険税については、医療保険税と一体的に徴収し、これを介護納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付することになりました。今回の介護納付金分の税率の引き上げの理由は、支払基金に払う2年前の概算介護給付費納付金の額が決定したので、歳入の不足分を税率の引き上げで穴埋めしようとするものであります。

歳出なる介護納付金の前年度比較は、平成17年度は約20%の伸び、平成16年度は20.4%の伸び、平成15年度は15%の伸び率となっており、毎年大変な大幅な伸び率となってきたものであります。このように、毎年的大幅な介護納付金の伸びの根底には、要介護認定者が全国で400万人にもなり、介護利用者もふえてきている結果、介護給付費が大幅にふえ続けているという現実があります。

そのため、本市では、介護納付金の財源確保のために国保税の介護分税率を平成14年度から毎年連続して引き上げてきており、今回の平成17年度の改定では、1世帯平均2万5,169円を2万9,639円に4,470円の値上げを行い、値上げ率は17.76%にしようとするものであります。

議会に提出された資料に、国民健康保険税介護納付金分県内市部近隣市町改定状況があります。この資料で、他の市町との比較がわかりやすくするため、収入が200万円、この所得階層は生活保護世帯よりも若干収入が上回る世帯ですけれども、資産がゼロ、2人世帯の場合、この階層は法定軽減の対象にはならず、値上げ率は全体平均の17.76%を大きく上回る24.1%の値上げとなり、1世帯5,900円の値上げとなるものであります。この税額というのは、県内9市と近隣3町で比較しますと、本市が最高の税額となり、最下位である七ヶ浜町や松島町、角田市との比較ではほぼ2倍にもなる税額であります。また、収入350万円の世帯の値上げ額は1万円をはるかに超す1万1,400円の値上げとなり、値上げ率は23.4%にもなります。さらに、収入500万円世帯では1万2,400円18.3%の値上げで、課税限度額の8万円に到達してしまう、このような額でございます。

40歳から64歳までの2号被保険者は、特定疾患を除いて、基本的には介護の利用サービスが受けられず、保険税だけを徴収される方たちであり、今回の値上げは、被保険者にとっては大変な負担となるものであります。第2号被保険者の平成16年度の介護分の収納率が83%台に落ち込んでおります。国保税の介護分は国保税の医療分と一体で徴収されます。医療分は、平成16年度の値上げに続いて平成17年度も引き上げられ、県内の9市の中では、石巻市に続いて第2位の高額な保険税となってしまいました。それにもかかわらず、市は、さらに18、19年度と4年間連続値上げを行おうとしているのであります。

このように、国保税の医療分と介護分を毎年引き上げ、しかも県内の中でトップクラスの高い税額になってきていることは、今後ますます高い保険税が払えなくなり、今後さらに収納率が低下していくのではないかと思います。

今までは、我が党会派は、介護納付金の値上げ案には賛成をしてきた経過があります。しかし、毎年天井知らずの値上げが提案されるならば、被保険者にとっては重い負担保険税を払えなくなってくる、このような方が大勢生まれます。そうなれば、いずれこのような国の介護保険の制度そのものが崩壊につながるのではないかと心配するものであります。介護保険が平成12年に導入されましたが、それまでは国や自治体の公費負担が100%でありました。ところが、介護保険の制度では、公費負担が50%となり、自己負担が50%となってしまったのであります。市民生活を守る上からも、市は、国や自治体の負担割合を高めていくことを強く国に求めていくべきだと考えます。

また、低所得者対策としては、法定軽減が若干だけ枠が拡大されましたが、しかし、軽減対

象とならない先ほどの収入 200万円の階層など、独自の軽減策が求められます。あわせて応能割合、応益割合ほぼ50対50の割合となっていることから、低所得者層にとっては負担が重い制度となっております。

介護納付金の1人当たりの負担額の算出方法は、全国の介護給付費の32%を2号被保険者の人数で割った額となり、1人当たりの保険税は全国の自治体すべてが同額となっております。しかし、それにもかかわらず、各自治体間では大きな差が出ているのはなぜか。この総括質疑に対して、市長は、理由の一つとして、被保険者の所得に差がある。このように答えました。私は、宮城県企画部発表の「宮城の経済と県民生活」の中で1人当たりの市民所得比較で県内9市を見ますと、本市の納税者1人当たりの平成14年度の所得金額は237万1,000円で、九つの市の中で第5位とちょうど真ん中の位置になっております。本市の市民が他市と比べて極端に所得が低くなっているわけではないのであります。それにもかかわらず、今回の大幅な値上げ案によって、200万円の低所得の収入世帯では24.1%の値上げとなり、中間層では1万円を大きく超える値上げが提案されているのであります。このことによって、県内9市と近隣3町比較では、低い保険税の自治体よりも約2倍にもなる保険税であり、被保険者にとっては大変重い負担となるものであります。よって、第45号の「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」には反対をするものであります。

以上で、議案第45号への反対討論とさせていただきます。（拍手）

議長（菊地 進君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。5番志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

議案第45号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、委員長報告を支持する立場で、賛成議員を代表して討論いたします。

当議案につきましては、本定例会において民生常任委員会に付託され、審査の経過と結果については、先ほど民生常任委員長からの報告のとおりでございます。

この議案は、平成17年度に支払うべき介護給付費納付金の額が確定したことに伴い、塩竈市が支払いに必要な歳入を確保するため、国民健康保険税のうち介護納付金分課税額の税率について改正を行おうとするものであります。

まず、現行の介護納付金制度について申し上げますと、介護保険制度導入に伴い、40歳から64歳の方の第2号被保険者の介護保険料については、医療保険料と一体的に徴収し介護納付金

として納付することになっております。

この介護納付金の額につきましては、全国の介護給付費の32%を全国の2号被保険者数で割って1人当たりの負担額を算出し、被保険者数に応じて納付額が決定されることになっております。全国一律の1人当たり負担額は4万5,055円となります。なお、介護保険税の負担割合は、2号被保険者分が32%、65歳以上の1号被保険者分が18%、国・県・市の公費負担分が50%で構成されており、介護納付金分として、いわば互助会的制度としての収支均衡が制度の基本であります。

塩竈市の具体的内容としては、現在の介護分の税率のままでは、平成17年度介護納付金3億3,133万円、前年比19.96%の増加に対応できず、制度上の国庫負担金等50%を控除した上で約2,050万円の財源不足が生じる見込みであり、当局提案では、平均改定率17.76%の税率改定が必要であるというものであります。これは、本市にとって、国保税会計の財政調整基金が底をついてしまった現状では、現行制度上の算定としては妥当であり、必要な改定であると考えております。

県内他市の状況は、その市や町の国保の被保険者の構成人数や資産の状況によって介護分の税率設定にはばらつきがありますが、本市の国保会計は、平成7年から平成9年までの3年連続の引き下げが原因で、平成10年より毎年財政調整基金により補てん措置された結果、基金が底をつき、現在に至っております。

本市では、平成14年度以降、介護納付金の額の確定に伴い必要な税率改定が行われてきました。当議会でも、昨年までは当局のこのような基本方針を是として全会一致で可決してきたところであります。反対意見の主張では、介護の費用負担のあり方について述べられていたましたが、現実には今年度請求されている介護納付金の支払いのための財源をどうしていくかという点が触れられておりません。このまま改定されなければ、現に介護サービスを行っている各提供機関、施設等に支払いができなくなるおそれがあるということでもあります。

このような状況をかんがみ、本市としては、介護分の税率については、現行制度の基本にのっとり、介護納付金の支払いに必要な財源として必要最小限の課税と毎年の見直しを行うことを基本とし対応していくべきであります。

なお、制度上、2号被保険者の方の負担増になることは確かではありますが、当局には、今後、介護納付金分の収支状況や税率の検討には慎重に対応され、同時に、保険税の未収金対策も強化していくべきものと考えます。

以上、国保の介護納付金制度の状況をご理解いただき、議案第45号に賛同賜りますようお願い申し上げます。賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第45号についてお諮りいたします。

議案第45号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立多数であります。よって、議案第45号については、委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第46号ないし第56号について採決いたします。

議案第46号ないし第56号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議案第46号ないし第56号については、委員長報告のとおり決しました。

日程第4 請願第13号及び第16号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

請願第15号及び第17号（産業建設常任委員会委員長請願審査報告）

議長（菊地 進君） 日程第4、請願第13号、第15号ないし第17号を議題といたします。

去る12月定例会において民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第13号並びに6月13日の会議において民生常任委員会及び産業建設常任委員会に付託されておりました請願第15号ないし第17号の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、民生常任委員長の報告を求めます。2番田中徳寿君。

民生常任委員長（田中徳寿君）（登壇） ご報告いたします。

平成16年12月定例会において、民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第13号「利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願」、また、今期定例会において付託された請願第16号「障害者自立支援法に

関して改善を求める意見書提出に関する請願」については、6月16日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第13号「利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願」について、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1. 介護保険制度改革に係る関連法案については、現在国会において慎重に審査されているので、今定例会において請願を採択すべきでないとする。

1. 介護サービス利用料の大幅な引き上げは、サービスの利用抑制につながり、徴収年齢の拡大が行われれば、新たな滞納が発生するおそれがあり、安心できる介護保険制度が求められることから、国に対して慎重な審議を求めていくべきである。

これらの意見を踏まえ、質疑・採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第16号「障害者自立支援法に関して改善を求める意見書提出に関する請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

民生常任委員長 田中徳寿

議長（菊地進君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番鈴木昭一君。

産業建設常任委員長（鈴木昭一君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において、産業建設常任委員会に付託されました請願第15号「燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書の提出に関する請願」並びに請願第17号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書提出に関する請願」については、6月15日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、その所見を聴取して慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、請願第15号「燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書の提出に関する請願」については、質疑・採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

次に、請願第17号「米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書提出に関する請願」については、今後の国の動きを見きわめながら、時間をかけて慎重に審査すべきとの意見が大勢を占め、採決の結果、閉会中の継続審査の取り扱いにすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます、ご報告といたします。

議長（菊地 進君） 以上で、常任委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第13号について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。

16番曾我ミヨ君。

16番（曾我ミヨ君） 請願第13号「利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願」について、賛成会派を代表して賛成討論を行います。

この請願は、昨年12月に議会に提出されていた請願です。請願は、政府が介護保険見直しに当たって出されていた、一つは要支援・要介護1のサービスの制限、二つには障害者支援費制度と介護保険を統合して若年障害者を介護保険の対象とすることを理由に徴収対象を20歳にすること、三つ目には施設入所者に対して、居住費、食事代を自己負担にすること、四つ目には現行の1割負担を2割から3割に引き上げるなど盛り込んだ、こうした見直し法案の動きに対して、塩竈市生活と健康を守る会から出されていた請願であります。

この請願の項目としては、一つは、利用料がふえては困るということから、2割、3割への引き上げをやめてほしい、20歳からの保険料徴収をやめてほしいというものであり、二つ目には、減免制度を設けてほしいということであり、三つ目に障害者支援費制度との統合をやめてほしい。これらのことはこうした動きの中で当然のことではないかと考えるものであります。

国の介護保険の見直し法案は、今国会で提案されて、衆参の厚生労働委員会の審議がなされましたが、審議を通じて、介護サービスが必要な人からサービスを取り上げるだけでなく、負担をふやすひどい法案であることが明らかになりました。

一つは、現在、要支援・要介護1などの軽度の人が利用している訪問介護などのサービスを抑制するというものになっています。政府の抑制する根拠として、要支援・要介護1がふえたが、サービスを利用しているのに逆に状態が悪化したという調査が出ている。悪化の要因は家事サービスにある。だから、家事サービスを抑制し、新しい予防サービスを導入するというも

のでした。

しかし、実際には、要支援・要介護1などの軽度の利用者の84.4%が利用者の状態維持や改善に役立っているということが厚生労働省の提出した資料で明らかになったものであります。同時に、それだけではなく、政府が行おうとしている予防介護である筋力トレーニングについては、先行して実施した市町村のモデル事業の中間報告では、筋力トレーニングを実施した結果、身体の痛みや憂うつなど心の健康など悪化した人が3割にもなったということで、効果になると裏づけることはできなかったものであります。

このことが実施されたならどれだけの影響が出るかといえ、現行認定ランクのうち、要支援のすべてと要介護1の約7割から8割、人数で全国では150万人から160万人と試算されております。例えばこれを塩竈市に置きかえれば、700人前後の人がサービスが受けられなくなるものであります。まさにサービスを制限していく見直し法案であることが明らかになりました。

二つ目には、現在特別養護老人ホームなどいわゆる施設入所者は、介護給付の対象として1割負担で入所しています。今回の見直しは、これまでの介護給付費の対象となっている居住費、食事代を給付の対象から外して、新たにホテルコストの名で居住費及び食費を全額自己負担にして徴収するというものであります。この内容が実施されることになれば、現在特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイなどに入所している利用者は、現在の1割負担から、居住費、食事代を新たに負担しなければならず、デイサービス、デイケアの場合は食事代が全額負担になるものであり、利用料が、自己負担を入れれば、まさにこの負担が1割から2割～3割に負担がふえるものであり、これらの施設を利用しているすべてに影響を与えるものになります。

例えば年金8万3,400円の方は、利用料と合わせても現在月額5万円余りだったのが、家賃や光熱水費、居住費と食事代で、現行よりさらに3万円も負担がふえることになり、月額では8万5,000円を超える負担になります。8万5,000円というこの費用は、年金給付の額を上回る負担になるものであります。結局、法案の参考人質疑での意見陳述では、特定医療法人財団健和会の診療所長も述べられていましたように、現在の特別養護老人ホームに入所している方が、それに応じた負担ができなければ、施設から退去せざるを得ない。費用が高くなって入所できなくなるというのは本末転倒だと厳しく意見を述べました。本人や家族にとっても大変な内容になっているものであります。しかも政府は、ことしの10月から実施を目指すとしていま

すが、入所者本人ももちろんですが、新たにこうした費用負担になることは知らないのが実態ではないでしょうか。

介護保険料徴収の対象年齢拡大については、今後検討を行うということを盛り込んだ附帯決議にされました。政府のこの介護見直し法案全体を通じて何が見えてくるのかといいますと、介護給付費に対する国の負担分を大幅に削減する一方で、被保険者や利用者に大幅な負担を求められているものであります。

民生常任委員会の審議の中で出されていた意見の中では、「文章の中で同調できるところもあるが、しかし、タイトルが刺激的、過激である。国会で審議中であり、推移を見守りたい」との意見もありました。タイトルや文章の中にある言葉が刺激的、過激であるということは、感じ方でそれぞれのとらえ方であると考えますが、施設利用の負担がふえることは利用者にとっては悪く変わることであり、広辞苑の辞書によれば、改悪とは改めて変えて悪くすることと解説しています。

また、「今国会審議中で見守りたい」とする意見もありましたが、しかし、国会審議中の障害者自立支援法案に関して改善を求める請願については全会一致で同じ民生常任委員会で審議され採択されました。国会で審議中のものでも、市民の願いを届けるために請願を立派に採択しました。

「現在の介護保険制度には問題があると考えている。しかし、制度からいけば、適当な負担をしないでほしいということになり、問題だと考えている」という意見もありました。今回の請願そのものは、現行制度でのルールに基づく負担について述べているのではありません。現行で入居費、食費は給付の対象になっているにもかかわらず、給付の対象から外して、入居費、食事代を丸々個人負担ということにすることについて述べられているものであります。これらの介護保険料を払っている、しかも認定を受けて必要なサービスを受けていた者がサービスが受けられなくなるからの請願であります。

入居施設の居住費、食費を保険給付から外されることによって、現在年間総額 3,000億円にも負担がなるというふうに試算されております。これだけ大変な法案が審議されているわけですから、市民の立場、利用者の立場に立って国に意見を上げてほしいというものであり、この請願は妥当な請願であると考え、賛成討論といたします。ありがとうございました。（拍手）
議長（菊地 進君） 次に、本請願に対する反対者からの発言を許可いたします。7番今野恭一君。

7番（今野恭一君） 私は、請願第13号「利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願」について、反対する立場をとる議員を代表して討論を行います。

平成12年度から始まった介護保険制度は、5年が経過し、おおむね順調に浸透してまいりました。制度発足当時、施行後5年をめどに、利用状況の推移を見ながら改正を行うこととし、制度施行後初の大幅見直しとなる改正法案は、今国会中の成立が確実となっております。

介護保険は、サービス利用者がその1割を負担し、残りの9割が公費負担とするシステムとなります。公的負担の半分を税金で、もう半分を保険料で負担する制度であります。特に65歳以上の被保険者には、その公的負担の18%が掛かるため、その地域の要介護者数や利用料、施設入所者の数などが大きく影響するわけであります。

介護保険制度を持続させるためにも、また、被保険者の皆様の負担や税負担の少ない介護保険事業運営のためには、介護度を重症化させない取り組みと施設介護給付のあり方を見直す必要があります。

なぜならば、現行制度では施設介護を受けている人と在宅介護を受けている人の介護給付費が大きく異なっており、自己負担額に開きがあるためであり、不公平を正し、公平にするものであります。具体的には、在宅で介護サービスを受ける場合には、居住費や食費などの生活費は当然居住費、食費などが算定されている年金より支出することになります。しかし、施設入所の場合は、介護給付費から居住費や食費が支給されるため、二重の居住費や食費の受け取りになると考えられます。つまり部屋代と食費の調理コストが無料になっており、在宅介護サービス受給者と施設介護サービス受給者の公平性を図るために、施設給付費の見直しが行われようとしております。平成17年10月から居住費と食費の調理コストが給付の対象外となり、自己負担となるものであります。

しかし、今回の制度改正により、低所得者に対して、補足的給付という介護保険から特定入所者サービスという仕組みができる予定であります。これは、国で定める標準的な利用施設で定められた料金を負担できない低所得の人たちが現行と比較して余り引き上げにならないよう配慮した利用者負担で、施設介護を受けられるような制度設計になる改正であります。

また、65歳以上の高齢障害者は、介護保険と障害者制度ではサービスが共通する場合、介護保険を優先して利用し、介護保険制度にないサービスは障害者制度を利用することになります。ですから、障害者支援費との統合という考えは成り立たない、該当しないことを主張して、請

願第13号「利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める意見書の提出に関する請願に反対するものであります。

議長（菊地 進君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第13号について採決いたします。

請願第13号の委員長報告は不採択であります。したがって、採決は本請願を採択することについてお諮りいたします。

請願第13号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立少数であります。よって、請願第13号については不採択と決しました。

次に、請願第15号ないし第17号について採決いたします。

請願第15号ないし第17号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、請願第15号ないし第17号については委員長報告のとおり決しました。

追加日程 議員提出議案第4号及び第5号

議長（菊地 進君） お諮りいたします。ただいま2番田中徳寿君外21名から議員提出議案第4号及び第5号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議員提出議案第4号及び第5号を日程に追加し議題とすることに決定しました。

議員提出議案第4号及び第5号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第4号及び第5号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。

まず、議員提出議案第4号について趣旨の説明を求めます。9番浅野敏江君。

9番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第4号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

障害者自立支援法に関して、改善を求める意見書

障害者自立支援法では、身体、知的、精神に分かれている障害施設を一つにまとめるとしております。

現行の障害者福祉サービスでは、所得に応じた応能負担としております。しかし、今回の障害者自立支援法では、応益負担の導入が盛り込まれ、自己負担の増加が障害者の不安を呼んでおり、障害者が安心して障害者サービスを受けられるように改善が求められます。

よって、下記の事項について強く要望します。

記

要望事項

- 1．障害福祉サービスの負担増を行わないこと。
- 2．精神障害者通院については、現状の医療費自己負担を堅持すること。
- 3．就労支援など障害者が自立できる法整備を急ぐこと。

以上、地方自治法99条の規定による意見書を提出いたします。

以上であります。

議長（菊地 進君） 次に、議員提出議案第5号について、趣旨の説明を求めます。17番中川邦彦君。

17番（中川邦彦君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第5号について、提出者を代表いたしまして、お手元にご配付の同議案別紙を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

燃料油及び石油関連製品の価格安定に係る意見書

長らく経済停滞の中で、消費の低迷とそれによって生じている水産物価格の低迷は、漁船漁業のみならず本市の基幹産業である水産物流通加工業の経営に深刻な影響を及ぼしております。

さらに、昨年来の急激な原油価格の高騰は、漁業生産用の燃料油の急騰をもたらし、出漁の困難な状況もあらわれるに至り、産地魚市場を抱える水産都市に多大な影響を与えております。

陸上部門におきましても、運送料や石油関連製品の上昇によるコストの増大が大きく影響し、

水産業全般にわたりその経営を圧迫する重大な要因となっております。

また、このような燃料油及び石油関連製品の価格上昇は、国民生活に直接的に結びつく水産物の安定供給に多大な影響を及ぼし、我が国の食料自給率の低下をもたらすものと思料されます。

このため、備蓄石油の取り崩し等の施策を講じ、燃料油及び石油関連製品の価格安定を図るようお願いいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

以上であります。

議長（菊地 進君） ただいま上程中の議員提出議案第4号及び第5号については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、議員提出議案第4号及び第5号については、さよう取り計らうよう決しました。

採決いたします。

議員提出議案第4号及び第5号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（菊地 進君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第4号及び第5号については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日はこれで会議を閉じ、明22日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明22日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年6月21日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会議員 浅野 敏江

塩竈市議会議員 吉田 住男

平成17年 6 月22日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）第10号

議事日程 第3号

平成17年6月22日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長 兼総務課長	阿部守雄君	市民生活部次長 兼環境課長	綿晋君
健康福祉部次長兼 社会福祉事務所長	大浦満君	産業部次長	伊賀光男君
建設部次長兼 都市計画課長	茂庭秀久君	総務部行財政改革 推進専門監	田中たえ子君
総務部危機管理監	芳賀輝秀君	総務部政策課長	渡辺常幸君
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民生活部 市民課長	澤田克巳君
産業部 みなとまちづくり課長	神谷統君	総務部 総務課長補佐 兼総務係長	佐藤信彦君
市立病院長 市立病院事務部 次長兼業務課長	長嶋英幸君 伊藤喜昭君	市立病院事務部長	佐藤雄一君
水道部次長	大和田功次君	水道部長 水道部総務課長 兼経営企画室長	佐々木栄一君 尾形則雄君
教育委員会教育長 教育委員会 教育部次長兼 生涯学習センター館長	小倉和憲君 渡辺誠一郎君	教育部長 教育委員会教育部 総務課長	小山田幸雄君 橘内行雄君
教育委員会教育部 学校教育課長	佐藤福実君	選挙管理委員会 事務局長	佐藤直孝君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	丹野文雄君

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼 議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会第 3 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源を切るようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番佐藤貞夫君、12番木村吉雄君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。2 番田中徳寿君。

2 番（田中徳寿君）（登壇） ニュー市民クラブの田中徳寿でございます。

本日 6 月定例会において質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様に厚く御礼申し上げます。

さて、質問に入る前に、ある民間会社の経営者が会社を再生される方法で「破壊と創造」というキャッチフレーズを掲げて行いました。破壊という言葉には、企業の組織、仕組みを変えるという意味を込めたつもりと述べております。仕組みを変えれば社員のマインドが変わり、マインドが変わると当然行動が変わっていきます。そして、行動が変わると、最終的には結果が変わると考えたそうです。

そこで、塩竈市の財政を改革し、元気のある塩竈市を創造していくには、塩竈市役所が市長を中心にして市職員が一丸となって、市民のため、塩竈市発展のために、今までの仕事のあり方、仕方の仕組みを総点検することが大切であり、今までの仕組みを見直しすることを申し上げて、通告に従いまして質問をいたします。

最初に、1 の財政問題について伺いいたします。

まず、行財政改革推進計画について質問いたします。

平成 18 年度予算の歳出総額は 174 億円余と書いてあり、17 年度の 183 億円余よりマイナス 9

億円であります。このぐらいの予算を組み立てていくためにはどのような方法で組み立てられるのですか。今回の協議会資料で、14億円余で、経常経費で1億円、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドで3.1億円等々ありますが、現場の課の歳出項目を一つ一つ担当課と政策課で話し合い、具体的な数字の項目を一つ一つ積み上げていく実施計画書の作成が必要なのではないでしょうか。市長にお伺いいたします。

そして、財政悪化の主な原因は、1、市税収入の減少。2、人件費、扶助費、公債費の硬直化。3、他会計繰出金の増嵩。4、行革が進まなかった。職員の削減などと考えられます。これらを是正していくためには、塩竈市の財政再建をするには、我が会派ニュー市民クラブで視察に行った兵庫県高砂市の例では、1、新規建設事業は中止する。2、給付補助事業は原則として国県及び近隣市の水準に合わせる。3、使用料、手数料は受益と負担の適正な均衡を図る。4、人件費は給与、定数ともに類似団体等を参考とし抑制する。経営再生の整備には、1、簡素で効率的な組織機構を構築する。2、コスト主義に根差した事務事業を遂行する。3、事務事業評価システムを導入する。4、定員管理の徹底と人材育成を図る。5、再建後の計画づくりを行うと述べております。

では、塩竈市はどのような趣旨をもって財政の非常時を収入の増加と質の削減で乗り切っていく考えなのか、市長にお伺いいたします。

次に、収入の増加策の一つとして、塩竈市の所有する土地約7万平方メートルの未開発の土地について売却する方法を検討する勉強会を立ち上げて、建設部、産業部、総務部の連携を図りながら、道路のない土地を、道路部分に当たる土地の地主の方々の協力をいただきながら、でき上がる宅地との等価交換を図りつつ、コンサルタントを使わずに、建設部が測量から宅地造成の図面を引いて、民間業者に条件つきで、固定資産税、都市計画税、上下水道使用料、1人当たりの交付税算入基礎額の例えば5年間分ぐらいの5割ぐらいを土地代の時価より減額して計算する方法、市条例として考えて、市内の土建業者や建築業者に仕事が回っていくような仕組みを考えて、良識で安価な宅地を提供していくようなお考えはいかがかと市長にお伺いいたします。

次に、それらを通して、現在6万人余の塩竈市の人口を6万5,000人ぐらいを目指す中期計画を立てて、市内に居住してもらおう政策の実行が求められると推察されます。市内の持ち家の空き家、空き地を県内のある市長が実行しているような市内外の人に紹介するような仕組みをつくり、それが将来の一人暮らしの老人にも適用できるような制度を立案し、活気のある塩竈

市にするために政策の第1段とありますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

次に、企業誘致についてお伺いいたします。

市の工業団地を持たない塩竈市の企業誘致策はどのような施策をもって実行されていくつもりなのか、そして、どのような優遇策を導入するつもりなのか、市長にお伺いいたします。

次に、2の水道事業についてお伺いいたします。

水道事業の管理経費削減について、どのような考え方をもち削減していく道筋をお考えなのか、市長にお伺いいたします。

福島県三春町においては、水道、下水道、宅地造成等6事業を企業局に一元化し、地方公営企業法を適用して、業務の委託を民間ではアウトソーシングと言い、行政では民間委託と言い、用語を定義すると、民間委託は行政業務の一部を民間企業に委託すること。アウトソーシングは経営戦略として企業活動に外部の資源を活用すること。ある業務の企画から実行までを、自社よりもコスト競争力に優れ、高いノウハウを有する専門業者に委託することで、その効果を一般的に次の3点が上げられ、1、専門業者のノウハウがそのまま活用できる。2、経営資源、人、物、金、確保のリスクを回避できる。3、コストを下げるができる。アウトソーシングは三春町にとって決して役所仕事の民間による肩代わりや、いわゆる丸投げではない。業務委託しても、最終責任、非常時における判断、受託業者の職務遂行能力の見きわめなどは水道事業の責務だということを感じた上での委託であると申しております。

水道事業にとって、何の部門のどの仕事を残し、どの部門のどの仕事を委託するかを検討して、管理経費の削減につなげていくということをどのような手法で今後行っていくのかを市長にお伺いいたします。

次に、水道料金体系についてお伺いいたします。

塩竈市の水道料金は、塩竈市水道事業給水条例第4章の第24条により、10円未満切り捨ての徴収の仕方を条例によりなされておりますが、それは消費税の導入時の徴収方法と推察されますが、消費税の趣旨を考えると、現在では、条例を改正されて1円未満切り捨てにする条例が必要とありますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

次に、水道料金体系そのものについてお伺いいたします。

市の水道料金体系は、使用する量がふえればふえるほど1立方メートルの単価がふえるようになる料金体系をしておりますが、これは、水の水利権が少なく、水が不足した昔の塩竈市の人たちが、水の使用量の多い人たちが高い使用料を負担する料金体系になっております。

一例を挙げれば、第1段の1トンから10トンまでの使用量単価は、1カ月1トン当たり83円ですが、第3段の20トンから50トンまでは、1カ月使用量単価は1カ月1トン当たり235円となり、約3倍の格差があります。

これは、現在塩竈市は、水利権を多く持ち、水余りの状況なので、節水は大切な哲学であります。水の有効活用のために、使えば使うほど単位の単価が下がるような料金体系にして、今まで大量の水を使い塩竈市の水道料金を納入してくれている利用者の方々にもっと安価な料金体系にして、また、産業振興策の一つとして、100円バス事業と同じような考え方で水道料金体系の条例を見直してはいかがでしょうか。市長にお伺いいたします。

次に、3の「しおナビ 100円バス事業」についてお伺いいたします。

「しおナビ 100円バス」は、利用者に歓迎され、乗車する人たちが3月に前年比で約7割も増加するとはだれも考えなかったのではないのでしょうか。これほど好評なバスを一つの路線だけで18年3月まで継続施行と当局は言われておりますが、コースを変更、分割あるいは拡大の考え方で、将来は何コースの100円バス事業をしていくつもりがおありになるのか、そして、商店の閉店の相次いでいる本町通りや、市立病院や、バスの運行していない町内なども、100円バス路線を拡大していく予定があるのか、市長にお伺いいたします。

今の100円バスの運行バスを大型バスではなく、小型のバスで、乗客の乗り降りのしやすい低床化についてどのように考えているか、市長にお伺いいたします。

今月視察に行きました兵庫県高砂市や阪南市の100円バスは、市内の業者の方々から広告協賛をとっており、また、バス停からも仙台市バスの広告協賛を受けております。これからは塩竈市も市民と企業と商店と共同で運営していく考え方はできないかどうか、市長にお伺いいたします。

次、4の市立病院の再生についてお伺いいたします。

まず、一番大切な医師確保の考え方と医師の待遇について市長にお伺いいたします。

そして、現在の医師数に見合った診療体制、入院体制に整えていくつもりなのか、市長にお伺いいたします。

そして、病院の経営の安定を図るには、医師の充足だけで事が足りるとは到底考えられません。医師の充足のほかに、地方公営企業法を全部適用し、医療に精通した経営者を管理者として雇い入れて経営に当たらせることが大切であると考えますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

また、病院改革をしたある県の知事は、病院経営はもうけることだけではないと大分しかられた。収支ばかりに走り過ぎると、医療ミスや事故が起こるかもしれないと言われがちだが、実は逆で、病院の健全化計画に取り組むことで、新たなスキル、道具を生み出し、そのことが医療の質の向上につながっていくとのこと。この意味が病院の再生、ひいては塩竈市の再生につながっていくと考えますが、市長はいかがお考えかお伺いいたします。

最後に、5の廃棄物行政についてお伺いいたします。

廃棄物行政に関して、産業の振興と結びつくような施策は考えられないのか。例えば水産加工業から排出される生ごみや廃プラスチックなどの産業廃棄物の処理コストが年々高くなり、事業所ではその対策に頭を悩ませております。市として産業廃棄物のリサイクルや有効な処理方法など新しい施策を考えて、産業の振興に役立てるような新しい施策を考えられるか、市長にお伺いいたします。

次に、焼却場について、水産加工業を主体としている本市では、冬場は最も忙しい時期なので、年末まで操業しています。ぜひ12月31日まで焼却場、処分場を稼働させてもらえないか、市長にお伺いいたします。

次に、焼却場について、ダイオキシン対策や炉の修繕対策のためにも連続燃焼運転ができないのか、市長にお伺いいたします。

焼却場の広域化について、これまでの進捗状況と今後の進め方について、市長にお伺いいたします。

これにて私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま田中議員からご質問いただきました件につきまして、ご回答申し上げます。

初めに、財政問題についてでございますが、新行財政改革推進計画、本市は、これまでさまざまな行財政の改革の取り組みを行ってまいりました。しかしながら、人口減少や景気の低迷、さらには国の三位一体改革の影響などがあり、基幹財源である市税や地方交付税が伸び悩む一方、これまで実施してまいりました公共事業に係る公債費や、あるいは扶助費が増加の一途をたどり、極めて厳しい財政状況でございます。

このため、財政危機回避の第1段といたしまして、平成17年度は基金取り崩しや土地売り払いによる7億円を見込みつつ、前年比87.46%に大幅に圧縮しました約180億円余で予算編成

を行わせていただいたところであります。ちなみにこの額は、平成7年度の当初予算額と同規模でございます。

しかし、このままの状況で推移いたしますと、18年度から20年度までに、さらに40億円の累積赤字が見込まれ、19年度に事業再建団体転落というような状況も想定されるように、まさに財政非常事態であるというふうに受けとめております。このため、新行財政改革推進計画を策定し、赤字体質からの抜本的脱却を目指すものでございます。

本市の行政のあり方、仕組みを総点検する必要性についてというご質問でございますが、この財政の非常事態を打開するためには、市民の視点に立ち、新たな、かつ、大胆な発想で行財政システム全般にわたり抜本的に見直しをしていかなければならないものと考えております。

このため、今年度予定をいたしております市民満足度調査の結果を受けまして、行政運営のあり方をゼロベースから総点検するとともに、行政内部においての重点事業の年間目標を設定する「ミッション・チャレンジ2005」の取り組みと連動させ、本市の行政課題を明確にし、事業の選択と集中をより一層図ってまいります。さらに、現在、枠にとらわれない発想での取り組みとしての企画員制度による提案を受け、市民の方々にもご参画をいただく組織横断的取り組みや職員の地域活動への参画等を通じ、新しい動きや改革意識もようやく芽生えつつあると感じているところであります。

改善項目についての実施計画の作成、数値化についてのご質問にお答えをいたします。

行財政改革を進めていく上で、具体的な数値目標を設定し、市民の皆様方にわかりやすくお示しする、いわゆるマニフェストを作成することが確実な改革の推進となり、効果の発現につながるものと認識をいたしております。

今回策定した改善に向けた個別行動計画 60項目になりますが、については、こうした目標の明確化を行うため、今後、各行動計画を精査し、成果、財源効果などの目標値を具体化した実施プランを早急にまとめてまいりたいと考えております。

40億円の収支差を解消し、財政危機を乗り越えるための具体的な対策というご質問をいただきました。

推進計画では、財政健全化に向けた歳出歳入両面での財源対策フレームとして、大きく六つの枠組みで財源確保の目標額を設定させていただいております。

歳出の削減といたしましては、人件費の適正化として、退職時特別昇給見直し、55歳昇給停止、本年6月の特殊勤務手当見直し、国の制度に準ずる給与制度の見直しによる削減、100人

削減を目標とする職員定数の適正化による人件費の削減、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドとして下水道平準化債の活用や選択と集中による政策経費の歳出抑制、さらには予算の枠配分方式による経常的な経費の抑制を行うなど、まずは行政での内部努力を徹底して推進してまいりたいと考えております。

歳入確保対策といたしましては、納税推進室を中心に、市税等の収納率向上を図りますとともに、法的な対応の検討も視野に入れた滞納整理の強化、あるいは市有地の売却などにより、自主税源の確保に努めるとともに、各種財政支援制度の最大限有効活用を図ってまいりたいと考えております。

また、新たに設置いたしました産業振興室での企業誘致活動を推進いたしますとともに、海辺の賑わい地区整備を推進するなど、民間企業と協働で本市の経済活性化に結びつく事業を推進し、税収確保に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、本市は、基金も枯渇寸前で、本市の財政はまさに乾いたぞうきんを絞るがごとく危機的非常事態にあり、市民の皆様方に一定のご負担をお願いさせていただくことなども検討していかなければならないほど大変に厳しい環境との認識をいたしております。そうしたことを可能な限り回避すべく、天下の憂いに先んじて憂い、天下の楽しみにおくれて楽しむという、いわゆる先憂後楽が公務員の原点であるということに立ち返り、まずは行政内部が率先して痛みを伴う改革を断行してまいります。

次に、市有地の売却についてのご質問にお答えをいたします。

厳しい財政状況のもと、財源確保のためにあらゆる手段を講じていかなければならず、遊休資産となっております市有地の売却もその一つの方策であるというふうに考えおります。市有地の売却は、売り払い収入を確保できるという効果だけではなく、その後の経済活動に連関し、税収増にもつながるものであると認識をいたしております。

現在の売却の方法は、市有地の中で売却可能なものを抽出し、一定の期間に土地情報の周知に努めておりますが、他市の状況を見ますと、不動産業界の方々のお力をおかりし、市有地の売却を委託している事例なども散見されております。このような関係業界のノウハウを活用することは、売却を進める上で極めて有効な方法であると考えられますので、先進事例も参考にさせていただきながら、このような方策を最大限活用しながら、積極的に売却を進め、財源確保に努めていきたいと考えております。

なお、議員ご提案の庁内の勉強会ということでございましたが、なお一層庁内の連携であり

ますとか、情報の共有といったようなことに努めてまいりたいと考えております。

人口増に向けた対策についてお答えをさせていただきます。

日本の総人口、今年1月現在で1億2,700万人となっておりますが、国の推計では、平成19年度から日本全体の人口が減少するとされており、人口増加策につきましては、さまざまな角度から議論する地域の重要な課題であるというふうに認識をいたしております。人口問題を議論する上では、単に、単に総数だけの議論ではなくて、人口密度や居住環境がこの地域でどうあるべきかなど都市としての快適性や都市経営といったような視点が必要であるというふうに考えております。

本市といたしましては、まず、魅力のあるまちづくりを目指すため、ソフト・ハード両面の事業展開を進めたいと考えております。現在、ソフト面におきましては、このまちで安心して産み育てることができる子育て支援でありますとか、男女共同参画、あるいは特色ある教育環境の整備を進め、また、先ほどお話しいただきました100円バス運行などを実施しながら、本市ならではの暮らしやすさを追求してまいります。一方、ハード面におきましては、住みやすさの向上を目指した居住環境の充実でありますとか、防災対策、道路・下水道を初めとする都市基盤整備も大変に重要であると考えております。

このような本市の特色ある取り組みを通じて、「日本で一番住みたいまち塩竈」を目指していくことこそが人口増加対策につながっていくものと判断をいたしております。

そういった中で、新たな企業誘致の取り組み方針についてご質問いただきました。お答えをさせていただきます。

本年4月、新たな産業の立地や既存産業の活動を支援するため、産業振興室を新設し、本市の産業振興体制の強化を図ったところでございます。第1段の取り組みといたしまして、市内にはいわゆる一定規模の工業団地はございませんが、新たな企業立地が可能な土地の現状を把握するため、市内に存在する遊休地でありますとか、企業撤退跡地に関する調査を現在実施しております。この調査で把握できました土地情報につきましては、地権者の方々の了解を得ながら、広く全国の企業に情報を発信し、企業立地につなげる努力を行ってまいりたいと考えております。

既にこのような情報発信の成果といたしまして、本市水産加工団地内への進出を検討しておられる企業1社がございますことから、今後、本市が仲介役となり、必要な情報提供なども行いながら、積極的な誘致活動を展開してまいります。

さらに、新たな企業誘致と並行し、従来から立地いただいております既存の企業の撤退を食い止めるといことも大変重要な課題であると考えており、市内の各企業を訪問し、情報交換等を行いながら、企業ニーズの把握に努めているところでございます。

新たな企業立地を促進するには、進出企業に対する優遇措置も議員ご指摘のとおり重要な課題であると考えておりますが、現在漁港背後地に限定しております制度の効果検証を行いながら、適用する事業でありますとか、地域の拡大等を検討し、企業誘致の促進につなげてまいりたいと考えているところでございます。

このような取り組みにより、産業の振興と雇用の拡大につなげ、さらには港湾、漁港の利用促進と塩竈の活力の再生を図ってまいりたいと考えております。

水道事業について、2点ご質問いただきました。

初めに、管理経費の削減についてお答えをさせていただきます。

水道事業におきましては、水需要の落ち込みによる水道料金収入の減少と施設等の老朽化などによる維持管理経費の増大により、今後は大変厳しい事業経営を強いられることが予想されますことから、経営健全化が喫緊の課題となっております。

ご質問の三春町の水道事業健全化の事例につきましては、事業規模などの違いは若干ございますが、管理経費削減の一方策として検証すべき事例であるというふうに認識をさせていただいております。

本市といたしましても、これまで保守点検業務を初め浄水場の排水処理事務などの外部委託を推進してきたところでございますが、今後におきましても業務全般を見直し、浄水施設等の運転管理でありますとか、給配水管の修繕維持管理等の分野について委託を推進し、業務の効率化及び経費の節減につなげてまいりたいと考えております。

さらに、将来の健全経営を担保するためには、抜本的な改善の取り組みが欠かせないと考えておりますので、早い時期に経営健全化計画を策定してまいりたいと考えているところでございます。

料金体系についてお答えをいたします。

ご質問のとおり、水道料金につきましては、平成4年に消費税導入に係る各種使用料を改正した際に、極力市民負担を抑えるために、端数処理を10円未満切り捨てとした経過がございます。しかし、他都市におきましては1円未満切り捨てとしている事例が大多数であり、消費税の適正な事務執行を踏まえ、早急に改定を視野に入れた検討を行ってまいりたいと考えており

ます。

使用水量に比例した料金体系についてお答えをさせていただきます。

現行の料金体系は、水資源の確保が困難な時代に、大口需要者の使用量を抑制するという趣旨のもと、使用量に応じて段階的に高くなる設定となっておりますが、現在ではこれらの方々が既に小口使用にシフトするなど需要構造が変化し、見直しが全国的な課題となっております。

ご質問の従量料金制、いわゆる大口の利用者の方が高くなるという料金制ではありますが、の段階的な設定の緩和につきましては、産業振興の有効な手段の一つであるという理解はいたしておりますが、結果的に約7割の小口利用者に料金負担を転嫁せざるを得ないという問題も発生しますことから、現時点では検討課題として受けとめさせていただきたいと考えております。

「しおナビ 100円バス」に関連しまして、事業のコース拡大、変更についてお答えをいたします。

現在試行運転しております「しおナビ 100円バス」につきましては、本年5月の利用客数は、前年の同月比で当初の予想を大幅に超える80%程度の伸びを示すなど、大変好評をいただいているところでございます。

コースの拡大、変更につきましては、わかりやすい時刻表設定が可能となります1周60分での運行が、3月に実施いたしましたアンケート調査などでも大変好評でございましたことから、今後ともこの運行時間、現行コースを基本にしてまいりたいと考えております。

アンケートの中では、路線の拡大の要望も多くの方々からいただきました。本市といたしましては、1周60分を基本に、道路事情や既存路線との重複が少ない東部地区の塩釜郵便局やマリゲート近くの観光栈橋などへの一部ルートの変更拡大を予定いたしております。現在、運行事業者でございます宮城交通におきまして、東北運輸局に便数の見直しと東部地区への一部ルート拡大を申請しており、早ければ本年8月ごろには実施の運びとなる予定でございます。

なお、空白地区などへの100円バスの路線拡大につきましては、道路事情の関係で現在のバスの運行が困難な地域もありますし、市内の既存路線と100円バスが重複することにより料金体系が大きく崩れてしまうといったような問題も発生いたします。また、路線拡大は、採算の面でも厳しい環境にございますので、今後、既存路線を含めた総合的なバス交通体系構築の中で実現の可能性について検討させていただきたいと考えております。

なお、本町、海岸通商店街の活性化のために、ぜひこういったバスを活用できないかという

議員の思いでございました。我々も商店街の活性化は喫緊の課題であるということで取り組んでおりますが、既存の100円バス南回り、北回りとも、それぞれ塩竈市内を外周する路線でありまして、商店街地区の方には現在乗り入れをいたしておりません。既存路線を含めました全体的な見直しの中で、実現の可能性といったようなものについて模索をしてみたいというふうに考えているところであります。

バスの小型化、低床化についてであります。

先ほど申し上げましたように、おかげさまで乗客数が小型の定員を大きく超える40人以上になるケースが多発いたしております。こういった観点からも、小型化はなかなか難しいのかなというふうに判断をいたしております。

低床化につきましては、交通バリアフリー法との関係もあります。今後とも宮城交通に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

広告協賛についてのご質問でありました。

今現在は、運行主体が宮城交通であります。宮城交通の方にも広告協賛等についての働きかけをさせていただいておりますが、会社固有の事情がございまして、なかなか思ったようにはかどっていないということがございます。ご理解をいただきたいと思っております。

市立病院事業につきましてお答えをいたします。

初めに、医師確保の考え方と医師の待遇改善についてお答えをいたします。

病院の医師不足は、今や大学、公私立病院を含め、全国的な問題になっております。その地域別、分野別偏在も看過できない状況になっております。特に医師の多くを大学に依存しております自治体病院では特に深刻で、診療科の縮小、閉鎖から病院存立の危機を招いております。大学病院においても医師不足を来しておる状況であり、これは研修医の大学離れと若い医師の開業ブームが主因と聞き及んでおるところであります。当院におきまして、平成16年4月に14名おりました常勤医師は、現在、研修医1名を含め11名までに減少し、市民の皆様に変ご不便をおかけいたしておりますが、休止により多大の影響が予見される診療科の医師不在に対しましては、非常勤医師の配置を何とか行いながら、医療の提供に努めさせていただいているところでございます。

医師の派遣がとまったとき、一刻も早く対応すべきは当然であり、市民の健康と生命に責任を持つ首長の責任と考えておりますが、このような情勢から、極めて厳しい現状にあると申し上げざるを得ません。これまで以上にねばり強く医師の派遣要請に努めるとともに、医師にも

働きがい、生きがいを持って安心して働いてもらえるように、処遇の改善などを図りながら、医師の確保につなげてまいり所存であります。

医師確保の具体的な取り組みにつきましては、後ほど院長から答弁をいたさせます。

医師数に見合った診療体制、入院体制についてお答えをいたします。

平成12年度から経営健全化に着手し、平成15年度には単年度不良債務を6,400万円まで圧縮することができましたが、平成16年度は医師不足が大きく影響し、4.3兆円の不良債務が発生するなど、病院経営はまさに存続の危機に直面しております。このまま推移いたしますと、平成17年度は7億円の不良債務を見込まざるを得ず、累積不良債務は25億円を超えることが想定されております。現状では、医師数の大幅な確保が見込めず、自立安定的な経営を行うためには、医師数に見合った体制づくりが必須でございます。現在、市立病院再生緊急プランをベースに経営健全化計画の試案を作成し、医師数に見合った職員定数や医業収益にかなった職員給与の見直し、さらには医師確保策を重要なテーマと位置づけ、院内で検討を進めております。

地方公営企業法の全部適用についてお答えいたします。

病院経営の責任の明確性と透明性を高める方策として、事業管理者による人事権、予算、決算、労働管理について大幅な権限を付与する全部適用の採用について、現在調査研究を進めているところであります。

平成15年度決算では、全国1,000ある自治体病院のうち140の病院が同法を適用しております。全部適用を導入すれば必ずしも経営がよくなるかということがよく問われますが、104の病院経営は、全体として一部適用の病院と比べて必ずしもよい状況にあるとは言えないようではありますが、ただ、最近全部適用を導入した病院では、年間6億円、3年間で57億円の経営改善を行った事例等も報告をされております。今後、これら先進地の実態等も参考にさせていただきながら、地方公営企業法全部適用によるメリットでありますとか、導入手順等について年度内に一定の調査を取りまとめたいと考えております。

良質な医療の提供と経営基盤の安定についてお答えをいたします。

地方公営企業法第3条では、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと規定されており、たとえ公立病院であっても、公共性の発揮はもちろんのこと、経済性の確保は病院経営に不可欠であるというふうに認識をいたしております。地域医療の中核となっております市立病院の経営悪化は、単に市立病院だけの問題にとどまらず、本圏域の医療水準の低下につながり、地

域住民の損失になると考えております。最新医療機器を購入できないでありますとか、あるいは建物の構造や機能の改修ができないといったような状況は、安かろう悪かろうといったレベル低下をもたらし、当然の結果として患者は減少し、赤字がますます増大することになると考えております。経営基盤を強化することこそが良質な医療を提供するための前提条件であり、市立病院は、公立病院の使命としての医療の質と経済性を保ちつつ、市民が望む医療システムの構築に向けて全職員が共通の認識と価値観を持ってベクトルを合わせるという経営参画意識の醸成、さらには医師と経営の一体化がまさしく今求められていると思っております。良質な経営から良質な医療が、また、良質な医療から良質な経営がもたらされるものと考えております。経営の安定なくして良質な医療なしということでありませぬ。

先日、全職員を一堂に集め、再生プランの取り組みについて説明会を開催させていただきました。私も直接出向きまして、病院関係者の方々に市立病院の現状につきましてご説明をさせていただきました。今後は各部門ごとにヒアリングを行い、より具体的な実施プランを取りまとめまいります。市立病院は、今大きな曲がり角に来ております。将来は今までのような平坦な道のりではなく、屈折した困難さが待ち構えておると考えております。これを覚悟で、市民の信頼と支持をいただきながら、職員とともに一つ一つ乗り越え、経営基盤の安定と良質な医療の提供に努めてまいります。

廃棄物行政につきましてご質問いただきました。

産業の振興に結びつくような施策の展開ということでございました。

本市におきましては、環境基本計画に基づき、リユース、リサイクル、リデュース、いわゆる3Rを基本に資源循環型社会づくりを進めておりますが、例えば水産加工業においては、廃食用油の処理に苦慮されているような状況が散見されました。このため、平成16年度に廃食用油を再利用するバイオディーゼル燃料の事業化に向けた調査を行い、現在民間の取り組みを支援しているところでございますが、これにつきましては周知のことであるかと思っております。これが実現すれば、地球環境の保全はもちろん、本市の資源循環型社会の形成、さらには、新たな産業の創出などに大変大きな効果が期待される内容であり、本市の特性を生かした先進的な取り組みとして、また、水産練り製品日本一のまちから始まる再生エネルギーづくりとして各方面から注目をいただいているところであります。

生ごみや廃プラスチックにつきましても、同様にその有効な処理方法という視点から、また、地域環境に優しい産業の創生という観点からも、今後取り組んでまいりたいと考えております。

焼却施設のごみ搬入を12月31日まで受け入れてはどうかということでございます。

現在、年末の繁忙期を考慮し、収集業者のご協力をいただきながら、家庭ごみや市内事業所から排出される一般廃棄物につきましては12月30日まで受け入れを行っているところであります。31日までの搬入受け入れにつきましては、大みそかということもあり、収集業務や焼却業務に当たられる方々への一定の配慮も必要ではないかということを考えております。できましたら、これまで同様12月30日までということで取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

焼却施設の連続運転についてお答えをいたします。

現在、清掃工場におきましては、24時間連続運転を行いながら、ダイオキシン対策として燃焼温度 800度Cの維持に努めているところであります。ダイオキシン対策のためには燃やし続けることが必要であります。定期点検と清掃の際には一たん炉をとめざるを得ない状況になります。再度炉を立ち上げます場合には、助燃バーナー等を使用し、温度管理を徹底しながら、ダイオキシン類の規制値を上回ることはないように炉の管理に努めてまいりたいというように考えております。

広域化についてお答えをいたします。

平成11年3月策定の宮城県ごみ処理広域化計画に基づき、平成16年3月23日に宮城黒川ブロックの首長を構成とする協議会を設立し、ごみ処理広域化に係る基本方針の作成について現在検討を進めております。その中で、焼却施設の整備につきましては、改めて平成23年を目標にすることを確認したところでございます。

本市といたしましては、既存の老朽化した施設の維持管理に努めながら、広域的な焼却施設の整備のための協議に積極的に参加してまいりたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（菊地 進君） 長嶋市立病院長。

市立病院長（長嶋英幸君） 医師確保の具体策についてお答えします。

東北大学の各医局、例えば旧第3内科あるいは第1外科、整形外科、呼吸器科など各科のところを事務部長あるいは副院長などと一緒に回っているいろいろお願いしているのはこれまでどおりでございますが、ことしから東北大学に地域医療支援機関というのができまして、そういうところも全部、いろんな、宮城県ばかりではないですけれども、東北大学によっているところの各病院から申し込みをするようになっていきますので、これはもう3月に申し込んでおります。

今言ったようないない医師のところをすべて申し込んでおります。

そのほかにも、例えば宮城県の医療局で出している自治医科大学の公募にも毎年ですけれども申し込んでおります。それから、防衛医大あるいはほかの他私立大学や、それから東北地方でもほかに大学がありますので、そういうところを回って、いろいろ派遣していただくようお願いしているところであります。

そのほかにも、商業紙であります「ジャミックジャーナル」とか、あるいは「イーレジデント」とかという、そういうようなところの雑誌あるいはホームページですか、そういうところにも依頼をしております。また、ホームページで言えば、当院にもホームページがございまして、皆さんごらんになったことあると思いますけれども、そこにも常勤医募集ということで出して、いつでも見られるようになっていきますので、医師が見られるようなスタイルをとっております。

そのほかにも、個人的な友人とか知人を通して、お医者さんあるいは女医さん、そういうような人がいるときには、出向いていってお話をさせていただいたり、いろいろそういうようなことをさせていただいておるところであります。

また、先ほどちょっと市長の方から申し述べましたように、幾ら市立病院が仙台に近いといっても、やはり地方都市の病院ということもありまして、気仙沼とかいうように、それほどは遠くないし、へんぴでもないとは思われるんですけども、やはり田舎の病院という扱いがされておりますので、どうしてもそういうところの給料と、仙台に近いだけに、うちの病院の給料が少し安いというところがちょっと見られるところがありますので、少し給料は上げていただくように事務部長を通してそういうところも配慮して、来やすいような体制をとるようにしているところでございます。以上でございます。

議長（菊地 進君） 2番田中徳寿君。

2番（田中徳寿君） 大変丁寧なる答弁ありがとうございます。

もう残り時間ないものですから、一つだけお聞きしたいと思います。

市長は、1回目の答弁の中で、財政の非常時であるという認識を示されました。非常時というのは負け戦だと思っております。平時は勝ち戦だと思っております。今、地方公共団体の負け戦が始まったわけです。負け戦のときに何が一番大切かということ、スタッフの有能さではないわけです。トップの決断であります。どのようなまちをつくって、どのような未来を構成するかという考え方は、その重責を担う市長の考え方一つだと思っております。

今まで、好景気、いろんな時代があると思います。それは、スタッフの優秀さで支えられて

いる部門があると思います。でも、負け戦のときはおのこの考え方が違うと思います。その違うのをベクトルを一つの方向性に持っていくということは、トップの頭脳一つ、心一つだと考えております。

そこで2度目の質問をさせていただきます。

市長が申し上げられた市有地の売却、100円バス、ダイオキシン対策、廃棄物行政すべてそうであります。今必要なのは、技術論ではなく、意思論だと思っております。スキルよりウィルであります。なぜならば非常だからです。優秀なスタッフは非常時を理解できないわけです。なぜならば、この非常時をつくってきたのは優秀なスタッフたちなのであります。だからできないのです。今ここに非常時をつくらなかったのは、たった一人トップだけなのであります。その認識の差が現実との乖離を生んでおると考えております。

どのまちにも100円バスはあります。ほとんどのまちで。でも、広告もとっております。なぜか。バスを自分たちが所有するからかもしれません。そこにはいろんな制度の補助金があります。たった一つ申し上げます。市営汽船に9,000万円の船をつくるわけであります。幾ら補助金があるかもしれません。でも、市内のバスに9,000万円のバスを用意できない道理がないわけであります。700人の島民の方々も大切ですけれども、本土に住む6万の市民も非常に大切な塩竈の市民であります。その視点が塩竈市の行政に少し欠けているような気がするのであります。

今までこれほどいろんなことができたまちであります。でも、今は非常にそれが衰退しております。メルトダウンしそうな状況なのです。炉が消えるときに炉を燃やし続ける策はびぼう策ではできないのです。たった一つの決断が、一つのまちに一つの芽を起し、その芽を起こすことがまちを変えるわけです。まちを変えるということは、一つの政策を果敢に実行することです。それは多分にトップダウンだと思います。

皆さんの中に、できないことを言うのは簡単なのです。条例、法律をいつも身近に接しているわけです。でも、条例、法律では活用ができないんです。規制なのです。今求められるのは規制ではなくて、市民、職員、塩竈市の18平方キロの土地の活用なのであります。それからたくさんのお金を得る方法を本気で考えてもらいたいのです。ひとつそれだけお答えをお願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 田中議員からの再質問にお答えいたします。

自治体運営、勝ち戦も負け戦もございません。我々この塩竈のまちを残していかなければならないわけであります。勝った負けたじゃないわけであります。私どもはそれに命をかけているわけであります。ですから、軽々に勝ち戦負け戦というような表現は使っていただきたくない。我々全力を挙げて今そういったことに第一歩を踏み出しているわけであります。ぜひその点のご認識はよろしくお願いいたしたいと思っております。

そういった中で、いろいろな施策に積極的に取り組んでいる部分、残念ながら成果が上がらない部分があることはご指摘のとおりであります。ただし、今やっと第一歩を踏み出したところであります。

100円バスにつきましても、やっと6カ月間の試行運転が終わりました。アンケート調査もさせていただきました。いろいろなご批判もいただきました。いろいろな評価もいただきました。そういったものを一步一步着実に上り詰めてまいりたいということをお先ほど申し上げさせていただきました。

残念ながら、本市、財政的な余力はないわけであります。非常に厳しい財政の中で、じゃあ、どれを優先して何をやっていくかということであります。その都度、行財政改革推進計画でありますとか、例えば浦戸交通改善計画でありますとか、一つ一つお示しをさせていただきながら、市民の方々の目線でこういった改革を今取り組みを始めたところでありますので、早急な結論ということについてはご容赦をいただきたい。ぜひ時間をかしていただきたいと思っております。

それから、まさしく市長がこういった行財政改革の先頭に立つべきだと思っております。私も就任以来2年有余たちますが、常にその先頭に立とうという意識を持ってやってきたつもりであります。一方、市民の方々、やはりこの地域で生活することに対する夢、希望というものが必要なわけであります。だめだだめだと言うところから何が出てくるかということであります。やはり市民の方々が、3年先、5年先、10年先にこの塩竈でこういうことがどうやらできそうだという夢があり、希望がなければ、この地域の将来はないわけであります。

ですから、我々、一方ではそういう市民の方々がそういう希望、夢を持っていただけるような施策も当然必要かと考えております。一生懸命頑張ります。よろしくお願いいいたします。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。（拍手）

20番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して一般質問を行います。

質問の第一は、海辺の賑わい地区まちづくり参画事業予定者の決定についてであります。

まちづくり参画事業者審査委員会は、最優秀提案事業者としてイオン株式会社を選定し、5月24日、佐藤市長に答申しました。あわせて、次点提案事業者に戸田建設株式会社が選定されております。

塩竈市は、5月31日、中心市街地活性化推進本部を開催し、答申どおりイオン株式会社を選定しました。議会の報告は、5月31日に答申書の写しの文書で報告されただけです。

塩竈市の6月定例記者会見のホームページによると、6月3日、佐藤市長は、午前9時にイオン株式会社開発本部東北開発部長に正式決定を伝え、同日午後11時、定例記者会見でイオン株式会社の決定を発表しました。

記者の質問に対して、塩竈市は、「6、7月にはイオン株式会社で大店立地法に関する申請を宮城県に提出されると思う。これが8カ月かかりますので、その間に塩竈とイオン株式会社で附帯要望を盛り込んだ推進協定を締結します。8カ月の期間のうち4カ月の縦覧期間がありますが、遅くとも来年4月建設工事に着工になると思う。オープンは来年10月を想定している」と答えました。

審査委員会を通じて明らかになったのは、イオン株式会社は商圏人口11万5,000人、購買力人口は年間延べ127万人、集客人口延べ170万人を見込み、約38億円の売上を見込んでいることが審査委員会を通じて明らかにされています。市内の商店会の方から、塩竈の商店はこれで終わりだ。イオンには人は集まるだろうが、地元商店には来ないなどの意見が出されております。

同時に、審査委員会が塩竈市に提出した答申書と選定結果の報告でも重大なことが述べられております。残念ながら、応募者の関心は賑わい商業ゾーンにあって、ランドデザインの意を十分にくみ取っていただいた積極的な賑わい居住ゾーンなどへの提案は見られませんでした。

このため、審査委員会では、応募者に対し公開の席のプレゼンテーションを求めたほか、市民の意見を含む2度にわたる質問書での回答を求めながら、当初の事業提案書だけでは判断し切れない提案の可能性と応募者の姿勢の検証に努めてきました。

最終的には、これらの諸提示内容を吟味し、中心市街地を元気にする可能性と関係を判断する総合評価方式で評価、選定を行ったと述べております。

地元地権者と市内の業者や有識者が描いたランドデザインからいってそぐわなかった矛盾点が審査委員会の率直な意見が出されております。こうした意見を踏まえるなら、イオン株式会社の開発事業者の提案企画も満足できるものではなく、不十分なままの決定ではなかったの

でしょうか。

それに関連して、市長の企業決定のやり方について、次の3点を質問をいたします。

昨年12月議会、小野絹子市議の土地開発公社の土地の利用計画について、市民と議会にわかるように説明してほしいとの質問に対して、佐藤市長は、特に当センター地区については、どういった土地利用であるべきかといった提案をいただき、それを具体的に審議をさせていただきながら、一定の整理ができました段階で、議会並びに市民の方々に示させていただき、最終的土地利用計画といったところまで結びつけたい。市長としてこの事業に対して責任を持つ立場にある。その都度議会に十分な説明を尽くしてまいりたいと答弁しておりました。

しかし、議会と市民に示すと言っていた立場と違って、審査委員会の答申書の写しの報告のみということは、議会と市民に対する説明責任を放棄した立場であり、議会軽視ではないでしょうか。

今後の再開発と市の財政、まちづくり、産業に重大な影響を与えるだけに、私は、6月8日に開いた議会運営委員会で、市当局に6月議会での行政報告を求めました。市当局は、「行政報告は考えていない。今後市民に知らせる手続きをしたい」と述べるにとどまりました。まことに遺憾に思うものであります。ならば、塩竈市は今日まで市民に知らせているのでしょうか。市民は新聞でしかわからないのであります。これまでの市長の答弁からいって、市民不在の対応ではないかと思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

2点目は、まちづくり参画事業者審査委員会の条例は、第2条で、「審査委員会は、市長の諮問に応じ、最優秀提案事業者を選定する」としていました。しかし、答申書では、最優秀提案事業者イオンを選定し、あわせて次点提案事業者戸田建設の選定をしています。まちづくり審査委員会の条例に定めなかった次点提案者決定をなぜ選定したのか質問いたします。

3点目は、塩竈市は、イオンを優先交渉権者と決定しました。次点として、(次順位交渉権者)といいますが、を戸田建設株式会社にしました。

そこで、次の二つの点をお聞きします。

一つは、優先交渉権者と次順位交渉権者をなぜ市は決めたのかお聞きします。

二つ目は、イオンが優先交渉権者にしながら、次点も決定しております。だとしますと、イオンを決定したというものでないのか。イオンを決定したというものでないのか。こう考えますが、市長の考えをお聞きします。

なお、通告していた二つの質問、土地区画整理事業の企業やコーディネートと事業者のかか

わり、あわせてグランドデザインの整合性について、今回は質問から外させていただきます。

質問の2番目に、北浜造船移転問題に関して質問を行います。

宮城県が北浜造船各社と一般地権者36筆、全体面積1万8,000平米に対し、約37%の土地売買が完了したことが4月27日の産業建設常任協議会に報告されました。この報告を受け、日本共産党宮城県議団と党市議団、虎川太郎前県議も加わり、5月13日、北浜造船関係者と会い、意見を伺いました。県の買い取りに応じたある造船会社の方は、平成16年3月末ぎりぎりに県の売買契約に応じた。契約後、海から船を引く斜路といいまして海から上げる際のレールのことではありますが、斜路を取り外し、1年かけて更地にして、ことし2月、県の買い取りに応じた。しかし、更地のため、船の修理がやれない。平成21年までの区間買い取りまでの間の4年間はとても待てない。造船業を廃業するか、転業するしかない。県は、造船会社の土地の買い取りを行ったら、旧東北造船の跡地の区割りや平成21年までの期間賃借、貸すことも考えてほしい。県に働きかけてほしいと訴えられました。

党市議団は、党県議団とともに、6月2日、宮城県の港湾課から、北浜造船各社に対する5月30日の説明のポイントを聞きました。県は、東北造船跡地の代替地の区割り案を年内に作成し、一気に問題を解決していこうという方向を示した。ことし7月まで文書で、自分はどこどこにどれだけの土地が欲しいのか、水際線がいいのか、道路側がいいのか、希望するところを提出してもらいたい。それを県が最終的に調整して区割り案をことし中に確定したと考えているというものでした。

6月7日に旧東北造船跡地の現地調査を党県議団、市議団と行いました。旧東北造船跡地には、船を海から引き上げるための船台がありましたが、船台そのものは老朽化し、使用できない状況でした。隣の土地は、過去使用されていた用地がそのまま残っており、さびついた大型クレーンとレールが取り残され、使用できる状況にありませんでした。こうした現状を踏まえながら、一刻も早い移転が必要だと痛感しました。

質問の第1点は、宮城県が北浜造船各社に行った5月30日の説明内容は、私が前段述べた内容でいいのか、再確認のため伺います。

既に用地買収に応じた造船会社数と、まだ買い取りされていない造船会社の今後の対応について伺います。

宮城県は、当時、旧東北造船跡地を15億円で買い取ったと議会には報告されております。質問の2点目は、県が買い取った旧東北造船跡地の土地と同時にクレーンや機材も含む買い取り

だったのか、その総額についてお聞きをいたします。また、旧東北造船跡地の現状について、どう把握しているのかお聞きをいたします。塩竈市は、宮城県に対し造船業界と一体となった責任ある働きかけが求められる時期にきていると思います。

党市議団、党県議団が6月2日の県港湾課の話聞いた際、県は、造船業者の生活再建が大事である。5月30日の説明会は、県としても期限をセットして推進しようとしている。県も真剣にやろうとしているのだから、市も相談窓口になって地元の調整役に努められたいと言われました。今こそ市の役割が重要な段階に来ていると思います。3点目の質問は、こうした点を踏まえ、塩竈市の果たすべき役割について考えをお聞きします。

質問の3番目は、塩釜港区での畜産飼料工場2社の撤退と自動車リサイクル企業の進出について質問いたします。

塩釜港公共埠頭には12の棧橋があり、背後地には配合飼料会社、セメント会社や燃料会社、運送会社、船舶給水など商業港を支える会社と石油など専用岸壁があり、石油会社7社が塩竈の物流拠点の役割と雇用でも塩竈市の経済を支えています。

しかし、一方で、塩釜港区の棧橋の老朽化や航路の浅さ、船舶の大型化で仙台港区へ貨物取り扱いがシフトし、塩釜港区の貨物取り扱い量が平成16年度で330万7,391トン、一方、仙台港区は10倍の3,475万770トンとなっております。しかも、塩釜港区の貨物取扱いは減少傾向に歯どめがかかりません。日本経済新聞5月16日付によれば、日本農産工業と日本配合飼料と明治飼料の3社は、東北南部の畜産配合飼料工場を統合し、仙台市に共同出資で大型工場を建設し、2007年5月稼働し、新工場の稼働にあわせて2社の塩竈工場操業を順次止め、閉鎖すると報じられました。塩竈の産業や物流、雇用にとって痛手になることは間違いありません。

質問の第1点は、畜産飼料会社の2社閉鎖、そして撤退報道を受け、2社に対する働きかけをしてきたのかお聞きをいたします。また、商業背後地での企業誘致や対応などについてどう考えているのかお伺いいたします。

議会での塩釜港の現場視察を5月16日に行いました。自動車リサイクル企業の工事が旧日石跡地3万平米で工事が開始されております。同社の事業概要によれば、鉄スクラップの年間取り扱い4万5,000トン、産業廃棄物処理2万2,000トンを扱うと予定しております。佐藤市長は、平成15年6月議会での小野絹子市議の質問に対し、「市民の方々の生活環境に極力影響を与えない。騒音、振動、大気、地質、水質の排出基準などが制定されており、そういったことを遵守するのは当たり前で、当企業と公害防止協定を結ぶことも視野に入れる。塩竈市も透明

性、公明性の高い行政運営に努める」と答弁しておりました。宮城県も産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱を設けており、平成17年3月18日に改定しております。

質問の2点目は、自動車リサイクル企業進出と宮城県の現段階での関係と今後についてお伺いいたします。あわせて市の対応はようになっていくのかお聞きをいたします。

第4の質問は、西塩釜駅の無人化問題についてであります。

JR東日本仙台支社は、午前7時40分から10時10分までの時間で、JR職員配置など労使の間で妥結しました。しかし、西塩釜駅の無人化問題が解決されたわけではありません。私も西塩釜駅に行きました。西塩釜駅に行っても、駅員のいる事務室の入り口は、よくマンションにある暗証式の施錠、そういうものが整備されておって、お客さんはJRの職員と直接接するということができない状況にあります。ガラス窓をたたいても応答がありません。目につくのは、何かあったらJR東日本仙台支社への直通インターフォンだけあります。

石巻市内にある仙石線山下駅も無人化の話が出ておりました。しかし、地元の党議員団の有人化の要望で、平日は午前7時20分から10時まで、午後は3時25分から5時40分と石巻から職員1名を配置しております。

西塩釜駅の階段と通路のほぼ半分は市の自由通路です。市民や子供たちも行き交う通路に位置づけられております。しかし、橋の形をしている駅であり、あたりからは何も見えません。市の自由通路なら、市の安全管理責任が問われることとなります。

第1点は、西塩釜駅の無人化について、今後ともJR東日本株式会社仙台支社に有人化を強く求めることや、市の朝夕、夜の市の防犯対策などについてどう考えているのかお聞きをいたします。

2点目は、107名の死者を出した尼崎JR脱線事故、大きな衝撃を与えました。この事故で亡くなられた方々に哀悼の意を表したいと思えます。

まさに安全無視の運行が招いた事故であります。JR東日本仙台支社は、JR尼崎線事故と同様の半径300メートルの弧を描く急カーブは県内34カ所で、仙石線が14カ所でした。カーブでの速度超過に対する新型の自動列車制御装置、ATS-Pというものだそうですが、ATS-Pは取り付けられていないと河北新報5月11日付で報じられました。2点目は、仙石線整備促進期成同盟会の要望書に西塩釜駅の有人化と新型の列車自動停止装置、先ほど言ったATS-Pを早急に仙石線に整備にされる項目として要望していく考えについてお伺いをいたします。これで、第1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴大変ありがとうございました。

(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) ただいま20番伊勢議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、海辺の賑わい地区とまちづくり参画事業予定者の決定についてというご質問でありました。

事業者を決定した判断理由といたしまして、海辺の賑わい地区ランドデザインが示した食・住・商基本コンセプトの整合性がとれているというような中身であったかと思いますが、さきの議会で報告いたしました4社の中から、まちづくり参画事業予定者の選定をいただくため、本年3月にまちづくり参画事業者審査委員会を設置いたしまして、公開プレゼンテーション、市民の方々に幅広く内容をご理解いただくための公開プレゼンテーションをさせていただきながら、応募者へのヒアリングなどを何度か実施し、慎重なご審議を賜り、まちづくりの観点から総合的に優れた提案を選定いただき、5月24日にその結果を報告いただいたところでございます。

これを受けまして、本市といたしましては、中心市街地活性化推進本部会議を開催し、審査委員会の選定理由等の確認及び検討経過の精査を行い、委員会答申を尊重し、参画事業予定者にイオン株式会社、次点事業者に戸田建設株式会社を決定させていただいたところであります。

事業者決定の主なる理由といたしましては、一つには、郊外型とは違った町中ショッピングセンターとしての建築デザインの提案であり、歩行者専用道路に面して建物やデッキを配置するなど回遊性を確保し、町の賑わいに配慮した計画内容が評価できること。2点目といたしましては、既存店舗が中心市街地を支えている側面でありますとか、雇用面などは見逃すことができないとの評価であり、移転後の回遊性維持の姿勢も極めて前向きであったという点であります。3点目は、用地の賃借料でありますとか、投資額、建築規模も大きく、財政面への効果が高く評価できることといったように評価ポイントによりまして、まちづくりの観点上から総合的に優れているとの判断で決定をいただいたという報告を委員長からいただいたところであります。

ご質問の、イオンのほかに戸田建設というお話でございましたが、ご質問の中にちょっと漏れておった部分があるのかと思いますが、イオンにつきましては、委員の全員一致でというようなことが書いてあったと思いますが、委員の全員一致でイオン株式会社ということの決定を

いただいたということでもあります。ただし、今回の提案内容につきましては、賑わい商業ゾーンを中心としながら、7.2ヘクタールの区域全体の調和のとれたまちづくりといったようなことについてもぜひ積極的な提案をとということも内容として入っております。そういった中身につきまして、戸田建設株式会社については、特に居住ゾーンにつきまして、かなり見るべき提案があったということで、委員長からはこういう形をとらせていただきましたというような報告をいただいたところであります。

公募から事業者決定を進めた市長の手法と行政の進め方についてということについてお答えをいたします。

海辺の賑わい地区のまちづくりにつきましては、本市中心市街地活性化の最重要課題と考えておりますし、本市に残された唯一の貴重な都市空間であるという観点から、公平性や透明性から、最も有効な募集方法として公募実施により進めさせていただいたところであります。

当初、情報提供などのあり方について反省すべき点もございましたので、議会等でもその点につきまして私の方からおわびを申し上げさせていただきましたが、公募審査の過程におきましては、公開プレゼンテーションの実施でありますとか、あるいは市民全体にまちづくりニュースの発行をさせていただくでありますとか、広報、マスコミの最大限の活用などによる市民への情報提供に極力努めてまいったところでございます。

また、審査につきましては、まちづくりの観点から提案を総合的に評価していくため、幅広い構成での審査委員会を設け、慎重に審議をいただき、選定結果の答申をいただいたというふうに考えております。

今後につきましては、決定した事業者とまちづくりの協力関係についての調整を図りながら、地元権利者の皆様方や事業者の皆様方とも協議をさせていただき、事業者、市、参画者が連携を図りながら、官民一体となって中心市街地の賑わいの創出づくりに向けて取り組みを深めてまいりたいと考えております。

海辺の賑わい地区のまちづくりにつきましては、本市の地域振興活性化のために喫緊の課題でありますし、我々行政に課せられました大きな使命であると考えておりますので、積極的な取り組みを行い、その実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、北浜造船移転問題のご質問を何点かいただきました。

ちょっと問題を整理させていただきたいんですが、この事業につきましては、あくまでも宮城県が実施する事業でございます。したがって、市としてご答弁できます内容に限界があ

るということをあらかじめご理解をいただきたいと思えます。

初めに、造船移転の経過であります。

昭和35年、チリ地震津波を契機に、北浜地区を津波や高潮から守るための防潮堤を整備しようということが実はこの事業のスタートでございました。結果といたしまして、防潮堤を建設することによりまして、当時も現在もご置います造船8社の方々が営業を継続できなくなるというような問題が一つでありました。

もう1点といたしましては、造船所と海、いわゆる公有水面と言っておりますが、の埋立境界線が明確にできなかったというようなことがございまして、こういった協議に多年を費やしてまいりましたが、平成13年7月に北浜地区の公有水面との境界が確定し、土地登記がすべて完了したことによりまして事業が動き始めたということでありまして、こういったことにつきまして、造船各社の方に多大なるご理解、ご協力をいただきましたことについては、改めて感謝を申し上げます。

このような経過を踏まえ、平成14年度から親水性のある緑地護岸を整備する港湾環境整備事業を国の補助事業として着手し、平成15年度から本格的に事業が進められているところでございます。緑地護岸工事に伴い、現在地での造船業が先ほども申し上げましたように継続できなくなりますので、事業開始時は、当時の事業計画時は、旧東北造船跡地に造船各社が共同で移転をし、造船業を継続していくという予定でございました。

まず、宮城県が北浜造船各社に行った今年5月30日の説明会の内容についてでございますが、旧東北造船跡地の具体的な基本売却方針が示されたというふうに聞いております。その主な内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、本来は協業化を図って集団で移転することありましたが、昨今の経済社会状況の変化によりまして、そういったこともなかなかできにくいということを確認するために、跡地の取得希望の確認を本年7月までに行い、これを受け、調整、区画割りを9月までに行うということが決定されたそうであります。

また、土地の売買価格については、近隣地域の工事価格等を参考に不動産鑑定評価を行い、区画割りに伴い、例えば区画割りをする場合であります。区画割りに伴い必要となる道路側溝等の整備費用を加味するということが出てまいりますので、現次点では明らかにできないとの方針が県から示されております。

造船側からは、補償の終わった会社とこれからの会社の取り扱いをどうするのか、さらには、跡地の土地価格が不明では移転計画等の検討はできないとの意見が出されたとの報告を受けて

おります。

今後、県は、各造船所を個別に訪問させていただき、詳細に内容について詰めていくということでございます。

平成15年度から開始されました該当する用地補償業務の進展につきましては、昨年度末までに全体面積1万8,000平米のうち6,700平米、約37%の土地の売買契約が完了し、造船所につきましては、8社中3社が用地買収、補償に応じております。

東北造船跡地の状況ということについてご質問いただきました。

先ほど申し上げましたように、県が行った行為でありますので、どれぐらいの取得したかということについてはご容赦をいただきたいと思いますが、基本的には、当初の計画では8社が全体でこの地区に移転し、協業化を図るということございました。したがって、現存する老朽化した施設等については、移転される方々の都合上で新たにレイアウトされるというふうにお伺いしておりますが、現在残っております老朽化した上屋等の残存物件については、県の方で撤去する方針ということでございます。

早期移転と市の役割についてのご質問でございます。

補償交渉の始まりました平成15年度から2カ年間で40%近く進んだことに対してましては、先ほども触れさせていただきましたが、まず地権者の皆様方のご理解とご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。今後とも、県と地権者の意思の疎通を積極的に図らせていただきながら、県に対しましては緑地護岸の整備促進を要請してまいります。

さらに、本市にとりまして造船業は重要な地場産業であるというふうにご認識をいたしておりますので、移転に伴う造船各社の経営安定化策等につきましても、今後、県とともに必要な支援を行ってまいりたいというふうにご考えております。

塩釜港での企業の撤退についてであります。

飼料会社2社の移転に関してご質問いただきました。実は、この件につきましては、昨年3月30日付新聞紙上で、飼料2社が生産統合に向けた協議を実施しており、本市の工場廃止、3年以内に大型工場を建設する旨の報道がなされました。我々にとりましてはまさに寝耳に水の報道でございましたので、昨年の4月2日、8日、21日と都合3度にわたり両者を訪問し、状況の把握に努めますとともに、引き続き現在地での操業を要請させていただきました。その際に、両者からは、施設の老朽化が進んでおりますこと、鳥インフルエンザや狂牛病対策のため施設改良が必要になっていること、並びに大型船の入港が困難で、経済性、効率性に問題が残

ること等から移転を検討している現状を伺いましたので、その際に、ぜひ残っていただけませんかというお願いをいたしましたところ、その時点では、市内に1万坪から2万坪の適地があれば、引き続き塩釜港内での操業を検討したい旨のお話をいただきました。これを受け、早速関連企業や商工会議所などとも協議を重ね、塩釜港内に新たな適地があるかどうかというようなことを調査させていただきましたり、現在地を拡張する方策がないかといったようなことなども検討させていただきましたが、その途中過程で協議させていただきました内容では、残念ながら両者の希望を満たす条件、満足ということまでは至りませんでした。その後、議員ご指摘のとおり、本年5月16日付の新聞におきまして、飼料会社が系列を超え生産を統合し、合理化を進め、仙台市に大型工場を新設する旨の報道がなされ、同日、両者の幹部の方が本市を訪れまして、その内容についてご説明をいただいたところでございます。

その中で、原料の搬入で大型船が入港できる仙台港に移転をすること、さらには、今後四、五年の間で段階的に移転作業を進めたい。また、一部の生産機能については引き続き現在工場で行うこととお伺いいたします。きょうあすの移転ではございませんが、今後両者とさらに協議を行い、現在地にとどまっていたく一部機能を大事にしながら、本市の港湾活性化、産業振興、雇用の確保に結びつけてまいりたいと考えております。

背後地での企業誘致というご質問でありましたが、田中議員にも回答させていただきましたとおり、企業促進になお一層努めてまいりたいと考えております。

次に、自動車リサイクル企業進出と今後の県と市の対応についてお答えいたします。

当該地区につきましては、港湾臨港地区内の石油関連企業撤退による跡地利用の一環として、港湾管理者である県が企業誘致を行ってきた経緯がございます。その結果、跡地に自動車リサイクル企業が立地することとなり、昨年、事業者から県への立地計画概要書の提出を受け、市といたしましても意見書を県に提出したところでございます。

このような経過を踏まえ、事業者は、県指導要綱に基づき住民説明会を開催したところでございます。市といたしましては、昨年12月に建築確認申請を受け、本年2月に建築確認済証を交付し、この4月から現在地で建設計画が進められているところでございます。今後は、産業廃棄物処理施設設置に関して、県の産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づき手続を進めていくこととなりますが、現在、具体的な手続として、事業者は施設計画等協議書を提出し、県と細部にわたり協議中でございます。この手続が整った後に、処理施設設置許可申請書の提出などを行うこととなります。県におきましては、処理施設設置許可申請

書を受け、現地調査を行い、申請書との相違があれば、事業者に対する意見書を提出するとともに、設置許可申請書を告示し、地域住民等への縦覧を行うこととなります。

市におきましては、告示及び縦覧に伴い、県からの生活環境保全上の見地からの意見聴取があり、意見書を提出することとなります。また、事業者と生活環境の保全に関する協定の締結に向けた協議を行ってまいりたいと考えておるところであります。

県では、これらの審査経過と意見を踏まえ、事業者に施設設置の許可を与えることとなります。市といたしましては、港湾区域の土地の利活用、地域経済への影響等もかんがみながら、今後とも事業の進捗を見守り、宮城県とともに連携を図りながら、適切な指導、助言に努めてまいりたいと考えております。

西塩釜駅無人化問題であります。

現在、本市には、狭い地域の中に四つの駅がございまして、総合交通体系に占めるそれぞれの駅の果たす役割は大変に大きく、市民生活の利便性、快適性向上のために重要な問題であるというふうに認識をいたしております。

このような中、今年1月にJRから、3月1日のダイヤ改正に伴い、西塩釜駅の無人化の方向性が示されました。これを受け、1月26日に当時の香取議長とともにJR東日本仙台支社を訪問し、西塩釜駅の駅員常駐についての要望を行ってまいりました。その際、JRからは、利用客へのサービス低下回避と防犯対策を講ずる旨の回答が示され、現在では朝7時から7時40分までが警備会社職員、その後11時までJR職員が常駐し、その後は随時駅員が巡回する体制となっており、西塩釜駅の全くの無人化の方向性は当面回避できたものと考えております。

また、本市といたしましても、2月16日にJR、地元町内会、防犯協会、警察個々との連絡会議を開催し、その中で関係者が連携した防犯体制の強化を図るなどの確認をいたしているところでございます。引き続き関係者との連携を図りながら、駅周辺のパトロールをお願いするなど、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

仙石線整備促進期成同盟会の要望内容として、西塩釜駅の有人化とATS-Pの早期整備についてお答えいたします。

JRといたしましては、現在乗降客数が駅の有人化、無人化の判断基準となっているというように見解を示されておりますので、今後につきましては、西塩釜駅での利用客数の推移、できるだけ多くの市民にご利用いただくようなことを働きかけながら、こういったことを注意深く見守りながら、防犯対策などの必要があれば、その都度JR等への要望活動に取り組んでま

いりたいと考えております。

また、公共交通機関の安全対策につきましては、市民生活の中でも最も優先すべき重大な関心事でありますので、A T S - Pの早期整備の要望をあったことをJ R側にいろいろな機会をとらえて伝えてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） 市長の方から一定の回答がございましたが、まちづくりの関係ですね。イオン企業決定という問題について、もう少し立ち至って再質問という形にさせていただきたいと思います。

それで、一つは、先ほど重大な答弁を行ったと思うんです。まちづくり条例で次点の提案者というんですか。そういうものをまちづくり審査委員会で決めたんだと。それは、居住ゾーンの見べき点があったというふうにさっき答えになりましたよね。そうすると、優秀決定をしたイオンは、この点で、言ってみれば賑わい居住ゾーンの問題について解決をした課題でその答申を図り、そして、市の中心活性化委員会、中心市街地活性化推進本部の開催の中では、この賑わい居住ゾーンを解決した上で企業決定をしたのでしょうか。その点についてまずお聞きしたい。

審査委員会の報告書をそれぞれわたっているわけですが、その中で、答申書の意見をまとめ上げた中でこういうくだりがあるんです。「残念ながら応募者の関心は賑わい商業ゾーンにあって、ランドデザインの意を十分くみ取っていただいた賑わい居住ゾーンへの提案は見られなかった」。審査委員会では、応募者に対して云々と。公開の席のプレゼンテーションを求めたほか、2度にわたる質問書での回答を求めたと、こういうふうに書かれておりますし、当初の事業提案書だけでは判断し切れない。2度にわたって、言ってみれば質問書を企業に求めて、その回答を受けてやったと。そして、総合評価方式で選定を行ったと、こういうふうになっております。審査委員会の一致した願いは、決定した事業者が地元企業になって塩竈の発展に協力する立場を明確にしてほしい、こういうくだりになっておりますが、つまるところ、当初描いたランドデザインの中で、審査委員会の中でも、いわば応募した企業は賑わい商業ゾーンにそこでの関係は関心は払ったけれども、賑わい居住ゾーン、道路が走って、歩行者専用、一応絵が書かれております。賑わい居住ゾーンというのがあって、やはり解決したそれがやはり必要なんだというのが審査委員会の各委員の一致した考えではなかったかと思うんです。そうしますと、そういういわば答申を諮るに当たって、そこら辺を審査委員会は述べているわけで

す。述べたこの関係で、先ほど言った居住ゾーンですか。賑わい居住ゾーンが市の方の5月31日の中心市街地活性化推進本部開催の中で、まちづくり参加事業者予定者としてイオンを決定したという、その際の賑わい居住ゾーンは解決した上での企業決定なのかどうか。クリアしたのかどうかお聞きをしたいんですね。それがまず第1点であります。この点についてお答えをしていただきたい。

それから、私も不思議に思うのは、こういうことでいろいろ聞いている中で、例えばまちづくり審査委員会の中で、その報告の中には、条例の中でも、当時の条例ですね。第2条。先ほど質問しましたけれども、最優秀提案事業者の選定のみなんです。この条例は廃止されました。しかし、この条例で定めているというのはただ一つなんです。ただ一つ。なぜ2番目の次点ですね。次点を決めたのか。どの時点でどなたが決めたのか明らかにしていただきたいと思うんです。条例でこういうふうに定めておきながら、我々は全然知らないですね。この点についてはお聞きをしたい。どういう方向で決まったのか。だれが決めたのか。その点についてお聞きをしたい。

それから、まちづくり参画事業予定者の決定についてということですが、5月31日の都市計画課の文書の中で、今度はまちづくり参画事業予定者、イオン株式会社を決定しました。そのときに、優先交渉権者の決定というふうになったんですね。そして、続いて戸田建設を次点、次順位交渉権者というふうにしています。これはいつの時点でそういうふうにしたのか、改めてお伺いをしたい。

もう一つは、その点についてお伺いすると、それから、このまちづくり審査委員会は条例ですね。決まったら廃止になるというふうにしたしか報告されたと思うんですが、そういうふうに定めていると思うんですが、条例というのは、地方自治法の第14条の中でもう一回振り返って考えてみますと、条例は、国における法律にも相当するもの。住民の代表者たる議員によって構成する議会の定義するところであると、こういう第14条を条例について考えていく上で、決めていく上で、条例の根本的な考え方について、こういうふうに前書きで書かれています。そうしますと、その条例そのもののやはりこうした役割、条例が法律にも準拠する。しかも、我々議員がそうした議会のところで決めるということは、少なからずこのイオンが決まったということについて、市として責任ある議会への公式なやはり説明義務というのはあるんだろうと思うんです。そこについては、先ほどの答えの中では触れられなかったというか、ほとんど回答らしきものはなかったわけですが、その辺をお聞きしたい。

翻って考えてみますと、例えばもう一つ公募についても、たしか昨年11月4日公募しました。議会は一切わかりません。我々がこの問題について触れるのは、例えば産業建設常任委員会での議論、正式な議論ではなく、一般質問の通告を通じて議論をしていく方式しかとっておりません。そういう点で、改めて議会の考えについて、先ほど私は12月議会の小野質問を振り返って、市長は当時そう述べているわけですね。そういうことについて、議会にも、市民にも説明をします。これはどうだと改めてお伺いをしておきたい。再確認をしておきたいというふうに思います。

時間もありませんから、大事な問題ですので、そこら辺だけまず聞いておいて、あとは、回答については、北浜造船についてもぜひ市の役割はご回答されておりますし、そのほか西塩釜の無人化の問題についても一定の回答がございましたので、焦点はやはりこの企業決定について、やはり市長として、私ども質問をした中で触れていないわけですから、責任あるご答弁をしていただきたいと思います。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 伊勢議員の再度のご質問にお答えいたします。

ランドデザインとの違いというようなことについて、大分触れておられました。

まず、まちづくり参画事業者審査委員会を立ち上げさせていただきました。その際に、ランドデザイン策定委員会に携わっていただきました方々の意思を尊重したいということで、参画事業者審査委員会の方にもランドデザイン策定委員会の委員の方々にご参加をいただいたという経過がございます。そういった中で、慎重にランドデザインと、それから提案者の提案内容について慎重な審議をされたということにつきましては、先ほど申し上げたとおりであります。

そういった中で、4社とも当初公開プレゼンテーションの際に出された計画書の中では、ランドデザインとの整合性という部分について、十分盛り込まれておらなかった内容等について、2度にわたり資料の提出というようなことを審査委員会から求めたわけでありまして、それらに対して、提案4社とも誠実に対応していただいたというふうな報告を受けておりますが、そういった審査過程を経て、最終的には全員一致でイオン株式会社に決定したということがございます。

その際に、基本的には、繰り返しになりますが、今回の主たる提案は商業ゾーンに出店する計画内容について精査するということが中心となる業務でありまして、繰り返しになりますが、

7.2ヘクタール全体との調和、まちづくりといったようなものも大変重要であるという我々の観点から、4社の方々に地域全体についての計画内容についても、それぞれ各社で考えられ得る範囲で提案をお願いしたいということをおわせて申し添えさせていただきました。

そういった中から、各社それぞれの工夫で提案をいただきました。ある会社については、商業ゾーンに限った提案でありますとか、ある会社は、先ほど触れましたように賑わい居住ゾーンの考え方等についても拡大して提案をいただいたでありますとか、内容については、4社ともそれぞれ違った観点、視点で提案されたということでもあります。

そういった中で、中心となるべきものが商業ゾーンの利活用の部分でございましたし、それらについて、先ほど申し上げましたようなそれぞれの項目につきまして議論が重ねられ、報告があったということでございます。

その際にだれが次点をとということではありますが、審査委員会から最優秀提案のほかに、次点としてこういう会社をとということ提案をいただきました。我々も、活性化推進本部の中でこの扱いをどうするかということ議論を重ねましたが、こういった優秀な賑わい居住ゾーンに限れば、こういった提案もあるということをおし添えさせていただく意味合いもありまして、そのまま推進本部会議の中で決定を見たということではありますが、なお、正式な決定予定者についてはイオン株式会社の方に証書を渡させていただいたということでもあります。

周知方について、まだ不十分ではなかったかということのご質問でありました。

先ほどご説明させていただきましたように、例えば公開プレゼンテーションでありますとか、あるいは賑わいまちづくりニュースの発行でありますとか、本市の広報誌、その他マスコミ等を最大限に活用させていただきながら、議会並びに市民の皆様方には数多くの情報提供ということで努めてまいったと考えておりますが、不十分の部分があれば、なお今後にかかせていただきたいと思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 20番伊勢由典君。

20番（伊勢由典君） それで、わかりました。そういう経過の中で決めたんだということですね。だからそこを聞いたわけです。やはり議会に対する考え方、不十分だというのはやはりこれは問題だと思いますよ。そういう不十分がニュースで広報で知らせる。やはりそれは議会答弁で市長自身が議会にも市民にも知らせると、こういうふうに正式に答弁しているわけですから、こういう点でも、やはり市長の認識について、我々はやはり重大だというふうに考えます。その点を一言申し上げて、3回目の質問を終わります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今議員の方から、不十分だというお話がいただきましたので、我々の取り組みについて、こういふことで極力市民の方々、議会に周知できるように努力をいたしましたということを申し上げましたが、議員がまだ不十分であるということであれば、なお一層努力をいたしますということでご回答申し上げたところであります。以上でございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午前3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。東海林京子君。（拍手）

21番（東海林京子君）（登壇） 社民党の東海林京子です。

質問に入る前に、JR西の福知山線の脱線事故で亡くなられた107名の方々と多賀城市の公道で早朝横断歩道上で飲酒居眠り運転の暴走車によって死亡した3人の高校生の方とそれぞれのご家族の皆さんに心からお悔みとご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、早速私の一般質問に入ります。

第1点目の質問は、「しおナビ100円バス」の運行について伺いながら、市民の皆さんからの要望についてをお願いをしていきますので、よろしく願いいたします。

本日のトップバッターの2番議員の方からも質問がありましたので、ダブる点は一部削除していきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

100円バスは、今市民の皆さんに大変喜ばれ、親しまれています。試行開始が昨年12月20日から6カ月ということなので、一昨日でその期間を満了したわけです。この100円バスについては、前市長のときに、たしか平成11年ごろの一般質問で私が最初に提案したと思います。その当時、盛岡市で100円バスが走っていたこと、間もなく仙台でも一部の路線でワンコインバスを導入しました。塩竈でも循環バスを100円にした方がいい。塩竈は地域も狭いし、循環バス1周40分しかかからないので、経費的には余り変わらないでしょう。むしろ乗客もふえるし、外出する人も多くなり、お年寄りも元気になるし、まちも活性化するので、ぜひ実行をお願いをしました。しかし、そのころは実現しませんでした。そして、2年前、現市長さんの選挙

出馬の重点公約の一つになっておりましたね。佐藤市長当選後は、市民の方からも、議会からも、実現を急げと催促され、昨年12月からの試行となったと思います。

ここまで来るのに、実に約6年かかっています。今やってみれば、市民の皆さんは、安いから助かる、町に出てくるのが楽しくなって毎日乗っていますよと言っています。買い物がとても楽しい。バス賃が安い分、いろいろ買ってくる。ちょっと時間はかかるけれども、この際ゆったり気分になれて、せかせかから開放された気分転換ができますよう、発車時刻が毎時同じなので覚えやすい。100円バスに乗るようになってから、バス友がたくさんできた。100円バスはずっと続けてほしい。市長さんにありがとうを言いたい。今まで通院は家族に送ってもらったり、タクシーを使っていたが、今は100円バスだから大助かりです。気軽に自分で行けるようになり、薬もきちきちもらってくるので、とても元気になりました。退職後は余り外出しなかったけれども、100円バスが走るようになり、出歩くのがくせになってしまった。今晚のおつまみと孫のおやつを買うの楽しみなのさと目を細めていた元市役所OBの方もありました。

一方、いろいろ要望も出されています。試行でやめることはないと思うが、皆さんは継続を望んでいます。本格実施はいつからでしょうか。100円バスは喜ばれる一方で、要望も大変出されています。現行の100円バス路線に魚市場、マリングート、塩釜郵便局を入れてほしいという要望もたくさん出されています。先ほど、この要望についてのご回答がありました。昨日6月14日付で「しおナビ100円バス」の新浜町地区の水産関係者の方々、あるいは町内会の方々からも要望が共同で出されています。この要望について、ぜひ前向きで答えるべきだと考えます。路線の変更、拡大についても、市当局はどのようにしようとしているのかお伺いいたします。

現在の「しおナビバス」の1周の所要時間は南、北いずれも約1時間です。途中で一、二分時間待ちをすることがありますが、急いでいるときは若干いらしたのですが、今はこれが当たり前と慣れてきたようです。しかし、忙しい人、JRや巡行船に乗る人、バスを乗り継ぐ人、病院に行く人など急いでいる人もたくさんおります。現在の路線にマリングートや塩釜郵便局、仲卸などプラスしても、その時間は全周1時間の中で上手に配分すればやっていけると思いますが、いかがでしょうか。

1時間に1本ではなく、30分に1本のダイヤにしてほしいという要望も多いのです。これについてもお尋ねいたします。北回りの11時台、14時台の運行については、循環バスのときから要望でもありました。特に100円バスになっても、ひどいのは土曜、日曜、祝日の6時、9時、

10時、11時、14時、18時が運休になっています。この運休は、通年ではなく、季節運行にしていただけないでしょうか。高齢者の方や車を持たない方がまちに出られるように、ぜひ増便を考えてください。

二つ目の質問は、「人と車に優しい道路へ」というタイトルにしました。

塩竈市内を走っている道路は、国道、県道、市道、私道、農道などたくさんあります。公道のほとんどは舗装されていない道路はもう見当たらなくなりました。それは、緊縮財政の中でも職員、担当者の方が本当に努力してくれているからだと思います。感謝をしています。私を初め、その道路になれ親しんでいる者には、夜でも目をつぶっていても何となく通ってしまうほど普通に通過してしまうのかもしれませんが、それは、なれ以外の何物でもないのでしょうか。

しかし、その地域になれていない人にとっては、思わぬところで道のでこぼこに足をとられて転んだり、車道と歩道が白い線で区切られるだけで、歩くところが極端に狭く、夜は歩けないなど、また、車で運行する人も、各種大小のマンホールのふたが路線より若干高くなっているところもあり、車が乗り上げるとすごい音がして、その近辺の住民の方から会社の方まで苦情が来る。夜は見えないので余計危ない。車で自転車の人を引っかけそうになったとか、車にひかれそうになったとか、狭い道路ゆえの事故もこれまでも何回かあるようです。

市道は、一方通行が多過ぎて、市内に入ると迷子になってしまう。車いすでは命がけでも一人では絶対に歩けないと冗談混じりの真顔で言っていました。さらに、本塩釜駅側バス停前、壱番館前西側は、日中の駐車違反が頻繁にあって、一般の人々やバス、タクシーのドライバーの方に多大な迷惑がかかっているようです。事故が起きればドライバーの責任と言われては気の毒です。まして壱番館からは体の不自由な人や子供さん、小さい子供さんを連れのお母さんが出入りしています。車の陰から道路に出た途端に急ブレーキの音を聞くのは珍しくありません。はっとする光景、放置できないと思います。

また、尾島町通りの夜の駐車についても、これまでも私を含めて何人かの方がこの議会でも質問があったと思います。質問のあった当時は、駐車が少なくなっているようですが、また駐車をしてしまう人が後を絶たないようです。ただ駐車をしているだけならまだかわいいが、夜中に飲み屋さんから出てきて車を運転していく人を通行人やご近所の人などが見ているようです。明らかに飲酒運転とわかるようです。常連さんもいるようです。先日起きた多賀城市の高校生3人を死なせてしまった事故のようなことを再発させないためにも、駐車違反や飲酒運転はきちんと取り締まってほしいと思っているのは私だけではありません。不幸な犠牲者は出し

たくありません。警察と連携で、しっかり市民に対する防犯をよろしくお願いいたします。

三つ目の質問は、市立病院の経営健全化計画についてお伺いいたします。

ただいま2番議員の質問にも市長答弁がなされた部分とダブるところもあると思いますので、若干の省略はお認めしたいと思います。

3月議会でも多くの議員から発言がありました。病院の経営健全化の緊急プランについては、私も幾つか質問しました。議会終了後、速やかに緊急プランが滑り出すのかと思っておりまして、年度初めの4月、プラン作成にかかったとだれでも信じてやまないスタッフがいきなり人事異動したり、あの方のこれまでのご苦勞は何なんですかと思いました。今はただ静かに時が過ぎている感じですが、水面下での動きはあるのでしょうか。2月議会で病院当局と市長部局は、「塩竈市立病院は医師不足によって経営は大きな打撃を受けている。平成16年に入って、医師の年度途中の離職や退職があり、このままいけば、平成17年の6月から7月にかけて、経営も急速に大変なことになる」、先ほどもこんなことを申しておりました。そのため、一丸となって緊急プランに取り組まなければ、塩竈地域で安定的な医療環境は提供できないと判断したという話でした。

今まさにこの時間、最も危ない状態、底なし沼の薄氷の上に塩竈市立病院はいるということです。したがって、大急ぎ緊急プランの策定を行い、消化器医療センター構想や公営企業の全適導入が出されたと思います。私は、このプランに対しては賛同できない発言をしています。もうこれしかないというプランだという認識でプランに向かって努力中と思いますが、現在の進展具合はどのようになっているのでしょうか、お伺いします。

まず、医師の確保についての見通しについてはいかがですか。先ほども20番議員の質問の中で、長嶋先生からご回答がありました。東北大学、自治医大、防衛大、各種大学にお願いしている。あるいはホームページ、医療の雑誌で募集をしている。そんなことのお答えがあったと思います。医師不足の中で要望するのはとても私としても言いづらいのですが、もう一つは、在宅医療の訪問看護と療養型への受け入れは市民にとっては本当に大きく望まれているし、それなりに医療収益の望める業務であると思います。これは何としても市民のためにも、病院のためにも、ぜひとも守り、充実強化をしていくことを強く要望します。

市長並びに病院当局も、赤字だから人件費を削減したい、特勤手当等を削減したいという方向性のようなのですが、現在の医師不足が人件費問題にも起因していることも考えられます。このことについても先ほど院長先生から言われたと思います。むしろ今医師に本俸の調整手当こそ

支給すべきと考えますが、本市では支給しているかどうかお答えください。市立病院に来ている患者さんやその家族の方々は、先生方初め看護師さん、すべてのスタッフの働き方を皆さんしっかり見ています。病院にお勤めする人は大変ですね。よくやっていますね。頭が下がりますと言ってくれます。皆さん感謝をしているのです。ことしの人勧で、また平均5%もカットされそう。その上、手当もカットされれば、生活も大打撃で、就労意欲の欠如につながりかねない。医師の獲得にもマイナスに働きかねません。これ以上の人件費削減はやめて、気持ちよく働ける職場、環境で、よい医療を提供してほしいと私は思います。先ほど長嶋先生からも言われましたように、何度も言いますけれども、田舎の病院というイメージを払拭させるような都会的な待遇をぜひ希望するものであります。

次に、場外馬券売り場の進出について伺います。

このことについては、前市長のときから、6年前1999年ごろから、魚市場の方に馬券売り場が来るそうだとすることがささやかれ始めました。この塩竈市議会でも、早く誘致すべきという人と、誘致反対という二つの意見が鮮明に対立していると思います。

それでは、市長の答弁なり考え方というものは、前三升市長さんのときも、現在の佐藤市長さんも、市長としてはっきり誘致するともしないとも、いいともまずいとも見解は述べず、今後の推移を注意深く見守りながら、住民の方々の生活環境の保全に十分配慮してまいりたいという考えがこれまで回答として述べられたと思います。

今回、県内大手新聞は、「塩竈」JRA 場外馬券売り場の07年オープンヘゲートイン」というし大見出しで報道されました。その内容は、懸案だった駐車場用地を旧全漁連の工場跡地を取得することで合意し、2007年春のオープンを目指して最終的な協議を進めるという内容でした。私は、やっぱり来るのかと思いました。市長は、この新聞記事をごらんになられてどのような感想をお持ちになられていますか。熱烈歓迎でしょうか。それとも別の考えですか。率直にお答えください。

先ほども言われましたように、市長の考え方一つ、決断だ。先頭に立つ人は将来を見据えなければ、夢や希望を持ってやってくれというご意見がありました。また、場外馬券売り場が誘致されると税収が上がるとか、雇用がふえる。交付金がたくさんJRAから来る。人が来れば塩竈の地場産品のマグロを初め魚やかまぼこ、すし、地酒や菓子などが売れる。固定資産税が上がると言う人もいます。メリットだらけだよという人もいますが、本当にそのようなものでしょうか。塩竈にはどんなメリットになり、反面、デメリットはないのでしょうか。

社と魚のまち、あるいは社と海のまちとも言われ、日本一すばらしい日本三景松島の景色のおいしいものをいつもひとり占めしている塩竈の人がうらやましいねと、よく県外の友人から言われます。場外馬券売り場が誘致されれば、まちのイメージががらりと変わってしまい、ギャンブルのまち塩竈になってしまうのではないかと何とも受け入れがたい気持ちです。土日の安息日が、馬券売り場へ行き来する車で排気ガスと渋滞に悩まされることはないのでしょうか。正月の魚を買いに来る年末のあの45号線の渋滞、あの渋滞が毎週土日行われるということです。それがほとんど毎週繰り返されるのはたまったものではありません。馬券売り場の近くの杉の入地区には大型店舗が集中しています。それらのところが格好の無料無断駐車場になり、トラブルが起こるなど迷惑行為はないのでしょうか。小中学、高校生のおどし、老人や女性などへのひったくり、空き巣など発生しないのでしょうか。塩竈ではこんなことはこれまでは余りなかったのに、競馬に負けた人が腹いせにという事件が起きはしないかと心配です。

それと、馬券やお客様の持ち込むごみの処理はどうなるのでしょうか。塩竈は、ごみの捨て場が狭くなった。もうなくなっている、こういう状態の中で、ごみはどうなっていくのか。半端ではないごみの量と思われるが、まちにはらんしたりはしないのでしょうか。車の排気ガスで昔のような光化学スモックの発生はないのでしょうか。気がかりなことばかりです。

場外馬券場を誘致することを前提に、どれだけ地元の人々、町内会の皆さんお一人お一人と話し合いをされたのか。上層部だけの話で事が進んでしまって、後からいろいろなことが出てきても大変労力を使うし、感情的になって、これまで仲良くしていた町内会の活動がぎくしゃくするようなことはないのでしょうか。市は、遠くから傍観者ではいられないと思います。何か混乱すれば、すぐ行政が対応しなければならなくなるのは、これまでも同じで、目に見えていると思います。私は、町内会の皆さんが場外馬券売り場のことをしっかり話し合うべきだと思います。それはもちろん行政も混じっての話です。よろしく願いいたします。

最後の質問は、海辺の賑わいゾーンへの大型店進出について伺います。

5月25日と6月8日、2社の新聞記事で知った方も多いと思いますが、本塩釜駅から1分ないし二、三分の距離にある大きな空き地、つまり旧国鉄貨物ヤード跡地を市が取得してから10年以上も利用されないでそのままになっていることで、市民の間でも、また議会や商工業界、各種関係団体などから、その土地を早期に生かして、まちの活性化のために活用すべきだという意見が出され続けてきました。

市では、土地区画整理事業によって、この土地の道路や公園などの基盤整備を進めていくこ

とに決定しました。平成16年から平成23年度までに駅とマリゲートを結ぶ歩行者道路、海沿いの道路をマリゲートまで直進化し、駅前広場、地区内の道路の整備を行っていく。密集市街地を改善して、公園などの整備を行い、下水道整備を除いても45億 6,000万円の計画を打ち出しました。その地区には 6,600人の人口増を見込んでいるというものです。

昨年、海辺の賑わい地区グランドデザインを発表し、まちづくり参画事業者公募を昨年1月からことしの1月13日まで行いました。4社からの応募があり、結果は、新聞発表のとおり、先ほど言われたようにイオン株式会社が進出するというものです。これまでもこの近辺に、利府町、多賀城市など行政区の近くにあるのに、どうしてまた塩竈に出店するのかと不思議な気がします。そして、来年の4月着工、10月にはオープンすることになっています。本当にそんなに早くできるのですか。

市民の反応はいろいろです。特に海岸通や本町に店舗を構えている人たち、マリゲートに出店している業者さん、それも、先ほど伊勢議員から言われているように、海辺の賑わいゾーンにだけ人の流れが行ってしまっていて、本町、海岸通では、今の商売では食べていけない地区に取り残されるという危機感を持っています。北浜沢乙線が全面開通すれば、まちに活気が戻ってくるだろうとじっと辛抱していたのに、今度は海辺で、こっちが置き去りですかと嘆いています。市役所では海岸通と本町に賑わいを戻すためにどんな仕掛けがあるのかと期待もしているようです。地元の業界の方々の自主性、やる気も行政は期待すると思いますが、一日も早く両者の話し合いをして、活性化のための仕掛けを見出してほしいと思います。

また、海辺の賑わいゾーン内に、しおナビバス、一般路線バスの停留所を設置してほしいという要望もあります。道路への停留所の許可はなかなか難しいそうですが、ゾーンなら実現できるのだと思います。市民の利便性を考えて、ぜひ実行されるよう強く要請して、以上、私の1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 21番東海林議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、「しおナビ 100円バス」の試行から本格実施に移行する時期、その内容というご質問でございました。

現在、試行運転をいたしております「しおナビ 100円バス」につきましては、アンケート調査等による市民の意向を反映させ、一部見直しをしながら、18年3月末まで再試行することを予定いたしております。本格実施に移行する時期とその内容等につきましては、再試行の結果

を踏まえ、改めて判断をさせていただきたいと考えております。

現行路線に魚市場、マリングート、郵便局等をプラスする路線の拡大についてお答えをいたします。

現在、1周60分で運行いたしております「しおナビ 100円バス」のルートに、魚市場、マリングート及び塩釜郵便局を同時にルートに加えますと、運行距離数で約3キロメートル延長されることとなりますので、現行の1周60分では運行できなくなる状況が発生してまいります。また、魚市場方面につきましては、宮城交通との協議の中で、この路線は既存路線が複数運行されておりますことから、新たに加えることについては宮城交通としては困難ではないのかというような感触を得ております。マリングート及び塩釜郵便局方面につきましては、60分以内の時間運行コースに組み入れることは可能な状況であり、また、競合路線も数少ないことから、今回の試行期間延長に合わせましてコースを拡大し運行する方向で、現在、宮城交通が東北運輸局に申請中でございます。

そういった際に、魚市場周辺の方々から要望書が出されているのではないのかというようなご質問もいただきましたが、今ほど申し上げましたように、1周60分というような運行体制を当面は保持していきたいということで、現在の状況の中でこの要望を満たすことについてはなかなか困難ではないかなというふうに考えております。

そういった質問の中で、路線拡大後も1周所要時間を1時間にというようなご要望ございました。今ほど申し上げましたように、基本的に「しおナビ 100円バス」については1周1時間ということで非常に利用しやすい。また、各停留所ごとに時間帯がわかりやすいということのアンケートをいただいておりますので、こういった運行を基本に、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

1時間に2本に増便ということについてのご質問ございました。

ちょっと現状をご説明させていただきたいんですが、「しおナビ 100円バス」の試行運行につきましては、宮城交通と協定書を結んでおりますが、市内循環バスで年間1,000万円を上限に、これは利用状況によって若干減る場合もあります。また、今回の6カ月の試行で200万円、年間に直しますと400万円の上乗せの補助金を要望されております。1時間に2本の運行となりますと、さらに多額の追加補助金が必要となりますが、先ほど田中議員からもご質問いただきましたように、市民の方々の生活の足を確保するという観点から、どのような対応ができるか十分検討させていただきたいと考えております。

北回りの空白時間を解消することについてのお答えであります。

現在、平日の北回り2便が空白時間になっております。アンケート調査でも強く要望がなされておりますが、再試行の際には、この平日の空白時間帯とあわせて、土曜日、日曜日、祝日の空白時間帯の解消も検討しているところであります。

人と車に優しい道路でということでご質問いただきました。基本的なことではありますが、まず、道路であります。単に自動車等の車両運行の用に供するというだけの目的ではないというふうに考えております。人の往来や、さらには生活空間の一部。本市の場合なんかは、お祭り広場的な利用も供することを目的で整備をされているところであります。本市といたしましては、人と車に優しい道づくりを基本に掲げ、平成16年度から本塩釜駅を中心として、安心歩行エリアを設定させていただいております。歩車道の段差解消でありますとか、乗り入れ部分の急勾配の解消、さらには視聴覚障害者誘導ブロックの設置でありますとか、沿道緑化などに取り組みを始めたところであります。

市が管理する道路といたしましては、路線数で694路線、総延長が163キロメートルの市道認定路線と合わせて約50キロメートルの認定外道路があり、このうち97%が現在舗装済という状況でございます。

道路の維持管理につきましては、専門業者へ24時間体制で委託を行い、速やかに対応するとともに、道路や各種マンホール等の落差の状況を日々パトロールするとともに、あわせて市民の皆様方から寄せられます段差の解消でありますとか、舗装の陥没等の情報には危険度、緊急度を踏まえ、速やかな改修を実施し、事故発生を未然に防止するよう努めているところであります。今後とも、市民の皆様が、特に交通弱者の方々が安全で安心して利用できる道路環境の確保になお一層努めてまいりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

違法駐車の問題もご質問いただきました。

違法駐車につきましては、基本的には、やはり運転者お一人お一人のマナーの問題に尽きるのかなというふうに考えております。全国的にもマナーの悪さが問題となりまして、昨年6月に道路交通法が一部改正されまして、民間の法人にも違法駐車取り締まりを委託することが可能となったようでありますので、今後、こういった不法駐車等については、取り締まりがなお一層強化されるものと思料いたしております。

壱番館周辺、尾島町周辺、まさしくそのとおりであります。特に尾島町につきましては、段差解消工事を行った後、なお一層こういった車両が見受けられるわけではありますが、違法駐車

は緊急車両の通行の妨げになりますとともに、交通渋滞でありますとか、交通事故の要因、あるいは災害発生時には救急活動等にも大きな支障をもたらすこととなります。本市といたしましては、地域全体で安心して安全に利用できる交通道德の啓蒙に努めることが必要と考えますので、塩竈地区交通安全協会等関係団体と緊密な連携を図り、PRに努めながら、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の促進に努めてまいりたいと考えております。

なお、飲酒運転、申し上げるまでもなく許される行為ではないわけでありまして。なお一層、こういったことの防止に気を引き締めて当たってまいりたいと考えております。

市立病院の経営健全化であります。

1点目で、医師確保の問題をご提起いただきました。

先ほど田中議員から同様のご質問がございましたので、詳細は省略いたしますが、諸般の情勢から、極めて厳しい現状にあるというふうに申し上げざるを得ません。これまで以上に粘り強く医師の派遣要請に努めますとともに、医師にも働きがい、生きがいを持って安心して働いてもらえるように処遇の改善などを図りながら、医師の確保につなげてまいりたいと考えております。

先ほど院長の方から話がありました手当の問題等につきましても、こういった形で我々がこたえられるかというようなことの勉強を始めているところであります。できるだけ速やかに対応してまいりたいと考えております。

そういった中で、療養型在宅医療の強化という部分についてもご質問いただきました。

現状をちょっと触れさせていただきたいと思いますが、慢性期の患者の皆さんの療養を入院目的とする療養病床や、医師や看護師がお伺いする訪問診療、訪問介護は、これからの高齢化社会にあっては、今後その重要性はますます高まるものと考えております。

市立病院では、現在、常勤医師の不足により、38床ある療養病床の十分な活用が図られていないことから、短期入所介護者の利用に努めるなど、稼働率の向上に取り組んでいるところでございます。

在宅医療に関しましては、これも医師不足のため、院長みずからと非常勤の医師を中心とした診療体制をとらざるを得ないことから、従来130名おりました在宅医療の利用者を、市内居住者に限定させていただいております。約50名であります。極力当該制度の維持継続を図るなど、市民の皆様方の自宅での療養に支障が生じないよう対応に努めているところでございます。

療養病床は、在宅医療や療養施設入所までの中間施設として、慢性期や医療ニーズの高い患

者の皆さんに対し、大きな役割を果たしております。また、本市の高齢化率、独居老人、生活保護の効率化という条件下にあって、在宅医療はまさに公的病院として実施していかなければならない重要な分野であると認識をいたしておりますので、今後とも医師の確保など条件整備に努め、市民の要望と期待にこたえてまいり所存でございます。

最後に、緊急プランへの取り組みについてというご質問をいただきました。

先ほど申し上げましたように、今まで素案を院内で練り上げてまいりました。大体骨子が固まりつつありますが、やはり職員の皆様方の理解と認識が必要であります。今週の月曜日ございましたか、6月20日に職員の方々全員お集まりいただきまして説明会を開催させていただきました。先ほど触れましたように、私も出向きまして、冒頭15分ぐらい、なぜ今こういう取り組みをしなければならないのかということの説明をさせていただきました。その後、取り組み方針の基本的な骨子につきまして、それぞれ担当より、約1時間余、説明をさせていただいたところでありますが、今後は、それぞれの診療科、あるいは部門ごとに話し合いを深めながら、できるだけ速やかにこういった緊急プランをスタートさせたいというふうに考えているところであります。よろしくお願い申し上げます。

場外馬券売り場の問題についてご質問いただきました。

これまでの経過であります。誘致主体となっております地元の水産物販売の組合は、平成8、9年に、低迷しつつあります経営状況を打開すべく、国の補助制度を活用し、組織活性化事業に取り組み、日曜朝市でありますとか、お魚市場の開催、組織体制の検討など所々の事業を展開してまいりました。衛生管理の行き届いたトイレなんかも、こういった中で取り組んでまいったわけではありますが、なかなか経営が上向かないというような環境の中で、平成11年から、さらに集客力の向上を図るために、場外馬券売り場の誘致活動を展開しているというふうに理解をいたしております。

この場外馬券売り場と市のかかわりについてでございますが、基本的には、経済活動の一環として取り組まれている事業と認識をさせていただいております。また、これまでの間、賛成反対それぞれの立場からいろいろな動きがあり、平成12年には塩竈市議会において施設設置に反対する請願が不採択となったという経緯も勉強させていただいたところであります。さらに、制度上、この施設の認可者はご案内のとおり農林水産大臣とされており、関係法令で定められている設置基準でありますとか、交通諸問題、生活環境の保全、教育上の見地から最終判断がなされるものと認識をいたしております。誘致活動を行っている水産物販売の組合とJRAは、

これまで周辺6町内会の意向確認、建設用地、駐車場用地等の確保などの動きを行ってきたというふうに聞いておりますが、このうち唯一残ってありました町内会につきましては、つい最近、アンケート調査をされたそうではありますが、集計結果として、賛成、条件つき賛成が71%、反対が28%とのことで、これに関係6町内会のすべてが基本的に賛成の意向を示したというふうに関係者の方からは伺ったところであります。私といたしましては、繰り返しのようになりますが、今後もこういった状況の推移を慎重に見きわめながら対処をさせていただきたいと考えております。

なお、具体的な部分のご質問につきましては、担当部長からご答弁をいたさせます。

海辺の賑わいゾーンへの大型店の進出についてでございます。

こういう大型店が来ることによって、地元の商店街の方々も大変関心事であり、反対の方々も大勢おられるというようなことについては、我々も状況は把握させていただいておりますが、市民のレベルの中では、塩竈に活気、賑わいを取り戻すために、なぜ10年もこういった貴重な土地を活用してこなかったのかというような意見があることも事実であるかと思っております。そういった意見を集約しながら、今現在、区画整理事業により、この地域の整備を開始したところでありますが、その中で、賑わい商業ゾーンにつきましては、このたび事業者4社から提案を受け、1事業者に決定したことについてはご案内のとおりであります。

こういったことによって、果たしてまちの中につながりとか回遊性が確保されるのかというような点での憂慮のご質問をいただきました。

私どもも、これは単に事業のスタートであります。今後、こういった事業者を核として、まちの中全体に賑わい、活気というものが広がっていくことこそが最終的な目標でありますので、議員の方からもお話しいただきましたが、賑わい地区に集まっていたいただいた方々が、この地区を起点に、観光面の賑わいの核である神社でありますとか、港にも回遊していただきながら、北浜沢乙線を通じて、既存の商店街にも足を運んでいただくような、いわゆる中心軸の景観整備でありますとか、地域案内板などの整備とあわせ、決定事業者を初め、地元の権利者、商業者など関係する方々と協力、連携を密にしながら、例えばであります、例えば歩いて回れるミニ観光ルートの設定などを行い、周辺の商店街でありますとか、中心市街地にも回遊し、まち全体へ効果が波及していくような回遊性の向上になお一層取り組んでまいりたいと考えておりますし、さらに、周辺商店街におきましては、賑わい地区の集客を商店街に誘因するような魅力ある商店づくりを進めていただくよう、現在、商人塾等を通じて支援をさせていただいて

いるところでございます。

バス停のお話をいただきました。

今ほど申し上げましたように、今回この地区に該当する事業者が出店することが終わりではなくて、その場所に足を運ばれる方々が市内一円に回遊されるということをいかに我々行政と商店主の方々が取り組むかということが非常に重要であります。そのためには、乗合バスというか、今就行させております各種バス路線の活用というものも大変重要になるかと思っておりますし、市内にございます公共交通機関の各駅を緊密に連携を図りながら総合交通体系を構築するといったようなことも大変大きな課題になってくるのかなというふうに考えております。

そういったことを考えますときに、今回出店をするお店の前にバス停を設置するというよりは、まちの中にいかに地域外あるいは市内から訪れる方々が回遊しやすい停留所といったようなものも総合的に取り組んでいくことこそが回遊性の向上につながるのかなというふうに考えておりますので、そういった中から、将来のバス停のあり方等についても慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

私の方からは以上でございます。よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 場外馬券売り場の進出によりますメリット、デメリットにつきまして、私からご説明をさせていただきます。

市といたしましては、平成11年の時点におきまして、場外馬券売り場が設置されている全国の市町村にアンケート調査をし、分析を行い、その結果を既に市議会にもご報告を申し上げたところでございます。

今回、特に雇用、保安面などに関しまして、東北地区の三つの施設に再度電話による調査も行いました。それらの結果を持ちましてご説明とさせていただきたいと思いますが、ご指摘のありました交通諸問題、さらにはごみ処理問題、青少年問題などにつきましては、ガードマンや担当者が配置されていることなどによりまして、適切な対応がされているとの調査結果となっております。

また、施設建設に伴うメリットといたしましては、警備や交通誘導、清掃業務などの分野での雇用拡大や来場者による経済波及効果、それに伴う税収の増加、また、日本中央競馬会からの助成金などがあると認識しているところでございます。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 東海林京子君。

21番（東海林京子君） 時間が余りありませんので、今お答えになった場外馬券売り場のことから、忘れないうちにお聞きしたいと思います。

今、平成11年に、あちこちをアンケートなんかをとって調べたというふうに言われていますけれども、その当時と全く変わっていないのかなという感じもするわけなんですけれども、例えば雇用の問題なんかですけれども、どういう雇用があるのか、大体何人ぐらいお雇いになるのか、その辺はお調べになっているのでしょうか。

それから、雇用の内容ですけれども、保安とか、清掃とか、そんなものだろうというふうに思うんですけれども、その雇用の内容、そういうものをぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、足りなかったといいますが、お答えにならなかったのは、まず市長さんがどういうお考えになっているのかという答えが全然出てこないで、やはり推移を見ていきたいと、こう言うだけで、今まで何ら変わらない。ここに来て、前は、来るのか来ないのかというふうに思っていたときのお話ならまだわかるんですけれども、来るようになったということが色濃く出ている中で、推移を見ていきたいと。何の推移を見ていくのか、そのところ。もう何か傍観者では私はいられないのではないかとこのように思うんですが、よくJRAの中では、地元の人たちが固まっているいろいろご要望があったり、賛成をしてくれなければ、なかなか行けませんよと言っているわけなんです。市長さんは一体どういうお考えになっているのか。そして、今まで私が、先ほど申し上げたようないろんな問題が起きはしないかという心配もあるんですけれども、その辺もどうお考えになっているのか、全然私には伝わってこないわけです。その辺、まずお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、あと、病院のことでお答えになりましたけれども、ごめんなさい、JRAだからね。病院は後でします。

それから、例えば新聞によりますと、駐車場のところは決まったと。けれども、それだと本当に決まったのかどうなのか。それから、仲卸の裏の塩干組合のところとか、あの辺に来るんだというふうに思うんですけれども、あの辺ももう土地を買われて、お金が支払われるばかりになっているのか。それから、固定資産が幾ら入ってとか、そういうものが全然見えてこない。メリットといいますが、今はデメリットというのは余り聞かなかったんですけれども、私は質問していますよ。デメリットが全く出てこない。そして、補助金が来ると。補助金は幾ら来るのか、その辺が問題。

そして、人が幾らぐらい来て、どういう状態になるのかというのは全く私たちにはわからない。ただ、1日に白河では、白河に私行って聞いてきましたけれども、何年か前に議員さんたちと何人かで行ったんですけれども、そのときに言っていたのは、白河は大体1日に6,000人ぐらい来るといようなことを言っていたと思います。塩竈は、もし塩竈にあれができれば、場外馬券場ができれば、その倍は来るでしょう。というのは、条件が全く違うわけです。白河とか、あそこでは、白河は人口的に見て、郡山が34万、それから西郷村というんですか。ここが1万8,600、白河が4,600、36万3,000だと。塩竈の場合は、仙台に100万、そして塩竈が6万3,000からある。それから、多賀城ほか3町混ぜても、これは10万だと。そうすると、人口が1,160万。ですから、白河の場合は、来るんだという1万2,000人は来る。こういうふうになるわけなんですけれども、それだってすごい売上もあるわけです。（「数字的に160万ですね。1,160万でなく。160万じゃないですか。今1,160万と言った」の声あり）116万。失礼。116万人の人がいるわけですね。その中で、人口がそんなにあるわけですから、倍になっているわけです。

こんなに1日人が1万2,000人も毎週土日来るといふうになったら、どんなことになるんだろうと、私はうんと心配するわけなんです。あそこの仲卸に通じる道路がすべてもう渋滞状態になっていくんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺もお答えに今なっていないんだと思うんです。

まず聞きたいのは、市長さんは、見守っていくという今状態ではなくて、本当にどう考えているのか、このことははっきりしてほしいなと。来てほしいんだか、ほしくないんだか、そのことをはっきりしてほしいなというふうに思います。先ほども言われたように、やはりトップという人はちゃんとして、私たちが夢の持てるような指針を示しなさいと言われていたわけですから、ぜひそういうことをお願いしたいというふうに思います。

それから、じゃあ、ここは今ウインズの問題ですけれども、あと、先ほど市立病院の院長先生に私お聞きしましたけれども、あの消化器センターについてはかなりお力を入れて、これはやりますと言っていたわけなんですけれども、これについて、やるのかやらないのかというお答えも今もらっていないような気がしたんですけれども、いかがでしょうか。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私も忘れないうちにといことで、消化器センターについては議員のご質問に入っておりませんでしたので、私の方からお答えいたしませんでした。

それから、場外馬券売り場の問題であります。私、今申し上げましたように、地元の一部水産加工業界の方々が一生懸命になってこういう馬券売り場の誘致についての活動を行っているということについては理解をいたしておるということをお知らせしました。ただし、それがどれぐらいの広がりになっているのかということについては了知していない部分もあります。

それから、交通問題についても、今現在、私の認識が間違いではないと思うんですが、まだ塩釜警察署の方と調整が今やっと始まったところであるというふうに私は仄聞いたしておりますが、ですから、交通問題についてどういう形で対応できるかと、当然そういう問題についても私も議会に議員から質問いただければお答えする立場でありますので、そういった基礎的な問題について、まだ私自身が十分把握ができていない段階で軽々にお答えするのはいかがかということで、注意深くそれらの推移を見守ってまいりたいというお話をさせていただきましたが、そういう中で、1点、周辺の6町内会の動きについては、最新の情報として今お知らせをさせていただいたわけでありまして、6町内すべて、基本的には受け入れという方向で意向が確認されたというような報告を受けております。こういった積み重ねを今後注意して見守ってまいりたいということでございます。

なお、詳細の部分について……、失礼しました。大変恐縮です。消化器センターのことについてはご質問いただいたそうでありまして、私の方からご答弁させていただきます。

市立病院、2市3町の中核的病院であるということについては、皆さん等しくご理解いただける部分であるかと思いますが、総合的な医療を行う公的な立場として、我々もこの塩竈医療圏の中核という位置づけをされているわけでありまして。しかし、現状では、医師数の大幅な確保が見込めないといったようなことから、市立病院の得意の分野といたします消化器系を主軸とした内科、外科を中心としながら、市民の医療に支障を来さないような診療体制の整備に努めるとともに、小児科、整形外科、そして在宅医療の継続と療養病床の活用、人間ドックなど市民の健康づくり支援部門の強化を進めていきたいというふうに考えております。

将来的には、医師の確保、医療機器の整備など医療環境を整えながら、2市3町の圏域内で唯一の公的病院として、やはり総合医療の提供に努めさせていただくべきではないかというふうに考えておりますが、現下の厳しい医師不足の中では、当面消化器系を中心としたというようなことで取り組まさせていただきたいと考えております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 場外馬券売り場に伴いますデメリットということでございますけれ

ども、先ほど申し上げました二つの調査の結果によれば、具体的な内容としては出てきておらないという旨をご説明を申し上げたつもりでございます。

それから、経済環境がただいま大きく変化している中で、入場者数、それからそれに伴います波及効果、こういったことにつきまして、具体的な数値を上げてご説明をできるような計画が煮詰まったものにはまだなっておらないということでございます。そういう段階での入場者数でございますが、大体60万人ぐらいを予定をされているというふうに伺っておるところでございます。これはあくまでも現時点での計画が煮詰まらない段階での考え方ということで認識をしていただきたいと思います。

それから、これらに伴います経済波及効果というふうなことで、既に西郷村のお話をいただいておりますが、西郷村が計画を立案されたときの分析によりますと、開所初年度、これが約95億円を見込んでおったそうでございます。それから、開所後につきましては約60億円の経済波及効果があるというふうな分析をされておるといふふうに伺っております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 東海林京子議員。

21番（東海林京子君） 余り時間がないんですけれども、経済効果ですね。場外馬券売り場のことで、今のところ数字がつかめないからと言っても、やはりJRAはある程度の、今もおっしゃったような見込みでやるわけなんですけれども、それなら、皆さんが心配しているというか、期待しているように、補助金は何ぼ来るんだということが非常に私は行政としてもそれはつかんでおかないと、いや、このぐらい来るんですよ。だから来てもらった方がいいんですよ。このぐらいしか来ないんですよ。来てもらってもしょうがないんですよという、そういう意見ぐらい私は持っていなければならぬんじゃないかと思うんですよ。どうなんですか。

補助金は、交付金も補助金もそんなに来ないんですよ。売上が幾らあったって。売上が今のところ1人2万円ぐらいの予想で言われているんですけれども、きのう聞いた話では、JRAでは大体年間90億円、そのように見込んでいるようですね。前から言われていた白河で聞いた話だと、大体その半分ぐらい。半分どころか2.5ぐらい下がっている。2.5じゃないな。2倍半ぐらい下がっているような形になるわけですね。ですから、もうどんどんどん変わっていくわけなんです。幾ら金が入っても、売上があっても、来るのは2,000万円。せいぜい環境整備に。こういうことを皆さんにちゃんとお知らせしておかないと、皆さん物すごく期待するわけですよ。ですから、幾ら言ったって、そして、私はいろいろなところにやはり電話をかけ

て聞きました。普通、最高 3,000万、年間 3,000万円と言われているんですけども、3,000万円もらったところの一つもありませんと、こういうお話でした。

あとは、機会がありましたら、また皆さんと一緒に煮詰めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

副議長（志賀直哉君） 5番志子田吉晃君。（拍手）

5番（志子田吉晃君）（登壇） ニュー市民クラブの志子田吉晃です。

本日、平成17年6月定例会において、一般質問の機会を与えていただいたことを、先輩議員並びに関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

今議会初日6月13日には、菊地 進新議長並びに志賀直哉新副議長が議決選任され、また、総務教育、民生、産業建設の三つの各常任委員会におきましても新たなる委員長と委員が互選されました。いわば当議会は後半の2年に向けて新たなるスタートを切ったこととなります。佐藤 昭市長におかれましては、就任1期目の後半部、公約実現に向けての実績期間に塩竈丸の船旅を進められ、これからの2年で市長の実績評価が問われてくるものと思料いたします。

我々議員もこの塩竈丸の乗船客である市民の皆さんから、行政サービスという船の乗り心地を問われるのは当然のことです。そのような意味で、議会改革に真摯に取り組まなければなりませんし、また、当局におかれましても、行財政改革に真剣に対処しなければならない、嵐の真ただ中という非常状態であり、まさに佐藤 昭船長の腕の見せどころであります。

塩竈市にとって理想的なまちづくり、塩竈のユートピアはいかにあるべきかという市長の言葉をかりて言うならば、日本一住みたいまちの実現に向けて、全市一丸となって取り組まなければならない大事なポイント時期に突入してきたと推察いたします。

佐藤 昭市長には、この嵐を抜け出すまでの四、五年の間、これまで以上の明確なリーダーシップと明確なる判断、ご指示を期待し、幾多なる難問の解決と、この塩竈丸にとっての希望、明かりの方向をお示しくだされれば幸いです。

そのような意味で、市立病院事業の改善策、100円バス本格導入の基本的考え、教科書採択の基本方針、そして自主財源確保対策並びに人口増加対策の5項目について、市長のお考えをお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、市立病院事業の改善策についてお尋ねします。

当会派ニュー市民クラブでは、6月初旬、大阪府の池田市及び兵庫県の芦屋市、そして高砂市の三つの市立病院並びに行財政改革の調査を行ってまいりました。そこで感じたことは、こ

の3市とも共通した難しい問題点を抱えているということでもあります。これは、塩竈市にとってもそうであるし、また、全国各自治体の共通点でもあると思われます。つまり公立病院を抱えたまちは、その赤字に対する毎年の繰入金によって、本体である一般会計の運営が非常に厳しい状態に置かれ、各市とも大変な行財政改革を余儀なくされているということでもあります。病院経営改善策は、塩竈市だけの問題ではございません。しかし、これが本市にとって行革の中心部分でもあるわけでございます。

さきに行われました2月定例会では、市立病院事業に対し重点的に対処を求められました。そして、今議会の初日ではありますが、既に田中議員や東海林議員に続いて私で3人目の質問でございます。どうかこの病院事業に対し、全国に先駆けて解決が図れるような答弁をご期待いたします。

質問の内容は、一つ、再生緊急プランの進捗、一つ、院内開業や統合医療の取り入れの考えの2点でございます。

再生緊急プランにつきましては、前回質問で中身の計画について説明いただきましたので、現在の進捗状況を中心にお答えいただければ幸いです。

また、院内開業の考えにつきましては、先ほど述べた芦屋市立病院では、来年4月開業に向けて医師を募集したところ、現在、耳鼻科で2件、泌尿器科で2件、歯科で25件の応募があったとのことでございます。

それから、統合医療の取り入れについては、昨年12月定例会で質問させていただきました。そのときの答弁は、「専門の医師の新たなる採用が必要である」とのことでしたが、もう少し積極的に考えていただきたいと思います。これは、患者数としての需要としては大勢いるにもかかわらず、供給側の病院が余りにも少な過ぎるという現況です。つまり事業として確実にもうかるということの提案であり、なおかつ、検査、分析、投薬、療法、食事改善等、医師以外の係員の仕事量がたくさんあるからです。いずれにいたしましても、市長答弁であるあらゆる経営改善策を探すという方向で前向きな答弁をお願いいたします。

2番目、100円バス本格導入の基本的考え方についてお聞きします。

この件はたびたび質問させていただいております。議場の中の先輩方は、お前また100円バスを聞くのか。さっぱり理解していないから、何回も質問するんだろうと思っているかもしれませんが、あえてまた聞きます。

なぜかといいますと、佐藤 昭市長になられてから、塩竈市民にとってサービスがよくなっ

たことは何か、行政の付加価値がふえた事業は何かと問われたときの答えが、残念ながら少ないからです。つまり過去2年間の最大の市民サービスがこの100円バス事業であったと言っても過言ではないと思います。

そして、広報しおがま6月号に、この「しおナビ100円バス」の記事が出ております。そこには、「来年3月まで試行期間延長の予定です」と印刷されておりました。試行運転はたしか昨年12月20日からことし6月までの半年間であったわけではありますが、広報の記事によりますと、「今回の調査では試行継続の要望も多く寄せられました。調査結果を踏まえ、平成16年12月から6カ月間としていた試行期間を、平成18年3月まで延長する予定としております云々」とあり、その他乗降客数調査やアンケート調査、今後の事業の内容が発表されております。

そこで、この質問、本格導入の基本的考えについて、では、一体いつになったら本格導入なのか。あるいは試行運転期間中に、また別な試行運転となりかねないのではないかという疑問を強く抱いたわけであります。

100円バスの運行ルートについては、これで100点満点だというルートは永遠にあり得ないわけであります。どこをどのように走っても、バス路線には限りがあり、また、ルートは限りなくあることも事実であります。結局、最大公約数としてのルート決定が現実なわけでありませぬ。

質問です。

乗降客調査、アンケート調査の結果分析について。

2番目、将来的な路線の拡大の考え。

以上2点についてお聞かせ願いたいと思います。

なお、2点目の路線拡大とは、近い将来、新たなバス路線の創設の考えがとおりかどうかという意味でございます。なお一層100円バスが便利になるようご期待いたします。よろしくお願いたします。

続いて、3番目、中学校教科書の採択の基本方針についてお聞きします。

この件は、昨年12月定例会でも質問させていただきました。また、2月定例会では、教育基本法の改正について、請願審査を決したところでもあります。

本年は、中学校の教科書の採択の年、つまり来年度から教科書が変わることとなっております。質問は、教科書の採択手順と歴史観のとらえ方、本市の教育方針と統一テストの結果、関連いたしまして教育施設の利用範囲の考え方の3点でございます。

まず、都合上、教育施設の利用範囲の考え方から質問します。

これは具体的例でお聞きします。

実は、6月5日、多賀城のあるホテルにおいて、自民党宮城県連主催の教科書改善フォーラムが実施されました。そして、「教科書採択の適正化を」という講演の中で取り上げられ、特定の党派のための集会を学校施設を使用して行うべきではないという問題提起でございます。具体的には、第45回宮城県母親大会が多賀城市立高崎中学校で6月26日に予定されております。主催は、宮教組の実行委員会、地元実行委員会は多賀城のI市議宅となっており、当市役所の1階玄関口にこのポスターが張り出されております。そして、塩竈市と塩竈市教育委員会が後援団体として名を連ねております。学校の中立性や公平性から考えて、後援団体になることはふさわしくないと考えますが、当局の方針をお聞かせ願いたいと思います。

次に、採択の基本方針の件につきましては、日本会議事務総長である梶島有三氏の「教育基本法改正から始まったイギリス教育改革」という小冊子を要約させていただきます。

我が国では、教育基本法改正に向けて、現在改正案の内容が検討されていますが、教育基本法改正に当たり、日本がモデルとすべき国があります。それはイギリスです。

イギリスでは、1944年、保守党と労働党の連立内閣のときに教育法が成立しました。その内容は、労働党色の強いもので、学校の管轄権を地方教育当局に任じ、国は直接学校現場に対して指揮監督をせず、学校で教えるべき教育内容は法律上は地方教育当局が決めることになっておりましたが、実際は教師にゆだねられておりました。労働党左派は、地方教育当局を活動拠点として、イギリスの歴史や伝統を否定する教育政策を推し進めていきます。すなわち世界じゅうを支配してきた大英帝国の歴史は、すべて植民地支配を受けた人々の犠牲の上に成り立っているのであり、我々イギリス人は、アジア、アフリカの人々に贖罪意識を抱くべきであるという自虐歴史教育や反キリスト教教育といった反人種差別教育を実施しました。

その結果、長期にわたる経済不振、満足に自分の名前を書けないまま中学校を卒業する子供たち、イギリス国民としての誇りを持たずに自信を失う若者と、いわゆるイギリス病が深刻化していったのであります。

そのような危機を背景に、イギリス病の克服を掲げて登場したサッチャー首相は、戦後イギリスの学校教育を規定していた1944年教育法の原則、つまり教育内容は教師の自主性にゆだねるという考え方を抜本的に改め、教育内容は国家が責任をとるべきだという基本原則を打ち出すことで偏向教育の問題を解決しようと考えました。それが1988年の教育改革法の制定であり

ます。

この教育改革法の制定で、イギリスの学校教育の様相は劇的に変わっていくこととなります。最も劇的な変化は、歴史教科書です。1944年教育法のもとでの歴史教科書は、イギリスの植民地支配や奴隷貿易など負の側面ばかりに焦点を当て、イギリス国民であることに誇りを持ってない自虐的内容になっていたのが、1988年の教育改革法によって、教える内容を国が決める国定カリキュラムが導入され、植民地支配も、奴隷貿易も、君主制も、光の側面を積極的に取り上げる内容となり、子供たちが自国の歴史に誇りを持てるようになりました。もちろん国定カリキュラムが規定しても、教科書出版会社はその規定に従う法的義務はありませんから、国定カリキュラムに基づかない歴史教科書もあります。しかし、国定カリキュラムの内容を理解させる義務が教師の側に課せられ、その理解度を7歳から16歳までの4回の全国共通試験で数字で示されることになったため、もし成績が悪ければ、教師の責任が問われることになりました。そのため、教科書を採用する教師たちが、国定カリキュラムの趣旨に基づいた教科書を求めるようになり、教科書会社も必然的に国定カリキュラムに沿った内容の教科書をつくらざるを得なくなったのです。

かくして次々と教育が改革され、ブレア政権は、2001年3月、イギリス病克服宣言を発しました。1988年教育改革法という法律によって、歴史教科書が変わり、宗教教育が変わり、家庭が変わり、青少年の意識が変わり、国民意識が変わり、そして、1944年教育法を制定した労働党もまた大きく変わりました。これは、教育基本法の改正が国家の再生にいかに大きな影響を与えているかということでもあります。今日本も新しい教育基本法を制定しようとしています。ぜひこのイギリスの教育改革を見習って教育の再建をしてほしいと思います。

以上、多少長くなりましたが、私の意見としましては、この梶島氏の考えに賛同するものがあります。本市教育長の基本方針をお聞かせいただき、この塩竈市から将来立派で優秀な人材が多数輩出されますよう、よろしくご指導くだされば幸いです。

続きまして、4番目、自主財源確保対策について。

5月1日付新聞に、「歳出10億円削減」の見出しで行財政改3カ年計画の策定記事が掲載され、ご心配された市民の方々が多数おいでになることと思います。また、市広報6月号におきましても、わかりやすい図表で記載され、先ほど田中議員も行財政改革推進計画について質問されました。

私は、この行革計画のうち、説明文で言うところの平成20年度までの財源確保必要額40億

5,000万円のうち、その中心となるべき市税などの自主財源確保対策、つまり財源効果15億9,000万円の部分に絞ってお聞きします。

質問内容は、1、市税増収策の基本的考え、2、法人税増収策の姿勢、3、市有地売却と遊休地の活用の3点でございます。やはり行革の成功には、むだを省くことはもちろんですが、当然収入をふやす部分、増収策も必要なわけでございます。

そして、この3点のうち、2点目の法人税増収策について、最近本市にとって思わしくない事態が発生しました。5月17日の新聞報道によると、市内にある一部上場の企業が7月1日付で仙台市宮城野区に仙台本社を新設するとのこととあります。報道では、当地の本社所在地は塩竈市から変わらないということですが、当局はこれから法人税増収策の姿勢として、これまでどのように対応してきたのか、そして、これからどのように対応するか、真剣に考えて最善の方策をとっていただきたいものです。この企業は、塩竈市にとって誇りある会社であり、また、市民にとりまして誇りある立派な手本となる企業であります。そのような企業が長らく塩竈市に残っていただくべく、心より誠意をもって対応をお願いいたします。そして、法人市民税の税収面から見た塩竈市に対する貢献度に対し、何らかの感謝のあらわし方も必要かと思いますが、佐藤市長並びに収入役はどのようにお考えであるかお聞かせ願いたいと思います。

3点目の市有地売却の考え方につきましては、普通財産区分と行政財産区分との整理の仕方に新たなる発想と対処を要望いたします。結局、市内の付加価値の高い市有地は、普通財産でない部分、つまり土地開発公社の所有地や、教育財産や、建設部管轄の財産だからです。よろしく対応をお願いいたします。

最後に、5番目、人口増加対策についてお尋ねします。

質問は、一つ、中心市街地の活性化と定住化、一つ、「日本一住みたいまち」としての人口増加策、一つ、産業誘致と定住施設誘致の考えの3点です。

まず1点目、中心市街地の商業地域においては、商店街の人口減少が目立ち、中心部の夜間人口は特に少なくなり、まちから活気が失われております。これは、店舗や事務所等の働き場所と、それからの人々の住んでいる場所が違うところにあるという結果であります。10年前と比較しまして、中心部の人口増加地区は、新たにマンションが建設された旭町と西町だけとなっております。

そして、2点目、佐藤市長の言う「日本一住みたいまち」としての人口増加策は、具体的に塩竈市のどの地域を対象にするのかという政策的方法論も当然必要となってくると思われま

そういう意味で、3点目の産業誘致はどの地区を考えておいでなのか、また、定住施設は、市営住宅以外にどの地区につくるべきなのか、あるいはそのような将来の設計図をお持ちであるのかお尋ねします。

以上、人口増加対策について、三つの視点で質問させていただきました。

私の言いたいことの考えている中身を結論的に申し上げるとするならば、次のことです。すなわち塩竈市が「日本一住みたいまち」となった暁には、当然塩竈市の人口はふえているはずですが、しかし、現在の状況は、平成7年の国勢調査人口6万3,566人から減少傾向が続き、17年4月の人口統計上は6万323人まで減ってしまい、残念ながら隣町の多賀城市には一昨年に人数で追い越されてしまったというのが現実です。これをどのくらい真摯に受けとめて、これから「日本一住みたいまち塩竈市」をつくり上げるか、再生するかという政策が求められているわけです。

ことしもまた国勢調査の年に当たっており、このことしの人口数がこれから先5年間の国からの交付税算定の基準となります。このままの推移でいくと、平成21年には塩竈市の人口が5万7,700人まで減少すると言われております。この人口増加対策、これこそが塩竈市の重要政策であると再認識していただきたく、質問に取り上げた次第でございます。

佐藤 昭市長には、この悲願達成のため全力を尽くしていただき、結果として「日本一住みたいまち塩竈」を証明してほしいと思います。私も議員の一人として、間接的役目ではありますが、ご協力したいものだと考えております。ここにおられる市の責任者の皆様方にもご協力をお願いし、全市一丸となって、すばらしい塩竈、塩竈のユートピア建設に邁進してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 5番志子田議員の一般質問にお答えをいたします。

初めに、市立病院の改善策であります。私に残されました期間はあと2年あります。公約の実現のために、なお一層頑張りたいと考えておりますが、市立病院、現下の状況は大変厳しい状況でございます。

理由であります。ここ数年来、医療費抑制化策は、すべての医療機関経営の根幹を揺るがすほど峻烈なものでございます。多くの病院が、議員ご指摘のように深刻な赤字基調を続けており、みずからの知恵と努力で生き残っていかなければならないという大変厳しい時代に突入

しているという認識をいたしております。

当院におきましても、これらの療養環境の悪化に加え、卒後臨床研修の義務化が医師派遣に大きく影響し、医業収益は非常に深刻なダメージを受け、病院経営は急速に悪化しており、存続の危機に直面しているという認識につきましては、前お二方のご質問の際にもお答えしたとおりであります。

この事態に早急に対応すべく、現在、再生緊急プランに基づき、収支差解消のための財源対策について院内で検討を加えているところでございます。自立安定的な経営を行うためには、医師数に見合った体制づくりが不可欠であるというふうに理解をいたしてありまして、職員定数や医業収益にかなった職員給与の見直し、さらには医師確保等により収支均衡を図るための試案を作成し、当該内容について、これも繰り返しになりますが、全職員に周知をさせていただくための説明会を20日の日に開催させていただいたところであります。今後は、当試案をベースに、各部門ごとのヒアリングを行い、できるものから早急に実施プランをまとめてまいりたいというふうに考えているところであります。

なお、プランの具体的な内容につきましては、担当部長から後ほど説明をいたさせます。

院内開業についてご質問いただきました。

兵庫県の芦屋市立芦屋病院が、経営改善策の一つとして全国で初めて導入しようとしているものというふうに伺っておりますが、採算性が低い診療科目を対象に、院内の診療室などを民間の医師に貸し出しを行い、独立した診療所として運営するものと聞き及んでおります。

院内開業の要件といたしましては、病院建物内に廊下や出入り口を別に設置し、患者の方が混乱しないような診療所としての独立性が必要になるなど、いろいろ検討すべき点がありますので、芦屋市立芦屋病院の事例や、他市の取り組み等を参考にさせていただきながら、今後、院内開業の可能性について調査研究を行ってまいりたいと思っております。

なお、現在、市立病院におきましては、病床の有効活用を図るべく、開放病床の開設に取り組んでおります。これは、かかりつけの開業の医師が患者の方に対して入院加療が必要と判断したとき、当院のベッドに入院させることにより、かかりつけの医師も当院の開放病床に出向きまして、当院の主治医とともに患者の方を診察加療することができるというシステムになります。このシステムを利用しますと、患者の方にとっては、当院の主治医とかかりつけの開業の先生の2人の主治医がいることになります。2人の主治医が共同で診察することで、患者の方にとってみれば、より綿密で安全な診療が受けられることになり、なお、退院後も入院経過

を熟知しているかかりつけの医師のもとで診療を継続できることとなります。現在、8月1日のオープンを目標に、開放病床の利用実績づくりでありますとか、登録医の募集に取り組んでいるところであります。これらの取り組みを通し、市立病院と診療所とがこれまで以上に連携を密に行いながら、患者の皆様方へより適切で迅速な診療を行えるよう目指してまいりたいと思っております。

なお、総合医療でありますとか、免疫療法につきましては、院長から答弁をさせます。

100円バスの導入でございます。何人かの方々からご質問をいただきましたが、アンケート調査の結果分析についてというご質問をいただきました。

「しおナビ 100円バス」の乗降客調査は、週の半ばで平均的なデータの得やすい3月24日木曜日に、全便、全停留所の乗降客について調査をいたしました。乗客数の多い時間帯では、北回り路線は午前中に集中、南回りでは朝晩を除く日中に集中しているという結果でございました。

次に、アンケート調査結果でございますが、3月22日から3月31日まで実施、その結果は、「しおナビ 100円バスになってから利用回数がふえた」との回答が約80%、「利用しやすい」が約90%となっており、一定の評価をいただいているというふうな理解をいたしております。

本市といたしましては、こういった調査結果を踏まえ、基本的には平日の北回り2便及び土曜日・日曜日・祝日の空白時間帯の解消、利用率の低い朝夕循環便にかえて新たなシャトル便の新設、新たに観光桟橋及び郵便局前を通行するルート拡大等の一部見直しを行い、18年3月末まで、このような内容を踏まえた再施行を予定させていただいているところであります。

将来的な路線の拡大であります。田中議員からのご質問にも答弁させていただきましたが、本市としては、わかりやすい時刻表設定が可能となります1周60分での運行が3月に実施したアンケート調査などでも大変好評を得ており、今後とも現行の運行時間、コースを基本としていきたいと考えております。

路線拡大は、採算の面では新たな負担が予想されますが、市民の方々により数多く利活用いただき、市民活動の促進といったようなことにつながる路線が果たしてこのほかにないかといったようなことにつきましては、今後一生懸命に検討させていただきたいと考えております。

なお、アンケート調査結果の詳細につきましては、後ほど担当部長から答弁をさせます。

次に、中学校教科書採択の基本方針についてでございますが、これにつきましては、教育長からご答弁をいたさせます。

自主財源確保対策について、2点ご質問いただいております。

自主財源確保対策についてのうち、市税増収策の基本的考え方と法人税増収策についてお答えをいたします。

本市の行財政を取り巻く環境、再三申し上げるようになっておりますが、大変に厳しいものがあり、先ほど田中議員にもご答弁させていただきましたとおり、このまま推移いたしますと、平成20年度までに約40億円の収支差が生じ、準用再建団体転落に直面するような危機的状況というふうに理解をいたしております。これを回避するため、このたび行財政改革推進計画を策定し、収支差ゼロとするための財源確保策として、経常経費の削減、人件費の適正化、職員定数の適正化による経費節減や事務事業のスクラップ・アンド・ビルド、自主財源の確保策を掲げ、まずは徹底した内部改革を推進することといたしております。

このうち、自主財源確保策といたしましては、基幹財源である市税の増収を初め、各種使用料等の未収額の回収、土地の売り払い、下水道の接続促進により使用料の増収等を見込みますとともに、財源対策債や各種補助等の財政支援制度の活用を考えております。

ご質問のありました市税の増収策の基本的考え方でございますが、市税収入増の基本は、地域経済の活性化により税収が上がることと、納税者をふやすことと認識をいたしております。もちろん次に収納率も重要でございます。収納率が1ポイント上がりますと6,000万円ほどの市税収入が上がることとなります。このため、納税推進室を充実し、徴収対策に取り組み、平成16年度の決算見込みでは、収納率が0.2ポイントではありますがアップできる見通しとなっております。

しかし、やはり基本は地域経済の活性化と納税者の増が大きな要因となります。最近、市内の企業で業績を伸ばしている企業が数多く出てきております。また、企業誘致も大変重要であると考えております。このため、リサイクル企業でありますとか、海辺の賑わい地区の参画事業所等の企業誘致と経済活性化に向けて産業振興室を新設いたし、既存の市内企業との情報交換でありますとか、進出可能な土地の状況分析に取り組み、鋭意今後とも努力を重ねてまいりたいと考えております。

市内にごございました本店の移転についてのご質問もいただきました。

法人市民税の制度上、市内の従業員数が法人市民税、個人の市民税に直接影響が出てまいります。したがって、できるだけ多くの従業員が市内で働けるような環境づくりが大変重要であると考えておりますので、企業誘致や従業員数の確保のための条件整備になお一層取り組

んでまいりたいと思っておりますし、今後、こういった事業者の方々がふえることがないよう、市長といたしましても一層の努力を重ねてまいりたいと思っております。

なお、具体的な企業の進出による市税への影響額につきましては、後ほど担当部長よりご説明をさせていただきます。

自主財源確保対策のうち、市有地売却と遊休地の活用というご質問でありました。

自主財源確保の方策として、遊休化しております市有地の売却を進めるべきであるというふうに私どもも考えております。売却を進めるためには、まず売却可能用地の所在を広く周知することが基本となりますので、市の広報誌やホームページ、そして商工会議所ニュースなどに売却情報を積極的に掲載していただくとともに、売却予定地へ看板設置などにより情報提供になお一層努めてまいりたいと考えております。また、他市にも事例がございますが、不動産業界の方々の活用なども検討してまいりたいと考えております。

行政財産の売り払いについてのお尋ねでございますが、行政財産である土地につきましては、一定の行政目的をもって活用されておりますが、今後も活用予定のない土地等につきましては、普通財産に用途を変更の上、積極的に売却し、財政健全化の確保に努めてまいりたいと考えております。

人口増加対策についてご質問いただきました。

中心市街地がどんどん空洞化して、周辺の住宅地の方に移行していると。平成12年度の国勢調査のデータと最近の新たなデータを見ますと、その感が一層深まっております。本市の人口、平成6年度末の6万3,704人をピークに、年々減少いたしております、16年度末では6万316人となっております。今回の国勢調査では6万を割るのではないかとといったようなことを私も懸念をいたしております。人口減少による影響といたしましては、市税減収や人口算定の単位となる交付税収入の減収、また、個人消費力の低下による地元経済への影響などが考えられるわけであります。

居住環境を初めとする都市基盤整備は、人口確保策として大変重要な施策であると考えております。特に海辺の賑わい地区土地区画整理事業につきましては、商業の振興により人の流れを引き寄せ、中心市街地全体の活性化を図ってまいりますほか、新たな居住空間を創出しまして、640人の新たな人口増を目標として事業を進めることといたしております。

また、最近の話題といたしましては、本塩釜駅前におきまして、戸数45戸のマンション計画などの動きも出てきており、本市に対する新たな動きが徐々にではありますが高まりつつある

のかなと思っておりますが、一方では、本市18平方キロ弱の市街地面積であります。なかなか新たな開発に適した用地というものは市内にまとまって見当たらないわけではありますが、例えば庚塚、南錦町におきましては、それぞれ 136戸、95戸の団地開発が進んでいるところでありますが、こういった民間事業者の動きも注意深く見守りながら、人口増を誘導してまいりたいというふうに考えております。

また、ソフト面といたしまして、本市といたしましては、子育て支援、男女共同参画の推進、あるいは特色ある教育のための環境整備、100円バス運行など総合交通体系の整備に重点を置くとともに、新たな企業誘致による雇用を創出するなど、都市基盤整備だけではなく、本市にお住まいになる皆様に安全安心や快適さを提供していけるまちづくりも大変重要であるというふうに認識いたしております。

また、道路、公園、下水道などの都市基盤整備や、さらなる防災機能の強化に代表されるハード面での建設施策と、福祉、教育などのソフト面での施策のバランスを図りながら、本市ならではの住みやすさを創出し、「日本で一番住みたいまち」を目指してまいりたいと考えているところであります。

私の方から以上でございます。よろしくお願いたします。

副議長（志賀直哉君） 長嶋病院長。

市立病院長（長嶋英幸君） 統合医療について説明させていただきます。

統合医療というのは、現在行われている西洋医学に、さまざまな伝統医療や自然療法あるいは代替医療を個々の患者さんに病状にあわせて最適な形で提供する医療のことだと思っております。現在の西洋医学では、EBM、エビデンス・ベースド・メディスンと言いますが、つまりエビデンス、根拠に基づく医療という考え方を基本にしておりますので、こうした必ずしも科学的に説明できない伝統医療あるいは代替医療を導入することに対して否定的な立場をとる人たちもおります。

伝統医療や代替医療の多くは自由診療であります。中には社会保険診療として認められているものもありますが、例えば保険適用になっている漢方薬などがそうであります。これは当院でも処方しておりますけれども、それ以外では、民間医療など経営者が恣意的に診療行為を選択し、個別の医療を行うこともできますけれども、公的な病院ではなかなか難しい面があると思っております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市立病院事務部長。

市立病院事務部長（佐藤雄一君） 市立病院の財政状況でございますけれども、平成16年度の決算では、累積不良債務が約18億円に達するなど、先ほどから申し上げておりますように、極めて深刻な状況に直面しているということでございます。

また、人件費率につきましては、16年度決算では69.2%に上り、全国平均の50.9%と比較した場合、極めて高く、これらの課題の解消が喫緊であるというふうに認識してございます。

さらに、このまま推移いたしました場合、平成17年度以降、累積不良債務、これは25億円を超えることとなります。これは、本市の標準財政規模の20%を上回る数値となり、銀行からの資金調達、さらには来年度の予算編成を極めて困難なものにし、また、行政全般に及ぼす影響が著しく、単年度の収支均衡の達成が急務となっているというふうに認識してございます。

現在、平成17年度から平成19年度までの収支見通しをベースに、各年度の収支均衡を図るべく、緊急避難的な対応といたしまして、人件費の縮減、それから外来の常勤看護師体制の見直し、さらには平均入院患者数や、同規模自治体と比較し、その職員数に基づく必要人員規模の見直し、さらには政策医療を進めるための算定根拠を明確にした一般会計からの繰入金、医師確保策等につきまして、試案、試みの案を作成し、市立病院の現状と取り組むべき具体的な内容につきまして、昨日、一昨日と説明会を開催して、約150名の職員の参加を得てございます。今後は、先ほどお話もございましたように、各部門のヒアリングを踏まえまして、7月を目標に実施計画の取りまとめを行い、できるものから早急に着手してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

副議長（志賀直哉君） 棟形市民生活部長。

市民生活部長（棟形均君） それでは、私の方から100円バスの市民ニーズの把握のための乗降客調査とアンケート調査の概要につきましてご報告申し上げたいと思います。

乗降客の調査につきましては、3月24日、北回りと南回り全便、24便を実施しております。

実施方法につきましては、全24便に職員が2名乗車いたしまして、乗降客数の調査をしているところでございます。

概要でございますが、市長が答弁で申し上げましたように、全体的には、北回り、いわゆる塩釜営業所の方から藤倉邸宅地、松陽台の方の反時計回りの北回りにつきましては、午前中に乗車人員が多いという結果が出ておりますし、南回り、これは塩釜営業所から東塩釜駅の方に下ってくる時計回りになりますけれども、この便につきましては、朝夕が少なく、日中が比較的多いという状況でございました。

停留所間の最高乗車人員数、いわゆる停留所から停留所までの人数で多いのは、北回りの4便、これは塩釜営業所9時33分の泉沢と塩竈神社前、これが52名ということで、かなりの乗客数になっております。平日一般的に大体31名ぐらいが乗っておりますので、この間52名ということですので、かなりの乗客数になっている。南回りにつきましては、塩竈公民館から塩竈神社の停留所まで、これが41名ということで、これも南回りの5便が非常に大きい乗車人員となっております。

1日を通じまして一番乗客の多かったバス停はどこかといいますと、南回りにつきましては塩釜駅前の停留所、1日を通じまして133名の方が乗っておられます。第2位につきましても、南回りが130名ということで、この2カ所で南回りの50%を超えているという状況でございます。北回りにつきましては、第1位が清水沢アパート前、これが79名の方が乗っております。同じく第2位につきましては、塩釜駅前停留所が65名ということで、駅と結びついた利用のされ方が非常に顕著になっているというのが特徴なのかなというふうに考えております。

アンケート調査の概要でございますが、これにつきましては、3月22日から3月31日、約1,100名に配付をいたしまして、781名、約71%を回収してございます。男女別では、女性が約8割を占めておまして、年齢別では65歳以上の方が4割を占めているということで、高齢者に非常に多く利用されているというのが顕著でございます。利用目的につきましては、買い物30%で第1位でございます、通勤、通院と続いている状況でございます。

利用回数、利用のしやすさの内容につきましては、市長の方から答弁申し上げましたように、利用回数がふえたといいますのは80%の方、それから利用のしやすさにつきましては90%の方が非常に利用しやすいという結果を得ているところでございます。

内容につきましては、やはり100円均一というのもございますけれども、時間が非常に一定でわかりやすいというのが大きな理由でございました。反面、利用しにくいという部分が9%ほどございますが、JRとの時刻が若干合わない部分でありますとか、そういう部分のご意見としては寄せられておりますが、9割の方が非常に利便性が深く、非常に好評だという内容でございます。

路線の拡大につきましては、市長が申し上げましたように、1周60分の拡大について聞いておりますが、45%の方が現状維持を望んでいるということでございます。拡大につきましては、魚市場方面が20%、塩釜郵便局関係の東部関係が17%ということで、大体同じくらいの要望がございまして、現状維持が約45%ということの結果が出てございます。

以上が結果の内容でございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） では、私の方から、教科書の採択手順と歴史教育についてお答えいたします。

小中学校の教科書につきましては、国の検定に合格した各教科書会社の教科書から、県教育委員会に設置されている教科用図書選定審議会で示す採択基準に基づきまして、仙台教育事務所管内の13市町村で構成される採択協議会において、各市町村教育委員会の意見を徴しつつ、専門的調査や研究を行い、客観的、公平的な教科書選定が行われるよう努力しておりますところでございます。

また、児童生徒に対しての歴史教育につきましては、義務教育小学校の教科用図書の無償に関する法律に基づき、この13市町村の採択地区内の教育委員会が同じ教科書を採用することとなっておりますので、本市といたしましても、歴史教育を含め、地区採択協議会で採択された教科書に沿って指導をまいります。

続きまして、教育施設の利用範囲の考え方についてお答えします。

本市におきましては、スポーツ、教育、文化、福祉などのさまざまな分野で市民活動が展開されております。市及び教育委員会におきましては、このような活動を支援し、促進する観点から、活動の場の提供や名義後援等を行っておりますところでございます。

市民団体が実施する事業の後援を行う場合には、教育、学術、文化またはスポーツの向上、普及に寄与する事業等であり、公益性のある事業であることなどを勘案して名義後援を行っております。また、営利や政治、宗教を目的とする場合は後援しないこととしておりますが、事業ごとに精査しながら判断していく必要がありますので、今後も慎重に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 私から、新たな進出企業による市税収入への影響額でございますが、いずれにしましても、今のところまだ構想あるいは計画段階なので、確定的な額としてはお答えできませんが、そういう意味では影響額は極めてアバウトな額になるかというふうに考えています。

まず一つは、海辺の賑わいゾーンへの事業参加事業者でございますが、規模から申し上げま

すと、これは1号法人でございますので、いわゆる法人の均等では300万円ということになります。それから、当然建物、償却資産、都市計画税等々の固定資産税等がおおむね1,000万円程度カウントされるかと。それから、計画の規模からしまして、大体300名ほどの雇用が予定されておりますので、それらの市民税等々も含めると、総額でおよそ2億5,000万円程度になろうかなという試算をしております。

それから、貞山地区に計画されております、いわゆる自動車リサイクル企業でございますが、やはり今のところまだ具体的にこちらで把握はしてございませんので何とも言えませんが、いずれにしましても、建物に対する固定資産税等々、それから当然雇用がありますので、それらの市民税というものがカウントされるものというふうに考えてございます。

それから、市内にあります大手の酒類販売事業所でございますが、これにつきましては、本店の有無ではなくて、むしろ逆にそこで働く従業員の方の人数が大きく市税に影響してございます。現在100名を超えておりますが、何とか50名を切らない雇用が確保されるように、これからは働きかけていきたいというふうに考えています。

それから、再三議論になっておりますJRAでございますが、これは、法人市民税につきましては、これは非課税扱いになっておりますが、当然固定資産税について当然課税というようになりますので、そういったもろもろの市税に対するいい影響があらうかなということです。

いずれにしましても、具体的になりましたら、その辺もきちんと精査して、議会等に報告したいと思います。以上です。

副議長（志賀直哉君） 志子田吉晃君。

5番（志子田吉晃君） あと5分ぐらい時間、3分ですか。ベル鳴ったのかな。5分ぐらいあると思いますので、市立病院ですが、大きな考え方だけ、答えだけでいいです。聞きます。

院内開業の考えがあるかどうか。検討するというだけでなく、聞きたいです。

それから、各科ごとの損益計算はしているのかどうか。これは院内開業を募集したところが、損益勘定が合わないところを募集したということになっていきますけれども、塩竈の市立病院は各科ごとの損益計算はなっているんでしょうかお尋ねします。

それから、これは答えは要りませんけれども、院長先生言われました根拠に基づく医療ということで、その根拠をあらわす番組が最近大分はやっておりまして、「おもいきりテレビ」なんですね。お昼のみのもんたがやっている。それで世間の奥様方は免疫療法や食事療法はもう毎日見ております。知らないのは、失礼ですが、仕事が忙しい役所の職員や先生方です。そ

の辺のところは一応根拠はあるということだけはちょっと言いたかったので。

それから、100円バスのことは皆さん聞いたので。

それから、教科書の採択のことで、慎重対応ということは、やはり後援はやはり認めるべき今回の集会だということで、ほかの政党の集会でも、同じようなことであれば認めるということなのか、再確認だけいたします。

それから、政党だという理由はパンフレットにございまして、各分科会がございまして、その中で、「日本国憲法は世界の宝、憲法9条が危ない改悪の動き、もっと広げよう9条の輪」とか、政治集会ということは、これはこのパンフレットの中身を見れば、これは当然なことではございますので、それでお聞きしております。

それから、人口増加対策ですね。結局今度の国勢調査までに人口を急にふやせと言っても無理だと思うんですよ。急に生まれませんから。ただし、前にも私2回ほど市長さんに質問しましたけれども、市の職員の、特に管理職の方々、この10月1日前までに何とか愛市精神を起こして塩竈市の方に引っ越していただければ、この6万人の人口を割らないで済むんじゃないか。これがこれから5年間の交付税の基本になるわけです。この9月末までにやらないと、来年移動してもらっても、5年間はふえないんです。その辺のところをよろしく考えて、市長の方からもう一度お願いできたらよろしく申し上げます。以上です。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明23日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明23日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後5時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年6月22日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩竈市議会副議長 志賀直哉

塩竈市議会議員 佐藤貞夫

塩竈市議会議員 木村吉雄

平成17年 6 月23日（木曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）第11号

議事日程 第4号

平成17年6月23日(木曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長		市民生活部次長	
兼総務課長	阿部守雄君	兼環境課長	綿晋君
健康福祉部次長兼			
社会福祉事務所長	大浦満君	産業部次長	伊賀光男君
建設部次長		総務部行財政改革	
兼都市計画課長	茂庭秀久君	推進専門監	田中たえ子君
総務部危機管理監	芳賀輝秀君	総務部政策課長	渡辺常幸君
		市民生活部	
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民課長	澤田克巳君
産業部		総務部	
みなとまちづくり課長	神谷統君	総務課長補佐	
		兼総務係長	佐藤信彦君
市立病院事務部長	佐藤雄一君	市立病院事務部	
		次長兼業務課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐々木栄一君	水道部次長	大和田功次君
水道部総務課長			
兼経営企画室長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
教育委員会		教育委員会	
教育部長	小山田幸雄君	教育部次長兼	
教育委員会教育部		生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
総務課長	橋内行雄君	教育委員会教育部	
選挙管理委員会		学校教育課長	佐藤福実君
事務局長	佐藤直孝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼			
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会 4 日目の会議を開きます。

23 番伊藤博章君より遅参する旨の通告がありましたのでご報告いたします。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13 番鹿野 司君、15 番香取嗣雄君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。9 番浅野敏江君。

9 番（浅野敏江君）（登壇） 6 月定例会におきまして、公明党を代表し一般質問をさせていただきます浅野敏江でございます。市長を初めご当局の誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、子育て支援についてお伺いいたします。

厚生労働省は今月 1 日に発表しました 2004 年の人口動態統計で、1 人の女性が生涯に産む子供の数とされている合計特殊出生率が、過去最低の 2003 年を下回る 1.289 であると発表しました。

また、少子化社会白書によりますと、日本の総人口は平成 18 年をピークに、その後減少に転じると指摘されております。さらに、宮城県が行った県内の高齢者人口調査の結果が、21 日、新聞にて報道されておりましたが、本市は高齢化の順位こそ 53 位と 69 市町村中後ろの方であります。仙台圏の中では最も高齢化が進んでいると言わざるを得ないと思われれます。加えて年々人口が目減りしていることは、周知のとおりであります。本市におきまして人口の流出を防ぎ少子化を抑えるためにも、子育て世代が塩竈市に数多く定着してもらう施策は最優先課題と思われれますが、市長のお考えをお聞きいたします。

政府が昨年末に発表しました子供子育て応援プランは、従来の保育所整備を中心とした施策

だけでなく、これから子供を産み育てようとする次世代支援に重点を置いた1. 若者の自立とたくましい子供の育ち、2. 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、3. 生命の大切さ家庭の役割等についての理解、4. 子育ての新たな支え合いと連帯、この四つの課題に沿って2005年から2009年までに取り組む施策が掲げられております。公明党におきましても、これまで奨学金の拡充を初め、児童手当の支給対象を小学校3年生までに引き上げるなど、さまざまな子育て支援政策を提言し実現してまいりました。本年3月、「子ども・子育て応援プラン」を踏まえつつ少子社会トータルプランづくりの基本的考え方を示した「チャイルドファースト・子ども優先社会の構築に向けて」と、2006年度予算での早期実現を目指す2005緊急提言「もっと生まれたい社会へ」を公表いたしました。少子化対策を進めるに当たって、子育て中の親のさまざまな悩みを解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう地域社会全体で支援するための体制の整備が重要であると考えております。そこで、お尋ねいたします。

3月に完成した塩竈市次世代育成支援行動計画「のびのび塩竈っ子プラン」における基本理念「命の誕生と子育ての感動を分かちあい、子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しがま」の実現に向けて今後市としてどのように取り組まれるのか、ご所見をお伺いいたします。

また、のびのび塩竈っ子プランの主な施策の中で、第2章第2節の「子育てしやすい生活環境の整備」とあり、その具体策として「子供連れでも安心して利用しやすい施設環境づくりを促進します」とありますが、子供連れで安心して利用しやすい施設環境とは、具体的にどのようなものをお考えでしょうか。

本年4月、壱番館に子供支援センターができ、たくさんの親御さんにご利用いただいていると伺っております。その中の大半は二、三歳の幼児期のお子さんも多いことと思いますが、中にはまだ授乳中の赤ちゃんとお母さんの利用も多いのではないのでしょうか。子育て優先のまちづくりとしてこれはお願いなのですが、ぜひ授乳スペースを確保していただけないのでしょうか。それだけでも多くのお母さんは、赤ちゃん連れでいつでも安心してまちに出かけられるのではないのでしょうか。子供と一緒に出かけるとき、まず心配なことはトイレの場所であります。子供連れで気兼ねなく食事ができる場所はどこか、また、そのようなお店はどこにあるのか、中には食物アレルギーで外食はできないというお子さんもいることでしょうか。アレルギーのお子さんでも食事のできるお店などがありましたら、そのような情報を市報にマップとして具体的に掲載してはいかがでしょうか。まちに子供の笑顔があふれて、初めて「子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しがま」になるのではないのでしょうか。

また、ハード面もしっかりサポートしていただきたいと思います。5月30日の朝日新聞に、子育てバリアフリーまち点検の記事が掲載されておりました。これは昨年からことしにかけて、全国5都市で母親の会のお母さんたちとバリアフリー研究会の専門家と実際に普段歩くまちを点検しました。歩道につきましては表面にでこぼこや傾斜、段差があり、ベビーカーが押しづらいこと。また、踏切の枕木の隙間が多くベビーカーの車輪がはまりやすいこと。また、橋の欄干の隙間がひどく子供が落ちる危険性があることなどなど、実際に歩いて気がついたこのような危険箇所を行政に提案したというものです。本市においても子育てグループの皆さんにご協力をいただきながら、行政と一緒に点検してみたいかと思いますが、これまでまちなみづくりでは子供の視点に立ったハード整備は、障害者、高齢者に比べて余り広がってはいないとされていると記事にも書かれておりましたが、子供子育て応援プランでも子育てバリアフリーの推進が図られております。子連れでは外出しづらいとの声にこたえるためにも、本市においてぜひまず点検から開始していただきたいと思います。

次に、子育て支援を市民を挙げて応援するためにも、ある一定の期間を設けて子育ての週間を制定してはいかがでしょうか。さきに申し上げました子育てバリアフリー総点検の日を設けたり、または中学生、高校生が実際に赤ちゃんを抱っこして、命のぬくもり、命の重さを学べる赤ちゃんの日、普段忙しい父親と子供が遊べる企画など、なかなか日ごろできない子供とのふれあいを市民と一緒に展開してみたいかどうか。市長のお考えをお聞かせください。

次に、発達障害児のトータル支援についてお伺いいたします。

2年ほど前に、機会がありまして日本LD学会公開シンポジウムに参加させていただきました。もとより専門の学識者、各学校の先生、LD児童の親の会の方々のお話で理解に苦しみました。初めてLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、アスペルガー症候群、自閉症等々の名前を聞きました。そして、知的な障害を伴わないこの子らは、普通の子供との区別が難しく、本人や親のしつけによるものと誤解され、その結果、いじめや引きこもりなどの深刻な二次的障害を招きかねない問題があることもわかりました。この障害は基本的に脳の中樞神経に何らかの異常があるのではないかとされているようですが、遺伝子レベルでの説明はまだされていないとのことでした。

私は、最近2人のお母さんからお子さんのことで相談を受けました。いずれも発達障害で悩んでいらっしゃいました。1人のお子さんは小学校の高学年でLD障害と判明し、もう一人のお子さんは幼年期に自閉症と診断されました。本市においては、このお子さんたちを初め発達

障害、またはその疑いのため苦しんでいる本人とそのご家族に対して、小倉教育長を初め各学校の校長先生、また職員の先生方が一生懸命取り組んでいただいておりますことは、よく存じております。この場をおかりいたしまして、心より御礼申し上げたいと思います。

しかし、このご家族にとってこれから長い不安との戦いです。昨年12月、発達障害者支援法が制定され、本年4月1日より施行され、発達障害者に対する支援のための予算も7億円と前年度の2.8倍計上され、やっと本格的な整備が始まりました。その支援法の国及び地方公共団体の責務については、概要を次のように述べられております。

国及び地方公共団体は、発達障害の早期発見、発達障害児に対する早期の発達支援、その他の支援が行われるよう必要な措置を講じる。その際、本人及び保護者の意思ができる限り尊重されなければならない。そこで、お尋ねいたします。

本市において、これまで発達障害児と判定されたお子さんに対して幼児期から学齢期、就労までどのような支援策を講じてこられたのでしょうか。

また、今後一貫した支援策はぜひ必要かと思われませんが、本人の各ライフステージに合わせた医療・福祉・教育・就労のトータル支援について、どのようなお考えがあるのかお聞かせください。

また、本市における1歳6カ月健診、3歳健診で発見される発達障害の疑いのある子はどのくらいいるのでしょうか。人数と割合を教えてください。

乳幼児期における早期発見、早期治療は、その後の対応にとっても大変重要になってまいります。そのためにも健診の際、関係者の方々がこうした症状について専門性を身につける措置をしていただきたいこととともに、診査の精密度を高めていただくこと。また、集団生活をしだす3歳から6歳にかけて行動に問題が出る人が多いと言われておりますが、就学直前の健診まで待たず、4歳6カ月前後に市の単独事業で健診はできないでしょうか、お考えをお聞きいたします。

また、発達障害は先ほども述べましたように知的障害とは違いますので、周囲の理解と協力を得にくい場合があります。セミナー、シンポジウム、PTA活動の中など、さまざまな機会を通じて市民の皆様の理解を深め協力を得るべきだと思われませんが、市長のお考えをお聞かせください。

また、今回ご相談されてお母さんから、放課後の子供の過ごし方について困っているとお話がありました。就労のため放課後児童クラブに入れたいと思っても、今、希望者が多く定員

を上回るほどでなかなか受け入れてはもらえない。しかし、一人で家に置くわけにもいかないので、仕事を途中でやめて帰ってくるとのこと。子供も同じ学年の子供と遊びたくてもできずに家にいることが多いとのことでした。お母さんは、できれば同世代の子供さんとたくさん遊ばせたいと考えております。現在、本市において「ひまわり園」で午後1時より4時まで学童を受け入れているとお聞きしましたが、その内容をお聞かせください。

また、これまで発達障害のお子さんの放課後の対応は、どのようにしてこられたのでしょうか。今こそ真剣に子供たちの居場所を私たち大人は考えるべきではないでしょうか。特に支援費制度における児童サービスの対象から除外されている中・高校生の障害児の放課後の対応についてはなおさら深刻です。宮城県のレスパイトサービスの中にタイムケアサービスという事業があるとお聞きいたしましたが、これはどのようなもので、本市において実施可能なものかどうかお聞きいたします。

この子供たちが将来どんな道を歩むのか、それは環境で決まります。授産施設に行く場合もあるでしょう、就職先がなく家にいる人もいます。でもADHDやLDでも社会人として成功した例があります。歴史上、偉大な仕事をしたアインシュタインもエジソンもADHDだったと言われていますが、その人にしかない才能を開花し、自分の生きる道を確保しました。それは真剣に支えてくれる人がいたからです。今、苦しんでいる子供たちのために障害を個性ととらえる優しいまなざしと多くの人々の支えが必要です、とはADHDの親の会のお母さんの声です。この声に私たちは本気でこたえていくべきと思いますが、市長の見解をお聞かせ願います。

次に、高齢者、障害者を守る成年後見人制度についてお聞きします。

ニュースで報道されましたので、まだ記憶に新しいかと思いますが、埼玉県で起きた認知症の姉妹が悪徳業者により被害に遭った悪質な訪問リホーム事件は、立場の弱い高齢者をねらった許しがたい犯罪であります。新聞によりますと、160万人とも170万人ともされる認知症の人は20年後は倍増するとのこと。身寄りのないひとり暮らしの高齢者も多い本市においては、このような事件を未然に防ぐにはどうしたらよいでしょうか。そこで、2000年に始まった成年後見人制度があるとお聞きいたしましたが、一般にはこの制度自体がまだなじみがなく、使い勝手も悪いと言われております。本市では、これをどのように利用されているのでしょうか。

また、その相談窓口など市民への周知のされ方はどのようにされているのかお尋ねいたします。

次に、市民の安全・安心についてお尋ねいたします。

宮城県警察本部街頭犯罪総合対策室の発表によりますと、宮城県の刑法犯罪認知件数は平成12年に約4万9,900件をピークに年々減少し、昨年は約4万件で前年に比べ3,100件、率にしますと7.3%減少しましたが、依然県民の身近なところで発生するひったくりなどが相対的に多くなっているとのこと。ちなみに昨年の塩竈市の刑法犯罪認知件数は883件で、犯罪率1.5%、県内18番目に高い発生順位となっております。市民が安心して暮らせるためにも、防犯対策はこれから夏に向かい特に強化する必要があると思います。西塩釜駅はご案内のように入換3月のダイヤ改正に伴い乗車券発売窓口の営業が休止になり、昨日の市長のご答弁にもありましたが、午前中は職員が配置されてはいるものの夕方から夜間にかけては無人化の状態となります。地元町内会の皆様、防犯協会、警察の皆様が定期的にパトロールしていただいているおかげで今のところ大きな問題は発生しておりませんが、駅を利用している高校生のご父兄の皆様からは、駅内外が薄暗く防犯上大変心配だとの声が寄せられております。私も先日、市内の高校のPTAの方と一緒に西塩釜駅に行き確認してまいりました。そこで、何点が質問させていただきます。

駅構内に設置されているビデオカメラは、通常何時から何時まで作動しているのでしょうか。また、常時ビデオの映像を確認している職員はいるのでしょうか。

また、何か問題が発生した場合、時間的にどれくらいの速さで現場にかけつけられるのか、警察への通報はどうするのかお尋ねいたします。

現在、2カ所にカメラは設置されておりますが、角度から見て改札口周辺とジュースの自動販売機の方向のみの監視体制になっているようですが、肝心の乗客待合席はカメラの死角になっているのではありませんか。これで本当に安全が保たれていると言えましょうか。錦町側の階段からも人の出入りはありますが、比較的明るさも薄暗く監視カメラには写りません。ぜひ待合席のある通路側にも監視カメラを設置していただくようJRに要望をお願いいたします。

もう一点は、周辺環境の整備です。

夜間になりますと自由通路の階段の上り口を含め照明も薄暗く、利用者が不安を抱いております。佐浦町側も錦町側も自転車置き場が人家の後ろにあるためか、人の目に触れにくく犯罪の温床にならないとも限りません。これからますます雑草も生い茂り、環境の面からも防犯の面からも早急に対策が必要かと考えられますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、市道整備についてお伺いいたします。

先日、19日は市民大掃除で朝から皆さんが町内会の清掃に汗を流しました。私が住んでいます新浜町2丁目周辺は、地盤の関係上、下水工事でも市内で一番遅く、ここ数年の間に行われました。雨水のための側溝の整備も少しずつ行われているようですが、まだ場所によっては側溝の底の部分に段差があり、汚水がたまりヘドロが堆積しているところもかなりあります。引越して30年も、このにおいと蚊に悩まされているという訴えもありました。

また、整備された側が高く汚水が流れず、家の前の側溝はいつも汚水がたまっているとの訴えもありました。新浜町における側溝の今後の年次計画はどのようになっているのでしょうか。

また、新浜町保育所の正門わきの側溝につきましては、私が議員として初めての一般質問で子供たちが側溝に落ちる危険性や保護者の自家用車の脱輪、そして蚊の対策のために早急に整備をお願いしたところであります。ほかにも今お話ししましたように直していただきたい箇所はありますが、まず子供たちの安心・安全のために保育所の周辺整備からお願いいたしまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま9番浅野議員からご質問いただきました件につきまして、順次ご回答させていただきます。

初めに、子育て支援につきましてご質問いただきました。子育て支援世帯の定住についてということでございます。

本市、人口が年々減少傾向にあります。特に20代から40代の世代の方々の流出というのが顕著であります。逆に50代、60代になると、また塩竈に戻ってきていただくというような全体的な傾向があるようであります。ぜひ20代、40代の世代の方々が、この地域で安心して安全にお暮らしいただけるような地域社会づくりといったようなことが、私どもに課されました重大な使命であるという理解のもとで今、行政推進に取り組んでいるところでありますが、そういった中で、子供優先のまちづくりにつきまして何点かご質問いただきました。

初めに、子育て支援のまちづくりを進めるための基本的な取り組み方針について、ちょっと触れさせていただきたいと思っております。

塩竈市、本年3月、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画、いわゆる「のびのび塩竈っ子プラン」を策定させていただきました。本計画は平成17年度から平成26年度までの計画期間でございますが、この間をさらに前期、後期に分け、前期計画は平成21年を目標年度と

いたしております。この計画は本市における子育て施策の基本となるもので、地域子育て支援などの特定14事業を初め市の施策全般にわたる計画でございまして、基本理念である「命の誕生と子育ての感動を分かちあい、子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しおがま」を実現することが安心して子供を産み育てられる環境、子育てを支える地域社会の構築につながると考えて策定いたしましたものでございます。

今年4月、社会福祉事務所に子育て総合支援室を開設させていただきまして、ファミリーサポート事業実施準備に入るなど、子育てが行いやすい生活環境の整備を開始いたしましたところでございます。その第一歩といたしまして4月12日に壱番館1階にしおがま子育て支援センターをオープンさせていただきまして、全市的な子育て支援事業を展開いたしますとともに、親子が気軽に集い、子育てに関する情報交換でありますとか互いに相談できる場を提供させていただき、オープンからたくさんの親子にご利用いただいております。そういった際に、ご指摘のとおり乳児も多いということでありましたが、十分な配慮がなされず、授乳スペースということにつきまして行き届いていなかった点につきましてはおわびを申し上げますが、早速センター内に準備をさせていただいたところでもあります。

次に、食物アレルギーの子供たちへの対応でございますが、仙台市の大学構内に今現在地産地消を提唱し、できるだけ体に優しい食事の提供を行っているという食堂があるそうでございます。本市におきましてもアレルギー児でも心配なく食事ができるお店の情報などをもう少し積極的に取り入れて、地域の方々に提供させていただきたいと考えているところであります。

子供連れでも安心して利用できる施設ということについてのご質問でございました。

ふれあいエスプ塩竈、市民図書館などが市民の皆様方にこういった趣旨で大変ご好評をいただいているのかなと考えております。市民ボランティアの方々がそれぞれの施設を利用して、例えば絵本の読み聞かせでありますとか、親子お料理教室などを実施するなど、市民の皆様とともに全国的にも誇れる施設として高い評価をいただいております。

また、両施設には親子でゆっくり食事のできるスペースも確保されておりまして、休日には数多くの親子連れでにぎわっているところでございます。子育て支援センターでは、全市的事业の一環といたしまして今後は父親も参加しての親子で遊ぼう会でありますとか、子育て講演会などを開催したり、中・高生のための育児体験につきましても昨年度より実施し、子供さんたちに本当の命の大切さを体験、実感していただける機会を設けさせていただいたところでもあります。

また、子供の健全な育ちにとっても大事な食育について、地域活動団体、関係機関、保護者、行政機関など多岐にわたる市民の方々の参画をいただき、食を通じた健やか子供ネットワーク事業としておいしいコンサートでありますとか、育児サークル栄養講習会、あるいは親子料理教室など、子育てに優しいまちづくりを目指して積極的に事業を実施させていただいているところであります。

子育てバリアフリーの推進の点検につきましては、今後とも引き続きこういったことの促進に努めてまいりたいと思っております。

今後は食育はもちろんであります、子育て支援室が中心となって本当の意味で子育てに役立つ多くの情報をさまざまな事業として市民の方々に提供してまいりたいと考えております。

このように子育てプランについては、単に福祉のみならず教育、保健、建設など幅広い分野から総合的に取り組んでいく必要がございます。ご質問の趣旨であるハード面における子供の視点に立ったまちづくりにつきましても、本プランに基づき子育てに配慮した安全で快適な生活環境の整備に努力をいたしてまいります。

子育て週間の制定についてご質問いただきました。

少子化対策は本市にとりましても大変に重要な課題でございます。女性が生涯に産むと考えられる子供の数であります合計特殊出生率を見ましても、全国平均を大きく下回る1.24となっております。そのような現実を踏まえ、ご質問にある子供優先のまちづくりを行政だけではなく市民の皆様とともに実現していくことが必要であると考えております。これまで本市では子供の日にちなんでふれあいエस्प塩竈の祝日開館、体育館無料開放、あるいは藤倉児童館祭りなどを実施してまいりましたが、イベントを実施するだけではなくて市民一人一人が子育ての大切さを認識し、塩竈は一年を通して子育て週間になるようなお一層努力をいたしてまいります。

議員ご質問の子育て週間の制定につきましては、子供の日を中心に市民が子育てについて考え、そして実施する特定の週間の制定と理解をさせていただきますが、今後市民の方々のご意見等も伺いながら、のびのび塩竈っ子プランの実現の中で検討させていただきたいと考えております。のびのび塩竈っ子プランは、子供たちにとっての幸せがまちにとっての幸せであるというふうに位置づけております。プランの基本理念といたしております「子どもたち一人ひとりが光り輝くまち しがま」を目指すことが市民全体で子供を守り育て、日本で一番住みやすいまちづくりにつながるものと確信をいたしているところでございます。

次に、福祉について2点ご質問いただきました。

発達障害児のトータル支援のあり方と子供の居場所づくりについて、お答えをさせていただきます。

自閉症、学習生涯（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群など発達障害の方々は国の調査によりますと小・中学校全体の6%にのぼり、対応が今後の課題になっておりますが、国におきましては平成16年12月、発達障害者支援法が制定され、発達障害の早期発見でありますとか支援などにつきまして必要な措置を講じるよう示されております。発達障害への対応といたしましては、幼児期から学齢期、あるいは就労まで一貫した支援策が必要とされ、それには教育・福祉・保健・事業主などの関係機関が連携し、一人一人の状況に応じた個別指導を行うなどのきめ細やかな支援や支援のネットワークづくりが課題となっております。

本市における幼児健診は身体計測や小児科、歯科検診などに加え、心理発達面の成長に着目した健診を重視してきており、心理発達相談員の配置とともに職員の専門的資質の向上のための研修機会などの確保に努めながら、発達障害の早期発見とその後の発達支援体制の充実に力をそそいでいるところであります。

また、必要に応じて中央地域子供センターに精神発達精密検診診査の依頼を行いますとともに、検診の結果、運動機能、精神発達に問題があると思われる児童及びその保護者を対象に、乳幼児発達支援相談事業として毎月継続的に遊びを通して個別指導や集団指導を行い、幼児の健全発達を促しているところでございます。

さらに、就学前の児童で通院の希望があれば障害児通院施設「ひまわり園」と連携を図り、早期の機能訓練等や生活指導を受けられるよう配慮をするとともに、保育所や幼稚園での集団生活により行動に問題が生じた場合においても、保健センターと保育所や幼稚園関係者及び保護者と連携を図り個別に支援を行っているところであります。小・中学校での支援策といたしましては、各学校に学習障害などの子供に対する支援の措置をする校内委員会を設置しておりますほか、関係者や保護者との調整を行う特別支援教育コーディネーターの配置を行っております。

また、本年、月見ヶ丘小学校が障害をお持ちの児童が健常児とともに学ぶ学習システムの研究モデル校の指定を受け、3カ年間にわたって就学環境の整備に努めさせていただいているところであります。なお、議員ご指摘のセミナー、シンポジウムの開催につきましては、対象範

困、内容等を精査の上、検討させていただきたいと思っております。

発達障害児の放課後児童クラブの入級に関するご質問でございますが、クラブ入級希望の児童の中には発達障害のある、あるいは配慮の必要な児童が本市においても多くなってきております。しかし、発達障害児をクラブで受け入れる環境は現在残念ながら整っておらず、受け入れるためには必要な専門指導員の養成でありますとか施設整備の必要が生じております。今後、発達障害児のクラブ入級につきましては、中・高生も含めて入級希望の実態、あるいはニーズ調査を行い、障害の程度を見極めながら受け入れるための課題整理を行ってまいります。本市の発達障害児に対する支援策につきましては、法整備が今年行われたばかりでございます、今後は国・県と連携を図りながら本市として果たすべき役割を把握し、適切に対処を行ってまいりたいと思っております。なお、その他の部分につきましては、担当部長からご答弁をさせていただきます。

同じく福祉の高齢者、障害者の成年後見人制度についてお答えをいたします。

成年後見人制度は、判断能力が困難な方を保護する制度でございます、家庭裁判所に申し立てを行い保護する人を裁判所で任命するという制度でございます。この申し立ては配偶者や4親等以内の親族の方が基本的に行うこととなっておりますが、親族がない場合には市町村長が申し立てを行うことができます。本市では平成12年に民法改正によりこの制度が導入されて以来、今まで市による申し立ての事例はございません。なお、申し立てを行う際は医師の診断書、いわゆる鑑定書等一定の経費が必要となります。東京都においてはNPO団体などがセンターを立ち上げ、成年後見人制度の利用促進のためセンターが後見人となって生活を支えている事例も出てきております。

この制度のほかに認知症高齢者や知的障害のある方々の権利を擁護するため地域福祉権利擁護事業がございます。県内では宮城県社会福祉協議会が宮城地域福祉サポートセンター、愛称マモリーブと呼ぶそうでありますが、を組織し、本市では塩竈市社会福祉協議会がその窓口になっております。この事業の具体的なサービス内容は、福祉サービスの利用援助、年金の受け取り確認、家賃や公共料金の支払い代行、預貯金や権利証の管理などで、現在市内で5名の方が登録しサービスを受けておられます。全国では認知症高齢者が170万人いると言われており、各地において発生する金銭トラブルなどから守るために、また、ひとり暮らし高齢者を守るためには、このような制度の活用とともに地域社会との連携が必要と考えております。

本市といたしましては、これまで地域の民生委員のご協力もいただきながら、ひとり暮らし

の高齢者や障害者の生活実態の把握でありますとか相談等を実施させていただき、必要な方には訪問指導を実施するなど、これの方が安心して生活できるよう取り組んでまいりました。制度の趣旨をなお一層踏まえ個人情報の保護に配慮しながら、より利用しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

市民の安心・安全についてでございますが、西塩釜駅周辺の安全対策についてお答えをいたします。

現在、西塩釜の管理体制につきましては、議員おっしゃったとおりであります。ご指摘のありましたビデオカメラの監視体制につきましては、ＪＲ東日本仙台支社司令室におきまして24時間体制で集中管理を行っております。異常を確認した際は、約10分ぐらいでＪＲ職員及び警察官が駆けつけられるような緊急連絡網を配備しているということでございます。

また、待合室の監視カメラの設置につきましては、先日、本市よりＪＲ本塩釜駅長に要請をいたしましたところ、前向きな回答をいただいたところでございます。

2点目の環境整備についてでございますが、草刈り等につきましては今月中旬に完了させていただいたところでありますし、照明につきましても総点検をさせていただいているところであります。今後とも周辺環境の整備には、なお一層努めてまいりたいと思っておりますし、市民の皆様が安全で安心して利用できますよう、今後ともＪＲを初め警察、防犯協会、学校など各関係機関や地元町内会との連携を密にしながら安全性の向上に努めてまいります。

また、利用される皆様方にも特に高校生の方々には複数人数での登下校を心がけていただくなど、自衛の意識を持たれるなどの自衛策への協力もお願いをしてみたいと考えているところであります。

最後に市道整備についてご質問いただきました。

新浜町2丁目、新浜保育所周辺の市道側溝整備については、過日、議員の方からもご質問をいただきました。新浜町2丁目地区はかつての半島部分を埋め立て造成された経過がございます。そのかつての複雑な地形特性から不等沈下等が発生しやすく、道路も不規則な勾配となっており、道路側溝に排水が滞留するなど排水処理に苦慮いたしている地域でございます。こうした状況を改善するため平成6年度から道路側溝の改修に取り組んできておりますが、道路側溝の性格上、どうしても下流から流してやらざるを得ないということがございまして、今現在、順次上流から下流側への整備を進めさせていただいているところでありまして、下流側では部分的ではありますが効果の発現を見ているところであります。

ご指摘の新浜保育所周辺は、昨年度にようやく西側部分の改修に着手させていただいたところであります。無着手の部分であります保育所東側の市道に関しましては、地域の皆様方のご理解をいただき、園児の安全性確保を図るために我々も優先的な取り組み課題と理解をいたしております。ぜひ早期整備が図られますよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から具体的な内容についてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず最初に、本市の1歳6カ月健診、それから3歳児健診で発見される発達障害の疑いのある子供の人数、割合についてというお尋ねでございました。

昨年度の1歳6カ月健診で発達に係る要観察者数、いわゆる今後観察が必要なお子さんということになりますが、90人となっております。全体に対しまして23.9%と受けとめております。それから、3歳児健診におきましては79人、割合といたしましては18.7%となっております。それから、市長からご答弁申し上げましたとおり年々増加の傾向にございます。

次に、4歳6カ月前後に市の単独事業で健診はできないのかというお尋ねでございました。

4歳6カ月児健診につきましては、3歳児健診におきまして、これは一応3歳児健診とはなっておりますが、最長4歳の誕生日前日までの幼児を対象として受診勧奨を行っているところでございます。結果、9割以上の幼児についての発達状態を把握し、継続的なご支援を申し上げているところでございます。

さらには、小学校入学半年前に実施されます就学時健診におきましては、5歳もしくは6歳での実施となってきてございますので、議員ご提案の4歳6カ月の児童を対象にというご提案につきまして、ほぼ近似の値というふうになっているのではないかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、本市の障害児通園児童施設「ひまわり園」でございますが、これは簡単に申し上げますと障害児のデイサービス施設とご理解いただければよろしいかと思っておりますが、受け入れ状況につきましては、午前中は幼児と保護者に療育指導、午後は学童に対して日常生活及び集団生活への適応等指導訓練を行っている状況でございます。利用者でございますが、10名の幼児が親子でご利用していただいております。それから、学童につきましては22名の学童が支援

費制度での契約を行っておりますが、実際ご利用なさっているのは2名となっております。これは支援費制度とはなっておりますけれども、いわゆる療育手帳がなくても発達障害児でも利用できるという施設になってございます。

それから、県のレスパイト事業の内容でございますが、タイムケアサービスということに限ってご説明申し上げますが、これは日中を限度といたしまして障害児あるいは発達障害児をお預かりする制度などを実施しているようでございます。これらの事業を実施する施設に対して、県が補助を行うという内容になってございます。ご指摘の心身障害児あるいはADHD、あるいはLDの障害の方も利用できるという内容になってございます。利用時間は4時間未満、あるいは4時間以上、あるいは8時間未満8時間以上、あるいは12時間未満12時間以上の4区分となっております。利用時間帯によりまして1回当たりの自己負担額が設定されているようでございます。

それから、こういう事業が本市で実施可能かというお尋ねがございました。

実施事業所につきましては、児童のデイサービス施設や身体または知的障害者デイサービス事業所等の施設で、県に実施計画書を提出して承認される必要がございます。現在、県内では16施設で実施しているようでございますけれども、現時点で塩竈地区二市三町内ではこの承認を受けている施設はないということでございます。先ほど申し上げましたように県の承認を得られれば実施可能な事業でございますので、本市といたしましては利用希望者の実態調査を行いながら、発達障害者支援法を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えてございます。

最後に成年後見人制度のことでお尋ねがありました。

「相談窓口は……」ということでございますけれども、入り口のところで申しますか、初期的な部分では壱番館にございます基幹型在宅介護支援センター、あるいは清水沢、北浜にあります地域在宅介護支援センターで初期的相談は可能かと思っております。具体的には成年後見人制度の場合は家庭裁判所、それから先ほど市長からご答弁申し上げましたマモリーブにつきましては社会福祉協議会になろうかと思いますが、私ども市の窓口においても受け付けておりますので、ご利用いただきたいと思っております。

それから、周知のされ方ということでございますが、これまでも広報「しおがま」等で適時PRはしてまいりましたが、平成14年に高齢者保健福祉計画あるいは介護保健事業第2期計画を定めた際に、このようなパンフレットを私どもでつくらせていただきまして全戸に配布させていただいた経緯がございます。この中にも成年後見人制度について一定の記事を載せて紹介を

させていただいておりますので、ご利用賜ればと思っております。なおPRに努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 9番浅野敏江議員。

9番（浅野敏江君） ご丁寧なご答弁大変ありがとうございます。

また、早速授乳コーナーの設置をお考えいただきまして大変ありがとうございます。先日、仙台市の青葉区にあります子育て支援センター、のびすく仙台というところに私、視察に行っていましたけれども、そこは実は駐車場がないために地下鉄などの公共交通機関を利用している方がほとんどでありまして、入り口にはたくさんのベビーカーが置いてありましたが、本市におきましても吉番館には駐車場がないわけでありまして、今までもさまざま福祉施設や図書館を利用する方たちも有料の駐車場にとめてこられたんですが、今現在吉番館の前のやみ市のところにもまた新しく駐車場がつくられておりますけれども、今後福祉施設におきまして市役所同様例えば30分間でも無料の利用ができないのかということをちょっとお尋ねしてみたいなと思っております。

また、各自治体で子育て世代を定住させようというさまざまなユニークかつ効果的な施策を行っておりますが、教育特区などで家族を呼び込む群馬県の太田市とか、それからきめ細かな子育て支援で環境整備をしている静岡県などがありますけれども、いずれにしましても大変厳しい財政の中での事業であります。市民に共感される支援策を今後とも展開していただきたいと思っております。

また、成年後見人制度でありますけれども、塩竈でもマモリーブの方の登録者が5名もいらっしゃるといのは初めてわかりました。後見人制度はぜひ活用していただきたいと思っておりますのは、さまざまな高齢者の方とか知的精神障害者の方が、勧誘業者などによって今金銭トラブルが本当に後を絶たない状況であります。私も何人かの方に相談され、あげくに自己破産なさってしまったという方もいらっしゃいました。このようなトラブルが起きないようにパンフレットでもご紹介がありますけれども、やはりこの制度自体を我々市民が認識していないことが多いと思っておりますので、どうかご努力いただきまして、そのことを皆さんにわかりやすく何らかの方法を考えていただきたいと思っております。まず相談の窓口に行く前の段階のところでは私たちはつまずいているのだと思っておりますので、その点ご配慮お願いいたします。

また、先ほど発達障害児に対しましてさまざまな市長の方からもお話がありまして、本当に心強く思っております。まだまだこれからの施策だと思っておりますが、本人と学校それから

お医者さん、福祉と就労関係とのコーディネートの存在が大きいと思いますので、そのお力をおかりできればと思っております。

また、西塩釜の駅につきましても、それから新浜町の側溝につきましても、本当によろしくご配慮お願いいたします。

以上で2回目の質問とさせていただきます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 浅野議員からの再質問にお答えをさせていただきます。

初めに、子育て支援センター等を利用される方々の駐車場問題であります。

旧来図書館とあわせて海岸前にございました駐車場を30分間に限り無料ということでご利用いただいておりますが、今議会でも願わせていただきましたとおり市営駐車場を一体管理するというので、海岸通駐車場の方は今トイレの整備とあわせて閉鎖いたしております。市営駐車場の方につきましては30分無料ということでご案内させていただいておりますし、長時間駐車をご希望される方につきましては、今野屋跡地の裏側のところに十二、三台とまれるスペースがございます、市の車を今までとめておりましたが4台あけまして、長時間ご利用いただく方につきましてはそちらの方にご案内するなど、できる限り施設が市民の方々にとって利用しやすいというようなことの配慮をまいりましたつもりではありますが、なおそういったことの努力をまいりたいと思っております。

それから、各種福祉施策のPR不足というお話でございます。

今後ともいろいろな機会をとらえましてPRを行わせていただきたいと思っておりますし、せっかくの制度が市民の方々に十分行き渡らないままに利活用いただけないということにつきましては、我々を大変残念でありますので、そういった努力をなお重ねてまいりたいと思っております。

発達障害児、先ほど部長も申し上げましたとおり我々の予想を超える勢いで進んできております。ぜひこういった方々の相談窓口として、本市が積極的に当たっていくように努力をいたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄君。

12番（木村吉雄君）（登壇） どんとこい輝きのあるまち塩竈。一つ、いつも市民の目線で。一つ、徹底的な行財政改革。一つ、徹底的な議会改革。一つ、まち全体を美術館に。一つ、安

心して暮らせるまちなどなどを市民に誓い、日本一住みやすいまち塩竈を目指し議会内外で力強く挑戦しておりますニュー市民クラブの木村吉雄でございます。通告に従い一般質問を行います。

なお、一般質問も6番目となりますと重複する質問もあろうかと思いますが、なるべく視点を変え質問いたしますが、答弁が前段と同じときは省いて結構でございます。

初めに、市長の政治姿勢について。

一番目、新行財政改革推進計画について伺います。

本市の行財政改革は昭和60年度行財政改革大綱を作成し、その後、行財政改革推進計画、さらには平成13年度には民間企業で例えば会社倒産を意味する財政再建団体転落回避のために財政健全化基本計画を作成してきております。

また、当議会においてもその間に行財政改善改革への特別委員会を設置したり、私も初め同僚議員ともどもこの壇上で幾度となく行財政改革を取り上げ検証してまいりました。

しかし、今我が市を取り巻く環境は景気低迷の長期化により経済状況は極めて厳しい状況です。そんな中、塩竈市政はどうあるべきなのか、21世紀の地方自治体としてあるべき行財政執務に塩竈市役所はどう向かっているのだろうか。多くの市民は当市の行財政改革に大きな関心を持ち、市長就任3年目の佐藤 昭市長に期待をし見つめていることと思います。そこで伺います。

1点目、今年2月に本市がまとめ上げた平成16年度から20年度までの新行財政改革推進計画の課題と進捗状況をお聞かせください。

次に、市内の人口減少について伺います。

我が市は皆さんご存じのとおり18平方キロメートルの地域にJR東北線、仙石線の四つの駅がバランスよく配置され、東北一の政令都市仙台市に25分ほどの近さに位置しており、生活環境指数は平成9年、平成12年、平成15年と3期連続で県内トップを維持している本市であります。その現況下で住民基本台帳人口での市内の人口動態推移を見れば、平成6年度、6万3,704人を頂点としてその後下降線をたどり、16年度末、本年3月ではピーク時の約3,400人減の6万316人です。25年前、昭和55年、このときの6万802人にも満たなくなっている現状です。そこで市長に伺います。

2点目、この市内人口減少傾向にどのような対策を考えているのか、お聞かせください。

また、あわせて大変重要なことでございますが、人口減少による交付税等の歳入への影響は

あるのかどうか、お尋ねいたします。

次に、港湾と都市環境整備について伺います。

国内でも古くから港湾の老舗として繁栄し、日本中に認められた東北有数の港湾塩釜港は、平成13年4月、仙台塩釜港に名称を変更し全国22番目の特定重要港湾に昇格しました。

しかし、現在の港湾設備は老朽化が進み2カ所の岸壁は使用できず、背後地も狭く港路拡幅、しゅんせつもままなりません。海上出入貨物量は10年前 685万トンあった貨物が平成16年度には半減し約 330万トンとなりました。また、ここ2年ほどで塩釜港に多大な貢献をしてくださった大手2社が仙台港区に移転されることが報じられました。仙台港にひさしを貸し母屋をとられた気持ちでいるのは私だけではなく、多くの市民も同じ思いではないでしょうか。この特定重要港湾仙台塩釜港の塩釜港区を仙台港区との役割分担を明確にし再生する道はないのでしょうか。佐藤市長は港湾のプロフェッショナルとお聞きし、地元港湾関係者はもとより市民の多くが塩釜港区の再生発展を期待しているところです。そこで市長に伺います。

1点目、4月1日の機構改革により新しく設置されました産業部のみなとまちづくり課の果たす役割や目指す方向性をお聞かせください。

2点目、都市環境整備として産業道路と港湾道路の恒常的な交通渋滞の現状です。災害時に対応し切れないのではないのでしょうか。例えば、産業道路から塩釜港をまたぐ南北一直線のベイブリッジなど考えられないのか、お尋ねいたします。

次に、広域行政について伺います。

数年来、経済の低迷や少子高齢化の進行、環境に対する住民意識の高まり、また高度情報化や車社会の発展に伴い住民の生活圏の拡大など社会情勢が大きく変化してきております。そんな中、行政に対するニーズは多様化し、市町村の枠組みを超えた広域行政の必要性がますます高まっております。こんな状況の中で国では平成の大合併を推進し、県内でも新しい市が次々と誕生しております。今回、我が市との隣接市町多賀城市、七ヶ浜町、松島町、利府町は、この平成の大合併にかかわらず従来どおりの自治体として残っております。そこで伺います。

1点目、現在取り組んでいる二市三町の広域行政の現状をお聞かせください。

2点目、二市三町の広域行政の課題も多々あるかと思われませんが、現在の一部事務組合形式から前進し複合事務組合への考え方をもちなのか、お尋ねいたします。

最後に、芸術文化の振興について伺います。

今や芸術文化は地方でもまちおこしや観光の目玉として一つの産業になろうとしております。

市内にも重要文化財を初め数々の芸術文化作品があり、神社、お寺、民間企業、個人等々が所蔵しております。また、塩竈市自身も本市に縁のある芸術家、作家、文化人の先生たちによる貴重な寄贈があり、数多くの作品を所蔵されていることと思います。そこで伺います。

1点目、本市所蔵の芸術作品の展示はどのようにされているのか。

2点目、前段の質問にかかわるふれあいエスプ塩竈や壱番館ホール、図書館等に指定管理者制度を導入できないものか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 12番木村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、私の政治姿勢についてということでございます。特に新行財政改革推進計画についてどのような状況にあるのかというようなご質問でありました。

ご質問の内容につきましては、前に同じ趣旨でご質問いただいた方々にもお答えをさせていただいておりますので、できるだけ重複のしない形でご答弁をさせていただければと思っておりますが、まず初めに、なぜ地方自治体がひとしくこのように行財政運営に混迷の度合いを深めているのかという最大の理由であります。やはり三位一体改革のあり方についてではないかなと思っております。前にもこの場でご答弁申し上げましたが、基本的に三位一体改革がそれぞれの地域が本当に自立できる改革であるという信念のもとに、我々今まで国と一緒にやってこういう施策に取り組んでまいりました。残念ながら昨今、骨太の改革なるものがまた出されたようでありますが、例えば義務教育費の負担の問題でありますとか、生活保護費の負担の問題でありますとか、地方自治体がひとしく問題提起させていただいております案件につきまして、残念ながらいまだ明確な回答がない。加えまして安定的な税源移譲ということが言われておりますが、それらにつきましてもまだ我々にはよく方向性が見えてこないというような状況にありまして、そういった中で我々財政運営、1年1年の運営ではないわけでありまして。当然のことながら、今後とも安定的かつ継続的に本市の財政運営を行っていかねばならないということが、当然求められる最大の課題であります。

そういった中で、今回、新行財政改革推進計画を策定させていただいたわけでありまして。残念ながら、そういった先行き不透明な部分につきましてはかなり厳しい見方をさせていただきましたので、結果としては議員ご指摘の再建団体転落といったような懸念もあるということにつきましては再三申し上げてまいりましたし、今後18、19、20年の3カ年間で約40億円ぐらい

の収支不足を生じるということにつきましては、ご説明を申し上げたとおりであります。

こういった厳しい環境を乗り切るためには、率先してまず内部改革が必要ではないかということをご再三申し上げました。職員が、まずはみずから市民の皆様方に見える透明性の高い改革に着手するということが今必要であると考えております。いろいろ申し上げました。給料の改定の問題、特殊勤務手当の問題、職員定数等々の問題、あるいは市民サービスの向上、さらには効率性、機能性の高い組織体制の構築等の課題を抽出いたしまして、60の取り組み項目を整理させていただいております。5本の改革の柱のもとに、今後早急にこういった改革を進めていかなければならないと考えておりますし、私どもはもう既にその第一歩は踏み出していると理解をいたしておりますが、まだまだスピードが足りないという反省をいたしております。もっともっとスピードを上げて、より市民の方々にわかりやすい改革に仕上げたいと考えておりますが、こういった本市の大変に厳しい危機的状況を踏まえまして、前期2カ年を特に「集中改革期間」として位置づけさせていただいております。この期間に何とか40億円にのぼる収支不足の解消といったようなものを目標にさせていただきたいと思っております。内部改革の推進、財源確保対策の推進、経営健全化対策の推進、あるいは市民参加、市民協働の推進を視点を、先ほど申し上げました60項目のうち35項目を取り出して重点的に取り組んでまいりたいと思っております。

内部改革の推進につきましては、本年4月から既に特殊勤務手当の見直しに着手をいたしたところでありますし、職員給与制度の適正化をなお一層進めますとともに、100人削減を目標とする職員定数の適正化につきましても、15、16年で約半分ぐらいの目標は達成されたのかなと思っておりますが、なお一層促進していく必要があると理解をいたしております。

さらには、18年4月からの指定管理者制度移行というものをにらみながら、例えば体育館、プール、あるいは学校給食でありますとか清掃業務などが、なお効率的にサービス提供ができるような見直しも進めてまいりたいと思っております。

財源確保対策につきましては再三申し上げますが、今年4月から収納業務の一元化による市税等の収納体制の強化、あるいは土地の売り払いなどを進めているところであります。

経営健全化対策といたしましては、緊急再生プランに基づく例えば市立病院事業会計の健全化、あるいは交通事業、魚市場会計、駐車場会計等々の健全化が喫緊の課題であると理解をいたしております。

また、市民参加、市民協働の推進につきましては、市政に関する情報公開、情報提供の枠組

みを拡大させていただきますとともに、市民満足度調査等の実施、あるいはパブリックコメントの実施など、市民ニーズや意見を数多く市政に反映させる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

市民サービスの利便性の向上を図るためには、各種証明書の自動交付機の導入による窓口サービスの充実でありますとか、100円バスの運行充実に積極的に取り組みながら、こういった目標が一日も早く達成されますよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと思っております。

次に、市内の人口減少についてであります。

平成12年度に国勢調査を実施いたしております。その際に市内各町内の人口が把握されておりますが、平成16年のデータと比べますと市内の中心部からかなりの方々が周辺部に移動いたしております。結果といたしまして市内がどんどん空洞化の一途をたどっており、シャッター通りでありますとか、あるいはお店を廃業されるというような方々がどんどん出てきております。昔のことを考えますと、我々向こう三軒両隣といいますか、自分たちが住んでいる生活空間の中で買い物からいろいろな行為を行ってきたわけではありますが、今はそういった方々が夜は自分たちの縁辺の住居地区に移動されまして、市内にはほとんど人もいない、電気が消えた大変暗い状況だというのが実体であるかと思っております。やはり市内の中心部にもう一回人を呼び戻すための施策に、本気になって取り組んでいかなければならないんだろうなと思っております。

その一環が海辺の賑わいまちづくりであろうと考えておりますし、昨今、若干ではありますがそういった動きが出てきております。例えば、今の本塩釜駅前に今建設中のマンション等もそういった機能を果たすのかなと思っておりますし、海辺の賑わいの居住空間などにつきましても、そういった機能を果たせるのかなと思っております。ヨーロッパ諸国等を見ますと、市内の中心部に数多く高齢者の方々が居住されるというのが一般的だそうであります。駅におりると正面に高齢者向けのマンションがあるというのが、ヨーロッパ諸国の現状だそうであります。我々も数多くの方々に市内に再度戻ってきていただきまして、本当にこの塩竈が明るい元気な安心して住めるまちとなるような努力をなお一層重ねてまいりたいと思っております。

次に、港湾問題についてご質問いただきました。

決して私、港湾のプロという意識はございませんが、一般論としてぜひ聞いていただきたいんですが、港湾、日本全体が今陥没いたしております。理由が幾つかあるかと思っております。

一つは、やはり競争に安住をしてきたということであるかと思っております。例えば、諸外

国は24時間サービスは当たり前であります。あるいは手続等もどんどん簡素化されていっております。コストも日本の港湾と例えばシンガポール、香港を比べますと4分の1、5分の1だそうであります。今、生産者の方々、コスト競争であります。生産コストについては、もう行き着くところまで行っていると言われていっている中で、今から縮められるコストは物流であろうということが定着いたしております。特に海上物流というものが非常に生産者にとりましては大きな命題、課題になっております。当然のことではありますが、安くよりよいサービスを提供できる港湾というものが生き残っていくのだからと思っております。日本全体もそういった視点で新たな港湾の構築ということに取り組んでいると思っておりますが、振り返りまして我が塩竈であります。

港湾関係者、海事関係者の方々に大変積極的な努力をいただいておりますが、一点、塩竈の最大の問題点は大型船が入れないということであります。ご案内のとおり本行路は-9メートルであります。今現在、実質的には埋まっております8メートルとか、あるいは7.5メートルと言われておりますが、これが完成しても9メートルであります。今現在の船の形でいきますと1万トン未満であります。恐らく7,000トンから8,000トンの船ぐらいしか入れないわけです。外航海運3万トン、5万トンの時代になっております。例えば、アメリカから仙台に、3万トン、5万トンの船と5,000トンの船で比較しますとコストが倍ぐらい違います。ですから塩竈にもし3万トン、5万トンの船が入れば、幾ら老朽化しているといいながらもまだ日本に冠たる塩釜港として十分に太刀打ちできるかと思っておりますが、残念ながら航路が浅いということが最大の問題点になるかと思っております。我々なかなかないものねだりはできないわけです。しからば航路が拡幅整備できるかということ、いろいろ文化財等の関係があることにつきましては議員各位ご案内のとおりであります。

今、我々が何を目指しているかということではありますが、そういった水深に見合う新たな輸送各種船をぜひ塩竈にということでございます。今、海上物流、もう定時制を持ちながら運行されております。かつては1日単位の運行でありましたが、今は時間単位、もしかすると分単位の運行をしておりますのが現在の海上物流であります。そういった新たな輸送各種船をぜひ塩竈に定着させながら、そういったことが結果的に現在立地いただいております企業の方々の大きな支援策になるのではないかとといったようなこととございます。

そういった視点、観点から「みなとまちづくり課」というものを今回、新たに設置させていただきまして、こういった貨物の開発、さらには既存企業の方々がこういった希望要望を持っ

ておられるかというようなことの聞き取り調査を地道に行ってまいりたいと思っております。

また、産業振興室におきましては、そういったニーズを踏まえながら、この塩竈で考えられる新たな企業の誘致活動といったようなことに、積極的な取り組みをさせていただきたいと思っております。

港湾係におきましては、県・国と一体となりまして港湾整備の提案などを行いながら、塩竈のまちの活性化につながるようなみなとづくりに努めてまいりたいと考えております。その他塩竈ベネチア計画、昨年取り組みました。こういった成果もみなとまちづくりにぜひご活用いただくような施策体系でありたいということで、国・県に提案をさせていただきたいと考えております。

災害時に対応した道路環境整備につきまして、ベイブリッジというようご提案をいただきました。

近年におきますモータリゼーションの飛躍的な拡大によりまして、地域の総合交通体系に占めます道路整備の果たす役割は年々重要となってきております。本市におきましても幹線道路であります国道45号、仙台塩釜線、北浜沢乙線、越の浦春日線などの交通量は年々増加の一途をたどっておりまして、結果的に市内の主要な交差点で交通渋滞等が発生をいたしてきております。

議員ご提案のベイブリッジにつきましては、こういった道路交通問題解消の一環という意味であるかと思っておりますが、例えば横浜ベイブリッジでありますとか、東京御台場のレインボーブリッジといったようなベイブリッジが、全国でも至るところで整備をされていることにつきましてには了知をいたしております。ただ本市の場合でございますと、ベイブリッジ架橋付近から港奥部の方にいまだ港湾施設が所在をいたしております。例えば、そういった岸壁施設を利用するために船舶が新たに入ってくるということになりますと、橋の高さに相当なクリアランスが必要となってくるわけでありまして、そういった高さを確保するとしますと実は沿道利用、その道路を利用することが塩竈市内の方々ができないような事態も発生するということですが、過去に検討された経過として残っております。そのような経過を踏まえまして、今現在は北浜地区周辺の産業道路の交通渋滞改善策として、45号線を直進させまして港奥部再開発計画のところを海を渡り、向かい側の東北ドック周辺でタッチさせるというような道路計画が既に立案されております。我々はこういった既に計画されているものがまず早期に実現するよう関係機関に働きかけながら、災害対策等に当たっていくべきではないかというようなことを考え

ているところであります。ベイブリッジ構想等につきましては、港湾利用計画等が一定の整理がなされた時点でまた検討させていただければと思っております。

広域行政についてご質問いただきました。

まず、現状についてお答えをさせていただきます。

広域行政の現在の取り組み状況であります。本市では近隣の一市三町とともに一部事務組合組織で消防、介護審査判定業務、そしてし尿処理業務を行っております。そのほかに特別養護老人ホーム施設整備、休日急患センター、休日歯科診療、斎場運営等を共同処理させていただいております。斎場につきましては、現在は本市の都市施設として近隣一市三町から応分のご負担をいただいて運営をいたしておりますが、二市三町の広域施設として位置づけられておりますため、現在すでに設立済みの環境組合への編入に向けた取り組みを行っているところでございます。

また、未来都市づくり研究会におきましては、9市町村での広域行政への推進を図るための具体的な施策として、広域観光、斎場、あるいは消防事務など八つのテーマを掲げて広域行政へ向けた調査研究を開始したところでございます。

複合事務組合の考え方についてお答えをさせていただきます。

二市三町では広域行政を推進していくために消防、介護認定事務を行う塩釜地区消防事務組合、し尿処理を行う塩釜地区環境組合、また本市を除く一市三町ではごみ処理に関して宮城東部衛生処理組合を一部組合として組織化いたしております。近隣の同市の事例といたしましては、4町で構成される黒川地区におきましては黒川広域行政事務組合が消防、介護認定、し尿処理、ごみ処理等を一括して処理し、地域内の事務をまとめているところであります。

このように二市三町には既に三つの一部事務組合が存在し、県などからはこれ以上一部事務組合を設立しないような指導をされているところでもございます。塩竈の市長といたしましては、現在ある複数の一部組合では管理運営面で若干重複が見られますことから、それらを一つにした複合的な事務組合の必要性を感じているところでございます。今後も関係市町の首長の皆さん方とともに、広域行政連絡協議会等の場で当圏域にとって有効な、効率的な広域行政のあり方を議論させていただきたいと考えております。

芸術文化の振興についてご質問いただきました。

市所蔵の芸術作品の展示についてご質問いただきましたので、お答えをいたします。

そもそも芸術文化の振興、まちを元気にし、潤いのある、そして魅力あるやすらぎの多いま

ちづくりに大いに貢献できると考えております。杉村先生からご寄贈いただきました作品38点につきましては、ご遺族のご意向を受け市民の皆様方に身近なところで鑑賞していただくため、またまち全体を博物館、美術館に見立てた展示を行うため、浦戸を初め市内各所の公共施設など6カ所に24点、展示をさせていただいております。

ご提案のように杉村先生の絵画を初め俳人佐藤鬼房さんや写真家の平間 至さんなど、本市出身の作家の多才な作品を一か所に集め展示する美術館や記念館の開設は芸術文化の振興の視点からはもとより、まちの魅力づくりの観点からも大いに意義あることと思っておりますので、今後の課題として取り組ませていただきたいと思いますと思っております。

また、民間の方が開設する私設美術館のお話もお伺いいたしておりますが、このような試みも積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

このような試みのほか街角に市民の皆様が所蔵しております美術品や珍しいものを展示していただき、できましたらまち全体を美術館、博物館にすることで魅力あるまちにしていまいりたいと考えております。

指定管理者制度につきましても若干ご質問をいただきました。

地方自治法の改正によりまして公共施設の管理について指定管理者制度が導入され、民間事業者にもその門戸が開かれたところでございます。本市におきましては指定管理者の指定手続につきまして通則条例を定め、既に業務委託している体育館等6施設につきましては18年4月からの導入に向け今準備を始めたところでありますし、その他の施設につきましてもその適用の可能性について検討させていただいているところであります。ふれあいエスプ塩竈等の施設もでございます。大勢のボランティアの皆様方が多才な活動を展開して、市民参画のモデル的な施設運営が行われているのではないかと考えております。このような施設につきましては、運営管理が市民の方々にとってどのような形であればよいか等々の意見を交換させていただきながら、今後検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 私から人口減による交付税の影響についてお答えいたします。

平成12年の国調時の人口は6万1,547人でしたが、当時の5年後の推計人口につきましては2,000人の人口減という形で出されております。交付税の影響額は2億円ということです。以上です。

議長（菊地 進君） 12番木村吉雄議員。

12番（木村吉雄議員） ご丁寧なご答弁、感謝申し上げます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の新行財政改革推進計画、いろいろ見させていただきました。実は、私は今回、図らずも総務教育委員会の委員になりました。私自身は常々委員会の質問は一般質問ではしないと。それで、2年間、産業建設では一切してません。今回はとりあえず勘弁していただきまして、総務教育常任委員会の部分もあります。そんな関係で考えております。委員会の中でどしどしやればいいという私の考えでございますから、委員はほかの委員会のことをやるべきだという私の信念でございます。私個人の信念でございます。

それで、新行財政改革をずうっと見ておりますと、これは果してどういう方がつくって、どのように評価されるのかと。どこにもないんです。内部でつくった方が自分で評価するのか、また私が見落としているのかどうか分かりませんが、進捗状況とかそういうもののとらえ方をどういうふうにするか、その辺がちょっと見えてこないなど。それで、ほかの市にちょっと会派で行ったもので、いろんなことを聞いてまいりました。中には外部と一緒に、大学教授とかと一緒につくって、評価などもその方たちにしてもらっているという市もございました。私たちの中でどういうふうにとらえるのか、その辺をちょっと教えてください。

それから、市長はスピードアップだと言われました。これ5年間の計画です。なぜかと申しますと、昭和60年に一番最初の行革が出ました。もう20年過ぎました。とくに塩竈市は再生されて立派な都市になっていなければいけない。どこでどうしてこうなったのか、不思議でなりません。しかし、人間がやることですから部署が変わったりなんかいたしますから、その辺でどんどんどんどん低下していったのかと。40%とか、それで終わってしまったと。その続きはとなりますと、また新しいこういうものが出てきます。

それで、ほかの町ですと、もう今の状態ですと議会も常々行財政改革特別委員会というものを設けているんです。我々も考えなければいけないと思っておりますが、こういうもののとらえ方として市長は早めにやりますということですから、5年と言わず早くやっていただきたいと思っております。

それから、あと皆さんご存じのように6月4日の新聞報道で16の特殊勤務手当を廃止するというので、この辺などもちょうど大阪近辺の池田市や兵庫県の芦屋市などを回ってきたんですが、大変なんです。向こうの方たちはやるのが徹底してます。もう部長さん20%カット、

新入職員5%、議員さんは5%カットと。その議員さんの議員報酬はすごく高いんで、約70万円ぐらい月にいただいております。それで、そのときの労使関係のお話も伺いました。そうしましたら、もう先に市民に詳しく現在の状況を臨時に広報で何度も流して、まず市民から納得していただくと。そうしましたら労使の方々が何も言わなかったというようなお話を伺いました。自分たちの職場がなくなるよりはいいと。みんなで頑張ろうということでやっていったようでございます。私たちの議会はちょうど2年前に、反対の会派さんもいたんですが議員定数26名から23名に。議会の中で先にやらなければいけないということで3年前に起こしまして、2年前から定員削減3名ということで、先に行財政をやらなければだめだよと。大変つらい思いでございます、同僚議員が来れなくなるということもございまして。これは市民に対してやるべきことは議会が率先してやらなければだめだということで、反対する会派もありましたが一応やらせていただきました。今後もこのことはまた考えなければいけない。そのためにもぜひスピードアップをされて、69項目の中にはすばらしいことがたくさん書いてあります。その辺を市長はご存じだと思いますから、スピードアップとか、これらを完遂するためにはどんなことをしなければいけないか、それが市長のリーダーシップではないかと思うんです。おもしろいことに鬼の十則、私は佐藤 昭の十則というものをつくっていただいて、職員に徹底していただきたいと思います。いろんなことが書いてあるんですが、そのうち機会があったら市長にお渡ししたいと思います。

あと次の方に移りますが、ずうっと人口動態表を見てもみると、何か私が一般質問しようとしたら新聞でここ1週間から10日、すごいんです。子育てに経済支援とか、人口減少で社会保障破綻懸念、対症療法に限界、地域を含めた協力体制が必要。高齢化の中でようやく国が少子化に対して腰を上げてきたのではないだろうかと思っております。そんな中、2007年度から国では減少に入ってしまうということでございまして、この辺を塩竈市は、市長の先ほどの答弁でございますが空洞化、これは全国・まちの中心部の空洞化、津々浦々でございますが、東京に行ってみますれば東京駅のど真ん中にマンションが建っていると、一等地に。駅中心の住まいになってきたと。塩竈自身も立地的には最高に駅前が、商店街もスクラップ・アンド・ビルドだろうと、変えなければいけない。今までやってきた商売で業態転換でも食べていけない、だったら業種転換して人が住めるような建物をつくらなければいけないと、こういう考えになってきているのではないかと思います。

そこで、ちょっと聞きたいんですが、塩竈の人口の減少は皆さんご存じのように貝塚がたく

さんあった方から、先人たちが住んでいた方から人がふえて、そちらの方から少なくなってきたと。浦戸の方でございます。浦戸の人口が大変な減りようでございます。それにはやはりいろんな問題点があるかと思いますが、ぜひ浦戸の人口をどうしてとめていくか、またはふやしていくか、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

あと、前にも述べましたが、七十七銀行の調査では都市環境がとていいと。それなのに何で人が減っていくんだろうか、企業が少なくなったからなんだろうか。そんな関係で他の市を見てもみたら、ふえているところはちゃんとふえているんです。それには仙台百万都市を見計らって近く近くに、もっと仙台市が大きくなれば百二、三十万でも百五、六十万にでもなったら塩竈もすぐふえるのかとは思いますが、全体的な減少でございますからそれは無理だと。そうしますとどういうとらえ方をもっとしていかなければいけないか。市長がいつも言われます住みたいまち、そのためには道路一つ、電信柱一つ、廃ゴミのないまちをつくらなければならない。市長はアクティブに「住みたい」と。私は「住みやすい」と、パッシブでいいんです。人が集まってくるためには何をしなければいけないかということだと思っております。ぜひひとつその辺を、浦戸のことをもうちょっと答えてください。

それから、広域行政について。

このことについては、二市三町に約 100名前後の議員さんがおります。その中で6割以上を占めている二市三町議連というものがございます。我々ニュー市民クラブ全員入っております。そこには各部会がございまして、部会に分かれて皆さん勉強するんですが、広域部会というものがございます。その中では今年度、斎場と救急医療について広域的なとらえ方をしていきたいと思います。あと複合事務組合も勉強していこうではありませんかと。そちらの方の視察でも行きますかという話になっております。不快施設が塩竈市に幾つあるとか、いろいろな面で問題が出てきます。お話しすればわかることで、他の議員さんたちは「いやー塩竈さんにお世話になっているんだ」と。私は当然言います。市立病院には塩竈以外の方が4割、一市三町から来ておりますよとか、こちらは最初は下手でございますが頭を大きくして……。向こうの方たちはみんなわかるんですよ、塩竈に世話になっているということは。そういうとらえ方で市長は先ほど複合事務組合、当分合併がないと考えれば複合事務組合をつくっていかなければいけない。その中の課題、市長は一部事務組合の管理者でございますから、ぜひリーダーシップをとっていただいて早急に進めて、いろんなもののスリム化をしていただきたいと思います。

現在、私も消防の方にはおりますが、環境と消防は何で一緒になれないんだという気持ちでお

ります。できることなら消防の方もいろいろ改革して、今までのような年に4回だけ集まるようなシステムはやめて、今もっともっと集まっております。二市三町の議員さん、皆さんに来てもらってます。広域的なものをみんなで考えましょうということです。この広域のリーダーシップをとるためには、市長は力強く他の市長さん、町長さんに言わなければいけない。介護保険の18年度、4月からスタートの話も聞いておりますが、残念ながら一緒にできなかったと。3年後にやりましょうということなんですが、その辺は入らなくても広域行政でやっているところがたくさんありますから一緒にやれる部分もあります。全部を一緒にやるということではなくて、もうどんどんあるものを先に進めていっていいんじゃないかと私は思っています。その辺の考えがあったら教えてください。

ただ、これは他の副管理者の方たちもおりますから、「いやー」と言われるとまた大変なことになりますから、下手に出ながら誘っていかなければいけないのかなという気持ちもあります。

あと港湾関係でございますが、私も産業建設委員長を先日までしておりました。そこで最後に塩竈市のみなとまちづくり課長に最後の仕事ということで、我々日帰りで視察に行くものだから資料をつくってくださいと。こういう表紙にさせていただきまして、港湾ですね、私はいつもパネルを持って、こんなすばらしい港湾何ですかといつも言うんですけども、きょうは小さいので我慢してください。こんな感じでいただいた中で産業建設委員が勉強させてもらいました。

また、会派自身も勉強しなければいけないということで、ある民間企業の方に好意的にマイクロバスを持ってきていただいて、一つ一つ倉庫の中も見せていただきました。塩竈の狭い面積で大変だということを産業委員の一部とうちの会派が身近に……。その後、塩釜商工会議所運輸港湾部会というところに行って港湾の所長さんのお話を伺いディスカッションをいたしました。そんな中、大変困ってますよと。仙台港区と塩釜港区のアンバランスですか、もうとっくに塩竈に仕事がなくなると。だから私は大変失礼ではございますが、市長さんに港湾のプロフェッショナルと。なぜかと申しますと、前職がそういう位置にいたから多分よくわかるだろうと。幾ら頑張ってもできないことはできないんだということもあるでしょう。しかし、そんな中でやはり扉をどんとたたいて、本当に昔、港では塩竈は老舗と。船乗りさんたちは全部知っていると、塩竈にも何度も行ったよと、全国津々浦々におられるはずで。ぜひ半分になった貨物量云々、何とか挽回しなければいけないだろうと。いろいろな面で老朽化、塩竈市

全体が老朽化しているはずで、その辺どこから手をつけていくかなんでしょうが、あともしわかりましたら平成17年度の港湾関係事業費、宮城県の今年度の事業費をちょっと教えてください。

あと芸術文化のことですが、こういうふうに長期に経済が停滞しますと、人間の心が疲弊してくるのではないかと思います。新聞で、またテレビで事件を見ますと、本当に考えられないような事件が起きております。この芸術文化ということできょう市長さんと議論を闘わすわけにはいきませんが、時間がないので、ご存じのように心を潤して、いやす。それから将来に夢を持ったりするのが芸術作品ではないかと思います。たくさんあるものがございますから、今お金のない中、ぜひ海辺の賑わいゾーンに塩竈市立美術館をつくってくださいとは言いません、本当は欲しいんですが。必ず成功します。建設手続などはすぐとれると思います。だけど大変な状況の中でございますから、今ある市内のお蔵を借りたり、いろんな蔵がありますから、そういうところで定期的にあるものを市民に3カ月間見せるとか、それから愛好者が市外からもどんどん入ります。これがにぎわいをもたらすことではないでしょうか。

先ほども申しましたけれども、芸術文化は観光でございます。一次産業、二次産業がどんどんすたれていく中、新しい産業、四次産業とも言われております。皆さんご存じのように、外国ではそれだけで食べてるまちがたくさんございます。ぜひ塩竈にもこういう大事なもの、また寄贈されたすばらしい作品がたくさんございます。いろんな人に見せることによって、寄贈してくれた作家の方は本当にありがたがってくれるのではないのでしょうか。ぜひ80号の絵を1メートル手前で見せるようなやり方をしないで、80号の絵でしたら10メートル、15メートル後ろに下がって見たいものです。場所を借り受けてそういうものを展示したり、それから海辺の賑わいゾーンに複合ビルなどできましたら、そこをお借りして人を集めると。間違いなく民間人が実験済みでございますから、杉村先生の絵で実験済みですから、人が関東からもまいります。そんな関係で2回目を終わらせていただきます。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 木村議員の再質問にお答えさせていただきます。

初めに、行財政改革はどのようにしてつくったのかというようなお話をいただきました。行財政改革推進計画をまとめるに当たりましては、今まで議会の方といろいろ議論させていただきました内容でありますとか、再生委員会からの意見、あるいは何よりも東部、西部、北部、南部各町内会の連絡協議会等々、市が定期的な話し合いを持たせていただいております。そう

いった話し合いの場で問題提起されたもの等々も参考にさせていただきながら、できるだけ市民の目線でつくり上げたつもりでございます。

どういふふうにして評価するのかというようなお話でございましたが、市民満足度調査というものを今年度から実施させていただきたいと思っておりますが、そういったことをたび重ねることによりまして、市民の方々の評価にできるだけ近づくような行政運営でありたいと思っております。

職員給与、本市でも広報等で毎年掲載されていることについては、ご案内のとおりかと思っておりますが、なお透明性の確保といったようなことについては努力をしまいたいと考えております。

人口問題、浦戸諸島の人口減少。平成15年度が725人でしたが、平成16年度710人ということで、さらに15人減ってきております。依然として人口減少に歯どめがかからないといったような状況にあります。これは単発的な事業ではなくて、総合的な取り組みの中から人口減少に歯どめかけていくべきではないかと。例えば、交流事業の拡大でありますとか、あるいは今進めております学校教育分野、さらには観光分野といったようなものを個々にではなくて総合的に取り組みながら、何とか浦戸のよさを多くの方々に再認識いただくということが第一歩ではないかと思っております。

広域行政、介護保険につきましては私の力不足で着陸ができませんでした。もう少し努力をすべきであったと反省をいたしておりますが、やはりこのことに代表されますとおり二市三町の首長さんの方々、いろいろ微妙な温度差がございます。それぞれの地域特性もあります。地形的な問題もございます。そういった中での取り組みであります、やはり目指すものは事務の広域化ではないかと思っております。再度チャレンジをさせていただきたいと思っておりますし、今回も第3期のスタートであります18年度には間に合いませんでしたが、第3期の期間中に再度検討をいたすということになっておりますので、粘り強く取り組んでまいりたいと思っております。

港湾につきましては、利用者の方々にとって使い勝手のいい港ということがすべてあります。我々行政の理屈で港をつくっていくわけではありません。やはり使われて何ぼであります。そういった視点、観点で、もう一度この塩竈の港のあるべき姿というものを原点に立ち返って議論していかなければならないと思っておりますし、そういった中で商工会議所等々で新たな議論の場が設置されたということについては、我々は大変喜んでおります。ぜひ今後ともそうい

った民間レベルの方々のお話を踏まえた形で進めてまいりたいと思っております。

事業費につきましては、担当部長からご説明をいたさせます。よろしくお聞き取りいただきたいと思えます。

議長（菊地 進君） 三浦産業部長。

産業部長（三浦一泰君） 17年度の港湾関係事業費についてご説明を申し上げます。

塩釜港区分といたしましては、14億7,220万円となっております。内訳といたしましては北浜地区の緑地護岸整備に伴う事業費関係、それから航路しゅんせつ工事、さらには埠頭の改修工事、それから高潮対策事業などが含まれている内容となっております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時56分 休憩

午後3時15分 再開

副議長（志賀直哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番武田悦一君。

3番（武田悦一君）（登壇） このたび平成17年6月の定例会における一般質問の機会を与您いただきまして、議員の皆様へ感謝を申し上げながら、ニュー市民クラブを代表いたしまして通告をしておりました点について、これから市長へご質問させていただきます。

一般質問の内容は、塩竈市の財政危機と活性化をどのように改革すべきかであります。

現在、塩竈市で行われております財政改革は、しなくてはならない当たり前の財政改革であります。私の考える改革は、財政改革をしながら活性化と福祉をしていく一石二鳥の考え方あります。

また、先日、田中徳寿議員が、破壊という言葉には、「仕組みを変えれば行動が変わります。そうすると結果が出ます。」と言っていました。これが本当の改革であります。そのことをわかっていただくために再度質問をいたします。

1番目には、新庁舎建設による財源確保についてであります。

2番目、海岸通1番地区と2番、3番地区による再開発と塩竈神社を軸とした本町、釜の前

の活性化についてであります。

3番目には、伊保石公園と体育館隣の市の土地に、市民投資の観光ホテル建設による財源確保と商工業界の活性化の3点であります。

それでは、一番目に新庁舎建設による財源確保についてであります。

他市との対比について、我が会派で視察に行きました太宰府市は人口が6万5,000人で、塩竈市は約6万人であります。また、職員数について太宰府市は400名であります。塩竈市は太宰府に関係ない市立病院と浦戸交通課、水産課、港湾開発課の人数を入れなくて651名となり、太宰府市の400名を差し引きますと塩竈市の職員数が251名多いこととなります。その職員の給与は約16億円になります。また、公用車について塩竈市は130台で太宰府市の30台を差し引きますと塩竈市は100台多いこととなります。また、新庁舎建設により分散している庁舎と土地を売却することによる売却益、また固定資産税、都市計画税、法人市民税、上下水道料などの財源が確保されますが、市長の考えをお伺いいたします。

2番目は、海岸通1番地区、2番、3番地区による再開発と塩竈神社を軸とした本町、釜の前の活性化であります。

塩竈市の商業界においては、塩竈市、多賀城市、利府町での大型店の出店により、塩竈市では中心市街地の空洞化現象など大きな問題を抱えております。行政であります塩竈市と商工会議所と商業界は、まちの空洞化現象を立て直すためにも大型店ではまねのできない、塩竈だからできるお金で買えない資源を生かしながら、塩竈市の活性化をしていかなければなりません。

そのためには海岸通2番、3番地区は、やみ市のあるところであります。また、この土地は道路で大きく囲まれており路線バスが動きやすい環境を持っており、路線バスターミナルがよいと思います。その2階から4階までは商業施設であり、また高齢化社会に向け路線バスターミナルの上の5階以上に塩竈市の新庁舎ビルを建設すると、通勤、通学の人たちにも便利でよいのと商業界の活性化にもなります。

また、海岸通1番地区については、現在の市営立体駐車場の位置であり、塩竈神社の表参道の入り口にもなります。そうだとすれば、その位置は観光バスターミナルにするとよいのではないかと思います。

また、2階から4階までは商業施設であります。その中の3階はJR仙石線の高さの位置になりますので、本塩釜駅西口、塩竈神社方面にすることにより本町、釜の前、仁井町、西町は門前町として繁栄すると思いますが、市長の考えをお伺いいたします。

3番目には、伊保石公園と体育館隣の市の土地に、市民投資の観光ホテル建設による財源確保と商工業界の活性化であります。

伊保石公園と体育館からの眺めは、松島湾と仙台市内、また蔵王山、泉ヶ岳、浦霞ゴルフ場などが庭のように一望できる全国一眺めのよいすばらしい場所であります。商業界と市民の5年間の積立投資により観光ホテルを建設すると、日中8時間の空き時間を利用して高齢化社会のために午前中はタワーホテルの方は体育館でバドミントンやピンポンなどをし、伊保石公園ではサッカー、野球、ゲートボール、テニスなど汗を流した後は各ホテルの展望ぶろでゆっくりし、お昼には展望レストランで食事をして午後5時までゆっくりすることができるようになります。このように市民の税金でつくった施設を利用して、市民が投資をしながら福祉と活性化と塩竈市の財源確保になりますが、市長の考えをお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）
副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 3番武田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、新庁舎建設による財源確保と活性化というご質問でございました。

本市の庁舎、ご案内のとおり本庁舎のほかに壱番館、宮町分室、公民館、水道庁舎などに機能がそれぞれ分散いたしておりまして、市民の皆様には大変ご不便をおかけしているものと認識をいたしているところであります。

新庁舎が建設されますと、一つの窓口でサービスが受けられるワン・ストップ・サービスの提供が可能となりますほか、いろいろな分野で市民サービスが一層向上できるものと私どもも考えているところであります。

また、職員の移動による時間、経費の削減でありますとか、事務処理面での効率化とスピードアップ、さらには公用車を初めとする物品の共有、集中管理による維持管理経費の削減効果等々については、議員ご指摘のとおりだと認識をいたしております。

また、ご提案のとおり新庁舎を建設することで地域の産業の活性化につながる面も期待されるわけではありますが、現在の財政状況下では大変厳しいものであるかなと考えております。まずは市民の福祉、教育、あるいは環境といったような喫緊の課題を解決させていただくことに全力を集中させていただきたいと考えております。まずは財政再建に職員一丸となって取り組みまして、今申し上げました福祉や教育、環境など市民の皆様にとってより身近な課題を解決した後に、初めて市民の皆様にもご賛同いただける新庁舎建設に向けた取り組みが可能になる

のではないかと考えております。

現下の厳しい財政状況下では、「あれもこれも」から「あれかこれか」ということで、集中と選択によりまして何とか現下の厳しい財政状況を乗り切ってまいりたいと考えておりますが、それまでの間につきましては、これまで実施してまいりました窓口時間の延長を引き続き行いながら、今後予定しております自動交付機の設置等によりまして分散していることをカバーし、よりよい市民サービスの向上といったものを目指してまいりたいと思っております。

次に、海岸通1番地区と2番、3番地区による再開発と塩竈神社を軸とした本町、釜の前の活性化というご提案でありました。お答えをさせていただきます。

本市の今後のまちづくりを推進する上での最大の課題は、やはり既存の商店街の中にいかにして活気やにぎわいに代表される、魅力に富んだ核となるものを創出できるかにかかっていると認識をいたしております。このような核を市内に新たに創出し、核相互の連携でありますとか交流を密にすることにより、まち全体に配置されるそれぞれの地域の核が持つ潜在的な魅力が高められ、結果としてまち全体のにぎわい、活力が再生できるという、いわゆる多角型のまちづくりといったようなものに今後本市も取り組んでまいりたいと考えているところであります。

このようなまちづくりの商業機能の中核的役割を果たすのが、海岸通、本町商店街であるという認識をいたしております。海岸通地区、本町地区は、ともに本市の商業の中核を担ってきた地域であり、今後も本市の商業の活性化に果たす役割は極めて大きいものと認識をいたしております。

また、まちづくりの基本は住民の方々の総参加のもとで進められることが重要であり、議員提案のような仕組みがとれるとすれば、これはまたこの地域の活性化ということの一考察であるかと思っております。そのためにはやはり居住するの方々の合意形成といったことが最も大切という観点から、地元の方々との共同のもとで持続的な取り組みが可能となるような仕組みを構築していかなければならないと認識をいたしております。

中心市街地に係る本市の取り組みについて、若干ご説明をさせていただければと思いますが、塩竈らしさを生かす中心軸は、やはり神社、本塩釜駅、マリングード、そして浦戸諸島という基軸の創出にあるかと思っております。回遊性の形成、食住商混在の空間形成をテーマに掲げた中心市街地活性化基本計画に基づき、これまで北浜沢乙線の景観整備でありますとか、顧客利便施策であります西町の公衆トイレや現在進めております旧やみ市の駐車場やトイレ整備な

ど、回遊性向上の施策に一生懸命取り組んでまいります。

そして、今年3月には港塩竈の再生に向け平成21年度までの活性化基本計画の実行プランとなる都市再生整備計画を策定し、回遊ルートの整備としての北浜沢乙線から本町へ結ぶ路線の景観整備や本塩釜駅から旧やみ市までの道路改良、歩行者用のサインでありますとか、地域案内板などの整備にまずは取り組んでまいりたいと考えているところであります。

一方、地元の最近の動きといたしましては、本町通りまちづくり研究会や青年4団体の皆さん方で、例えば大漁旗を飾ってお正月の参拝客をお迎えしたり、あるいは古い写真を展示したり、今野屋跡地での市民祭りにあわせたイベント開催など新しい取り組み。また、地元塩釜高校の写真部の皆さんたちが、商店街やお祭りの風景を撮影して空き店舗を活用した展示会等が開かれるなど、地域の商業者の皆様の連携のきずながより強くなってきていることを実感しておりますとともに、担当職員に対しましても「市職員も地域に根ざした取り組みを始めている」というような言葉もいただけるようになってきております。

さらに、本町地区からは、7月17日、18日のみなと祭の際にも大漁旗を展示しお祭りを盛り上げたいとの機運が上がってきております。海岸通地区でも駐車場や観光トイレの供用開始にあわせて地域でイベントを開催する計画にもなっていると聞き及んでおります。全国的に見ましても本市の本町や海岸通のいわゆるかつての老舗は極めて厳しい環境にありますが、このような時代であるからこそその地ならではの魅力を再発見し、それを次世代に磨き上げ、広く発信することこそ大切と思われまます。商人塾に参加された皆様方は、おおむね前年を上回る成果を上げておられるとお伺いいたしておりますが、旧来の経営の視点を変えることにより、この地域の活気、元気を改めて取り戻すことが可能となってまいるかと思っております。議員提案のバスプール等につきましても、そういったまちづくりの熟成の中から今後議論されていくことではないかなと思っております。

市といたしまして、こうした地元の皆様方の新しい活性化の取り組みを支援させていただきながら、観光に訪れました皆様方が神社周辺、本塩釜駅、そしてマリングート周辺、そして海を渡って浦戸諸島まで観光の足を伸ばしていただきながら、この塩竈ならではの味わい、にぎわい、人情を満喫していただければ大変幸いだと思っております。我々は生活基盤整備の中でも特に今重点的に取り組んでおります都市計画道路、北浜沢乙線の整備促進をなお一層急ぎながら、海岸通地区のポテンシャルの向上になお一層努力を傾けてまいりたいと考えているところであります。

伊保石公園と体育館隣の市の土地に市民投資の観光ホテル建設というようなご提案いただきました。

ちょっと前段で伊保石公園に触れさせていただきたいと思いますが、伊保石公園につきましては本市北部で展開する開発行為から希少な緑を保全するとともに、市民のスポーツ、レクリエーション需要に対応するため建設に着手をいたしました。第1期工事、事業費が18億5,000万円でございますが、多額のこういった投資を行いながら「清らかな水のせせらぎと森と緑の公園」を基本コンセプトにいたしまして、平成16年度に散策路、林間トリムコースなどを配した第1期工区38ヘクタールが完成しており、現在多くの市民の皆様方に豊かな自然環境を満喫していただいているものと確信をいたしているところであります。

このように伊保石公園は、都市化の進んだ本市に住む市民にとって数少ない自然とのふれあいの空間として位置づけられており、塩竈に残されました唯一の貴重な自然公園として次世代の塩竈市民にも引き継いでまいりたいと考えております。

したがって、例えば民間資本による観光ホテル等の構想が発生した場合、このような自然景観保全区域を外すような形で整備をご計画していただくようなことをお願いすることになるのかなと思っております。

体育館隣接用地のご提案もございました。体育館は現在各種行事でご来館される方々の駐車場が若干不足みであります。一体となった施設利用で何とか乗り切っているところであります。多く来館者の集まる大会開催時には、現在の駐車場では収容できなくなることもあり、近隣の駐車場も利活用させていただいており、場合によりましては自家用車での来館規制といったことも行わせていただいているところであります。

また、この体育館の駐車場は、地域の方々のコミュニティーの場としてもご活用いただいております。こういった状況の中で仮にホテル建設ということになりますと、現在の機能を代替するような施設確保といったことが大きな課題として浮かび上がってくるのかなと思っておりますが、体育館近隣には知的障害者の通所施設であります「あすなるホーム」でありますとか、特別養護老人ホーム「清楽苑」などの福祉施設もありますことから、このような清閑な居住環境の中にもしホテルが建設されるとすると、住環境の保全といったようなことが今後の大きな課題として提起されることになるのかなと考えております。

このような状況下でございますので、今回ご提案いただきました内容につきましては、これらの課題が解決された後の21世紀における本市のまちづくりの将来構想に向けたご提言という

ことで受けとめさせていただきたいと考えております。以上でございます。

よろしく願いいたします。

副議長（志賀直哉君） 3番武田悦一議員。

3番（武田悦一君） 市長のご回答、どうもありがとうございます。

一番最初の新庁舎建設による財源確保でありますけれども、実際に人件費を251人分減らすということは当面難しいんじゃないかと思えます。ですけれども、庁舎建設をする中でどうしても分散している土地売却をしていかなければ財源が入ってこないと思うんです。そうした場合、その金額だけでも多いと思えますが、またもう一つは、現在パートを使ってる分を使わないで、その分補っていけると思えますので、その分が浮くんじゃないかと思えます。そして、庁舎建設によって売却益のほかに固定資産税、都市計画税、法人市民税、上下水道料が確保されるだけでもいいんじゃないかと思えます。

2番目に、海岸通についての再開発ですけれども、これについては大型店のまねのできない塩竈だからできる、お金で買えない資源を生かしながら、と書いてあります。これについてはちょうどこの条件が路線バスターミナル、観光バスターミナル、そのほか本塩釜駅西口神社方面という駅ができる。またもう一つは、ペDESTリアンデッキで壱番館とつなぐことによって遊ホールを使い、また図書館も近くなる、そういう大型店のまねのできないすばらしさというのはテナントが商業施設が2階から4階までというのが大体商業施設としての中では半分ぐらいの50%のテナント率をとってるわけなんです。そうすると大型店のまねのできないテナントが50%入ることができる、そういうよさがあるということは海岸通が持っている本当のよさではないかと思えます。そうすると市役所の予算については別として、海岸通の50%のよさをとった場合、50%のテナントを入れることによって大体資金が動き始めると思えます。恐らく大型店の最高のあちこち出ているところの大型店については30%だったんですけれども、最近駐車場を余計とってるものですから50%にして、50%でやれば大体自分の売り場とか施設が自分が払わなくともテナントが払ってくれるようなセットができるんじゃないかと思えます。そのことについては、なかなか難しいものですから後ほど資料を渡しますので勉強してください。

あと、ホテルについては駐車場の問題がありますけれども、駐車場については心配はございません。地下3階までつくれるものですから、駐車場については問題ない。ただそれをやるかやらないかによっては一石四十鳥ぐらいになるんですけれども。活性化について市はお金は出すわけではないんですから、市民が5年間の投資で活性化されていき、また福祉でもスポーツ

でも何でも有効利用できるものですから、決して壊すのではないんです。それを有効利用して活性化しながら、そして市民にも配当できるようにセットするということだったらいいのではないかと思います。けれども、皆壊すことしか考えないものですから、壊すんでなくいかにしてすばらしい緑を保全しながらやっていくかということを考えていけば別に問題なく……。塩竈はせっかく宝を持っているんですから、その宝を生かすことが先決ではないかと思います。提案になりますけれども、みんなで勉強していただければ幸いでないかと思います。

私、実際にやっているんですから、それについては絶対間違いなく自信を持って14年間頑張ってまいりましたので、どうぞ勉強なさってください。よろしく願いいたします。これで終わりにさせていただきます。

副議長（志賀直哉君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 武田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

庁舎の新設、我々も宿望いたしておりますが、現下の厳しい財政状況下の中で今すぐに建てかえに着手するということは、大変に困難だということの繰り返しの説明になるかと思っております。ただ今こういう厳しい中では福祉でありますとか教育、環境問題にまずは率先して取り組みながら、そういう行財政改革が達成された後に、改めて本当に市民の方々に喜んでいただけるような新庁舎建設ということに努力をいたしてまいりたいと思っております。

中でパートの人数の削減等ご提言いただきました。今現在こういった分野についても既に切り込んだ検討をさせていただいておりますので、なお一層努力をさせていただきたいと思っております。

海岸通の再開発、海岸通の持つ優位性、ポテンシャルについては我々も重々承知いたしております。それが今回の海辺の賑わい地区と連たんすることによって、さらにポテンシャルが高まるようなまちづくりをぜひ進めさせていただきたいと思っております。

ホテルご提言、私も勉強させていただきたいと思っております。以上でございます。

副議長（志賀直哉君） お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明24日定刻再開したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（志賀直哉君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明24日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

午後3時53分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成17年6月23日

塩竈市議会議長 菊地 進

塩釜市議会副議長 志賀直哉

塩釜市議会議員 鹿野 司

塩釜市議会議員 香取嗣雄

平成17年 6 月24日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 5 日目）第12号

議事日程 第5号

平成17年6月24日(金曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 ないし日程第2

出席議員(23名)

1番	菊地進君	2番	田中徳寿君
3番	武田悦一君	4番	伊藤栄一君
5番	志子田吉晃君	6番	鈴木昭一君
7番	今野恭一君	8番	嶺岸淳一君
9番	浅野敏江君	10番	吉田住男君
11番	佐藤貞夫君	12番	木村吉雄君
13番	鹿野司君	14番	志賀直哉君
15番	香取嗣雄君	16番	曾我三三君
17番	中川邦彦君	18番	小野絹子君
19番	吉川弘君	20番	伊勢由典君
21番	東海林京子君	22番	福島紀勝君
23番	伊藤博章君		

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	助役	加藤慶教君
収入役	田中一夫君	総務部長	山本進君
市民生活部長	棟形均君	健康福祉部長	佐々木和夫君
産業部長	三浦一泰君	建設部長	内形繁夫君

総務部次長		市民生活部次長	
兼総務課長	阿部守雄君	兼環境課長	綿晋君
健康福祉部次長兼			
社会福祉事務所長	大浦満君	産業部次長	伊賀光男君
建設部次長		総務部行財政改革	
兼都市計画課長	茂庭秀久君	推進専門監	田中たえ子君
総務部危機管理監	芳賀輝秀君	総務部政策課長	渡辺常幸君
		市民生活部	
総務部財政課長	菅原靖彦君	市民課長	澤田克巳君
		総務部	
産業部		総務課長補佐	
みなとまちづくり課長	神谷統君	兼総務係長	佐藤信彦君
		市立病院事務部	
市立病院事務部長	佐藤雄一君	次長兼業務課長	伊藤喜昭君
水道部長	佐々木栄一君	水道部次長	大和田功次君
水道部総務課長			
兼経営企画室長	尾形則雄君	教育委員会教育長	小倉和憲君
		教育委員会	
教育委員会		教育部次長兼	
教育部長	小山田幸雄君	生涯学習センター館長	渡辺誠一郎君
教育委員会教育部		教育委員会教育部	
総務課長	橋内行雄君	学校教育課長	佐藤福実君
選挙管理委員会			
事務局長	佐藤直孝君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	丹野文雄君		

事務局出席職員氏名

事務局長	佐久間明君	事務局次長	遠藤和男君
事務局次長兼			
議事調査係長	安藤英治君	議事調査係主査	戸枝幹雄君

午後 1 時 開議

議長（菊地 進君） ただいまから 6 月定例会 5 日目の会議を開きます。

本議場への出席者は、第 1 日目の会議と同様であります。

本日の議事日程は、日程第 5 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源を切るようお願いいたします。

お諮りいたします。武田悦一君から昨日の会議において、2 回目の質問の中で一部不適切な部分があったとの理由により、その発言を取り消したい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地 進君） ご異議なしと認めます。よって、武田悦一君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。なお、取り消し箇所の範囲については、議事録を調査の上、措置したいと存じます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（菊地 進君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、16 番曾我ミヨ君、17 番中川邦彦君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（菊地 進君） 日程第 2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。7 番今野恭一君。

7 番（今野恭一君）（登壇） ニュー市民クラブの今野恭一でございます。このたび一般質問の機会をお与えくださいました先輩、並びに同僚議員の皆様には感謝を申し上げ、質問をさせていただきます。

さて、最近本市の話題として明るいニュースが幾つかあります。その一つは、青南商事が建設のつち音を立て、貞山通地区に社屋の建設が始まったこと。

二つ目には、JRA のウインズ、つまり日本中央競馬会の場外馬券売り場の進出がほぼ決定したこと。

三つ目は、貨物ヤード跡地と称され長期にわたって買ったときそのまま放置されていた海辺の

賑わい地区区画整理事業にイオンの参画が決定したこと。これらのことは新たな産業が本市にやってやってくるということでもありますから、それぞれの立場によって悲喜こもごも、賛否両論あろうかと思いますが、大所高所に立って遠く塩竈市の将来を見つめるならば、市民の一人として大変喜ばしいことでもあります。これまで本市の基幹産業と言われ花形産業であった水産業や水産加工業、そして建設業やその関連産業など、いろんな企業が倒産したり撤退をいたしました。その結果、職場を失った人々はやむなく本市を離れ、人口の減少を余儀なくされました。さらには、それが市税の減収という結果になり、本市の財政上では歳入不足となり、ありとあらゆる予算を削らなければならなくなってしまいました。

私は、平成15年の統一地方選挙において「産業の活力なくして福祉なし」と訴え、この議会議壇上においても一刻も早く産業誘致をすべきであると叫んでまいりました。遅きに失した感はありませんが、ようやくその芽が出てきたことは市民にとって大変喜ばしいことでもあります。税収が減ってしまえば事業予算を組めないことは、平成16年度、17年度の予算においてははっきりと裏づけられました。これからはなお一層産業の誘致、地元企業の育成に努めなければなりません。

また、今回、行財政改革推進計画が策定され、平成20年度までに約40億円の財源不足が生じるといふ本市の極めて厳しい財政見通しが示されております。一般家庭の貯金に当たる各種基金の取り崩しは既に行われました。資産売却は思うに任せない状況にあると察しております。このような対症療法は既に限界に来ております。市長を初め三役の給与削減も既に実施しておりますが、焼け石に水といっても過言ではありません。なぜならば市長の給与を15%カットしたとしても、1年間で削減できる金額はたかだか300万円弱であります。三役合わせて、さらに教育長まで入れても1,000万円足らずであります。私たち議員もここ10年間議員報酬を据え置き、議員定数を平成7年度の28名から平成15年度の23名まで5名削減し、次の選挙でもさらに削減しなければと、定数削減を視野に入れた議論も始まっております。が、これもまた焼け石に水であります。議員定数を1名削減したところで700万円にも満たないのであります。

しかし、このことは金額の大小が問題なのではなくて、市三役と議会が一体となって市民の皆さんや職員の皆さんに率先垂範、つまり範を垂れているのであります。ごく一部の者が5割削減しても幾らも削減することはできません。全額返上したところで、またしかりであります。少しずつでいいから多くの皆さんに負担していただくしかなく、既に市民の皆さんにも各種団体への補助金削減に加え、受益者負担として下水道料金や国民健康保険税の値上げをお願いし

てまいりました。

また、職員の皆さんの協力も得て平成15年度から100人の職員削減に踏み切り、給与見直しにも着手しましたが赤字解消には遠く及ばず、さらなる職員削減のほかに毎年30億円も繰り出している病院や魚市場、交通事業など特別会計の改革を急がなければなりません。今こそ佐藤市長のリーダーシップのもと、本気で行財政改革に取り組むべきときであります。

さて、そこで質問させていただきますが、財政再建の取り組みについて伺いいたします。

まず初めに、人件費、給与費の削減状況についてお聞かせ願います。

また、人件費の総額を抑制するには職員定数の削減が不可欠であろうと思いますが、これまでの職員定数の削減状況と今後の定員適正化の取り組みについてお聞かせ願います。

次に、交通渋滞の緩和策について伺いいたします。

まず、八幡築港線の舟入地区、中の島地区、さらには港町から北浜4丁目にかけての国道45号線の渋滞があり、大型トラックはもちろん自家用車のドライバーまで苦情が絶えません。きのう、我がニュー市民クラブの木村議員の質問にもベイブリッジが取り上げられ、市長はマリングートから橋をかけて北浜の造船所付近に接続する計画があるとの答弁でしたが、国道45号線と八幡築港線が合流するので、それだけでは渋滞は緩和されません。それどころか区画整理事業によって海辺の賑わい地区に企業が進出してくるようになれば、ますます渋滞はひどくなるばかりですので、八幡築港線を新浜町に接続する橋もぜひ欲しいという市民の要望ですので、市長のご見解を再度お聞かせ願います。

また、途中で整備がストップしている越の浦春日線の整備も急いでほしいと要望されておりますが、進捗状況をお聞かせ願います。

次に、老朽化した塩釜陸橋の整備について伺いいたします。

冒頭で行財政改革について申し上げた手前、大変申し上げにくいのですが、周辺住民の方々、とりわけ南錦町に住む市民や野田に住む市民が騒音や振動に悩まされております。中には恐くて夜も眠れず不眠症になっている方もおられるほどひどくなってきておりますので、早急に対策を講じていただきたいのでありますが、市長のご見解をお聞かせ願います。

最後に、野田の玉川流域の雨水対策について伺いいたします。

母子沢第1排水区に該当する玉川水路の流域であります。市道野田玉川線の住民は一部宅地のかさ上げを行い、みずから水害対策を行っておりますが、いつやって来るかわからない大雨洪水に大変恐れを感じております。私も相談を受けて現地を踏査いたしました。仮に設置し

ている土どめと申しますか、堤防といったらいいのかわかりませんが、それらしいところに大雨のときに流れてきたと思われるごみが引っかけり、泥水の跡がくっきりと残っておりました。その高さが宅地の地盤より高いのでびっくりいたしました。

さらに、宅地側に設置した土どめは地盤が緩みひび割れが生じていましたので、玉川1丁目及び野田地区の恒久的な水害対策として調整池の設置や玉川水路の早急な整備が必要と考えますが、市長のご見解をお聞かせ願います。

以上で第1回目の質問を終わります。ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 7番今野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、財政再建の取り組みについてでございますが、今議会でも何人かの議員の方々からご質問をいただきました。今本市にとりまして喫緊の課題ということで、財政再建に取り組みを始めたところでございますが、残念ながら昨今の人口減少、あるいは景気の低迷などが続く中で、基幹財源であります市税、地方交付税が伸び悩む一方で、公債費、扶助費がますますふえるなど、本市の財政はこのままで推移いたしますとたびたびで恐縮であります、18年から20年度までの3カ年間に40億円の累積赤字を生じ、19年度では準用再建団体に転落というような危機的な状況に直面いたしております。さらなる行財政改革が喫緊の課題となっております。

行財政運営の基本は、「最小の経費で最大の市民サービスを提供すること」にあると認識をいたしております、そのためにはまず行政みずからが内部を厳しく見つめ直し、市民の方々にご負担をお願いする、あるいは市民の方からご批判をいただく前にみずからを律し、ただすべきところはただしていくという改革が今こそ重要であると認識をいたしております。今回の新行財政改革推進計画では、17、18年度を集中改革期間の重点課題として「行政の内部改革の推進」を掲げ、職員給与の見直しでありますとか、職員定数の適正化を推進していくことといたしております。まず職員の人件費、給与の削減につきましては、これまで旅費の見直しや時間外手当の圧縮、さらには管理職手当の見直しなど給与等の適正化を進めてまいりましたが、今回策定いたしました新行財政改革推進計画の個別行動計画におきましても、人件費、給与の適正化を内部改革の大きな柱として取り組んでまいります。

具体的に申し上げますと、退職時特別昇給につきましては既に16年度から廃止をいたしておりますとともに、本年4月から制度の趣旨に合わない16種類の特殊勤務手当を廃止するなど改革に着手し、現在市立病院の特勤手当の見直しについて院内で協議を始めたところであり、適

正な給与体制の改革に努めてまいります。今後も昇給停止年齢の制度化について18年度を目標に取り組みなど方針を早急に固めてまいります。国の制度に準じた適正化を引き続き進めてまいりますとともに、今年度の人事院勧告の状況等を見据え、市民の皆様方にご理解をいただけるような抜本的な給与制度の改革に取り組んでまいります。

職員定数の削減についてお答えをいたします。

新行財政改革推進計画におきましては、平成15年4月現在の水道、病院を含む全会計職員数を基準に平成20年度までに100名削減の目標を設定し、職員数削減を推進してまいりました。これまで平成16年で26名、平成17年4月時点で24名の定数削減を行い、現在目標の50%を達成いたしております。今後、20年4月時点までに残り50名以上の削減に向けて組織機構の見直し、OA化の推進等による事務事業の合理化、さらには指定管理者制度を含めた民間委託の推進などを図りながら職員定数の適正化に努めてまいります。

さらに、類似団体や定員モデルとの比較検討でありますとか、民間との協働の視点を入れながら、今年3月、総務省より出されております新地方行革指針に基づき、平成22年3月までの職員定数の順減目標を設定した定員適正化計画を今年度中に策定し、中期的なビジョンを示してまいりたいと考えているところであります。

交通渋滞緩和策についてご質問いただきました。

初めに、国道45号線の渋滞についてでございます。

国道45号線は都市計画一国道一幹線として本市の交通体系の基幹道路となっており、上下各2車線の4車線の道路として都市計画の計画がなされ整備が進められております。本市域の計画延長5,730メートルでございますが、4車線での整備が完了した北浜地区1,860メートルを除いて現在は2車線の状況でございます。現在の交通渋滞状況でございますが、渋滞の状況を示す指数としての混雑度で見ますと、45号線の下馬交差点から港町に至る区間は1日交通量が約1万5,000台、混雑度が1.25であります。また、八幡築港線は1日交通量が約2万7,000台、混雑度2.25と基準交通量をはるかに上回った数値を示しております。特に花立町から中の島に至る旭町、尾島町、中の島の各交差点につきましては、現在右折車線が設置されていないため渋滞に拍車をかける状況でございます。当面の渋滞対策として、バリアフリー化工事にあわせてこれら交差点の右折レーン設置等の改良につきまして、国の方に強く要望してまいりたいと考えております。

また、歩行者の安全対策や渋滞対策についての地域の皆様方からの要望を受け、平成14年度

には本市中心部 101ヘクタールが安心歩行エリアに指定され、中の島公園から海岸通を經由し壱番館に至る1キロメートルの区間のバリアフリー化事業が国により施行され、大変ご好評をいただいているところでございます。今後も地域の皆様方からの要望につきましては、国と自治体との意見交換の場となっております中央地域道路懇談会等を通じまして、国に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

八幡築港線の渋滞についてお答えをさせていただきます。

同路線につきましては、平成16年2月に事業認可の変更が行われ、今現在は平成20年度までの工事予定で進められておりますが、現在芦畔町付近の用地買収が進められており、平成17年度にはすべての用地買収を終える見込みとなっておりますので、引き続き事業促進方につきまして県に要望を重ねてまいりたいと思っております。当初予定から若干おくれましたことにつきましては、この芦畔地区の道路整備に不測の費用を要したということが東土木事務所から説明を受けておりますが、なおこのことにつきましては事業担当をいたしております仙台東土木事務所から芦畔道路改良事業だよりが配布され、地域の皆様方に事業の進捗状況をお知らせし、事業へのご理解ご協力をお願いさせていただいているところであります。

なお、事業完了後のベイブリッジということにつきましてご質問いただきました。

昨日、木村議員のご質問の際にもお答えをさせていただきましたが、本市、このベイブリッジからさらに奥部に港湾施設が残っております。これらの施設を利用する船舶の航行を考えますと、現在の水面から40メートル以上高い部分に橋をかけざるを得ない。その高さから道路取りつけるということになりますと、市内の方々がほとんど利用できない道路に一つはなってしまうと。結果的に通過交通のためには一定の効果があると思っておりますが、こういったことを考えまして、昨日申し上げましたように当面は45号線を直進し港奥部再開発事業の地域を通過して東北ドック周辺で取りつく45号線のバイパス整備につきまして、関係機関に強く働きかけを行ってまいりたいと考えているところであります。

越の浦春日線についてご質問いただきました。

越の浦春日線に係る県道移管についてであります。先線の早期整備着手とあわせまして利府町と歩調を合わせながら、さまざまな機会を通して宮城県へ県道昇格の要望を行ってまいったところであります。平成17年度には本市で実施しておりました道路整備の補助金の償還も終了いたしますので、ぜひ18年度には県道昇格ということで残されました1.4キロの区間につきましては、県道整備としてぜひ早期に着手をお願いしたいという要望をたびたび行っておりま

すが、県の方から平成18年度を初年度いたします土木行政推進計画の中で、このうち 0.8キロメートルの区間を着手したいというお話をいただいておりますが、残る 0.6キロメートル区間につきましては、道路整備にあわせて周辺の開発行為が計画されておりますが、こういった開発計画につきましては今なかなか地元の方向性が見えてこないということをおっしゃっておりまして、この 0.6キロメートル区間につきましては、その後の計画というようなことをお伺いいたしているところでありますが、なお、この区間につきましても早期に着工をお願いさせていただきたいと考えているところであります。

塩釜陸橋の老朽化につきましてご質問いただきました。

塩釜陸橋、昭和48年に完成し32年間供用されてきておりまして、本市の基幹道路としての役割を果たしております。国道45号線や下馬東宮線から本市へのアクセス幹線道路として近年通過交通量が著しく増加をしてきております。陸橋の現状を完成時と比較いたしますと、大型車の増加による過大な振動でありますとか、伸縮継ぎ手部分での騒音、走行性の悪化、橋面の縁石、高欄の劣化損傷が生じており、補修が必要な状況と認識をいたしておりますが、橋本体のかけかえの時期にはいまだ至っていないという判断をさせていただいております。

ご指摘のございました振動、騒音の主なる発生源と予想される伸縮継ぎ手につきましては、現在13カ所ございますが、13カ所のうち3カ所についてようやく補修が完了した状況にありますが、1カ所当たりの補修費用が大変高額なものとなっておりますことから、単独事業としての対応は市道としてはそろそろ限界にあるのかなといったようなことを痛感いたしております。こうした状況から、市といたしましては補助制度の導入について県関係機関とかねてより協議を進めておりますが、最適な補助制度を残念ながらいまだ見出せない状況にございます。このため当面の短期的な対策として縁石の維持補修や伸縮継ぎ手の改善などの中期的対策、県道昇格も視野にいれた長期的な対策など今後の大きな課題として計画的に取り組むことが大変重要ではないかと考えているところでございますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

最後に、雨水対策事業についてご質問いただきました。野田の玉川流域の雨水対策についてでございます。

本市は特有の地形や近年の都市化の影響などによりまして、これまで何度か都市型水害を経験しており、これらの水害を契機に市民が安心して安全に生活できるまちづくりとして雨水対策事業に取り組み、現在30ミリ程度の降雨量までは大規模な浸水被害を回避できる状況になってきております。

ご質問のございました野田の玉川流域の雨水対策につきましては、玉川1丁目の母子沢1号幹線や玉川調整池を整備するとともに、市道野田留ヶ谷線沿線では上流部から雨水流入の集中化を防ぐため、東北本線下の断面で放流に切りかえながら玉川水路の改修もあわせて行い、通常降雨での冠水を阻止することができました。

また、昨年、貯留施設組み入れを目的としてエスプ駐車場用地を取得いたしましたので、雨水対策としての有効活用を今後図ってまいりたいと考えております。さらに、玉川水路につきましては、流入速度を早めることにより機能をより大きく発揮できますので、定期的な巡回、清掃などを適切に行いながら、なお一層維持管理に努めてまいりたいと考えております。

母子沢地区の対策といたしましては、上流部で抑制する玉川貯留管、東玉川貯留管、野田調整池の整備と速やかに流すための母子沢1号雨水幹線が必要でございます。野田留ヶ谷線の整備が平成16年度に完了いたしましたので、今後引き続き雨水幹線、調整池の整備促進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

議長（菊地 進君） 7番今野恭一議員。

7番（今野恭一君） ただいま市長から丁寧な答弁をいただきました。ありがとうございます。

そこでなんですが、まず最初の行財政改革の部分でありますけれども、職員定数の適正化を図るというようなお話がございました。それから、既に退職時の特別昇給をやめ特殊勤務手当の見直しを行っている。あるいは、職員給与の見直しや旅費などの見直しをやっているというお話がございました。そこで一つ、手元に資料があるんですが、どうにも市民レベルの感覚では理解できない部分がございます。平成12年度から16年度の職員数の推移というのがここがございます。これは当局資料で前にいただいたものでありますが、一般職員数の推移として平成15年度 835名から平成16年度 808名になって27名ここで削減されております。ところが27名の削減に対してパートの職員数が15年度 192名、16年度は 224名で+32名であります。一般職員のマイナスよりもパート職員のプラスの方が多くなっております。これで果して本当に削減したと言えるのでしょうか。これは市民の感覚としてはどうしても理解に苦しむところでございます。

それで、ここに新聞のコピーがございます。カメラさんにはよく映らないのかもしれませんが、タイトルだけでも映らないかと思いますが、ちょっとアップは無理ですか……では読んでみます。これは産経新聞が5月20日から5回連続で掲載したものでございます。

「追跡 公費天国」というタイトルで、「批判避けにわか改革」というタイトルであります。中身まで読むと時間もございませんし、内容は本市とはちょっと違うんですが、ただタイトルを見ると何となくドキッとするようなタイトルなんです。「市民の怒りトップに大ナタを促す」、2回目はこういうタイトルです。3回目は「決意の証明 黒船で既成概念壊す」というタイトルになっております。4回目は「蜜月から決別 癒着が生んだヤミ手当」、5回目では「改革派の挑戦 試される首長の本気」、こういうタイトルで5回、連続掲載されていたものであります。この中身そのものは大阪市のものでありますから、本市の中身とは違うかとは思いますが、しかし、このタイトルから見ますと何となく符合しているような気がしないわけでもありません。本来ならば財政健全化のあり方として、市民への負担増や市民サービスの低下など市民への転嫁をする前に、大阪市の職員公務問題に見られるように市民感覚から大きくかけ離れた行政の体質そのものにメスを入れ、内部改革からスタートすべきというのが大方の市民の声でありますがいかがでしょうか、お伺いいたします。

それから、次に交通渋滞の問題であります。45号線については右折レーンの設置など国に要望し、スムーズな交通の流れにしていきたいという市長のご答弁はよく理解できます。

また、越の浦春日線の整備も早期着工に努力をするというお話をいただきましたので、ぜひこれは市民の要望を早期に実現するためにぜひご尽力くださるようご要望としておきます。

ただ一つ、ここで市民の感覚と今市長さんのおっしゃったことにはギャップがあります。何かといいますと、国道45号線と八幡築港線が港町、マリングート付近で合流することが問題なのであります。先ほど通過交通ということが言葉に出てきましたけれども、通過交通は橋を渡して北浜とか新浜、先の方に真っすぐ渡してやると。そして、どうしても市内に用事のある車だけ、橋を渡らないで手前のところから右折左折して用向きを済ませればよいという考え方でございます。ですから通過交通としていかに新浜町方面に送りだしてやるかと。さらには越の浦春日線も整備されれば、場合によっては越の浦春日線を利用される車もあるのではないかととも予測されるところでございますので、ひとつその辺のところをご勘案の上、ご尽力くださるようお願い申し上げます。

それから、次に塩釜陸橋であります。前に直していただいておりますが、結局13カ所もありますから予算の関係で一気にすべてを直すというわけにはいかずに1カ所とか2カ所ぐらいずつ直していくんでしょうけれども、最後のところまで修繕するところには最初に直したところがまた傷むというように悪循環になっているのではないかと推測できるわけでございます。

そこで、この塩釜陸橋をつくった動機と伺いますか、これは国鉄の貨物線がその下を通過していたので、立体交差させるために陸橋にしたという経過があったのではないかと伺っています。したがって、今はJR貨物に変わりましたがもう既に線路は撤去され、その下を走る何物もないわけでありますから、塩釜陸橋を撤去して平面交差にしてはどうかというご意見なども伺われています。その辺のところもひとつご検討をしていただいて、一刻も早く地域住民の皆さんの肉体的負担を取り除いていただきますよう要望とさせていただきます。

それから、野田の玉川の雨水対策であります。実際私も現地を踏査としておりますが、今の状況はとても市が管理する水路とは思えないような状況になっております。コンクリートの板を並べて立てて、それを腹起こしというんですか、H鋼で倒れてこないように押さえてはいるんですけども、大水のときにはH鋼にごみが引っかかり、あるいはコンクリートの並べた壁ですか、土どめになるんでしょうか、そういうものにもごみなどが引っかかったままであります。そして、その高さを見ると民地のレベルよりもごみの高さ、あるいは泥のマーキングみたいなものんでしょうか、それが実際には高くなっておりますので、いずれまた大雨が来たときには……という非常に恐さを感じるわけであります。どうかその辺のところも調整池の設置なり、あるいは水路の整備というようなことで早急に対応していただきますよう改めて、これはご要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これで2回目の質問を終わります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長

市長（佐藤 昭君） 今野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

職員の定数の適正化、先ほど私も内部改革が大切ではないかという意味で、まず行政みずから内部を厳しく見つめ直し、市民の方々にご負担をお願いする前にまずはみずからを律し、みずからをただして行財政改革に取り組んでまいりますという決意を申し上げさせていただきました。内部改革になお一層努力を傾けてまいりたいと思っておりますが、パートの人数につきましては、後ほど担当部長からお答えをさせます。

それから、国道45号線、八幡築港線がいずれ松島方面に向かう車両は45号に合流し、北浜を通過してということについてはおっしゃるとおりであります。ただ、今ございますジャスコ周辺まで戻らないで、あそこで海を渡ってということが今現在計画決定しております路線であります。八幡築港線、きのうも木村議員のご質問にお答えをさせていただきましたが、確かにベイブリッジをかけて海を渡れば、通過交通は市内に用事のある車と分けて市内に入らない

ようにすることができると。それはそれで大変意義があることかと思っておりますが、一方では先ほど触れませんでした、そのためにどれだけの経費がかかるかということでございます。恐らくは70億、80億、もしかすると100億というようなかなり高額な事業になることが予想されるわけでありますので、当然のことながら国・県にこういうお願いをしてみたいと、当然あれもこれもじゃなくてあれかこれかという絞り込みをまずは市の方でやってくれという話になるかと思っておりますが、なお木村議員にも申し上げさせていただきました、長期的な課題ということで受けとめさせていただければ思っております。

陸橋の部分につきまして、騒音、振動等が発生して夜も十分に眠れないという苦情につきましては、私もいろいろな場面で受けておりました大変恐縮いたしております。職員には伸縮継ぎ手の更新だけではなくて、暫定的に何か振動、騒音対策的なことができないかというようなことも今勉強させておりますが、なかなかそういった期待にこたえられるような工法が見つからず苦慮いたしております。そういった中で橋を取っ払って、しからは盛土にしてどうかというようなお話をいただきました。方策としては一方策かとは思いますが、一方では既に沿道利用されております方々がおられますし、高架橋のわきには側道等もございまして、そういったものもつけかえるということになりますと、あの地域全体の都市計画をもう一度やり直すということになるかなと思っております。そういう形が本当によろしいのか、あるいは今の陸橋を何とか活用する方向で費用を投入した方がいいのか、なお一層検討させていただきたいと思っておりますが、今現在は何とかあの陸橋を生かしながら、地域の方々のそういう不安を解消させていただきたいという方法を選択させていただければと思っております。

玉川の雨水対策につきましても大変ご心配いただきました。全般的なことではありますが、残念ながらまだ本市、雨水対策というものは時間雨量30ミリまでしか対応できておりません。恐らく確率に直しますと5分の1とか6分の1ぐらいの確率になるのかなと思っておりますが、残念ながら今までこれだけ頑張ってきたも、その程度の降雨強度に対抗できるだけの雨水対策しかでき上がっておりません。やはり今後いろいろな手段、例えば駐車場の地下貯留でありますとか、すべて総合的な治水対策という名称にさせていただいておりますが、そういった総合的な治水対策の中で市内の雨水対策の安全度を上げていくということが、我々に課された喫緊の課題であるということで、なお一層頑張ってまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 山本総務部長。

総務部長（山本 進君） 7番今野議員にお答えいたします。

臨時職員にはパートと非常勤職員の二つの雇用形態がございます。議員ご指摘のとおり15年と16年を比較した結果、32名ふえているのではないかとのことですが、いわゆるパート、あるいは非常勤職員の配置基準というのはあくまでも病休代替、あるいは産休代替、そういったような特殊事情があった場合について臨時的に配置するのが雇用形態でございます。

したがいまして、例えば定数を1名削減したからそこに臨時職員を充てるということは一切してございません。

ふえた理由でございますが、昨年度は教員補助として20名、それから再資源化の事業として7名、それから保育所の臨時保母ですが55名ということで、特殊的な業務に対して臨時的に配置したということでございます。そうすることによって正規職員を配置する人件費を削減し、より低廉な形で臨時職員を採用することで経費を節減していくということでございます。一方では、そうすることによって地元の雇用機会の拡大ということにもなるのかなと感じております。ちなみに一般の事務補助というのは25名でございます。その他最近の健康ということでの保健普及予防接種事業、これは極めて臨時的な部分ですけれども22名の潜在看護師さんを雇用しているということでございますので、ご理解ください。以上です。

議長（菊地 進君） 7番今野恭一議員。

7番（今野恭一君） なるほど部長のご答弁によればあくまでも一時的なといますか、短時間のためのというか、そういうことなんですね。それをどうしてもこういった表にすればカウントせざるを得ないと、こういうことになりましょうか。そうであれば理解するところでありますが、やはり市民にとってはなかなかわかりにくい部分でもございますので、だれが見てもいいですか、わかりやすくしていかなければなりません。何よりも職員定数、これは市長の決断でひとつ思い切った施策を講じていかなければならない時期になってきていると思いますので、その辺をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまの市長、並びに部長の答弁を誠意と受けとめ、これを是として今後なお一層のご努力をしていただきますことをお願い申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子君。

18番（小野絹子君）（登壇） 日本共産党市議団を代表しまして、伊勢議員に続いて質問いたします。

最初に、ヤード跡地まちづくり参画事業者決定に伴う諸問題についてお伺いいたします。

市は、賑わい地区商業ゾーンにまちづくり参画事業者として全国的にジャスコ店などを展開しているイオン株式会社を決定しました。今、市民の間では、市の中心部に残された地区の再開発に対し、イオンが乗り出すことに懸念の声が広がっています。当市議団は12月議会や2月議会で、大企業による大型ショッピングセンターの誘致は地元商店街に大打撃となり、うまくいかなければ撤退している事例を挙げて市の対応を求めてきました。ところが市はイオン株式会社に決定したのです。

そのイオンが提案しているのは2階建ての物販10店舗、飲食7店舗、サービス6店舗と合わせて23店舗を計画しているようであります。しかも主な商圈は車で10分以内の範囲内で約11万5,000人を対象としております。既に伊勢議員も前段述べておりましたが、購買人口年間延べ約127万人、1日にすれば3,480人、年間集客数は延べ約170万人、1日にすれば4,657人です。その交通手段は車が50%、徒歩、自転車35%、公共交通機関15%と見ており、年間販売額は38億円を見込んでおります。これがイオン株式会社の提案なのです。塩竈市の統計調査によれば2002年の小売業は839事業所で年間商品販売額は532億円ですが、イオン株式会社は1社で38億円を見込んでいますので、地元商店街への打撃は大きいものと言わざるを得ません。

さらに、市内のある事業者の方が、塩竈市議会にまちづくり参画事業についての意見書を提出されて、この中でこう述べております。「大型店の参入は、地元の商店街や塩竈市の将来を考えていく上でリスクの大きい計画を進めているようでありません。塩竈市の経済状況を見ると大型店に頼ることは確実な方法かもしれませんが、市内全体に波及させることは難しく、むしろ商店街やマリゲートにまで破滅的な悪影響を与えることは間違いありません。中央に本社を持つ企業に吸い上げられるだけの構想の選択は、塩竈への経済効果を考えても、また近隣の市町村に対しても懸命な策ではないと思います。今回の参画事業者について大型店が参入した場合を想定すると、下記のメリット、デメリットが考えられるかと思えます。メリットとして、貨物ヤード跡地を購入した際の借金のふえていく金利分を食いとめる。デメリット、行政に対する市民からの不信、商店街の消滅による雇用の損失、商店街の消滅による税収の損失、マリゲート物産店の売り上げの消滅、観光的なイメージダウン、周りの市町村の塩竈市に対する期待感を損ね孤立する可能性が高い、交通渋滞の悪化、動脈硬化状態になり松島の観光客への悪影響、そして市民の郷土愛が薄れていく」このように述べて、塩竈のまちづくりを大変

心配されている意見であります。イオン株式会社が決定したことに伴って、改めてテナントして地元商店が入れる手だてはどう考えていたのか。また、地元商店街や地元経済会、市財政の影響についてどのように受けとめられておられるのか。そして、また市長として行政責任をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、土地開発公社所有地の貸付問題についてお伺いいたします。

イオン株式会社は市の土地開発公社所有地 1 万 2,300平方メートルを 1 平方メートル当たり 2,540円で20年間借りて、20年後には更地で返却するとし、建物は鉄骨づくり 2 階建て 5 棟を提案しております。当該の土地は、市の土地開発公社が市の依頼を受けて事業に当たって先行取得した 1 号用地であります。この 1 号用地でも先ほどの提案内容を持つイオン株式会社に貸すことができるのか、明確にお答え願います。

第 2 点は、日本中央競馬会（ＪＲＡ）の塩竈進出問題について伺います。

一昨日、東海林議員の質問にもありましたように、河北新報は「ＪＲＡ 場外馬券売り場駐車場用地を確保、全漁連跡地を取得、交渉成立、07年オープン、ゲートイン」と打ち出し、いかにもＪＲＡが来るのが決まった感じを与える報道をしております。この時期に及んでも市長は推移を見守るだけなのか。賛成か反対か市長としてはっきりすべき時期ではないかと質問され市長は答弁を避けておりますが、市長として無責任な対応ではないでしょうか。本来ならメリット、デメリットについても積極的に調査をし、市民に、そして新浜町の住民に情報を伝えるべきではないですか。

この河北のニュースを聞いて地元のある町内会では、住民から再度場外馬券売り場問題で町内の意向を明らかにすべきと、アンケート調査をとったようであります。301名のうちアンケート調査の回収は 233名の77.4%で、うち反対は65名、27.9%、賛成は72名、30.9%、条件つき賛成が93名、39.9%で反対、賛成は拮抗していたのです。ちなみにこの町内は86軒が事業所や商店になっており、つまり町内の28%は事業所や商店になっているのが特徴でございます。条件つき賛成の主な理由として 2 点挙げております。

一つは、協議機関をつくり問題が生じた場合に早急に解決を図る。二つ目は、駐車場を確保し交通渋滞の緩和及び整理などに万全を期す。この条件が満たされなければ反対になるのではないのでしょうか。ＪＲＡの地元での説明会によれば、駐車場は全漁連跡地で 750台、第 4 駐車場で 150台、合わせて 900台と言われております。ＪＲＡは当初は 1 日に 1 万 4,000人の来場者を見込んでいましたが、今度の計画では 5,400人、当初計画の40%規模に縮小した計画のよ

うであります。交通手段は車が7割を占めると見て2,800台を超えと言われております。時間的に入れかわりがあるとはいえ、駐車場に入れない車が路上に不法駐車し、住民生活に影響を与えることが心配されているのです。条件つき賛成の駐車場を確保し交通渋滞の緩和及び整理などに万全を期すこととありますが、市は対応できると思っておりますか、お伺いいたします。

アンケート調査では、賛成または条件つき賛成が多い場合は町内として次の4点を要望していくと述べております。

一つは、雇用の際には地元の人を優先的に採用する。二つ目に、町内に現有する事業用自動車などの駐車に特例を与える。三つ目に、町内会の道路、側溝、街灯などの整備に協力する。四つ目に、三陸縦貫自動車道に通じる越の浦春日線の改良、整備の早期実現に協力する。以上であります。この出されております4項目の要望がJRAや警察や市で対応できるものなのか、お伺いするものでございます。

一昨日、産業部長は東北地方の三つの施設に電話してメリット、デメリットを聞いたところ、交通、ごみ処理問題、青少年問題で適正な対応がされている。場外馬券売り場ができて何ら問題がないと答弁しておりましたが、この3地区といたしますか、三つの施設と塩竈市の立地条件は違うのではありませんか。新浜町内では高齢者が多く、救急車や消防車が車の渋滞に巻き込まれたらと、交通渋滞問題を大変心配しているのです。大丈夫、問題ないといって問題が出たら、だれが責任をとるのでしょうか。市長や部長の責任は重大だと思います。1999年の6月の県議会で虎川太郎、当時の県議の質問に、県警本部長は場外馬券売り場に関するご質問にお答えしますと次のように答えています。

公営競技関係施設の設置などに当たりましては、付近の善良の風俗を害することにならないのか、雑踏事故防止の観点から支障がないか、交通の安全と円滑を保障する観点から支障がないか、暴力団の排除、少年の健全育成の観点から支障がないか、などについて施行者と協議することとしておりますが、ここで言う交通の安全と円滑の確保とは、大量公共交通関係について十分利用可能な運行体制が確保されているか、駐車場の確保などの違法駐車を防止するため対策が講じられているか、それから歩行者を誘導するための警備員の配置などの安全対策が講じられているか、道路交通関係の整備など必要な措置が講じられているかなどについて総合的な対策を協議することによって、一般交通に与える影響を最小限に抑えようとするものであります。施行者との協議に当たりましては、この事業の開始に当たりまして新たに交通渋滞が生じないように、また通常時の渋滞度を上回らないことを基本として、総合的な対策について協

議してまいりたいと考えております。なお、施行者と警察の協議は、その前提として公営競技関係施設の所在地を区域とする市町村の長、それから同施設の所在地を区域とする住民組織など関係機関の同意を得ていることを確認した後に、先ほど申し上げました交通の安全と円滑を図るために必要な関係資料の提出を求めた上で具体的に協議し、当該地域の安全を守るための必要な申し入れなどをしていくということになりますと、県警本部長は述べているのであります。1999年とはいえ、県警本部長の答弁は今も生きていますと考えます。市長は一昨日の答弁で交通問題については塩釜警察署の方と調整がやっと始まったところと述べておられましたが、どことの調整なのか、お伺いするものであります。

また、警察本部長が述べている市長の同意とはどのように考えているのか、お伺いいたします。

さらに、交通渋滞や不法駐車問題について市としてどのようにとらえ、どのような対策を考えているか、お聞きするものです。

私は、ある学校の入学式で場外馬券売り場はできるのでしょうか、と不安げな顔で質問されました。場外馬券売り場の設置予定場所から杉の入小学校は 660メートル、二中は 1,100メートル、二小は 2,000メートルしか離れてない距離にあり、通学路での交通渋滞や青少年がギャングブルに巻き込まれて非行を誘発する要因になることが心配されているだけに教育長にお伺いいたします。

教育や防犯などの影響についてどのようにとらえているのか、教育長の見解をお聞きします。

第3点は相談室の改善と確保についてお伺いします。

最近、生活困窮者の方や児童虐待、家庭内暴力などで悩みに悩み抜いてやっと相談に来る人が多いのではないのでしょうか。隣の話が聞こえてきたり、こちらの話が周りに聞こえるようでは安心して相談できないというのが実態だと思います。安心して相談できる相談室の確保を求めますが、お伺いいたします。

第4に、介護保険事業の見直しについてです。

施設入所者に多額の負担金を押しつけ、軽度の人へのサービス利用を制限する介護保険の改悪が22日の参議院本会議で自民、公明党、民主党の賛成多数により可決成立しました。日本共産党と社民党は反対しました。可決成立した改悪保険法案は、介護サービスの介護利用者に圧力をかけ、国の財政負担増を避けることを主眼に置いた内容でございます。到底国民や市民は納得しないでしょう。特別養護老人ホームなどの施設で生活している人の住居費と食費は保険給

付の対象から外され、10月から全額自己負担となり、年間で入所者1人当たり約40万円の負担増になります。また、居住サービスとして利用できるデイケア、デイサービスなどの通所のサービスを利用している人の食費も10月から自己負担となります。

介護の必要度が比較的軽い人の要支援、要介護1の部分は、新年度で要支援1、要支援2と認定された人を対象に来年4月から新予防給付が導入され、介護予防のために筋力トレーニングなどが新たに盛り込まれます。要介護認定から外された人の介護予防を目的に、市町村が実施する地域支援事業が創設されると言われております。介護保険の利用者にとってサービスの低下は死活問題にもなりかねません。我が党はこれまで介護保険改悪の問題点を指摘してきましたが、具体的にお聞きしたいと思います。

介護保険の改悪によって、調理、清掃、洗濯、買い物などの家事サービスとしてヘルプサービスを受け入れていた在宅の利用者が、新予防給付により受けられなくなる人、その影響を受ける人はどれくらいいるのか。また、その認定はいつするようになるのか。そして、その方々の生活状況を把握しているのかどうか、3点についてお聞きします。

また、特別養護老人ホームなどの施設に入所している方が住居費、食費の全額自己負担、ホテルコスト負担によって受ける入所者の負担増と、その影響についてお伺いするものです。

ことしの10月実施、来年の4月実施について、介護保険の利用者や市民は全く知らないのが実情です。市民への周知を徹底すべきと思います。

次に、第3期介護保険事業計画の策定に関してお伺いします。

第2期の計画はことしが最終年度ですから、第2期計画を検証し第3期計画に生かすことが必要ではないでしょうか。観点や留意点があればお聞きします。

さらに、新たにできる地域包括支援センターの設立と、その役割をどのように考えているのか。また、新予防給付の導入で軽度者へのヘルプサービスの制限された人への対応についてどう考えるか。補足的給付から外された低所得者への軽減措置についてどう考えているか、お伺いするものです。

そして、最後に計画策定委員会の設置でございますが、当然第3期介護保険事業計画を作成するに当たって策定委員を募集すると思います。当然公募し公開なされると思いますが、お伺いしておきます。

最後になりますが、越の浦地域の抜本的な雨水事業計画についてお伺いします。

梅雨に入り九州地方で大雨洪水警報となり人ごとではないというふうに切実に思っておりま

す。大雨時にいつも冠水、浸水被害で悩まされている越の浦地域の人たちが、水害の起きない安心で安全な生活を営むために、越の浦排水区の抜本的な事業整備を求めるものです。当該地区は下水道の事業認可をとっていると聞いておりますが、どのような計画でどれくらいの事業費を見込み、いつからやるのか時期などを明確にお答え願いたいと思います。

また、当面ため池までの水路の草刈りとしゅんせつ、雨量時にはため池の水位やポンプ場の水位を下げ、ポンプの増設などの暫定整備で市民が安心して暮らせるように手だてをとっていただきたいと思います。

以上のことをお伺いしまして、私の第1回目の質問にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 18番小野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、まちづくり参画事業者決定に伴う諸問題ということで、地元商店街及び地元経済会への打撃と行政の責任についてということでした。

ちょっと経過に触れさせていただきます。まちづくり参画事業者に伴う地元商店街、経済会への影響についてのお尋ねであります。本市の中心市街地は既に平成11年に塩竈商業圏が消滅しております。といったような大変厳しい状況にあると思っております。こういった中、本当に本塩釜駅の一等地が10年間放置されてきたということについての厳しい反省のもと、今回土地区画整理事業に着手したということであるかと思っております。こういった中心市街地の核となる海辺の賑わい地区商業ゾーンへまちづくり参画事業者にみずからの事業展開をしていただく、そのことが疲弊している地元経済会の起爆剤となり、ひいては塩竈のまち全体に波及効果が拡散するきっかけになればという期待で、こういったことを進めているところであります。

また、この賑わい商業ゾーンの活用によりまして、本塩釜駅というまさにまちの中心に市民の皆様を初め観光客などが集客するような、新たな核が形成されることになるわけでありまして。そこに集まってきた方々が買い回りなどで周辺商店街にも回遊していただき、相乗効果が生み出されるよう今後は市、事業者と地元の皆様方が協力、協調してなお一層まちづくりに取り組み、まち全体へとその波及効果を広げていかなければならないと考えております。

そういった中意見書に出されましたご意見、先ほど議員の方からもご披露いただきましたが、一つの見解として我々も謙虚に耳を傾けながら、当初の目的が達成されるようなお一層頑張っ

てまいりたいと思っておりますし、先ほど申されました統計数字の中には既存のジャスコ店というものも当然含まれるわけでありまして、今回建てますジャスコ店につきましては、既存のジャスコ店を撤去して新しくということでありまして、その辺の数字のダブリもあるものかと考えているところでありますが、なお一層塩竈の産業、商業の振興に努力をしてみまいりたいと思っておりますし、産業振興、当然ことではありますが市長を初め本市の最大の責務であります。なお一層頑張ってみまいりたいと考えております。

土地開発公社所有地の貸付問題についてご質問いただきました。

この件につきましては、本年2月議会におきましても曾我議員からご質問をいただき、お答えを申し上げさせていただきました。繰り返しになりますが、今回の公募では土地の活用形態を含めて提案を求めたところ、4社とも賃貸を基本した提案でございました。ご指摘の貨物ヤード跡地につきましては、港奥部の再開発を目的として本市が土地開発公社に依頼し先行取得したものでございます。本来であれば依頼した市が早い時期に買い戻しをして活用を図っていくというのが望ましいことではありますが、現下の厳しい財政状況下ではそれも難しい実情でございます。このため市といたしましては、負担の軽減を図りながら土地の有効活用と賑わい地区の整備のためには、提案を効果的に活用することが現段階での合理的な方策であるということを判断させていただいたところであります。

一方、海辺の賑わい地区は土地区画整理手法で事業を進めておりますので、仮換地の指定によって権利所有地の位置や面積が確定することとなります。今後は事業者と契約に係る協議を進めていくこととなりますが、いずれにしろ土地貸し付けに係る決定事業者との契約は仮換地後となりますので、具体的な賃貸方法などは宮城県を通じて総務省などのご指導をいただきながら、なお適切に対応してみまいりたいと考えております。

次に、日本中央競馬会塩竈進出問題についてであります。

場外馬券売り場に関しまして、当時の県警本部長が県議会で施行者と警察の協議は市長の同意が前提と答弁されたことにつきましては、私も議事録で確認いたしておりますが、そのことにつきましては当時の県警本部長が県警本部長としての立場で、所管する業務について判断内容を示されたものと認識をいたしております。ちなみにこの施設の認可者は農林水産大臣となっておりますが、地元町内会の合意状況や警察署との協議内容、さきほど「だれが」というお話がございましたが、「中央競馬会」というふうには私は聞き及んでおりますが、警察と交通問題等について協議などを始めたと聞いております。また、関係法令で定められております設置

基準、交通問題、生活環境の保全、教育上の見地などから総合的に判断されることとなっております。

また、今回の本市における場外馬券場誘致の動きは、繰り返しになりますが、地元水産物販売の組合が現在の苦境を打開すべく活性化の一環として誘致活動を推進してきたととらえており、私といたしましては東海林議員にもお答えさせていただきましたように、今後ともこれらの推移を注意深く見守りながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

交通渋滞、不法駐車問題についてお答えをいたします。

交通対策でございますが、駐車場の整備や安全確保などにつきましては、これからの警察との協議の中で適切な判断と指導が行われるものと認識をいたしております。

また、市道管理者という意味での道路管理者である塩竈市にも、一定の協議がなされるものと理解をいたしております。

なお、不法駐車問題につきましては、先ほど部長も東海林議員にご答弁をさせていただきましたが、本市が実施いたしました場外馬券売り場のある市町村へのアンケート調査の中では、交通ガードマンなどが配置され一定の交通誘導が行われたということを確認させていただいたというご報告をさせていただいたところであります。

なお、競馬法施行規則に基づき農林水産省告示で定める学校その他の文教施設等の要件、教育、犯罪などの影響については、後ほど教育長からご答弁をいたさせます。

相談室の改善と確保についてということでしたが、議員の方からどこの場所というご指定がなかったんですが、例えば社会福祉事務所に設置されている相談室ということでご答弁をさせていただければと思っておりますが、この相談室は生活保護や障害者福祉、介護保険、児童相談など多くの相談業務に対応するため、現在3室の相談室を設置して相談業務を行っております。相談室は社会福祉事務所、介護福祉課のある事務スペースの一角に、鋼板製のパーティションで区切り、出入り口は曇りガラスの大きな窓を設けるなど明るい環境で、一定のプライバシーに配慮した相談室となっていると考えております。

相談業務は年々増加をいたしており、病気や生活苦などの深刻な問題や解決が難しい家庭内の問題が多く、時には相談者が興奮して大声をあげることもしばしばであり、職員が対応に苦慮するケースも多発いたしております。議員ご指摘のとおりパーティションの上部があいているため、大声で話をする場合は隣に聞こえるような構造になっております。これは先月、長崎市高島町で福祉事務所の職員が相談者に刃物で刺され死亡する事件が起きたようなこともござ

いまして、最低限、担当職員の安全性が外部からも確認できる構造で相談業務に当たらせていただきたいということで、こういった構造とさせていただいております。今後も相談業務に当たりましては、相談者のプライバシーが適切に確保されるよう、なお一層努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、介護保険事業の見直しについて2点、ご質問いただきました。

初めに、介護保険事業の在宅、施設における見直し内容とその影響についてお答えをいたします。

今回の介護保険制度の改正内容は、制度の持続可能性、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本視点に大きく六つの柱からなっております。

一つは予防重視型システムへの転換、二つ目は施設給付費の見直し、三つ目が新たなサービス体系の確立、四つ目がサービスの質の確保、5点目が負担のあり方、制度運営の見直し、6点目が介護サービス基盤のあり方を見直しであります。この中でも特徴的な取り組みが3点挙げられ、1点目が予防重視型システムへの転換でございます。全国的にも要支援、要介護1の軽度者が大幅に増加する傾向にございます。全国的には50%でありますし、本市におきましては45%であります。また、軽度者に対するホームヘルプサービス等が必ずしも状態の改善につながっていないという実態を踏まえサービス内容の見直しを行うもので、一律にサービスを打ち切るという内容ではございません。介護保険制度は開始当初から自立支援をその理念といたしております。今回の見直しはその基本理念に立ち返り、一人一人の生活能力を引き出し、できる範囲で自立していただくような支援と、また要介護者とならないような予防重視のサービスとなるものでございます。

本市では認定調査を市直営で行っており、認定を受けている方の家庭状況等も把握いたしておりますので、ケアマネジメントの際、その点も十分考慮しながら高齢者が安心して生活できるよう、これまで同様努力をしてまいりたいと考えております。

2点目といたしましては、施設給付費の見直しでございますが、在宅で介護サービスを受けられる方は居住費や食料費を含む生活費を自分で負担していることから、公平性を図るため施設入所者についても所得に応じて一定の負担をいただくようになります。具体的には年金額が年額80万円を超える方は自己負担額が1万円から3万円程度の増額となり、年額が80万円以下の低所得者の方は補足的給付によりこれまでと同等か、または低く設定され、新たな負担が生じない内容となっております。

3点目といたしましては、負担のあり方、制度運営の見直しでございます。

低所得者に対する保険料軽減、高額介護サービス費の見直しなど、負担能力をきめ細かく反映した保険料の設定などが行われることとなります。現在、塩竈市で既に独自に実施しております所得の6段階制と、この制度の2段階の中でも特に世帯収入の低い世帯に対する単独減免などが今回の制度改正に導入される見込みで、本市はまさに今回の制度改革を先取りしてきた内容となっております。

第3期保険事業計画の策定に関してご質問いただきました。お答えをいたします。

今年度は第2期計画の最終年度になりますが、計画で設定した介護サービス見込み量については、サービス基盤が充実し、ほとんどのサービスで見込み量を上回って確保されてきております。施設サービスについても、今年度利府に特別養護老人ホーム50床が整備され、二市三町すべてに整備が行き渡りました。また、今年10月には市内にケアハウス30床が開所され、これですべてのサービス基盤が整います。施設入所待機者はまだまだ相当数おられますが、法改正の中で地域密着型サービスの創設がうたわれており、小規模多機能型施設への方向転換が求められており、また施設サービスは被保険者に係る保険料にも大きく影響してまいりますので、今後の国の動向を見据えながら、生活圏域となる二市三町で取り組みを協議してまいります。

その他、第2期では基金を利用し保険料基準額の増加抑制、第1期計画期間との激変緩和措置、先ほども申し上げましたが、6段階制や単独減免など低所得者に配慮した対策をとってまいりました。おかげさまで制度の内容が市民の皆様に浸透し、サービス利用も全国、宮城を上回る状況になっております。現在、第3期計画の準備を進めておりますが、基金が底をつき国の基準を上回る単独の減免などは難しい状況でございます。今後、市民アンケートでありますとか住民説明会、あるいは介護関係事業者等から広範な意見をお聞きしながら、介護の各分野代表からなる推進委員会で検討を進め、塩竈市の実態を踏まえた独自の第3期計画策定に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、地域包括センターにつきましては、後ほど部長よりご説明をいたさせます。

最後に、越の浦地区の抜本的な雨水事業計画についてご質問いただきました。

本市は、もともと丘陵地から海を埋め立て形成された低平地に直接つながるといった地形的な特異性から、さらには近年の都市化の影響などを受けましてこれまでたびたび都市型水害を経験しており、市民が安心して生活できるまちづくりとして雨水対策事業に取り組み、この結果、現在30ミリ程度の降雨量までは大規模な浸水被害を回避できる状況になってきております。

ご質問の越の浦地域の雨水事業計画と冠水対策でございますが、越の浦ため池付近へは雨水が集中するとともに、台風接近時などの潮位が高いときは越の浦漁港から海水が逆流してきている状況でございます。現在、ポンプの運転設定水位をできるだけ低い水位から対応し、可能な限りの排水を行うとともに、ため池の貯留能力を最大に活用しながら水害対策を行っておりますほか、ため池、流入水路の障害となるものを除去し、維持管理を適切に行い既設の雨水排水ポンプへ速やかに流下させ、最大限の排水を行うことにより低平地での冠水対策を図ってきたところであります。

また、漁港の沈下、潮位の上昇による海水の浸入を防ぐために、漁港管理者である県に対し高潮防止対策の施設整備要望を行ってきたところでありますが、なお早期対応をお願いしてまいります。大変に厳しい現下の財政状況下ではありますが、越の浦調整池及び雨水ポンプ場の整備につきましては、今後とも計画的に推進をしてまいりたいと思っておりますが、今後の推進方法につきましては担当よりご説明をいたさせます。

私の方からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 小倉教育長。

教育長（小倉和憲君） それでは、私の方から競馬法施行規則に基づき農林水産省告示で定める学校その他の文教施設等の要件、教育、防犯などへの影響についてお答えいたします。

日本中央競馬会が、いわゆる場外設備を設置しようとするときは、農林水産大臣に申請し、その承認を受けて設置しなければならないと競馬法施行令に規定されております。農林水産大臣は場外設備の位置、構造及び設置基準に適合している場合に限り承認することができるとなっております。その基準の一つに学校その他の文教施設等から適当な距離を有し、文教上著しい支障を来すおそれがないことと規定されておりますことから、場外設備の設置申請が提出された場合には、この設置基準に基づき農林水産大臣が適合性等を判断するものと考えております。

また、児童への影響や防犯については、先ほど来、市長の答弁の中にありました以前行った場外設備を有する市町の調査結果では、特に教育環境の悪化にはつながらないということですが、教育委員会といたしましても、今後の動向を踏まえて関係機関とも連携をとりながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（菊地 進君） 佐々木健康福祉部長。

健康福祉部長（佐々木和夫君） それでは、私から介護保険の具体的な内容についてお答えし

たいと思います。市長からお答えした分については、当然でございますが市長の答弁のとおりでございます。

まず最初に、新たに設けられます新予防給付の対象者のお尋ねがございました。これまで要支援、それから要介護5段階ということで合わせて6段階の認定でございましたけれども、これに要介護1の段階を二つに分けまして、新たに要支援2が設けられるという法改正になってございます。これの対象になる市民の人数ということでございますが、現段階では要支援の方が163名おられます。要介護1の方が744名おられます。今後のサービス受給の予測という点については、今議会でご予算をお認めいただきました委託料という形で今後調査をしていく形になるかと思っておりますけれども、現時点であらあら数字を申し上げれば、基本的には要支援の163名はそのまま新たな予防給付の対象になるのかなと思っております。それで、要介護1のどれほどが新たな要支援の2になるのかということでございますが、現時点で私ども大体8割の方が要支援2になるのではないかと思っております。合わせまして約800人ぐらいではないかと思っております。いずれにいたしましても計画を策定している段階で、必要に応じて協議会などを通じて議会に報告したいと思っております。

それから、認定はいつするのかということでございますが、この部分の法施行は来年の4月1日ということになりますので、当面私どもは法施行にあわましてこの体制を整えていきたいという計画でありますので、それ以後のことになるかと思っております。

それから、第2期事業計画を総括して第3期計画ということで、その際の観点、留意点はどういうお尋ねがございました。

基本的には今回大幅な制度改正がございましたので、それらを取り込んでいくということが大きな観点、視点という形になるかと思っております。いわゆる予防重視型システムへの転換でありますとか、新たなサービス体系の確立、つまり地域密着型サービスの創設、あるいは議員ご指摘の包括支援センターの創設などが大きな観点、課題となるかと思っておりますけれども、さらには保険料の設定ということも大きな留意点になってこようかと思っております。

それから、地域包括型支援センターについてお尋ねがございました。

これは新たな制度でございまして、本市に新たに設けていく必要が出てくる内容でございますけれども、一応国の方の指導といたしましては、人口2万人に対して1カ所ぐらいというご指導でございます。それに合わせますと本市は大体6万人でございますから3カ所ぐらいということでございますが、私どもといたしましてはあくまで現時点での考えでございますけれども

も、東西南北それぞれ地域割りをいたしますと、それぞれ高齢者の密度も異なってまいります。それらを勘案いたしまして大体東西南北に1カ所ぐらいずつ、都合4カ所ぐらいを一応今のところ考えてございます。

それから、その内容はということでございますが、基本的には四つぐらいのことが国の方から挙げられているようでございます。

一つは介護予防マネジメント事業、いわゆる新予防給付に係る介護予防サービス計画の作成等が一つ。二つ目としまして介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談、支援業務。それから、3番目といたしまして被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業。4番目といたしまして支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援の四つの事業を保健師、それから社会福祉士、主任ケアマネージャーの連携でもって対応していく内容になろうかと思っております。

それから、策定委員会の件についてお尋ねがございました。

私どもとしては、基本的に議員ご指摘のように公募で委員を選定いたしましてやっていこうという考えはございません。第2期計画と同様に条例で定めております介護保険高齢者福祉推進委員会がございまして、この委員会で市民の意見を十分反映しながら、当然その前に今回ご予算をいただいた委託費の中でアンケート調査などもやってまいりますで、それらで市民の意見を十分反映しながら、この委員会でご審議を賜りまして何回かご審議いただいて策定してまいりたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子議員。

18番（小野絹子君） 時間もなくなってきましたので、介護保険関係で、これは要望だけ述べさせていただきます。

一つは、今言いました策定委員会、これはお隣の多賀城でも第2期のときには既に公募しております。策定委員会に市民を公募するということは非常に重要なんです。前段、介護保険の改悪によってこういうふうになりますよと、そういったときの市民の声を本当に反映できるのはどこなのかという点で、やはりぜひこれは入れていくべきではないかと強く要望しておきます。

それから、今度の法改正に伴っていろいろ現場では本当に大変な事態が生まれてくると思います。市民がサービスから外される、そういったときにどういうふう今まで手助けがあったから何とか生活できた、それができなくなる、そういう事態がないようにサービス低下によっ

て市民が困ることがないように、これはぜひ気をつけてやっていただきたいということを要望しておきます。

いろいろ質問したいんですが、時間の関係で開発公社の貸し付けの問題についてご質問いたします。

市長からいろいろ答弁がありましたけれども、私が聞いてますのは今回イオンに貸すことになりました1号用地、その1号用地で貸し付けができるのかということをお聞きしているんです。土地の問題については2月議会もそうでしたけれども、12月、2月議会とずうっと取り上げてきているわけです、吉川議員も取り上げました。私も予算委員会で取り上げました。そういう意味でぜひ市の方でもっときちんと対応すべきではないかということをお求めてきたわけですが、そういう点で1号用地で本当に貸せるのかと。貸すということで募集したわけですから。そして、イオン株式会社が来るということで決まったと。募集の時点からそうですね。そういう点で間違いなくこれは貸せるということなのかどうか、明確にお答え願いたいと思います。

2月の時点までは、はっきりしなかったような問題もあったかと思いますが、はっきりしているのは2号用地なんです。開発公社の土地でも借りられるのは2号用地です。何度も言いますけれども、今度イオンが出てくるのはまず期間が20年だということ。さらに2階建ての鉄骨のそれこそ堅固な建物になると。そういう建物を建てて貸すのに1号用地は適しているんですかと、法違反ではないんですかということをお聞きしているんです。まず、これを明確にお答え願います。

議長（菊地 進君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） それでは、私の方から公社所有地の貸付問題についてお答えをさせていただきます。

まず、公募する時点では貸し付けが前提ではなく、処分も含めてどちらを選択するかは応募される方の選択にゆだねたわけでありまして、その結果として4社の皆さんがお借りをしたいということで今回提案がございまして、その中で最終的にはイオンに決定をしたと。イオンは今議員おっしゃられるとおり、20年の事業用定借ということで申し込んできておりますので、我々の方もできるだけそういった方向に沿えるように今法的な、1号、2号という話もございましたが、全体を含めて条件整備がどういう形でできるか、県あるいは国の方にも通じて今指導をいただいている。あるいは法的な解釈については専門である顧問弁護士の方にも相談をし

ながら、まだ若干貸し付けまで時間がございますので、その中できちっとした対応をしていきたいということでございますので、よろしくその辺はご理解をいただきたいと思ます。

議長（菊地 進君） 18番小野絹子議員。

18番（小野絹子君） そういう意味では非常にあいまいだと思んです。いいですか、募集のときに貸し付けか処分を含めて募集したと。市の方ではその時点で何も調べないでこういう募集をしたんですか。そういう点では私も県に行って調べてきました。市の方からどの程度そういうお話が率直に行っているのかということいろいろ勉強してきました。その中で出されているのは、はっきりしているのは前に特区で2号用地の活用の仕方、処分もできますよと、貸し付けもできますよということで最初出て、その後去年の12月の時点で2号用地は特区とはかわりなく今度は全部貸せますよというお話でした。1号用地は、まだ何もそういうことはしてない。だから1号用地に20年間の貸し付け、そして鉄筋コンクリート2階建て、20年ぐらいいもつ頑丈なものを建てるわけですから、そういったものでは違法だと、そういうふうな感じを私は受けてきました。特区の取り方とかいろいろあるというお話も出ていたようですけれども、実際にこれについてはどういうふうな処理をするつもりですか、それが一つです。それを明らかにしてほしいと思ます。

それから、J R Aの方ですけれども、きょう確認しました。11時の時間での確認でございます。今J R Aの方では実際には駐車場問題が、跡地は大体合意はしたんでしょうけれども、しかし駐車場問題が非常にガンになっているような感触を受けました。ですから今警察と協議を始めたという段階であるようですけれども、そういう意味で市長が正式に、その前に塩釜警察署でも交通問題で検討するときは市の方に当然意向を確認すると言っているんです、私、これは確認しましたら。ですからさっき言いました本部長のこと、これは過去のことではないんです。生きてるわけです。だからそういう点で市長は必ず問われるわけです。そのときにどういうふうに答えるのかということを知っているんです。まだJ R Aが農水省に申請したわけでもない、そういう点ではきちんと決まったわけでもない。今はそういう協議をしている最中だという状況だけ伝えておきますが、ご答弁いただきます。

議長（菊地 進君） 加藤助役。

助役（加藤慶教君） 貸付問題についてお答えをさせていただきます。

何度も繰り返しになりますが、20年の定借ということでの提案内容で要請が来ております。我々もそれに沿うべくどういう条件整備が必要なのか、その辺をきちっと整理をして対応して

まいりたいと考えております。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） J R Aの問題について今塩釜警察署で交通問題について具体的な協議に入ったということは申し上げましたし、そういった協議の中で市道部分については当然管理者が塩竈市でございますので、当然一定の協議がなされるものと考えておりますというご答弁をさせていただきます。今後とも警察と連携を図りながら、そういった問題に対処してまいりたいということを考えております。以上でございます。

議長（菊地 進君） 暫時休憩いたします。

再開は15時15分といたします。

午後2時54分 休憩

午後3時15分 再開

議長（菊地 進君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。11番佐藤貞夫君。

11番（佐藤貞夫君）（登壇） 平成17年の6月定例会もいよいよ最終日になりました。最後の質問であります、かなり通告をしたようでありますが、前段の方がいろんな質疑を展開しているようでございますので、しよって質疑を展開いたしたい。当局におかれましては、明確な答弁をお願い申し上げておきたいと思っております。

まず、今日の状況を見ますと、日本の政治というものは明治維新に、あるいは藩籍奉還、廃藩置県、これは明治4年でございますからこのときには261の藩がありましたけれども朝廷に返還をしたと。そして、3府302県、当時は分散をして県をしいたようであります。その年の年末にいわゆる3府72県に縮小して、それから地方の資本主義体制、あるいは中央集権が始まったと。明治のいわゆる大合併、昭和の大合併、そして今は平成の大合併という形であれだけあった市町村が来年の4月には2,000を割ると、こう言われております。ますます国では省庁再編をしたわけですから地方分権、そして三位一体改革、さらには市町村合併を進めていくんだらうと思っております。ただ、最近の政府の方針はいろんな面でちぐはぐが生じているなど。地方分権といいながら権限はまさにまだ握りつつありますから、そういう面で実質的な地方分権を勝ち取るまでにはまだまだ時間がかかるなど、こう思います。

そこで、塩竈市の最大の課題、一刻の猶予も許されない行財政改革、これについてまず市長

に答弁を求めておきたい、こう思うわけでありませう。

塩竈市では前市長時代、あるいは現市長時代にも行政改革推進本部を設けまして、今佐藤昭市長が本部長で随時会議を開いているいろいろやっているようでございませう。そういう意味では明確なる数値を示したわけございませうから、あらゆる万難を排して数値に基づいた取り組みをなされて、そして行財政改革を進めてほしいなと、こう思っているわけでありませう。そういうことで今日の状況をつぶさにご報告いただきたい、こう思うわけございませう。

それから、先日、広域行政の問題につきましていろいろな議員から質問がありまして、消防や斎場の問題などいろいろ言われました。確かに広域行政はなかなか難しいのでありますが、一歩もっと踏み込んで広域行政に当たっていかなければ市町村の財政はますますもたなくなるのではないだろうか。そういう意味ではまだまだ努力をしてほしいなと、こう思いますので、その考え方をお尋ね申し上げたいと思ひませう。

行財政改革には二つの道があると思ひませう。塩竈が生き残れるのか、あるいは生き残るために合併が一つの布石なのか。というのはやはり塩竈市が財政がうんと悪いんだと。ほか市町村の住民に与える影響が非常に大きいわけでありませう。それだけに一刻も早く行財政改革を推進して、ほかの市町村に比べても立ち直っていますよと、財政再建準用団体などの指定はありませんよと。その姿を見せてほしい、こう思っているわけございませうので、その考え方をぜひお尋ねを申し上げたいと思ひませう。

それから、私は行財政改革なくして市政の発展はないと思ひませう。一般会計の現状からしてかなり特別会計に繰り出しをしておりませう。特に魚市場会計、交通会計の赤字対策をどうするか。さらには市立病院の不良債権を解消する経営健全化はこれ以上先送りできない。こういう状況を考えるとき我々も真剣にいろいろ問題提起をしながらやってまいりたいと、こう思っているわけございませう。きのうも、あるいはきょうもニュー市民クラブの議員から議員の定数問題も提起されました。私も5月の30日の幹事長会議において問題提起をして、実はきょうが最終日でありますからきょうまとまればいいと思ひませうけれども、なかなか会派でまだ煮詰まらないということでございませうので、これは9月まで先延ばしせざるを得ないなと、こう思ひませう、9月にはそれなりの定数を考える特別委員会なるものをぜひ立ち上げて取り組んでまいりたいと、こう思っているわけございませう。各種団体からもいろいろな問題が提起されておりませう。それだけにこの問題は我々も避けて通れないわけでありませう。ですからそういう面で当局も行財政改革を一層推進してもらひませう、我々もそれなりの努力をする、こういう申し合ひ

せをしながら一緒にやっていきたい、こう思っているわけであります。

市長は38年間、県の行政マンとして、あるいは技術職員として一定の地位まで上り詰めました。今は政治家として塩竈市政をあずかっているわけであります。したがって、政治家としての心構えをきちんとやらなければいけないなど。特に政治家というものは喜びと悲しみ、苦しみと楽しみがいつも同居していると思います。そういう面では、その苦しみや批判から逃れては住民の批判が高まる。そういう意味では裸で飛び込んでやっていく強い信念、悲壮感、あるいは責任感、そういうものを持って打ち出した方針を的確にやってほしい、こう思っているわけですので、その辺の考え方もお尋ね申し上げたいと思います。

それから、二市三町の首長間の問題でもいろいろ質問が出ました。私も煮詰めるのは大変難しいと思いますけれども、かつてここは昭和41年に仙塩合併が挫折をしました。その前の昭和30年には利府の浜田と須賀が分村合併をしようという動きもありました。総理大臣の勧告が出て町はそれをけてとうとうしなかった。

しかし、今でも浜田の住民や須賀の住民は塩竈と一緒になりたかったと、こういう声が今でも聞こえてくるんです。そういう意味では若い首長さんもいらっしゃるわけですが、何とか首長さんの間で意思統一を図っていただいて、そして合併の話を俎上にのせてほしいなど、こう思っているわけであります。なぜかといいますと、もう地方自治体は合併なくしてやっていけない時期に入っていると、こう言っても過言ではないと思いますので、それらの考え方もぜひお尋ねをしたいと思います。

次に、今後の水産振興でございますが、今後の漁船誘致の考え方についてお尋ねを申し上げたいと思います。

先般来、卸売機関や商工会議所や各種団体と一緒に漁船誘致に九州、四国、あるいは三重県、こういうところに行っているいろいろ取り決めをしたようでありますが、これは継続してほしいなど。塩竈は魚が来なければ活気はつかないわけであります。

したがって、私も議長時代に行った経験がありますけれども、漁船誘致ではいろんな問題が提起されます。誠実にこたえれば漁船誘致につながっていくんだろうと思いますので、その辺も十分ひとつ考えていただきたい、こう思っているわけであります。

それから、魚市場背後地の再開発の進捗についてでございますが、これもかつては市場の再開発は難しいと。しかし、背後地は何とか形が整えられてきたと。水産関係団体一丸となってこの取り組みをやっているわけでありますが、もうそろそろ時期ではないだろうか。かつて

新浜地区の地価が低下しているために何回か評価を待って今日まで至ったと思いますけれども、県も恐らく7月ごろまでには何とか決めたいと、こういうことのようにありますから、その辺の考え方もぜひ出していただいて、積極的な役割を市長を初め産業関係の皆さんに努力をお願いしたい。

そして、あの1万坪の背後地に一日も早く水産センターを立ち上げていただきたい。あれは塩竈でも相当な漁業生産基地になるだろうと、こう思いますので、企業誘致の立場からぜひひとつこの取り組みをやっていただきたい、こう思っているわけであります。

それから、水産製品の消費地へのアピール。我々は余り聞いてないんです、どこでどういうふうに通じているのか。各企業の努力でいろいろなされると思いますけれども、業界が一体となってやる方向はどうなんだろうかなと、こう思いますので、その辺もぜひひとつお尋ねを申し上げたい。かつては大宮や東京の大都市のデパートでやった経過がございます。大消費地と生産地が結びついて、いろんなつながりを活用して、そして塩竈の産品を売る、そういう努力こそ私は必要だと思いますので、その辺の考え方もお尋ねをしておきたいと思います。

次に、浦戸の振興の問題であります。

これはいろいろかつては菜の花、椿で有名でございました。今は菜の花もないし椿の鑑賞会もない。しかし、野々島を中心にフラワーアイランド構想が浮上してまいりました。しかし、私は春夏秋冬、春の浦戸祭り、あるいは夏、秋、冬と地場産品を活用しての、あるいはフラワーを活用しての特色ある島づくりが必要ではないだろうか。ですからチューリップとかひまわりとか、あるいはサルビアとか、あるいはカーネーションとか、そういう特色あるフラワーアイランド構想で島ごとにやって、いろいろな取り組みを成功させていただきたいものだ。かつて浦戸漁業組合を中心として釣り堀の提案もしたこともありました。なかなか難しい問題であります。志津川あたりまで皆行って当時はやっていたようではありますが、仙台も近いわけですから塩竈に来て、ここから漁場に行くわけですから、釣り堀の構想などもいろいろアイデアを出しなから漁協と話し合いをして、そしていろいろ取り組みをお願いしたいなど。この間の委員会でも浦戸に花火大会があると。聞いてみたら8月16日のようだ。本当に宣伝しているのかと、全くしてないですね。行ってる人もいるし行かない人も随分いるようでございますけれども、やはりそれだけの行事をやるならばもっと島の人たちと本土の人たちが連携を密にして、そしてフラワーアイランド、あるいは花火、いろんな事業を市民あるいは県民が浦戸に行くように、そうすると交通船の乗客もふえるわけですから、今人口は700人を割る

うとしているわけであります。そういう面では年々落ち込んでいる人口をこれ以上減らさないためにも、そして努力を皆さんにお願いをしながら頑張ってもらいたい、こう思っているわけでございます。

次に、教育の振興についてお尋ねを申し上げたいと思います。

戦後60年がたちました。明治もはるかに遠くなり大正も遠くなりました。昭和が始まって78年になります。これだけ経過をしますと21世紀の今日、教育をめぐる問題がさまざまな形で、いわゆる進路指導における懇談会とか、あるいは指導概念での戸惑いがある。そして、今、21世紀教育新生プランとか中高一貫教育、小中一貫教育、さらには環境教育とか人権教育とか、あるいは飛び進級、飛び入学とさまざまな問題が出ているわけであります。

一方で、これだけ高齢化が進んで若者が減っているのに新しい大学を認可すると。矛盾だらけの今日の教育ではないだろうか。また、国際的に見て週5日制が学力を低下させたのではないかと、こうも言われております。そういう意味では今度の仙台市長選のある候補者が、週休2日制をなくして土曜日も学校を開きましょと、こういう発表をした方もいらっしゃるようであります。そういう意味では、教育低下、学力低下を招かないためにも何らかの手だてが必要だろうと。今どういうふうになっているのか、その辺もお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、教育現場の危機管理を提起いたしました。

現実的に不審者が学校にあらわれた場合、侵入された場合どういうふうに対応するだろうと。まず教職員が複数で大声をあげるとか、1人では対応しない、複数で対応する。あるいは「さすまた」というんですか、器具を使っている訓練もあるようでございますが、塩竈あたりはそういう訓練、あるいは危機管理でこういうことをやっているのかどうか、その辺もお尋ねを申し上げたいと思います。

教育現場は今非常に混乱してますが、まず学校を落ちつかせて、そして不審者が来ても塩竈の教育は大丈夫だと、現場は大丈夫と、そういう安心感を持たせてほしいなど、こう思っているわけであります。

次に、中心市街地の再開発問題についてお尋ね申し上げます。

これについてはいろんな意見があります。きょうもいろんな意見がありました。考えてみると、あの土地をこのまま放置しておいていいのかと。やはり利子がかかるわけでございますから、何をしているんだという形になるのではないだろうか。そういう面では審査委員会をつくって審議をやった。しかも、満場一致で認めたということは高く評価をしなければならない

と、こう思っているわけであります。確かに市民の貴重な財産でありますけれども、これをそのまま放置した方がかえって市民の批判が高まる。そういう意味では適切な事業として区画整理の進捗状況とあわせて、これに取り組んでほしい。何だかんだといってもこれは土地の有効活用ですから、さらには区画整理で塩竈市は北浜区画整理を経験しております。仮換地の問題についてもいろんな経験をしていますから、その経験を生かすときが来たんだらうと。このセットで区画整理と海辺のまちづくり、にぎわいづくりをぜひ成功させていただきたい。そして、姿が見えてきたと、マリンゲートまでつながっていくんだと。そして、海辺の賑わい地区が港町の潤いがさらに現実のものになるように心から期待をし、市長も精一杯頑張ってくださいたいことを申し上げまして、第1回目の質問を終わりたいと思います。感謝申し上げます。(拍手)

議長(菊地 進君) 佐藤市長。

市長(佐藤 昭君)(登壇) 11番佐藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、行財政改革につきましてご質問いただきました。どのような決意で行財政改革を進めるのかというご質問であったかと思いますが、一つは、この塩竈、本当に待ったなしの状況だと思っております。後ろはない、もうただひたすら行財政改革に取り組むことが、この塩竈のまちに今後活気、元気を取り戻す最後の方策だと職員一丸となって考えておりまして、何が何でも行財政改革をやり遂げるということで、先ほどのご質問にもお答えいたしましたように、職員がみずから汗を流し、あるいは血を流してでもやるという決意でありますし、私もその先頭に立ってまいりたいと考えております。

そういった中で「市民の方々にわかりやすい……」というようなご指摘をいただきました。

今回、60項目の個別行動計画というものを設定させていただいております。この内容につきましては、たびたびこの議場の場でご審議いただきました内容、あるいはかねてより市民の方々からご要望いただきました内容等々をすべて網羅させていただいたと思っておりますが、こういった個別行動計画を60項目選定し、なおかつであります具体的な数値目標をそれぞれ掲げまして、進みぐあいについて市民の方々にもおわかりいただきやすい、結果といたしまして行政評価というような形につなげてまいりたいと考えております。市民の方々が行政は少し歩みが遅い、あるいはそれなりに頑張ってるなど、よく頑張ってるのではないかといったようなことを市民一人一人の方々に明らかにできるような進め方を行ってまいりたいと思っております。

また、単に4年、5年という期間ではなくて、17年、18年度を集中改革期間として位置づけて、まずこの部分で何が何でも行財政改革を軌道に乗せるという意気込みで今取り組みを始めたところであります。

そういった中で一般会計の足を特別会計、企業会計が引っ張っているのではないかというご質問でありました。特に魚市場、駐車場、あるいは市立病院等々についてお触れいただいたのかなと思っておりますが、例えば魚市場会計につきましては、今経営健全化に向けた第一歩ということで料金体系の見直しでありますとか、何よりも年間の水揚げ高をまず上げていかないことには経営健全化が見えてこないということでありました。平成15年が95億でございました。おかげさまをもちまして平成16年度が115億ぐらいまで持ち直しをしておりますが、この数字も経営の健全化というような目標からはまだ大きく下回っているという状況であります。健全化の第一歩は取扱高をまず上げていくと。そのためには数多くの船を入れるということでありまして、後で触れさせていただきますが、そういった努力を官民挙げて問題の共有化をしながら取り組んでいくということに尽きるのかなと思っております。

駐車場会計につきましても、今回新たに設置されます海岸通の顧客利便施設と連動させまして事業会計の健全化、さらには土曜日、日曜日の割引料金等にも取り組みを始めたところであります。使っていただいて何ぼの施設であります。市民の方々に数多く手軽にご活用いただけるような公共駐車場でありたいということで、なお一層努めてまいりたいと思っております。

また、交通事業会計、今議会でも示させていただきましたが、小型新造船の運行を柱とした運行コスト削減による経営の健全化というものを当面目指してまいりたいと思っておりますが、将来は小型船2隻体制、中型船1隻という形で健全化を図ってまいりたいと思っております。

また、病院会計であります。非常に厳しい経営環境でございます。我々は存立の危機に直面しているのではないかなと思っております。原因は幾つかありますが、最大のものがやはり医師確保ができないということでありました。15年度には六千数百万まで圧縮されました単年度赤字が、平成16年度には医師不足によりまして大きくまた膨らんだというようなこと。反省材料といたしまして医師確保はもちろんであります。職員の待遇面、さらには病院の利活用ということまで踏み込んだ緊急再生プランを今策定いたしております。職員の方々にも私も直接出向きまして、現下の厳しい環境、なぜこういう緊急再生プランに取り組まなければならないかということにつきましてははるる説明をさせていただいたところであります。職員の方々にも今後とも協力をいただきながら、一丸となって再生プランの実現に向かってまいりたいと思

ております。

下水道事業会計もしかりであります。普及率が97.5%、水洗化普及が92.8%という県内でもかなり上位にランクされる高い整備水準になっております。今後はもう一度足元を見直しながら、進捗調整も含めた整備を計画的に進めてまいりたい。そういったことを経営の健全化につなげてまいりたいということで考えております。いずれ行財政改革が目指す目標、本市が自立した行財政を確立していくことで、私が公約として掲げております「日本で一番住みたいまち塩竈」を実現することにあると考えております。

また、改革には議員ご指摘のとおり大変厳しさが伴うものと思っております。しかしであります、今を生きる市民、そして未来にこの塩竈で生きる市民のために、本当に今こそ住んでよかったと思われる魅力あるまちづくりを行うために、全力を挙げて行財政改革に取り組んでまいりたいと思っております。さっきの回答でも触れさせていただきましたが、我々公務員、先憂後楽という気持ちを大切に、なお一層頑張っただけでまいりたいと思っております。

市町村合併について触れていただきました。特に二市三町間での協議、塩竈市長がリーダーシップを発揮すべきというご指摘でありました。

この問題につきましては、繰り返しになりますが、宮城黒川地区9市町村で人口30万の中核都市を目指す未来都市づくり研究会というものを立ち上げたわけではありますが、残念ながら昨年11月、合併特例法の期限であります平成17年3月31日、あるいは特例期間であります18年3月31日までの合併を見送って、合併については中長期的に見据えながら、それまで間、広域行政の推進に重点を置いていくという方向性が9人の首長間で打ち出されたところでありました。私といたしましては常々申し上げておりますが、合併を本当に議論するということであれば、歴史的、文化的なつながり、あるいは日常生活の圏域、そして現在の広域行政の連携状況から見ましても、やはり二市三町間に深い結びつきがあるのではないかと考えております。こういったことにつきましても連絡協議会等の場でいろいろ話題として出させていただいておりますが、残念ながらこれまでの各首長との話し合いの中では、それぞれの個別の事情から二市三町の意見が一つになってないという状況にあります。こういったことに関しては、ある首長さんからは、広域行政での一つ一つの実績を積み重ねることによって初めて合併という道筋が見えてくるのではないかと。言いかえれば、もっともっと時間をかけて議論すべきではないかということをおっしゃられる首長さん方もおられます。あるいは、主に財政の問題、財政の格差問題といったようなものを取り上げている首長さん方もおられます。これは公債費残高であります

とか、あるいは公共料金といったようなものにも言及しているわけではありますが、そういった問題も提起されております。だからということではないと思っております。私もこの議会で再三申し上げておりますように、やはり将来、本市は合併問題を真正面から見据えて行政を運営すべきではないかと、私は思っております。

そういったこともございまして、まずは二市三町の首長で構成します塩竈地区広域行政連絡協議会において広域行政に向けた問題、課題を真剣に議論させていただきたいと思っておりますし、佐藤議員から叱咤激励いただきましたように、私ももっともっとリーダーシップを発揮してまいりたいと考えております。

次に、漁船誘致の問題について触れていただきました。

このたび水産振興協議会が中心になりまして塩竈市、それから議会から香取前議長にも同行いただきながら総勢約10名で三重県、大分県、宮崎県、徳島県、高知県等々本市に船を寄せていただいている主要な生産組合を訪問し漁船誘致活動を行ってまいりました。その際、私もすべての地域に同行させていただき、各地区の船主の方から生の声を聞かせていただきました。一言で申し上げれば、大変厳しい漁業環境の中での魚価回復への願いをひしひしと感じたところであります。ある生産者にお伺いしたときには、我々が命がけでとってきた魚だと。当然のことながら1円でも高く買ってくれる市場に我々は船を入れるよ、というようなことを申されました。今も耳に深く残っております。恐らく生産者の気持ちはそういうことだろうと思っておりますし、こういったことに我々塩竈の魚市場がいかにこたえていけるかということにこの問題は尽きるのかなと思っております。これがあってこそ、先ほどの魚市場会計の経営健全化といったようなものもレールに乗ってくるのではないかなと思っております。

また、このほかにも外国人船員休憩室の設置等の要望がございましたが、これも既に3月に設置させていただきまし、燃料油の価格安定につきましては、先日、議会の方々のご協力もいただき総決起大会を開催させていただき、内容を早速県選出の国会議員に対しまして私、6月8日に開催されました宮城県内の首長、市長会の朝飯会でも直接要望させていただいたところでありまして、来週月曜日にも宮城県知事に要望させていただくなど、各生産者の方々からご要望いただいたことにつきましては、誠実におこたえをしてみたいと思っております。

次に、漁港背後地の再開発の進捗状況についてお答えをいたします。

この問題いろいろ時間がかかってきておりますが、私は、この問題の成否は全国組織の組合が果して来てくれるかどうかということにかかってくるのではないかなと思っております。も

ちろん地元の組合、一定のまとまりはありますが、やはり全国組織の組合と連動した形でないと流通センターというものはなかなか厳しいのではないかなと思っております。

そういった観点から私も本年の4月11日、進出をお願いしております全国組織の組合本社を東京に訪問し、早期に決断をとという願いをさせていただきました。かなり前向きのご回答をいただきまして一安心をしたところであります。

また、土地を造成しました宮城県からは、先ほど議員の方からもお話しいただきましたように、4月までに土地購入の最終確認をしてほしい旨の申し出がされております。これを受けまして流通センター事務事業組合では、現在施設計画と資金計画など事業内容の最終取りまとめに入ったところでありまして、関係者の方々、本当に今一丸となってこの課題を進める努力をいただいているところであります。当然のことながら我々も一緒に、この計画促進に当たってまいりたいと考えているところであります。

水産製品の消費地への取り組みの状況をちょっと紹介してくれというお話がございましたので、昨今の取り組み状況をご披露させていただきたいと思っております。

本市の販路拡大の動きでございますが、最近では千葉県の幕張で開催されました「インターナショナルシーフードショー」に塩釜ブースを設置出店し、新たな地域との取引が始まったと聞いているところであります。また、県内でも食材王国みやぎの逸品商談会や水産加工品品評会等が開催されており、市内からも積極的に参加され、地場製品のPRに努めていただいているところであります。

さらに、宮城県のアンテナショップがことしから池袋に開設されることになりましたので、この活用方につきましても業界団体と今県にお願いをさせていただいているところであります。

また、市内におきましては、平成14年度から水産加工品の観光客へのアピールと製品の評価を得るためマリゲート内で水産品、水産加工品のアンテナショップ「エスパーク」であります。を運営しており、出店会が中心となりまして仙台、古川、山形等の消費地でのイベントに積極的に出店しております。また、「アラスカシーフードフェア」などの各種イベントにおきましても、消費者の皆様方にはば広く本市製品のPRを行わせていただいているところであります。今後、なおこういった動きを強めてまいりたいということで考えているところであります。

浦戸の問題、浦戸の振興、観光。季節的なものではなくて1年を通して取り組むべきではないかというようなご質問をいただきました。

浦戸諸島、本当に豊かな自然、食文化、あるいはゆったりとした雰囲気漂ういやしの島。それ以上に私は島民の方々の優しい心意気というものが売りではないかなと思っておりますが、そういった魅力を内外に広くPRするために、例えば今回で4回を迎えまして「浦戸・イン・ウォーク」や昨年に引き続き7月に旧浦戸第二小学校で行われます島ライブなど、浦戸の資源を積極的に活用した取り組みを行ってきたところでありますが、一定の評価をいただいているところであります。さらに、ことしも8月13、14日に桂島、野々島でそれぞれ花火大会が予定されており、ことしも引き続き市営汽船の臨時便でありますとか、あるいは海上タクシーなどを利用し例年以上の見物客が訪れていただきますよう、なお一層PRを活動を行ってまいりたいと考えております。

また、8月には本市企画員が中心となりまして、浦戸を会場に人と自然の共生をテーマにした体験交流イベントを開催する予定となっております。これは地引き網でありますとか、島の産品を使った料理コンテストでありますとか、あるいは星を見る会でありますとか、あとは島クルーズ、いろんなオプションを用意しております、約100名ぐらいの参加を見込んでおりますが、こういった方々に浦戸の新しい魅力をまた発見していただければということと、できますればこういうイベントを四季折々に開催させていただくような努力をなお続けてまいりたいと考えているところであります。

さらに、野々島ではフラワーアイランド計画が進められております。これらにつきましても本当に島内外から訪れた方々に島の花の魅力というものを楽しんでいただければと思っておりますし、最近新たに民間企業が寒風沢にレストランを開設するというような計画も進行いたしております。こういったことを総力で支援しながら、浦戸の本当の美しさ、魅力、楽しさをなお一層PRさせていただきたいと思っております。

教育振興についてご質問いただきました。

学力の問題でございますが、最近の報道でも触れられておりますように、OECD（経済開発協力機構）が行いました学力の国際比較で見ますと、我が国はその順位をやや下げしております。資源の少ない我が国が戦後の復興期を経て今日の発展を見るようになりしたのは、やはり教育に負うところが大きいと思っておりますし、さらにこれから競争力を高めていかなければならないことを考えますときに憂慮すべき事態ではないかと思っております。

一方国内に目を転じますと明治5年の学制以来130年、義務教育が続けられてきたわけですが、こういった詰め込み教育というものの反省に立ちといたしますか、1977年に「ゆとり

教育方針」というものがスタートしたわけであります。指導要領も変わりました、教える最高水準ということでたしかスタートしたと記憶しておりますが、いろいろな問題が発生しました。その後、2002年にさらに総合的な学習ということで内容が変わり、週5日制に変わりました。授業内容も3割程度少なくなりました。その後、遠山文部科学大臣の時代でございましたか、「学びのススメ」というものが新たに打ち出され、学習指導要領を逆に最低基準と位置づけたわけでありますが、一つの問題といたしましては、教育の方針がこのように変わることが果して生徒さんたちに混乱を来さないのかということが我々の率直な意見であります。

昨今、新しい文部科学大臣になりまして、「よみがえれ日本」というような提案を総理大臣になされたようであります。今のゆとり教育方針をかなり大幅に見直しを行う内容になっているのかなと感じておりますが、我々も注意深く見守ってまいりたいと思っております。ちなみに本市の児童生徒の学力についてでございますが、昨年11月、岩手県、和歌山県、福岡県と本県など4県で行いました学力調査によりますと、教科領域などによって平均を上回るものもございまして、総じて県平均でありますとか、仙台教育事務所管内平均をやや下回っているという結果が出ております。読みとく力でありますとか、考える力、記述する力を定着させるために読み書き、計算など基礎的な学力を向上させる教員の資質と指導力の向上のほか、少人数指導に努めてまいりながら、教育水準の確保ということに努めてまいりたいと考えております。

教育現場における危機管理についてご質問いただきました。

昨今、学校内におきましては大変痛ましい事件が多発しており、その危機管理が問われておりますが、本市におきましては不審者が校内に侵入したときに子供たちをどのようにして安全に避難させるかということに重点を置いて学校現場を指導させていただいております。具体的な取り組みといたしましては、各学校において不審者対応マニュアルを作成し、教職員を対象とする訓練と児童生徒を対象とする訓練をそれぞれ実施し、その内容を踏まえて全体訓練を実施しております。さらには、塩釜警察署の協力をいただきながら、議員の方からもご紹介いただきました「さすまた」などを使用してのより実践的な指導訓練も行っております。

また、校内に不審者の侵入を未然に防止することが重要と考えておりますので、授業中の昇降口の閉鎖、教員による校内巡視、正面玄関の常時閉鎖とインターホンを設置するなどの対策も講じさせていただいております。

次に、土曜日、日曜日などの閉校時における学校施設の管理につきましては、専門の警備会社に管理委託し、緊急連絡網の整備を確立してあり、何らかの事件が発生した場合には教育委

員会と各学校間、並びに関係機関に連絡され緊急に対応できるような体制をとっているところ
であります。

最後に中心市街地とまちづくりということで、海辺のまちづくりにつきましてご質問いた
きました。

再三申し上げるようでありますが、本塩釜駅前の本市にとって唯一残されました良好な都市
空間であります。この空間、残念ながら10年間現状の形で放置されてまいったわけでありま
すが、議員の皆様方のご理解をいただきまして今土地区画整理事業がスタートしたところであり
ます。土地区画整理事業につきましては、おおむね10年ということをお願いしておりますが、
この塩竈、10年待てるような状況にはないわけであります。第1期、第2期、第3期というよ
うな段階施行で取り組ませていただきまして、効果の発現を早期に努めてまいりたいというご
説明をさせていただきました。今現在、第1期分として海辺の賑わい地区に新たな商店舗の立
地ということについて取り組んでまいりまして、今回その提案者の1社に立地が決まったとこ
ろであります。これが我々の終点ではございません。これが海辺の賑わい地区のスタートであ
ります。今後、市民の方々、市内の商店街の方々がご参加いただけますような区画整理事業の
進め方になお一層努力を傾注してまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導お願い申
し上げるところであります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（菊地 進君） 11番佐藤貞夫議員。

11番（佐藤貞夫君） いろいろご答弁いただきましたけれども、限られた予算を有効に、効果
的にどう使うかということが塩竈市の大きな課題でありますから、限度があるわけですから、
その辺十分ひとついろいろ協議しながら判断していただきたい。

それから、財政再建準用団体に転落しないように、これまたぜひ努力をしていただきたいも
のだと、こう思います。

それから、来年、再来年は退職者が20人台です。3年後に30人ぐらいと続くんです。そうい
う面ではこの2年間は予算編成も大変だと思いますけれども、3年後からは幾らか退職者がふ
えますから。それでも財政再建の道筋は変わらずやってほしいなと、こう思っています。

それから、最後に「学校週休5日制」を「学校週休2日制」に訂正したいと思っておりますので、
よろしくご理解いただきたいと思っております。以上です。終わります。

議長（菊地 進君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 限られた予算を有効にということでございます。我々も選択と集中に努

めながら、市民の方々の血税を有効に活用させていただきたいと思っております。

退職者、平成19年度、団塊の世代に入ります。大勢の方々が退職されますが、なお一層定数削減等に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（菊地 進君） 以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時04分 閉会

地方自治法第123条第2号の規定によりここに署名する。

平成17年6月24日

塩竈市議会議長 菊 地 進

塩竈市議会議員 曾 我 ミヨ

塩竈市議会議員 中 川 邦彦